

学位論文

明治期漢文教育形成過程の研究

広島大学大学院 教育学研究科 博士課程後期

文化教育開発専攻 国語文化教育学分野

西岡 智史

# 明治期漢文教育形成過程の研究

## 目次

序章	1
第1節 問題の所在	1
第2節 研究の目的と方法	4
第3節 「明治」という時代	7
第1章 「学制」期の漢文教育—近代的漢文教育の創始以前—	14
第1節 明治初年の漢文教育をめぐる社会背景—漢学塾研究を中心に—	14
第1項 明治期東京府の漢学塾の状況	14
第2項 明治期における漢学塾の役割	18
第2節 明治初期の漢学と漢文教育観—『日本教育史略』を中心に—	22
第1項 「学制」期の漢文教育に関する先行研究	22
第2項 『日本教育史略』の構成	23
第3項 『日本教育史略』第一部「概言」における漢学の位置づけ	24
第4項 「概言」における「学制」期の漢文教育	26
第5項 『日本教育史略』第二部「教育志略」の内容項目	26
第6項 「教育志略」における維新後の学校制度と漢文教育に関する記述	27
第7項 『日本教育史略』第三部「文藝概略」における「漢文」の位置	28
第8項 「学制」期における国語教育論との比較検討	
—『文部省第一・二年報』の「ダビッド・モルレー申報」を例に—	30
第3節 「学制」期の初等教科書における漢文脈	
—『 <small>漢</small> 読本』巻之四・五と『蒙求』の比較を通して—	32
第1項 『 <small>漢</small> 読本』と『蒙求』の概要	32
第2項 「学制」期の教育制度と漢学の系統	36
第3項 徐子光注『蒙求』と『 <small>漢</small> 読本』巻之四・五の構成比較	38
第4項 『 <small>漢</small> 読本』巻之四・五の『蒙求』教材と徐子光注『蒙求』との比較	40
第4節 「学制」期の漢文教育とメリトクラシー思想	47
第2章 「教育令」期の漢文教育—近代的漢文教育の創始—	49
第1節 明治10年代の漢学と漢文教育論—『東京学士会院雑誌』を例に—	49
第1項 『東京学士会院雑誌』における漢学の位置	49
第2項 『東京学士会院雑誌』における中村正直の漢文教育論	52
第3項 『東京学士会院雑誌』における西村茂樹の漢文教育論	53

第4項	中村正直・西村茂樹の漢文教育論比較	57
第2節	「教育令」期の初等教育における漢文の位置	58
第1項	「教育令」「改正教育令」の公布とその時代背景	58
第2項	「小学校教則綱領」における漢文	61
第3項	『小学中等読本』における漢文の位置	62
第4項	『小学中等読本』のメリトクラシー思想	66
第5項	初等教育の漢文と中学校「和漢文」科との関連	67
第3節	「教育令」期の中学校「和漢文」科における漢文観	69
第1項	「教育令」期中学校「和漢文」科の概要	69
第2項	『和文読本』「緒言」における和文・漢文の概念	72
第3項	明治10年代における通用文体との関連	77
第4節	「教育令」期の漢文教育とメリトクラシー思想	80
第3章	「学校令」期の漢文教育—近代的漢文教育の形成—	83
第1節	「学校令」公布（明治19年）から「中学校教授要目」（明治35年）までの教育課程における漢文の推移	83
第2節	近代国語科成立期における漢文教科書の研究 —秋山四郎編『中学漢文読本』『第一訂正中学漢文読本』の分析を通して—	85
第1項	秋山四郎編纂漢文教科書の系譜について	85
第2項	秋山四郎編纂漢文教科書に関する先行研究	87
第3項	『中学漢文読本』（明治27年初版・明治29年訂正再版）の構成・内容	90
第4項	『第一訂正中学漢文読本』（明治33年初版・明治34年訂正再版）卷之一の構成・内容	92
第5項	『第一訂正中学漢文読本』卷之二～十の構成・内容	94
第6項	『第一訂正中学漢文読本』明治33年初版と明治34年訂正再版の異同	96
第7項	『中学漢文読本』と『第一訂正中学漢文読本』の比較	97
第3節	国語科成立期における漢文教授方法 —秋山四郎編『漢文教科書』『漢文教科書備考』を中心に—	99
第1項	『漢文教科書』『漢文教科書備考』編纂の時代背景	99
第2項	『漢文教科書』（明治35年訂正再版）の特徴	100
第3項	『漢文教科書備考』（明治36年発行）に提示された漢文教授方法	105
第4項	近世漢学における漢文学習方法との比較	108
第5項	『漢文教科書』『漢文教科書備考』の意義	110

第4節	国語科成立期における漢文教科書の推移	
	—秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』(明治41年・第五版)を中心に—	110
第1項	明治30年代後半の学校制度・教育課程における漢文の位置	110
第2項	明治30年代後半の通用文体における漢文の状況	114
第3項	『漢文教科書』と『第一訂正漢文教科書』の構成比較	115
第4項	『第一訂正漢文教科書』(卷之一～五)における日本漢文の特徴	117
第5項	『第一訂正漢文教科書』(卷之四・五)における中国漢文の特徴	118
第6項	『漢文教科書』から『第一訂正漢文教科書』への改訂の意義	119
第5節	編集型漢文教科書の編纂過程に関する検討	
	—深井鑑一郎編『撰定中学漢文』の分析を通して—	120
第1項	深井鑑一郎編纂漢文教科書の系譜について	120
第2項	『撰定中学漢文』編纂時の漢文教育の状況	121
第3項	『撰定中学漢文』(明治31年初版)の編纂方針	122
第4項	『漢文教授法』で示された丸本教科書の問題点	125
第5項	『和漢文質疑問答』の漢文教科書論	127
第6項	『撰定中学漢文』と『漢文教授法』『和漢文質疑問答』の関連性	133
第6節	編集型漢文教科書の教材内容におけるメリトクラシー思想	133
第1項	編集型漢文教科書におけるメリトクラシー的教材の定義	133
第2項	秋山四郎編纂漢文教科書におけるメリトクラシー的教材	135
第3項	深井鑑一郎編纂漢文教科書におけるメリトクラシー的教材	140
第7節	編集型漢文教科書と中等国語教科書の関連	
	—秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』(明治41年)と落合直文編『訂正中等国語読本』(明治36年)の編纂方針比較—	142
第1項	国語教育史研究における落合直文編『訂正中等国語読本』(明治36年)の意義	142
第2項	明治35年「中学校教授要目」で示された国語と漢文の関連性	145
第3項	秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の編纂方針と教材の特徴	149
第4項	落合直文編『訂正中等国語読本』の編纂方針と教材内容の特徴	152
第5項	『第一訂正漢文教科書』と『訂正中等国語読本』の編纂方針比較	154
第6項	編集型漢文教科書独自の特徴とその意義	155
第8節	編集型漢文教科書と初等教科書の関連	
	—『尋常小学読本』(国定第一期)を例に—	157
第1項	『尋常小学読本』(国定第一期)編纂の背景	157
第2項	『尋常小学読本』(国定第一期)編纂方針	158
第3項	同時期の中学校用編集型漢文教科書との関連	159

第9節	近代的漢文教育の確立とメリトクラシー思想	161
第4章	明治期の近代的漢文教育形成過程に関する考察	165
第1節	近代的漢文教育における「漢学的な知」の特色 —メリトクラシー思想を中心に—	165
第1項	継承された「漢学的な知」	165
第2項	拓かれた「漢学的な知」	170
第2節	「漢文」科のメリトクラシーによって養成された能力	173
第3節	近世漢学におけるメリトクラシーとの関連	175
第4節	近代的漢文教育におけるメリトクラシーの意義	176
終章	研究の成果と展望	180
第1節	研究の成果	180
第1項	各章の成果	180
第2項	本研究の成果と意義	186
第2節	研究の展望	188
	主要参考文献	191

## 序章

### 第1節 問題の所在

「学制」の公布（明治5年）以降、明治政府は教育の近代化へと本格的に着手したが、そこで直面した課題の一つは、近代西洋に倣って発足した正規の学校教育制度と、近世から存続した教養の体系（漢学の素養やその学習文化）との間に生じた不整合であったといえる<sup>1</sup>。明治期以降、学問体系としての漢学は解体され、漢文教育は中学校の「国語及漢文」科に受け継がれたといわれるが<sup>2</sup>、その過程において、明治維新以前の社会に存在していた漢学の素養はどのように継承され、また再構成されたのであろうか。本研究では、教科としての「国語」や「漢文」という概念が確立されるまでの近代的な漢文教育の形成過程を解き明かしたい。

明治期の漢文教育形成過程に関する、従来の漢文教育史研究における指摘を次に確認しておく。

明治期の漢文教育形成過程に関する主な研究には、長谷川滋成『漢文教育史研究』（1984）、石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』（2009）、浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」（2012）が存在する。それらの先行研究は、主に教育法令における漢文の位置づけを軸とした中等漢文教育史を構成したものであったといえる。例えば石毛（2009）は、学制（明治5年）から昭和20年までの中学校漢文教育について、長谷川（1984）の漢文教育課程史を継承しつつ、教材・行政・教育思潮を総合して以下のような時代区分を行なっている。

#### 「漢文絶対期」学制～明治27年

国語科がまだなく、漢文が絶対的地位を占めていた時期。近世後期の漢学を踏襲していた。

①学制～明治14年

②明治14年～明治19年（「中学校教則大綱」制定、「和漢文」登場）

③明治19年～明治27年（「中学校令」制定、「国語及漢文」登場）

#### 「漢文譲位期」明治27年～35年

<sup>1</sup> 広田照幸「近代知の成立と制度化」歴史学研究会・日本史研究会編『近代の成立』（東京大学出版会 2005年 pp.251-275）参照。

<sup>2</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』（2009年湘南社）参照。

国語科が生まれ、名目的な地位を国語科に奪われた時期。憲法や教育勅語の制定によって国体論が整備された。

④明治 27 年～明治 35 年（「尋常中学校ノ学科及其程度」改正）

「漢文劣位期」明治 35 年～明治 44 年

国語科の増強を図ったために、漢文の時間が減少した時期。検定教科書が浸透した。

⑤明治 35 年～明治 44 年（「中学校教授要目」制定）

「国漢対等期」明治 44 年～昭和 20 年

「中学校教授要目」が改正され、漢文と国語が名目的にも実際的にもほぼ対等になった時期。

以上のように、石毛は国語と漢文を相対的に位置づけて戦前の漢文教育通史を 4 期（「絶対期」「譲位期」「劣位期」「対等期」）に区分した。

ここで石毛が示した明治期漢文教育形成過程の概観を端的に引用すると、次のようになる。

近世において漢文は、書き言葉の中心としての地位を占めていた。明治期になって、国字論争、言文一致論争、儒教主義教育の復活、教育勅語の発布と国体論、日露戦争後の忠孝論議と国民道徳論、共産主義思想、個人主義思想への思想善導対策などを経て、漢文をめぐる教育思想は大きく変動した。国家語として国語が生まれた後は次第に漢文の地位が低下し、それに伴って漢文側も存続の危機を抱くようになり、必要性を常に訴えた。だがそれは大正後期から国家の要求する天皇制国体論に積極的に与する結果ともなった。近代の漢文は常に外部の状況に振り回されてきた。(p.12)

明治期以降近代の漢文教育は、まず国語科という対立項がない時代から始まって、やがて対立項である国語科が生まれ、次第にその対立項に押し込まれ、やがて共存していく過程とも言える。漢文教育の歴史は国語科との成立・関係と深く関わっている。(p.12)

この「近世において漢文は、書き言葉の中心」であったものが、言文一致や国語の成立にともなって「漢文の地位が低下」し、漢文側の「存続の危機」が生じたという石毛の明治期漢文教育観と同様の指摘は長谷川（1984）<sup>3</sup>と浜本（2012）<sup>4</sup>の研究においても見いだせる。長谷川（1984）は明治 27 年の「尋常

<sup>3</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984 年 pp.14-16

<sup>4</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年一」『国語教育

中学校ノ学科及其程度」改正から「漢文優位から国語優位へと変っていった」(p.16)と指摘している。浜本(2012)もまた、国語科成立期に「国語が主、漢文が副」(p.17)となり、「〈国語科〉漢文へ」(p.20)と推移したと述べている。以上のことから、これらの先行研究においては、明治期には国語科の成立にともなって漢文教育が衰退したことと、その結果として漢文教育が国語関連科目として存続したことという指摘は概ね共通しているといえる。しかしながら、漢文の学習内容において、近代に継承された面や拓かれた面について考察を行なうことは、依然課題として残されている。そこで、漢文の教育法令上の変遷のみならず、教育内容の推移や学校教育の整備状況(具体的には教育人口の推移・近代的な教科書の普及といった、漢文学習者や漢文教育の環境の変化)などをも含めた視点から、明治期漢文教育を見直す必要があると考える。

本研究の目的は、以下のようにまとめることができる。

○明治期における近代的な漢文教育の形成過程において、「漢学的知」の受け継がれた面と拓かれた面を明らかにする。

## 第2節 研究の目的と方法

先述した目的を達成するために、本研究ではまず以下の仮説を設定する。

従来の漢文教育史研究においては、明治期の漢文教育が国語科の成立にもなって次第にその地位を低下させたことと、それに対応して漢文教育が国民道徳としての役割を担うようになったことがすでに指摘されている。だが、従来の指摘ではまだ明らかにされていない漢文教育観の方に着目して見る必要がある。そこで、漢学的な教養から近代的な漢文教育に受け継がれた内容は「左国史漢」以来の歴史書の系統であり、一方の拓かれた面としてはメリトクラシーの思想が看取できると仮定する。

竹内洋（1995）によると、メリトクラシーとは人員配置の基準に「家柄や門地などに重点をおく属性主義（何であるかによる選抜）」ではなく、「教育資格や能力つまり営為に重点をおく業績主義（何ができるかによる選抜）」をとることで「能力ある人々による統治と支配が確立する社会のこと」を指し、この概念は学歴社会や「教育と階層」を語る場合に用いられることが多いとされる<sup>5</sup>。西洋の近代的メリトクラシーの開幕は義務教育の始まりからとされているが、それ以前に東洋の朱子学においても、本来はメリトクラシー的な要素が含まれていたという指摘が存在する<sup>6</sup>。先述したように、従来の漢文教育史研究では、明治期の漢文教育は国語科の成立にもなって次第にその地位が低下したことと、それに対応して漢文教育が国民道徳としての役割を担うようになったことがすでに指摘されている。だがそのように指摘されている漢文教育観以外にも、近代漢文教育において再構成された「漢学的な知」<sup>7</sup>が存在すると考えられるのである。

一般的に日本においては、「近代化＝西洋化」と考えられる傾向にある。一方で近世漢学の特徴については、加藤国安（2013）が前田勉『江戸の読書会―会読の思想史』（平凡社選書 2012年）の論考を踏まえて次のように述べている。

<sup>5</sup> 竹内洋『日本のメリトクラシー』東京大学出版会 1995年

<sup>6</sup> 天野郁夫は『教育と選抜』（第一法規 1982年 pp.45-48）において、メリトクラシーの例として科挙をとり上げている。

<sup>7</sup> 「漢学的な知」あるいは「漢学的知」という文言は、広田照幸「近代知の成立と制度化」（歴史学研究会・日本史研究会編『近代の成立』東京大学出版会 2005年）において用いられている。そこでの「漢学的な知」は、明治前期における高等教育機関入学試験で用いられていた経書や史書を中心とした「漢学的素養（作文・読書等）」（p.257）を主に指している。

わが国の漢学は、中国や朝鮮半島のように官僚への道や経済的富裕と結びつくことなく、純粹に東洋哲学の実践や学問の探求として行なわれていた。<sup>8</sup>

このように、近世の日本において科挙制度が採用されていなかったにもかかわらず漢学が興隆していたことは、日本の近世漢学における「メリトクラシー」の不在を意味していると考えられる。だがそれゆえに、明治期以降に「漢学的な知」が学校教育に取り入れられる過程において、漢学に内包されていたメリトクラシー思想が近代のメリトクラシーと習合し、拓かれることとなったのではないかという仮説が成り立ち得る。近代日本の学校教育制度の成立は近代的な漢文教科書の成立を促し、その結果として学校教育制度の成立前よりも「漢学的な知」の普及が進んだ面も存在するのではないかと考えられる。

以上で設定した仮説にもとづいて、本研究では明治期漢文教育の形成過程の検討を行なう。本研究は以下に示す(1)～(4)の手順によって行なうこととする。

- (1) 近代的な漢文教育成立の前段階として、「学制」期の制度や教科書などにおける漢文の位置を検討する。(第1章)
- (2) 近代的な漢文教育成立の前段階として、「教育令」期の制度や教科書などにおける漢文の位置を検討する。(第2章)
- (3) 「学校令」期における中学校漢文教育の制度上の確立(明治19年「尋常中学校ノ学科及其程度」～明治35年「中学校教授要目」)を確認した上で、この時期の検定漢文教科書として、検定認可第一号の秋山四郎編『中学漢文読本』の系統の教科書を取り上げ、漢文教科書の形成過程を分析する。さらに、秋山四郎の教科書と同時期に検定認可を受けた深井鑑一郎編纂の漢文教科書を取り上げ、近代的な編集型漢文教科書の形成過程を分析する。また、それと同時期の中等国語教科書や尋常小学読本との比較分析を行ない、近代的な漢文教材の特徴を分析する。(第3章)
- (4) (1)～(3)で検討した明治期漢文教育の変遷を概観し、「漢学的な知」の近代的漢文教育に受け継がれた面と拓かれた面を考察する。(第4章)

なお、本研究において分析の対象とする時代は、近代学校教育制度が発足した「学制」期(明治5年)から近代学校教育制度の確立期<sup>9</sup>である明治30年代

<sup>8</sup> 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成 別冊1』不二出版2013年 p.109

<sup>9</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』(帝国地方行政学会1972年)の第三章では、明治30年代を明治5年から発足した近代学校制度の確立期と位置づけている。

までと設定する。明治 33 年に小学校国語科が成立し、翌明治 34 年には「中学校令施行規則」の中学校「国語及漢文」科において国語重視の方針が示された<sup>10</sup>。また明治 35 年の「中学校教授要目」から中学校漢文科の教材の内容が具体的に例示されることとなった。そのため、昭和戦前期まで続く漢文教育の制度上の基本方針は明治 35 年「中学校教授要目」で一旦確立したと考えることができ、それ以前の「学制」から明治 35 年までの時期は近代的な漢文教育の形成過程期であったと位置づけることができる<sup>11</sup>。そこで本研究では、明治 35 年に至るまでの、主に漢文の学習内容（漢文教科書など）の形成過程を検討する。明治 35 年以前では教育法令上具体的な漢文教材の内容は提示されておらず、近代的な漢文教育の内容は教科書編纂者が試行錯誤の中から考案し、その教科書に文部省が検定認可を行なうという状況であった。したがって、それ以前の教科書の変遷に着目することは明治期における近代的漢文教育の形成過程を明らかにする上での妥当な研究手法であると考えられる。

また、従来の漢文教育史研究では分析対象が旧制中学校の漢文科に限定される傾向にあったが、本研究では「学制」から「教育令」までの時期において小学校の漢文を分析対象に含めることとした。これは、「学制」期から「教育令」期まではそもそも「国語」「漢文」概念の区別が明確ではなく、初等教育においても漢文が扱われていたことと、中等教育の漢文では丸本教科書の使用が継続していたことに対して初等教育用から先に近代的な編集型漢文教科書が編纂されていたことを踏まえたためである。また、明治期の学校教育における漢文初学の場合に注目した場合に、それが途中で初等教育から中等教育へ移ったことを踏まえておく必要があると考えたためでもある。

---

<sup>10</sup> 甲斐雄一郎『国語科の成立』（東洋館出版社 2008 年）参照。

<sup>11</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」（『国語教育史研究』第 13 号 国語教育史学会 2012 年 p.1）においても、明治 35 年が制度上の漢文教育の「成立」であると位置づけられている。

### 第3節「明治」という時代

次章以降で明治期の近代的な漢文教育形成過程を検討するに先立って、まず本節においては明治時代の全体像を、主に社会制度や文学、教育法令の進展の面で確認しておきたい。

明治という時代の全体像を表すキーワードとしては、一般的に「文明開化」や「富国強兵」「殖産興業」などが挙げられるであろう。明治時代は欧米列強による不平等条約などの圧迫に対抗する必要があったために、急速な近代化政策が進められた時期であったといえる。『学制百年史』によると、明治期の学校教育は「近代教育制度の創始」（明治5年～明治18年）から「近代教育制度の確立と整備」（明治19年～大正5年）の時期として位置づけられている<sup>12</sup>。すなわち『学制百年史』では、「学制」公布（明治5年）から「教育令」（明治12年公布）の時期が「近代教育制度」の「創始」期、「学校令」公布（明治19年）から第一次世界大戦後の教育改革（大正5年、内閣に臨時教育会議が発足）・大正自由教育開始前までが「確立と整備」期と位置づけられており、そのなかでも、教育制度体系の基本は明治30年代に確立されたとされている。

この近代学校制度の整備・確立は、日本において近代国家としての基本的な制度が整備・確立された時期とほぼ軌を一にしていると考えられる<sup>13</sup>。法律や政

---

<sup>12</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会 1972年

<sup>13</sup> 川口由彦『日本近代法制史』（新世社 1998年 p.9）によると、「旧刑法」が公布された明治13年（1880年）から日露戦争開戦の明治37年（1904年）までの時期が、日本の近代法体系（資本主義を基本とした社会体制とそれを維持する中央集権的な国家の社会規範システムのこと。同書 p.2 参照。）が形成され、完備された時期であったとされる。また、国民の家族生活や経済生活に関わる民法・商法も明治30年代までに整備されていた。具体的には明治4年に戸籍法、明治5年に「壬申戸籍」が作られ、全国共通の戸籍制度が整備された。そして、いわゆる「明治民法」は明治29年と明治31年に公布され、ここで近代的な社会制度・家族制度の枠組みが条文化されることとなった（福島正夫編『日本近代法体制の形成（上）（下）』日本評論社 1981年、井ヶ田良治・山中永之佑・石川一三夫共著『日本近代法史』法律文化社 1982年 pp.229-230 参照）。また立法制度の面においても、帝国憲法発布（明治22年）と翌年の第一回帝国議会、明治33年の立憲政友会結成を受けて、政党政治が本格的に展開され始めたのが明治30年代であるといわれる（衆議院・参議院編『議会制度百年史 議会制度編』大蔵省印刷局 1990年 参照）。

経済面では明治5年に「銀行法」が制定された。先進資本主義国からの輸入移植であるものの、ここから経済制度近代化の第一歩を踏み出すこととなった。以後、欧米列強に対抗するために急速に資本主義化が図られたが、大資本である銀行の圧倒により地域社会や零細企業が疲弊するという社会の混乱が生じた。そのため、明治23年には私立普通銀行の保護育成を目的とした「銀行条例」が公布され、また、明治33年の「産業組合法」によって信用組合が全国に結成された。このような過程を経て、銀行分業主義（専業主義）を原則とした日本式銀行制度・資本主義の基礎が明治30年代に確立したといわれる（国史大辞典編纂会編『国史大辞典 第4巻』吉川弘文館 1984年 pp.526-532、日本銀行百年史編纂委

治、経済、産業などの面で、日本における近代国家の基本的な制度は明治 30 年代に一応確立したと考えることができるが、近代教育制度の普及や「国語科」の成立もまた、それと同年代の出来事である。明治以後、今日に至るまで時代の変化に応じて学校教育の改革が進められてきたことは言うまでもないが、今日まで継承されている近代的な社会制度の基盤が整備されたのがこの明治時代である。

以上のような社会の変化と同様に、文学の世界においても変動が見られる。

明治初期は学問思想のみならず文章においても和漢洋の混在時期であった。すなわち、文体面では、国学者は擬古文（和文脈）の影響、漢学者は漢文や漢文訓読体（漢文脈）、洋学者は西洋語や翻訳体の文章を用いた。またこれとは別の系統に、庶民が用いた日常会話や文章も存在した。文体における漢文の系統は、近世において儒学の流行したために漢文の読解力・作文力が高まっていたと考えられる。幕末から明治初期に漢語が普及した一因として、当時は漢文が西洋語の翻訳に用いられていたことが挙げられる<sup>14</sup>。それに加えて、漢籍の音読暗誦という素読の文化が存在したために、漢文訓読の影響は文語文だけにとどまらず口頭の言語にも及んでいたことが推測される。

明治時代は近代的な「文学」の概念が形成された時期でもあった。すなわち、それまで文献学全般を指していた「文学」の概念が、近代国家のアイデンティティを前提とした近代的な文学へと推移することとなった<sup>15</sup>。明治維新後も当面は江戸文学の流れは存続したが、明治 18 年（1885）には坪内逍遙の『小説神髓』が発表された。これによって日本近代文学の方向が示され、日本において

---

員会編『日本銀行百年史』日本銀行 1982 年、産業組合史編纂会編『産業組合発達史』産業組合史刊行会 1965 年 参照）。

産業近代化の基盤といえる鉄道は明治 5 年に開業したが、その後の 30 年で急速に発展し、軍事輸送や日本資本主義の確立により、その経済的役割が増大した。原田勝正『日本の鉄道』（吉川弘文館 1996 年 p.38）によると、近代的経営組織としての鉄道企業は「一八九〇年代末から一九〇〇年代初頭にかけて、資本主義体制が確立する時期に一举に実現した」といわれている。しかしながら、その過程において官・私鉄の無定見な鉄道経営が問題化していたため、明治 33 年に官・私鉄交通の諸規則である「施設鉄道法」「鉄道営業法」が公布され、さらに、明治 39 年公布の「鉄道国有法」にもとづいて、全国的な鉄道一元化・鉄道国有化が開始されることとなった（日本国有鉄道編・出版『日本国有鉄道百年史』、原田勝正『日本の鉄道』吉川弘文館 1996 年 pp50-58 参照）。

<sup>14</sup> 亀井孝他編『日本語の歴史 6 新しい国語への歩み』（平凡社 2007 年）参照。漢文と明治期の普通文の関連については、以下のような指摘が存在する。

「儒者文人をはじめ有識層が、しだいに、議論を漢字片仮名交じりの漢文訓読体で書くようになり、この文章様式が、擬古文や候文、それに雅俗折衷体とならんで、とくに武士階級においておおいに行なわれたので、日本語として不自然な言い回しが、やがて堂々とまかり通るようになった、そして、それは、この様式の担い手を通じて、明治の普通文へと流れこんでいくのでもある。」（p.99）

<sup>15</sup> 成田龍一他『近代知の成立』岩波書店 2002 年 p.83

も小説や評論といった近代文学が登場することとなった。この文学の近代化は文語文の改良とも関係していたといえる。山本正秀『近代文体発生の史的研究』（岩波書店 1965年）では、言文一致運動を中核とした日本近代文体形成史の時代区分において、明治33年から明治42年を言文一致の「確立期」と位置づけている<sup>16</sup>。このように、明治30年代には国文学や国語概念の成立する一方で、近世から明治初期にかけて学問上用いられていた「和漢学」や「和漢文」という語はあまり見られなくなり、「和漢」という枠組みや、「和漢」内の「和」と「漢」の対立などは過去のものとなっていった。これは学校制度における「国語科」の成立や近代的な漢文教育の確立と同時期のことである。

最後に、国語・漢文に関連した明治期教育法令の変遷を確認しておく。また、国語と漢文のかかわりのみならず、中学校制度の整備との関連を念頭におきながら、明治期の教育課程における漢文の推移を確認する<sup>17</sup>。

#### ○明治期の主な教育課程の変遷

- ・「学制」（明治5年8月）
- ・「中学教則略」（明治5年9月）
- ・「教育令」（明治12年9月）
- ・「教育令改正」（明治13年12月）
- ・「中学校教則大綱」（明治14年7月）
- ・「中学校通則」（明治17年1月）
- ・「中学校令」（明治19年4月）
- ・「尋常中学校ノ学科及其程度」（明治19年6月）
- ・「中学校令中改正」（明治24年12月）
- ・「尋常中学校ノ学科及其程度」（明治27年3月）
- ・「中学校令改正」（明治32年2月）
- ・「中学校令施行規則」（明治34年3月）
- ・「中学校教授要目」（明治35年2月）
- ・「中学校令施行規則中改正」（明治44年7月）
- ・「中学校教授要目改正」（明治44年7月）

「学制」（明治5年）は日本初の近代学校教育制度の基本法令であり、ここで

<sup>16</sup> 山本正秀『近代文体発生の史的研究』岩波書店 1965年 pp.32-34, pp.48-52

ここで山本は、「確立期」（明治33年—明治42年）について「言文一致運動が最高潮に達し、文学上で言文一致体が写生文・自然主義文学両運動を通じて絶対のものとなり、また教育上でも言文一致の方針が確立した時期である。」（p.48）と述べている。

<sup>17</sup> 史料は増淵恒吉編『国語教育史資料 第五巻 教育課程史』（東京法令 1981年）、文部省編『学制百年史 資料編』（帝国地方行政学会 1972年）のものを用いた。

中学は「小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所」と定義され、下等中学・上等中学に二分された。この「学制」にもとづいて「中学教則略」（明治5年）が定められ、そこで中学の教科目が規定された。そのなかに「国語」という科目があるが、その目標・内容までは示されていない。したがって今日と同じ「国語」の名称を用いているものの、のちの国語系科目との一貫性・連続性は実際のところ不明であり、そもそも学校体系における中学校の位置づけ自体が不明瞭であった。文部省の施策の重点は特に「学制」から「教育令」までは初等教育と高等教育の整備に置かれており、中学は地域の自主性に任されており、中学の内実は各種学校をも含む多義的なものであったといわれている<sup>18</sup>。ちなみにこの「学制」における「国語」について、甲斐雄一郎（2008）は「中学校教則から中学校ノ学科及其程度までの一四年間は、言語関連教科を連続したものとみなしえない」<sup>19</sup>と指摘している。また「中学教則略」がすべての中学校に実施されることはなかったといわれる。続く「教育令」（明治12年）では「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」とし、この方針は「教育令改正」（明治13年）に踏襲された。

「中学校教則大綱」（明治14年）では、「高等ノ普通学科」という中学校の役割が踏襲されつつ、その目的は「中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」と規定された。つまり、中学校教育の目的として「中堅以上の職業人育成」と「進学者育成」の2点が示されたが、これが以後の教則の基本的な方向となった。そして、学科として「和漢文」（三・四条）が登場したが、ここでは「和漢文」の定義や和文と漢文の比などの内実は明記されていない。この時期の国語・漢文教育の実態をうかがう手がかりとして、明治12年（1879）に群馬中学（当時県下唯一の正則中学校）に入学した鈴木貫太郎（1867~1948 海軍大将・総理大臣）の回想を、参考のため以下に引用しておく<sup>20</sup>。

私が受けた小学校教育というのは、明治教育の最初の小学校制度によるもので、小学校は八年でした。私は前橋の桃井小学校を卒業すると中学校に入

---

<sup>18</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』（帝国地方行政学会 1972年 pp.205-207）によると、中学は上等・下等を中心としつつも、商業学校・工業学校などの職業系学校をも種類に加えていることから、「学制の中学は後の中等教育機関を総称するもの」であると記述されている。また、それら正規の中学の他に、学制の中学には「変則中学」「中学私塾」が含まれている。

<sup>19</sup> 甲斐雄一郎『国語科の成立』東洋館出版社 2008年 p.87

<sup>20</sup> 鈴木貫太郎『鈴木貫太郎自伝』日本図書センター1997年。この底本は、昭和14年から19年の口述筆記をもとにして昭和24年に刊行されたものである（p.360参照）。なお、鈴木貫太郎は明治16年に中学を退学して東京の近藤真琴塾に入り、翌年築地の海軍兵学校に入学した（pp.350-351参照）。

ったわけです。前橋にあった利根中学校（のち群馬中学と改称）といて、県に唯一つしかなかった。（p.27）

その頃の教科書は、今日の教育から見ると誠に無頓着なもので、皆アメリカの翻訳の小学読本であった。中学校で英語のリーダーには自由共和の演説が書いてあったり、パトリック・ヘンリーの思想がそのまま最高の道德と思って読まれたりしたわけだが、実際先生たちは善い悪いという判断も与えてはくれなかった。それは英語を読むということが字引と首っ引きで一生懸命であったし、それが第一の仕事だったから、深く内容に立ち入ってまで判断吟味するという余裕はなかったためでもあろう。一方にそんな外国思想をかじっているかと思うと、漢学の先生からは日本外史、政記などを教わった。これはすらすらと読めるので、面白いところは暗誦するくらいまで節をつけよく朗吟したのだった。日本外史の力は大きい、国体の思想はこれで作られた。

この頃は本をただ無茶に読むことを奨励したもので、私なども、小学校で十八史略を読んでいた。学校で教わる、家へ帰ってまたそこを読む、果ては毎日一冊あて読み切るといふ、今から考えると乱暴な話だが、その頃はとんと気もつかずにいたのであるが、後で考えてみるとよくやったと思っている。あの努力が、十四、五歳の私に、もう今の中学四、五年生くらいを完全にやり上げさせていた。

中学校で国語はわずか習ったが、これは文法をやるくらいなもので、先生は林甕臣という偉い歌よみの国学者だった。これはテニヲハの使ひ方をいくらか教わっただけで、生徒もそう重きをおいて聞いていなかったようである。

（pp.19-20）

明治17年（1884）の「中学校通則」は、主に教員資格や教材・設備についての要件を示したもので、この結果、十分なカリキュラム・施設設備をもたない多くの私塾が「中学」の名称をはずすこととなったと考えられる<sup>21</sup>。その2年後の明治19年（1886）に制定された「中学校令」は従来の法令規則を整理し、また中学校の基準設定をより徹底したもので、以後中学校教育の基幹をなす法令となった。この「中学校令」第八条において教科書の検定制度についても明記された。また「中学校令」第七条にもとづいて「尋常中学校ノ学科及其程度」（明

---

<sup>21</sup> 広田照幸「近代知の成立と制度化」（歴史学研究会・日本史研究会編『近代の成立』東京大学出版会 2005年 pp.261-262）、文部省編『学制百年史 記述編』（帝国地方行政学会 1972年 pp.217-218）では、この時期「中学校教則大綱」「中学校通則」にもとづいて中学校の規定の厳格化・標準化が進められていたことが解説されている。

治 19 年) が定められ、ここで「和漢文」に代わって「国語及漢文」を置かれることとなった。その学科内容については「漢字交り文及漢文ノ購読書取作文」(「尋常中学校ノ学科及其程度」第五条) と規定されているだけだが、その記述から依然として漢文が優位であったことがうかがえる。また尋常中学校と高等中学校が発足したのもこの「中学校令」からであった。「中学校令中改正」(明治 24 年) は主に中等教育の普及を図ったもので、尋常中学校は各府県に公立中学一校とする制限が撤廃され(第六条)、また新たに高等女学校が設置された(第十四条)。

明治 19 年版「尋常中学校ノ学科及其程度」は明治 27 年(1894) に改正され、「国語及漢文」の時数が増加した。その理由は「省令説明」によると、「国語ト漢文トハ相待テ其ノ用ヲ見ル蓋国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリト雖中古以来国語ノ材料ハ多ク之漢文ニ取レリ故ニ両者ノ間尤教授ノ上ニ適當ノ調和ヲ得ルヲ要ス」とある。ここで初めて国語が「主」で漢文が「客」であると明言されたため、教育課程上ではこれが国語優位への転換点であるといえる。なお明治 21 年の統計調査において一時減少していた中学校の生徒数が、急増に転じたのもこの時期であった<sup>22</sup>。

「中学校令改正」(明治 32 年) は高等学校令(高等学校設置)にともなう改正である。高等中学校の高等学校昇格にともない、従来尋常中学校は中学校へと名称変更され、いっそう学校設置を促進する方針が取られた(第二～六条)。この中学校令の改正を受けて「中学校令施行規則」(明治 34 年) が制定された。ここでは「国語及漢文」の目的について「普通ノ言語文章ヲ了解シ、正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ、文学上ノ趣味ヲ養ヒ、兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス」と規定された。この国語及漢文科の基本方針はその後制度改訂に伴い多少の変化はあったものの、昭和 18 年の中学校規程における教科課程の改編まで続いたとされている。なお漢文教育の内容は「平易ナル漢文ノ講読」とされた(第一章第三条)。

「中学校教授要目」(明治 35 年) はこの時期に新たに登場した学科目に関する規定である。「国語及漢文」の「漢文」では、その教材のレベルについて 1・2 学年では「平易」、3・4・5 学年では「簡易」なものと表現されている。また教材として用いるべき作家や作品も学年別で具体的に列挙されているのも特徴である。今日の漢文教材とは異なり、叙事文・伝記文・紀行文・論説文などの非文学系の教材が中心であった。また日本漢文教材の比重が大きく、中国漢文に関しては四学年で「唐詩選ノ類」、五学年で「史記、蒙求、論語ノ類」がとりあ

---

<sup>22</sup> 文部省編『学制百年史 資料編』(帝国地方行政学会 1972 年) 所収の教育統計第 28 表では、中学校生徒数は、明治 16 年・14763 名、明治 21 年・10441 名、明治 26 年・19563 名、明治 31 年・61632 名、明治 36 年・98000 名、とある。

げられている。こういった教材の状況から、長谷川滋成（1984）はこの時期を「漢文危機の時代」と位置づけている<sup>23</sup>。

「中学校令施行規則中改正」（明治44年）は明治34年版「中学校令施行規則」の一部改正であるが、第三条において従来の施行規則よりも漢文の優先順位が高められた<sup>24</sup>。それを受けて同年示された「中学校教授要目改正」（明治44年）では、国語及漢文系の科目は国語講読・漢文講読・作文・文法・習字の5つとなり、国語と漢文は科目の上では明確に分離した。そのため改正前より漢文が回復し、科目上は独自性をみとめられているように見える。ただし漢文講読の内容として第一に「漢文講読ノ材料ハ平易雅馴ニシテ成ルヘク我国ニ慣用セラ  
ルル熟語・成句等ヲ包含セルモノタルヘシ」とある。つまり国語と漢文は科目上同等になったといえるが、漢文は国語との関連が強調され、「国語」のための「漢文」という位置づけが確立されたと解釈できる。

---

<sup>23</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984年 pp.19-25

<sup>24</sup> 明治34年版では「国語及漢文ハ普通ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又实用簡易ナル文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要、国文学史ノ一斑ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クベシ」、明治44年版では「国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ簡易ニシテ实用ニ適スル国文ヲ作ラシメ国語文法ノ大要及習字ヲ授クベシ」とある（下線部引用者）。明治44年版では、漢文の記述される順番が明治34年版よりも前に移動している。

## 第1章 「学制」期の漢文教育—近代的漢文教育の創始以前—

### 第1節 明治初年の漢文教育をめぐる社会背景—漢学塾研究を中心に—

#### 第1項 明治期東京府の漢学塾の状況

本章で分析対象とする「学制」期に関しては、正規の中等教育が未発達であったことがすでに指摘されているが<sup>25</sup>、このことは「学制」の本文における私塾に関する文言からも読みとることができる。「学制」の第二十九章では「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分チ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ」という文言があり、ここでは「中学」が中等教育の総称として位置づけられていることが分かる。さらに「学制」第三十条では「当今中学ノ書器未タ備ラス此際在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ或ハ学業ノ順序ヲ蹈マスシテ洋語ヲ教ヘ又ハ医術ヲ教ルモノ通シテ変則中学ト称スヘシ」、第三十二章では「私宅ニアリテ中学ノ教科ヲ教ルモノ教師タルヘキ証書ヲ得ルモノハ中学私塾ト称スヘシ其免状ナキモノハ之ヲ家塾トス」と記述されており、これを正則外の中等教育に言及した文言と認めることができるのである<sup>26</sup>。明治期漢文教育史を研究する場合、近代学校教育制度が研究対象の中心に位置づけられるため、私塾は見落とされがちである。だが、このように「学制」において「私塾」が言及されていることを踏まえると、漢学塾の側に着目する必要があると考えられる。また、本論文において近代的漢文教育に受け継がれた「漢学的な知」を考察する場合、明治初期の漢学塾の学習内容を踏まえておくことは不可欠である。そこで本章第1節では、日本教育史や教育社会学の分野における明治期の漢学に関する研究を参考として、「学制」期（明治5年～12年）から明治20年ごろまでの漢学塾の状況や学習内容を検討しておきたい。

まず本項では、神辺靖光（2003）の研究<sup>27</sup>をもとに、明治初年から明治10年代までの東京府における漢学塾の隆盛と、当時の漢文教育の役割を検討する。

<sup>25</sup> 皇至道『日本教育制度の性格』（玉川大学出版部1970年）参照。皇は教育行政学の見地から、「高等教育や初等教育に比して、中等教育は、その成立の歴史的把握が困難である。またその成立の初期にあっては、中等教育とは何かということの明確な理解も容易ではない。」（p.137）と指摘している。

<sup>26</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会1972年

<sup>27</sup> 幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』（溪水社2003年）所収、神辺靖光「幕末維新时期における漢学塾」「明治初年の東京府の漢学塾—「明治五年・開業願書」を中心に—」「明治一〇年代の東京府の漢学塾—「明治一六年・東京府管内私立諸学校表を中心に—」の4編。

神辺靖光（2003）<sup>28</sup>は明治4年5月末までに東京府学務課へ提出された「明治四年・開業入塾願」130通と、明治4年11月から明治5年9月までに提出された「明治五年・開学願書」106通の分析を通して、当時の東京府における漢学塾の実態を考察した。この神辺の検討から「学制」が公布された明治5年（1872）頃には学校教育の整備と並行して多数の私塾が存続していた実態が読み取れるのである。

まず神辺は「明治五年・開学願書」（東京都公文書館蔵）106通から厳密には「開学願書」に相当しない建白書・反駁文・意見書・重複した書類を除いた93通を用いて、私塾を学科別に分類した。その結果、私塾の内訳は多い順に合科塾（33.3%）、漢学塾（29%）、英学塾（17.2%）となった<sup>29</sup>。また、ここで最も多かった合科塾のうち、扱われている内容でもっとも多いのは漢学（18.5%）、ついで数学（17.3%）、英学（13.6%）であったという<sup>30</sup>。さらに、「明治四年・開業入塾願」（東京都公文書館蔵）において、「明治五年・開学願書」と重複していない私塾52件を分類したところ、その内訳は漢学が最多で23件、ついで英学14件、医学5件であった<sup>31</sup>。神辺が行なったこの調査には、書類が提出されたものの現存していない私塾や、そもそも書類提出を行っていない私塾も多数存在していることが推測され、また、書類に記載された「開学」の定義が一定ではないなど、さまざまな問題点が残るものの、神辺は以上の分析から、「明治五年までの東京における私塾の大勢は江戸期以来の漢学塾が依然として王座を占め、それに新進の英学塾が迫」っている状態であったと結論づけている。なお、当時の東京府漢学塾で使用された教科書は、「明治五年開学願書」中、教材が記載されていた27の塾のものを集計すると以下ようになる。

部門	書名（点数）
経	『左伝』（17）、『孝経』（11）
史	『十八史略』（11）、『国語』（11）、『史記』（10）、 『漢書』（8）、『温史』（6）、『明律』（5）
子	『小学』（8）
集	『文章軌範』（7）、『唐宋八家文』（5）
類	『蒙求』（6）
日本史	『国史略』（11）、『日本外史』（11）、『皇朝史略』（6）

（神辺靖光（2003）p.308をもとに作成）

<sup>28</sup> 神辺靖光「明治初年の東京府の漢学塾—「明治五年・開業願書」を中心に—」幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社2003年 pp.259-318

<sup>29</sup> 幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社2003年 p.266

<sup>30</sup> 幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社2003年 p.268

<sup>31</sup> 幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社2003年 p.270

この表では、必修教材であった四書五経が省略されている。この表によると、用いられた書籍は経学（『左伝』『孝経』）が多く、ついで史、子、集となるが、日本史の点数が多いことも読みとれる。この日本史の教材について、神辺は以下のように指摘している。

漢学塾で用いた日本史教科書で多いのは国史略、日本外史、皇朝史略であるが、この外、日本紀略、日本政記などがある。これらの教科書を漢学塾が用いたと云うことは漢学塾が新時代に適応しつつ漢籍専門の本来の姿を變形し始めたと言う事であろう。(p.311)

漢学は漢学流の分科の仕方ではあったが経学専修から多角的な近代学問に脱皮しようと努力したのである。(p.312)

すなわち、明治初期の漢学塾は儒学から脱却して「多角的な近代学問」へと移行する傾向にあったことが、ここでは指摘されているといえる。それは『日本外史』や『日本政記』といったこの時期流行した歴史書の内容が単なる史実の羅列ではなく、政治思想や日本文化、道徳、文学的教養とも結びついていたことから明らかであろう。

近世の日本は鎖国状態であったが、知識人は漢文を読むことができた。そのため朝鮮や清から漢籍を輸入して、積極的に海外の知識を吸収することが可能であったのである。そのため、本来儒教中心であった漢学塾は、外国文化の摂取や国学や水戸学の隆盛といった明治維新前後の社会の変化に対応して内容が多角化し、儒教の経典以外に日本の歴史書などが用いられる場合が増加したと考えられる。この時期の歴史系の漢籍には、この後、明治20年代後半から編纂され始めた中学校用の編集型漢文教科書に受け継がれるものが含まれている。具体的には『日本外史』『国史略』などの日本漢文や、『史記』『十八史略』といった中国の歴史書、『文章規範』『唐宋八大家文』といった名文集である。

次いで明治10年代の東京の漢学塾の状況に関して、神辺は東京府学務課が作成した「明治一六年・東京府管内私立諸学校表」をもとに考察している<sup>32</sup>。この私立諸学校表には397校の私立学校が登記されているが、ここでも圧倒的に多いのが漢学校（201校）であり、ついで数学（45校）、英学（40校）の順となっている<sup>33</sup>。漢学校は「私立各種学校」という種別に分類されているが、その内

<sup>32</sup> 神辺靖光「明治一〇年代の東京府の漢学塾—「明治一六年・東京府管内私立諸学校表」を中心に—」幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社2003年 pp.319-346

<sup>33</sup> 幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社2003年 p.319

実は江戸時代以来の漢学塾である。

神辺は漢学塾と近代的な中学校の関連を次のように概括している。

江戸時代には初等・中等・高等教育という三段階の概念も進学システムもなかったから漢学塾がいかなる学校に連続したかを明言することはできない。漢学塾と寺子屋の発生は明らかに違っていたが、時をへて実態は両者の境界を不明確なものにした。従って漢学塾は寺子屋と一緒に明治初期の私立小学校とされたこともある。しかし前述の如く多くは私立中学校として扱われ、各種学校に分類されてからも中学程度とされた。(p.34)

明治期の中学校はその発足時に外国語学校がその一部とされたように西洋文化摂取の窓口の一つであり、西洋文化を身に着けた指導者養成学校に進学するための前段階学校であった。ために明治期の中学校は西洋語学と西洋科学の学習場が変わろうとした。しかしそう簡単には変り得なかった。その間、中学教育を代替していたものが漢学塾であった。それらの私学の実例のいくつかはすでに述べたが、公立中学校でも明治一〇年代の隠岐中学校や淡路の州本中学校は漢学塾と変らないものであった。これらが淘汰されて政府がねらった西洋語、西洋科学の学習を基軸とする中学校が成立する。その中で漢学は「和漢文」「国語及漢文」の一教科となり、中学校総授業数の約四分の一に圧縮された。

こうして漢学は明治後期に衰退し、漢学塾も二〇世紀初期に消滅したが、幕末維新期の転換期に当り、西洋文化摂取の基盤になったのである。(pp.34-35)

ここでは漢学の衰退について教育制度の整備との関連が指摘されているが、その他にも一般社会において口語体・言文一致体といった新しい文章語の普及したことなどの事情があるのはいうまでもない。また漢学塾の隆盛と比較して、中学校の漢文教育は「約四分の一に圧縮された」として、神辺はその減少に目を向けている。だが、明治10年代は「中学校教則大綱」(1881年)が公布された時期であったものの、正規の中学校教育はまだ充実しておらず、漢学塾を始めとした多くの私塾(各種学校)が中等教育の機能を補完していたのが実情であったものと推測される。なお、明治13年に宮城中学へ入学した国文学者の芳賀矢一は、当時の中学校と漢学塾の並存の状況を、次のように回想している<sup>34</sup>。

国文などといふものはもとより無い。読本も無ければ、文法も無い。仮名遣などは先生も無茶苦茶、生徒も無茶苦茶、唯漢文ばかりである。修身として論語、孟子を習ひ、漢文兼歴史として通鑑肇要を課せられた。(引用者中略)

<sup>34</sup> 芳賀檀編『芳賀矢一文集』富山房 1937年 pp.190-191

何をいつても漢文が一番重要な学科で自分等も一番面白いをおもつた。併しその時分から考へると、今日は国文の読本も出来、文法も教授されるといふ風になつて、誠に進歩したものである。

総じて仙台の地方（ばかりにも限るまいが）は漢学がまだまだ盛で、学生は帰宅後必ず漢学先生の塾へ通つて勉強して居つた。同級生の中にも漢文を作つたりして居るから、羨しくてたまらない。それで私も親に願つて、其の頃名高かつた国分先生の許へ行つて、分りもせぬのに左伝の講義などを聴いた。

## 第2項 明治期における漢学塾の役割

前項では神辺靖光（2003）の史料調査をもとに、「学制」期から明治10年代までの漢学塾の隆盛を指摘した。次に本項では、広田照幸（2005）による明治前期の漢学塾と選抜制度に関する調査を参考として、明治前期における「漢学的な知」の社会的な役割について検討しておきたい。

明治期の漢学塾について、広田照幸は「近代知の成立と制度化」（歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座8近代の成立』東京大学出版会2005年pp.251-275）において、教育社会史の見地から明治前半期の教育機関の入学者選抜を分析し、伝統的な知（旧武士層を中心に蓄積されてきた「漢学の素養」）と新しい社会に必要とされる知との空隙がどのように埋められていったかについての考察を行なった。まず、広田は『東京諸学校学則一覧』（明治16年・小田勝太郎編）をもとに、漢学と高等教育機関の選抜制度との関係を指摘した。当時の官立学校入学試験科目は以下のとおりである。

### ○1883年（明治16）頃の東京における主な官立学校の入学試験科目一覧

学校名	試験科目
東京大学法理文三学部	予備門卒業ノ者若クハ該門ニ於テ試験ヲ施シ之ニ等シキ学力アリト認ムル者
東京大学文学部附属古典講習科	古語拾遺弁書、土佐日記答弁、白文唐宋八家文
東京大学予備門	訳解、文法、算術、代数、幾何、地理、和漢文
東京大学医学部予科	読書、算術、独逸語、書取、体格検査
東京大学医学部別科	読書、算術、独逸語、書取
東京大学医学部製薬学生徒	読書、算術
工部大学校	英文和訳、和文英訳、英文書取、英文典

	作文、算術、地理学、幾何学初歩、代数初歩
駒場農学校予備科	和漢文大意、英語及英文書取、英文和訳及和文英訳、地理学、数学算術全体、応対、体格
東京外国語学校	発音、読書、算術、地理、歴史、修身、物理、博物学
陸軍士官学校	文学、算術、外国語（希望者のみ）
海軍兵学校	漢文、数学、英文
司法省法学校	和漢文
東京商船学校	体格、普通作文、講義、数学、英学
東京師範学校	和漢文、英文、購読、意識、直訳、算術、代数、地誌、日本歴史、物理学大意
東京女子師範（本科）	購読、作文、書法、図面、算術、地誌、裁縫
東京職工学校予科	読書、作文、算術、代数、幾何、物理、化学

（広田（2005）「近代知の成立と制度化」p.258をもとに作成した。）

表の内容から、1880年前後の入試は主に和漢文・数学・外国語の3領域から成り立っていたことが分かる。その上、前項の検討と関連することであるが、正則の中学校が未発達であった1880年代半ば（明治20年頃）までは、高等教育機関の入学試験において学校歴が問われることは稀であったから、学校制度の整備が急がれる一方で私塾が流行するという現象が起こっていた。ちなみに、序章で参考としてとりあげた鈴木貫太郎はこの時期（明治16年）、県唯一であった正則の中学校を三年で中退し、受験準備のために上京して近藤真琴主宰の塾へ入門していた。そしてその翌年の明治17年には、当時まだ築地にあった海軍兵学校へ念願かなって入学したといわれる<sup>35</sup>。このことから、受験資格にお

<sup>35</sup> 近藤真琴（1831-1886）は幕末維新期の教育家である。参考のために、鈴木貫太郎の回想をあげておく。

「近藤塾は今の攻玉社の前身であって近藤真琴先生が創設したものである。先生は鳥羽の人で当時の先覚、いわゆる海国主義者であった。海洋のことに非常に明るく、研究を積み、早くから航海術をやり、数学の大切なところを教え、当時は福沢塾（今の慶応大学）とならび称せられていたものである。近藤塾は海軍兵学校の予備校のようなもので千人以上の生徒を収容しており、学級も小学校程度と中学校程度とあって、英語・漢文・数学と三つに分けてどれでもやらせていた。数学は上級のものを学び英語は下級のものを学ぶというふうな便利な組織に出来ていた。」（鈴木貫太郎『鈴木貫太郎自伝』日本図書センター1997

いて「中学校卒業」という学校歴はあまり厳密に問われていなかったことが分かる。

だが、正規の中学校の整備が進むにつれて、漢学塾の時代は終わることとなった。特に明治 19 年(1886)の中学校令が契機として中等教育の本格的な整備・普及が進んだため、十分な施設・設備・教育課程をもたない変則的な各種学校が淘汰されることになったといわれる。この過程を広田は以下のように要約している。

選抜の制度化という観点からみてきた限り、漢学的な知は、明治維新以後、少なくとも約三〇年ほどの間、社会的上昇のための有用性をもっていただようと思われる。近代化の開始が、旧来の漢学的教養を即座に無用化させたのではなく、緊急的・臨時的な初期の選抜システムにおいて、旧来の読書・作文は、重要な地位を占めつづけたのである。

しかしながら、一定水準の尋常中学校が制度化され、標準化された中学校の卒業生が大量に登場するようになった時、漢学的知の有用性は限定され、伝統的な知の伝達機関は、社会のなかで周辺化されていった。(p.272)

今日では「私塾」と聞くと、松下村塾のような政治結社私塾を連想することが多いと思われる。しかしながら、明治期の漢学塾は教育方法などの違いこそあれ、どちらかといえば今日の「学習塾」「進学塾」や「予備校」のイメージに近い役割を担っていたものが少なくなかったのではないかと考えられる。「漢学の素養」はもちろん伝統的な教養であったけれども、近代における漢学の流行・普及や正則の学校教育における漢文教育の発足は、社会の選抜システムとも深い関係があったようである。明治 10 年代においては、翻訳書の読解や、政治や経済に関する用語を理解するためにも漢学の素養が必要とされていたために、漢学が多くの教育機関の入試科目に含まれていたのではないかと考えられるのである。その一方でこの時期の社会背景として、漢文にはまず旧士族や立身出世をめざす若者にとって、文化資本<sup>36</sup>としての価値があったと考えられる。

---

年 p.17)

この記述によれば、近藤塾の科目内容が『東京諸学校学則一覧』(明治 16 年・小田勝太郎編)の海軍兵学校・試験科目(漢文・数学・英文)に一致していることが分かる。

<sup>36</sup> 天野郁夫『試験の社会史』(東京大学出版会 1983 年)、荻谷剛彦『教育と平等—大衆教育社会はいかに生成したか』(中公新書 2009 年)参照。ピエール・ブルデュー(石井洋二郎・訳)『ディスタンクシオン—社会的判断力批判(1)』(藤原書店 1990 年)の「訳者まえがき」には、「文化資本」の定義は次のように要約されている。「広い意味での文化に関わる有形・無形の所有物の総体を指す。具体的には、家庭環境や学校教育を通して各個人のうちに蓄積されたもろもろの知識・教養・技能・趣味・感性など(身体化された文化資本)、書物・絵画・道具・機械のように、物資として所有可能な文化的財物(客体化された文化

以上、本節においては、明治期の漢文教育をめぐる社会背景を漢学塾の先行研究をもとに検討し、教育課程の分析ではとらえきれない当時の漢文教育観の実態を指摘しようとした。

幕末から明治 10 年代の士族や知識人にとって、漢学は教養であると同時に実学でもあった。漢学の素養がないと専門書が読めないという時代であり、四書五経は思想書（経典）であると同時に文範の役割を担っていた。そのため、伝統的な漢学の学習法は、内容理解はさておき、「素読」を行なって暗誦するというものであった。だが、明治に入って士族が家禄を失うと、漢学が士族を中心とした知識階層にとって文化資本としての役割を担うようになる。一般的には、まず教育制度が整備されて、その次にそこへ入学するための試験が登場したと考えられがちである。だが、漢文教育の歴史に着目した場合、必ずしもそうとはいえないようである。近代的な学校教育制度が確立される前である明治初期の高等教育機関において、漢学の知識がすでに試験に利用されていたからである。

しかし、明治後期における中等教育の普及は漢文教育の改革を促すことになった。「中学校令改正」（明治 32 年）において中学校を増設する方針が示され、中等教育の普及がさらに進んだが、この時期には漢文教育への批判も噴出した<sup>37</sup>。

---

資本)、学校制度やさまざまな試験によって賦与された学歴・資格など(制度化された文化資本)」、以上の三種類に分けられる。」(v)

<sup>37</sup> 当時の漢文縮減論として、山形縣米澤中學校教諭・坂田忠治郎の「中學校に於ける國語及漢文科の教授につきて」(明治 38 年 4 月金港堂刊・雑誌『教育界』第四卷第六号に掲載。増淵恒吉編『国語教育史資料第五卷』(東京法令 1981 年)所収。)をここであげておきたい。坂田は論文で、まず「丙、漢文科の地位及其の教授の目的につきて」の節において「中學校に於ける漢文科は、國語科の補助學科たるべし」として、漢文科よりも國語科を優位に位置づけるよう主張している。さらに「現今保存論者の言ふ所、多くは漢文と漢字漢語及び漢学とを混同せり」「清国との交通に必要なものは清語なり、支那時文なり、漢文は支那現時の普通文に非ず」と述べた。その主張は、要するに「漢学」はもはや不要だが、「漢文」の学習は日本語が漢字仮名交じりの文語体を用いている以上、必要であるとまとめることができる。このように漢文廃止・縮減論は、明治期にすでに起こっていたが、その漢文教育をめぐる言説の中には現代にも通ずるものがあると考えられる。また以上の記述から、明治末には漢文科の地位・目的が明治 20 年代までの漢文優位の考え方とは異なった意見が台頭していることが読み取れる。

その他、次のような漢学不要論を主張している。「我国数百年來漢文を寵用せし結果、国文が漢文の影響を受けたること甚だ大にして、現時吾人が使用せる所の普通文体なるものは、漢文直訳体の稍変形せられたるものにして、外貌は国文なるも、内容は殆ど漢文の文脈を襲用せり、因て斯の文体もて事を叙せんとするには、勢ひ多少漢文の構成を知らざるべからず、而して又平素漢文に遭遇する場合も甚だ少しとせず、是に由りて高等なる普通教育を司どれる中学校の教科には、漢文の講読を置くを必要とし、而して之を國語の補助とするを至当とす。」「それ漢文科は國語科の補助たり、漢文科を置くの目的は漢文の爲めにするものに非ずして、國語の爲めにするものなり、故に平易なる文章の講究に慣れしむれば可なり、近時漢文選艱澁に失し、生徒をして字句の解釈にのみ、汲々たらしむるの弊

そのため、伝統的な漢学とは異なり、また近代の漢文学とも距離を置く、「国語科の補助科目」としての漢文教育の可能性が模索されていくこととなったと考えられる。

## 第2節 明治初期の漢学と漢文教育観—『日本教育史略』を中心に—

### 第1項 「学制」期の漢文教育に関する先行研究

前節では「学制」公布後に正則外の漢学塾が興隆していたことと、「漢学的な知」が社会の選抜システムと関連していたことを検討した。また、ここでは「漢学的な知」の中心が儒教の経典よりも歴史書や漢作文用の模範文集に移り、明治期の漢学が多角的な学問に通じる道となっていたことについても触れた。近世では主要な学問体系として漢学が存在し、ここでは幼少期から漢籍の学習が行なわれるなど、伝統的な学習文化を有していた。それに対して、日本の近代学校教育のスタートとなった「学制」はまず初等教育とその教員養成を中心に西洋的な学校教育制度の整備することを主眼とした制度であった<sup>38</sup>。このように明治維新以前から存在し、正則の学校の外に通用していた漢学的な教養<sup>39</sup>は、「学制」期の学校制度の側からはどのように認識されていたのであろうか。「学制」の全文である「被仰出書」において漢学からの脱却<sup>40</sup>と「国民皆学」の理念が打ち出されていたが、特に本節（第1章第2節）では日本最初の教育史と称される『日本教育史略』（明治10年文部省印行）<sup>41</sup>における漢学的教養とその教育をめぐる記述を手がかりとして、「学制」期の、主に学校教育（文部省）の側から見た漢文観の検討を行なうこととする。

長谷川滋成（1984）<sup>42</sup>、石毛慎一（2009）<sup>43</sup>、浜本純逸（2012）<sup>44</sup>といった近

---

をなせり、是れ漢文科を置くの目的に合はざるなり、猛省せざるべからず。」

<sup>38</sup> 文部省『学制百年史記述編』帝国地方行政学会 1972年 p.6, pp.166-167

<sup>39</sup> ここでいう「漢学的な教養」とは、主に江戸時代後期の儒学が有していた学習文化のことを指す。辻本雅史「素読の学習文化」『続「訓読」論—東アジア漢文世界の形成—』（勉誠出版 2010年）参照。

<sup>40</sup> 「学制」では西洋的な教育制度の移入が意図されており、その序文の「被仰出書」では旧来の学問が批判されている。

<sup>41</sup> 本研究では国立国会図書館近代デジタルライブラリー所収『日本教育史略』（明治10年8月文部省印行 <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/809563>）を用いた。なお引用にあたっては旧字体を新字体に改めた。

<sup>42</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984年

<sup>43</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2009年

<sup>44</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程—一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年—」『国語教育史研究』第13号国語教育史学会 2012年

代漢文教育史に関する主な先行研究において、明治期の漢文とその教育をめぐる言説がすでに検討されている。例えば長谷川（1984）は明治30年代以降の漢文教育思潮が研究対象としており、石毛（2009）は明治20年代以降の漢文観を検討している。だが、それらはいずれも「中学校令」（明治19年）によって旧制中学校が本格的に整備され、中学校の検定教科書制度が開始された明治20年代以降が主な研究対象となっており、「学制」期の漢文観についてはとり上げられていない。一方、浜本（2012）は「学制の漢文教育」について言及しているが、その内容は「学制」の理念とその時期の中学校の設置状況が概説されており、「学制」の特色として欧化主義・実学主義的性格が強かったことが指摘しているに留まる。そのため、「学制」期の漢文観については検討の余地が残されているといえる。

「学制」に規定されている言語系科目は、上等・下等小学においては「綴字」「習字」「単語」「会話」「読本」「書牘」「文法」、上等・下等中学においては「国語学」「習字」「外国語学」「古言学」がそれぞれ列挙されているが、具体的な内容に関しては明記されていない<sup>45</sup>。「学制」期は「〈国語〉意識の未生」の時代であったとされ、教科としての「国語」や「漢文」もまだ存在していなかったといわれる<sup>46</sup>。また、同年代には公教育の普及という見地から漢字廃止・制限論<sup>47</sup>や英語公用論<sup>48</sup>などが提案され、それらの言説においてはしばしば従来の漢学における漢文学習の不便さが批判されていた。本節では、先行研究において指摘された「学制期」の「〈国語〉意識の未生」について具体的に検討し、当時の「漢文」概念を考察してみたい。

## 第2項『日本教育史略』の構成

本節の本項以下では、『日本教育史略』（明治10年文部省印行）<sup>49</sup>における漢学的教養とその教育をめぐる記述を手がかりとして、「学制」期の、主に学校教育（文部省）の側から見た漢文観を検討する。また『日本教育史略』の「学制」期に関する記述をもとに、「学制」期の漢文教育の状況を考察したい。

<sup>45</sup> 文部省編『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会 1972年 p.14

<sup>46</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年一」『国語教育史研究』第13号 国語教育史学会 2012年

<sup>47</sup> 前島密による「漢字御廃止之議」（慶応2年）や福沢諭吉の「文字之教」（明治6年）。滑川道夫編『国語教育史資料第三巻運動・論争史』東京法令 1981年 pp.227-230

<sup>48</sup> 森有礼による英語公用論（明治5年）。「ホイトニー宛書翰」（簡易英語ヲ以テ漢文ニ代ル件）は大久保利謙編『森有礼全集 第一巻』（宣文堂書店 1972年 pp.93-94）参照。

<sup>49</sup> 本研究では国立国会図書館近代デジタルライブラリー所収『日本教育史略』（明治10年8月文部省印行 <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/809563>）を用いた。なお引用にあたっては旧字体を新字体に改めた。

『日本教育史略』は「概言」(執筆・デヴィッド・マレー、翻訳・小林儀秀)、「教育志略」(執筆・大槻修二、校正・那珂通高)、「文藝概略」(執筆・榊原芳野)の三部から構成されている。『日本教育史略』は明治9年の米国独立百周年記念万国博覧会への出品を目的として編纂された。そのため、当初は海外の読者へ向けて、日本の学校制度の発展を宣伝する意図から作られたものであったと考えられるが、翌明治10年には師範学校教科書として文部省から刊行された。

一言に「漢文観」と言っても、当時さまざまな言説が存在したと考えられるが、そのなかでも今回は特に、「学制」によって発足した学校教育と関連のある漢文観を考察してみたい。『日本教育史略』は文部省編輯局において編纂されたが、編者の大槻修二、那珂通高、榊原芳野が当時多数の教科書を執筆していたことや<sup>50</sup>、発案者の学監デヴィッド・マレーが同時期に国語尊重の立場から教育改革について発言していたこと<sup>51</sup>、また『日本教育史略』そのものが師範学校教科書として刊行されたことを踏まえると<sup>52</sup>、『日本教育史略』から「学制」に基づく漢文観を学校教育の視点から読みとることができるのではないかと考えられる。『日本教育史略』はこれまで、教育史<sup>53</sup>や文学史<sup>54</sup>の範囲で研究の対象とされたことがあるが、『日本教育史略』の内容は教育関連の事項を年代順に概説したものが中心であり、体系的な通史としては不十分であるという指摘が存在する<sup>55</sup>。だがその分、記述に見られる教育をめぐる歴史観や現状認識において、漢文教育の位置づけが反映されていたのではないかと考えられる。

### 第3項『日本教育史略』第一部「概言」における漢学の位置づけ

『日本教育史略』の第一部にあたる「概言」では、まず維新前の教育が概説されており、その次に「学制」下の教育の現状について記述されている。第二部「教育志略」の内容と重複するものである。本節では「概言」の記述から漢学の位置づけとその漢文観を検討する。なお「概言」の本文中に掲げられてい

<sup>50</sup> 羽賀祥二監修『洋々社談 第4巻』ゆまに書房 2007年 pp.495-498

<sup>51</sup> マレー (David Murray 1830~1905) は明治初期の文部省雇い外国人である。アメリカ出身。明治6年から5年半にわたって、「学制」期の文部省のあらゆる学事に関与した。(唐澤富太郎解説『明治教育古典叢書 第Ⅱ期 解説』国書刊行会 1981年 p.9、明治文化研究会編『明治文化全集 第十八巻 教育篇』日本評論社 1967年 p.27-30、岸本英夫・海後宗臣編『日米文化交渉史 第3巻 宗教教育』原書房 1980年 p.313 参照。)

<sup>52</sup> 「学制」期において文部省は初等教育の整備に併せて、小学校教員の養成のため師範学校の設置を促した。

<sup>53</sup> 酒井豊「近代日本語の形成と『日本教育史略』の編纂」『研究叢書第1号』青山学院大学総合研究科人文学系研究センター 1992年 pp.127-175

<sup>54</sup> 齋藤希史『漢文脈の近代』湘南社 2009年

<sup>55</sup> 尾形裕康『新版日本教育通史』早稲田大学出版部 1980年

る主な内容項目は以下のとおりである。

「学事ノ由来」「日本旧大学校」「旧日本在学年期」「近来ノ教育」「文部省起源」「日本政体」「文部省設置法」「第一初等小学」「第二師範学校」「第三外国語学校」「第四東京大学校」「第五專業学校」「第一陸軍兵学校」「第二海軍兵学校」「第三工学校」「第四医学校」「第六各種教育ノ方便<sup>56</sup>」「第一書籍及新聞紙」「第二書籍館及博物館」

次に「概言」における漢文教育史の記述について検討しておく。

「概言」の教育史に関する記述は神話の時代から説き起こされており、「学事ノ由来」の節では「学問ノ淵源スル所ハ他ノ諸科ト同シク支那及高麗ヨリ伝フ者最多シトス」（三頁）とあり、続けて「支那ノ文字及書籍」、つまり漢文や漢字が日本の「学事」の始めであると記述されている。

「概言」の教育史に関する記述は近世の教育に関する部分が中心となっている。「旧日本在学年期」の節では「経学校」<sup>57</sup>を例に、近世の教育課程や教育内容について述べられている。「経学校」で用いられた「読本」が漢籍中心であったことがとり上げられ、漢学を中心とした教育史が展開されている。だがその漢籍の学習については次のように批判されている。

今此教育法ヲ批評セハ宜ク其知識ヲ広開シ且作文ヲ習熟スヘキニ却テ無用ノ詩賦ニ光陰ヲ費セルト云テ可ナリ（p.14）

この「詩賦」とは漢詩文のことであると考えられる。上の引用部分では、西洋的学問体系・教育制度と国民皆学・国民語を志向する「学制」の方針から、旧来の漢学における漢籍を主体とした教育は時代に合わないということが述べられているといえる。

続いて「近来ノ教育」の節では、幕末期に普及した蘭学を「日本教育法改革ノ起源」と位置づけ、ペリー来航と「貿易条約」を契機として「欧学」が興隆したことが記述されている。そして「蘭、英、法三国ノ言語ヲ学ヒ以テ外国書籍ニ就テ欧州富強ヲ致スノ因由ヲ極メン、ヲ務メリ」（p.16）と「欧学」の意義が述べられ、幕末に欧州へ留学生が派遣されたことが記されて節が締めくくられる。「近来ノ教育」の節では、幕末・維新期の学問が漢学から西洋の教育へと移行しつつあったことが示されているといえる。

<sup>56</sup> 「第五」の誤りか。

<sup>57</sup> ここで触れられているとは「元来此等ノ学校ハ兵士ノ為ニ設ル所ナレハ」（p.14）とあるため、士族の教育機関であった藩校のことを指していると推定できる。

#### 第4項「概言」における「学制」期の漢文教育

「概言」の「文部省起源」以降の部分では、「学制」期の学校制度や教育の内容、予算や教員・生徒の統計などが解説されている。そのなかで漢文教育に関する文言は存在しないが、「文部省起源」の節においては以下のような記述がある。

旧学制ハ政治家著述家及技芸家等ヲ養成スルニ足ル者ニシテ其成功ニ至テハ最モ称スルニ足ルヘキアリ (p.18)

この「政治家著述家及技芸家等ヲ養成スル」という文脈からすると、ここでいわれている「旧学制」とは、具体的には「概言」の前半部における「旧日本在学年期」の節において言及された「経学校」を指していると推測できる。漢学的な教養は少なくとも「政治家著述家及技芸家等ヲ養成」には成功したと総括されているといえるだろう。だがそれは、近世において多様な教育機関が存在し、しかも高い普及水準にありながら、国家的・制度的な「公教育」や「国民皆学」という思想はまだ存在していなかったことと関連していると考えられる。続けて「日本人民」は従来から「学ヲ好ム性情」を有しているため、「教育ニ進歩セシムル処置ヲ施ス、甚タ易シ」と述べられており、教育改革の可能性が指摘されている。

「概言」において「維新前ニ行ハレシ教育ノ方法」について書かれている部分は寺子屋に関する言及も見られるものの、武士階級を対象とし、漢学を中心とした藩校教育の系統をもとにまとめられているといえる。だが幕末に関する部分や後半の「爾降制立シテ目今方ニ行ハル、学制ノ概略」に関する部分では、西洋式教育制度の採用されたことが記述されている。

#### 第5項『日本教育史略』第二部「教育志略」の内容項目

『日本教育史略』第二部の「教育志略」は『日本教育史略』の本論に相当する部分であり、以下の19の内容項目から構成されている。

「文字書籍ノ起源」「諸學術ノ伝来 並諸博士ノ事」「聖徳太子憲法ヲ製ス 並大化ノ新令」「始メテ学校ヲ建ツ 附天文医薬ノ諸校」「始メテ学令ヲ定ム 附考課法」「学田学科 並学士ノ賞」「教科教則 並生徒ノ進退」「諸学ノ創置及書籍院」「律令格式ノ事」「国史編輯ノ事」「三善氏ノ封事」「延喜大学式 並陰陽典薬両式」「大学ノ衰廢」「金沢文庫ノ事」「足利学校ノ事」「弘文院 並

昌平校 医学館 和学所 開成校 医学所」「大ニ書籍ヲ刊行ス 版刻ノ原始」  
「諸藩ノ学校 並私学」「学区学制ヲ定ム」

「教育志略」の内容は政治史に沿って古代の大学寮から金沢文庫、足利学校といった中世の教育機関、近世の幕府の学校や藩校、私塾を列挙して解説したものであり、最後に「学制」期の学校教育の現状が記述されている。本節では「教育志略」における漢学に関する記述から、その位置づけについて検討する。

「教育志略」はその言及されている教育機関に注目すると、漢学の系統を中心とした教育史であるといえる。例えば古代から中世の教育機関としては、主に漢籍の講究を行なった朝廷の大学寮についての記述が中心である。また、近世の教育について記述されている「諸藩ノ学校並私学」の節では第一部の「概言」と同じく、藩校を中心に記述されている<sup>58</sup>。同じ節において近世の私塾についても言及されているが、具体的にとり上げられている私塾は「堀川学校」（古義堂）と「懷徳書院」（懷徳堂）であり、他には寺子屋についても言及されているものの、国学系の塾については言及されていない。これは執筆者である大槻修二が漢学系の学者であることとも関係していると考えられるが、特に近世には漢学が興隆したこと、特に儒学の学問傾向への対抗文化として国学が勃興した史実から<sup>59</sup>、「学制」の時期に漢学を主とした教育史が編纂されたことは順当であったといえるだろう。

## 第6項「教育志略」における維新後の学校制度と漢文教育に関する記述

「教育志略」の「学区学制ヲ定ム」の節は、大政奉還から「学制」公布より前の部分と、「学制」公布以降の部分から構成されている。

明治3年の「大学規則」「中小学規則」の制定についての記述では、中学に関して次のように説明されている。

中学ハ子弟十六以上ヨリ専門学ヲ修メ二十二歳ニ至リ其事ヲ終フ其秀俊ナル者ヲ選ヒテコレヲ大学ニ貢ス故ニ其科目ハ大学ノ五科ニ同シクシテ特ニ教法文三科ノ必讀書ヲ設ク教科ハ古事記、日本紀、万葉集、古語拾遺、祝詞、宣命、及孝経、論語、大学、中庸、詩経、書経、周易、礼記ナリ法科ハ令、残律、儀式、延喜式、江家次第、三代格、法曹至要抄、及周礼、儀礼、唐六典、唐律、

<sup>58</sup> 次の藩校が列挙・解説されている。興讓館（米沢藩）、明倫堂（加賀藩）、閑谷学校（備前藩）、明倫堂（尾張藩）、弘道館（水戸藩・佐賀藩）、時習館（熊本藩）、造士館（薩摩藩）、養賢堂（仙台藩）、日新館（会津藩）、明倫館（萩藩）、有造館（伊勢津藩）

<sup>59</sup> 国史大辞典編纂会編『国史大辞典 第5巻』吉川弘文館1989年参照。

文献通考、大学衍義補ナリ文科ハ五国史、三鏡、大日本史。枕草子、源氏物語、及春秋左氏伝、国語、史記、兩漢書、通鑑、文章軌範、唐宋八大家読本ナリ (p.226)

このように「中小学規則」において、中学を「教法文」の三科に分けて大学の準備教育課程として位置づける方針は革新的であったといえる<sup>60</sup>。だがその教育の内容は和漢の学が主体であり、実際には従来の藩校の教育と大差ないものであったと考えられる。

次に「教育志略」では、明治5年に公布された「学制」における中学校の教育について以下のように記されている。

中学モ亦上下ノ二等二分ツ下等ハ十四歳ヨリ十六歳ニ至リ上等ハ十七歳ヨリ十九歳ニ終ル通計六年ヲ学期トス其教科ハ普通学ヲ設ケ小学ノ大意ニ通スル者皆コレヲ講究シテ国語学外国語学ニ及ヒ修身、測量、経済等ノ諸学ヲ習ハシム (p.235)

ここで小学校の学習内容に通じた者を対象に、まず「普通学」を「講究」し、「国語学」等の諸学を学習することが示されている。また科目名を見る限り、「中小学規則」とは異なって教育の内容に関しても和漢学が除外されているといえる。ただしここで述べられている「普通学」「国語学」は「学制」にも言及されている語であるが、その内実についてはここでは明らかでない。明治3年の「中小学規則」の内容や当時の「国語」をめぐる状況、「学制」が中等教育よりも初等教育の整備を優先していたことなどを踏まえると、旧態依然とした和漢の学を含んでいた可能性も推測される。

### 第7項『日本教育史略』第三部「文藝概略」における「漢文」の位置

『日本教育史略』の第三部にあたる「文藝概略」は「文字」「文章」「文学」「附文具」の4つの節から構成されており、日本の文芸や文章・文字、学問の歴史が記述されている。そのためその内容は、教育について書かれた「概言」「教育志略」とは大きく異なる。本節ではこの「文藝概略」において、漢文がどのように位置づけられていたのかを検討してみたい。なお、「文藝概略」の節と項目は次のとおりである。

---

<sup>60</sup> 明治3年の「中小学規則」は実施には至らなかったが、それ以後開始される学校制度整備の方針を示すものであったとされる。(中島太郎『近代日本教育制度史』岩崎書店 1966年 pp.18-20、文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会 1972年 pp.4-5,p93)

「文字」(文字総論 仮名片カナ起源 五十音図 仮名音論 神代字 和字 習字沿革 点図)、「文章」(日記紀行 物語文 和歌の序 歌 漢文)、「文学」(文学総論 儒学 学校 私学 科試及第 書学 画学 医学 薬物学 外科 鍼医 暦学 漏刻学)、「附文具」(紙 筆 硯 墨 油煙採法 松煙採法 刻本)

このうち、「文章」の節(二百五十二頁)においては「太古には言語の外に文章なし」として、「宣命」「祝詞」を「我国固有の文」と位置づけており、それに続いて「漢文」について次のように記述されている。

千二百年頃より支那文章を学習し万事支那風を尚ふを以て日常の文皆漢文となれり故に前の宣命の如きも差支那語の雑れる者ありさて政府頒布の文倍支那文にて通せしか千五百六十年頃より留学生もなく支那との往来も稀なるを以て其文法倒錯して漸に乱れ亦一種の文体を為せりこれ後世政府幕府の命令文又往来書簡の文是なり其体漫に御字候字を用ゐて尊敬を主とす (p.253)

上の引用部分において、日本の歴史上、正式な文章は漢文が用いられたことや、近世の候文も漢文の系譜にある文体であることが述べられている。なお引用部分で述べられているように「御字候字」を用いて正規の漢文にはない敬語を表現し、日本語を主に漢字だけでつづるのは変体漢文(和化漢文)の特徴である。また上の引用部分では、同じ文章形式を指して「漢文」と「支那文」という語が混在していて紛らわしいが、国籍を意識する場合は「支那文」、そうでない場合は「漢文」が用いられていると考えられる。なお、デヴィッド・マレーによる第一部の「概言」では「漢文」や「漢学」といった語は用いられておらず、「漢」の代わりに「支那」が用いられている。これは「概言」の原文が英語で書かれていたこととも関係していると考えられるが<sup>61</sup>、漢文を国籍で区別しているように読みとれる。一方、第二部の「教育志略」では従来どおり「漢学」「漢文」という語が用いられていて、漢学を中国、日本といった国籍で弁別する記述は見いだせない。

また、先の引用部分に続けて、「文藝概略」では「以上の諸体<sup>62</sup>は皆日用の文なれと其外に中古の和文あり是太古文より出て一種の体をなす其始は延喜の頃より起る紀貫之か土佐日記等是なり(其前已に伊勢物語竹取物語等もあれと其著者の確知すへきは貫之を始とするを以てなり)それより出て消息文和歌序日

<sup>61</sup> 「漢文」を”kanbun”ではなく”Chinese literature”と英訳した場合、「漢文」の中国語としての意味合いが強められることになる。

<sup>62</sup> 「以上の書体」はここでは漢文体のことを指している。

記紀行物語等の数体に分れたり」(pp.253-254)と説明されており、漢文体の他に和文が存在することが示されている。さらに、この「文章」の節には「漢文」という項目も存在するが、そこで漢文体については次のように説明されている。

延喜の頃より支那の往来もやみ留学生も無かりしかは遂に一種和風の支那文を生ず是近来まで行はれし所の倒読又直読一定せず読難き消息文下行文等是なり (p.261)

ここで記述されている「和風の支那文」「読難き消息文下行文等」とは変体漢文<sup>63</sup>のことであると考えられる。「倒読」は顛読(てんどく)、つまり漢文を訓点に従って読み下すことであり、「直読」はそれとは逆に返り点によらずに語句の順に従って音読することである<sup>64</sup>。つまり、上の引用箇所では、日本において漢文体の影響を受けた文章が用いられ続けてきたことが説明されているといえる。だが、漢文が日本語に及ぼした影響に関して、その功績は特に述べられていない。「漢文」の節において漢文の説明に変体漢文も含めることから、漢文は古典のみの文体ではなく、「日用の文」という位置づけがなされていたことがうかがえる。しかしながら、日本における漢文の地位を表立って擁護する文言は見られず、「近来」まで用いられてきた漢文体に関しては、むしろ「読難き」文章であるという点が指摘されている。

なお、「文学」の節では、まず「文学総論」において国学の系譜について概説されており、その次に「儒学」の項目が存在する。儒学の伝来から江戸初期までの歴史を簡潔に概説されており、これに続く「学校」「私学」「科試及第」の項目は「教育志略」の内容とも重複している。

## 第8項「学制」期における国語教育論との比較検討

### 一『文部省第一・二年報』の「ダビッド・モルレー申報」を例に一

以上、本節では『日本教育史略』の分析を行なった。『日本教育史略』の維新以降の記述には、漢学への言及が比較的少なかった。それは、「学制」期の学校教育において、西洋的な教育制度の移入と和漢学の排除が進められていたことと関連しているのではないかと考えられる。そこで本項では、『日本教育史略』の執筆者・マレーが明治6年に文部省に提出した「ダビッド・モルレー申報」<sup>65</sup>

<sup>63</sup> 峰岸明『変体漢文』東京堂出版 1986年

<sup>64</sup> 例えば往来物の手本としてしばしば用いられていた候文では、訓読体の部分と「可申候」などのように漢文風に転倒している部分が混在しており、ここではそれらの文体を指していると考えられる。

<sup>65</sup> 明治文化研究会編『明治文化全集 第十八巻 教育篇』(日本評論社 1967年)所収。

を、「学制」期における国語教育論の一例としてとり上げ、「国語」という切り口から漢文の置かれた状況を考察してみたい。

「ダビット・モルレー申報」には、国語について次のように述べられている。

夫レ事ハ変更スベキ者アリ、変更スベカラザル者アリ、教育ヲ伝フル国語ニ至テハ最変更スベカラザル者ナリ。故ニ人民普通ノ国語ヲ以テ授受ノ媒トセザレバ其教育能ク浹及スルコトナシ。今日本ノ国語ヲ以テ欧州ノ學術ヲ施行スルハ甚難シト雖何国ニ在テモ普通ノ国語ヲ以テ之ヲ伝フルニアラザレバ教育モ限リアリテ徧ク之ヲ全国ニ施ス能ハズ。

この引用部分では、まず「今日本ノ国語ヲ以テ欧州ノ學術ヲ施行スルハ甚難シ」と、当時の日本における国語の未発達を認めつつ、教育の普及という観点から「国語」の必要性が主張されている。それに続いて「モルレー申報」では、教育改革の具体的方策として西洋の学術体系を用いた「日本教科書ヲ編成」することと「教師ヲ養成」することが挙げられている。この「モルレー申報」で述べられている「国語」のなかに、漢文の影響がどの程度含まれているのかは不明である。ただ、幕末から明治初期には洋書の翻訳にはまだ漢文や漢文体が用いられていたことや、「モルレー申報」では「人民普通ノ国語ヲ以テ授受ノ媒トセザレバ其教育能ク浹及スルコトナシ」とあることなどを踏まえると、マレーのいう「普通ノ国語」とは漢文ではない、国民共通語のことであると考えられる。「学制」期には英語公用論や漢字廃止論といった急進的な改革が議論されていたが、それに対して『日本教育史略』「概言」の執筆者であるデヴィッド・マレーは漸進的な教育改革を主張し、国語尊重の立場をとった。また「モルレー申報」において、均質的・画一的な教育を志向するという面は「学制」の方針と共通するものであるといえる。

同時期、「モルレー申報」以外にも旧来の言葉の教育が漢文中心であったことを批判する言説は存在したが<sup>66</sup>、それと同様に、『日本教育史略』の記述においても「漢文」の意義が述べられることは全体をとおして少なかったといえる。また明治後期のように「徳育」という視点から漢文を評価する言説も見いだせず、「学制」以降に関する記述では「漢文」からの脱却が志向されていると考えられる。

前近代では、寺子屋において庶民は候文など漢文の影響を受けた文体を学習し、また士族を中心とした知識層は幼少期から漢籍の素読を受けたが、旧来の

---

<sup>66</sup> 「ホイットニー宛書翰」は大久保利謙編『森有禮全集 第一巻』（宣文堂書店 1972年 p310）所収。なお、モルレーに関しては本山幸彦編『明治前期学校成立史』（未来社 1966年）、重久篤太郎『お雇い外国人⑤教育・宗教』（鹿島出版会 1979年）を参照にした。

漢文の学習には時間がかかりすぎて不便であるという批判が存在した。コストのかかった教育を行なうことができるということは見方を変えれば、漢文は読み書き能力を超えた高度な教養であったと見なすことができる。だが、一部のエリートのみが漢文に通曉し、その他多くの国民が教育から疎外されることは「学制」の理念に反するものであった。つまり、近世の漢学における漢詩文の学習が「体制維持の学問と化した漢学」<sup>67</sup>、あるいは「身分集団のための教育」<sup>68</sup>としての役割を含んでいたことが、初等教育における「国民皆学」を第一に掲げられていた「学制」との間に不整合を生じることとなったといえるだろう。「学制」期には現実としては漢文の有用性が残存していたものの<sup>69</sup>、国語教育の必要性という観点からは漢文の意義はあまり評価されなかったといえる。また「学制」の時期にはまだ「国語」概念が明確でないものの、普通教育の普及という目的から、漢文からの脱却と新しい「国語」への努力が図られていたと考えられる。

### 第3節「学制」期の初等教科書における漢文脈

#### 一 『<sup>4</sup>読本』巻之四・五と『蒙求』の比較を通して一

##### 第1項 『<sup>4</sup>読本』と『蒙求』の概要

「学制」期には西洋式の教育制度が取り入れられたものの、実際には「漢学的な知」の有用性が広く存続していたものと考えられる。そこで本節は、唐の李瀚によって作られた児童向けの逸話集である『蒙求』と、「学制」期の教科書である『<sup>4</sup>読本』(明治6年初版)の主に史話教材が収録されている巻之四・五を比較し、『<sup>4</sup>読本』における漢文脈<sup>70</sup>を検討することで、当時の「漢学的な知」の影響について考察を行ないたい。そのための主な方法として、まず『<sup>4</sup>読本』と『蒙求』の構成を確認し、次に『蒙求』から『<sup>4</sup>読本』に取り入れられた箇所(同一史話)をとり上げ、その内容・文体の比較検討を行なうこととする。そ

<sup>67</sup> 天野郁夫『教育と選抜の社会史』ちくま学芸文庫 2006年 p.123、石川松太郎『藩校と寺子屋』教育社 1978年

<sup>68</sup> 天野郁夫『教育と選抜の社会史』ちくま学芸文庫 2006年 p.118、ランドール・コリンズ(新堀通也・訳)『資格社会—教育と階層の歴史社会学』有信堂 1984年

<sup>69</sup> 神辺靖光「幕末維新时期における漢学塾—漢学者の教育活動—」「明治初年の東京府の漢学塾—「明治五年・開学願書」を中心に—」「明治一〇年代の東京府の漢学塾—「明治一六年・東京府管内私立諸学校表」を中心に—」幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社 2003年

<sup>70</sup> 本稿では漢籍に由来をもつ素材のことを「漢文脈」と定義する。具体的には漢籍における児童教訓書の構成・内容・措辞を指すこととする。

して、そこに「学制」期において明治維新以前の社会に存在していた漢学的な教養がどのように引き継がれたのかについて考察したい。

本節において研究対象とする榊原芳野編『小学読本』は、田中義廉編『小学読本』とならんで「学制」期を代表する教科書である。従来の教科書史では、『ウィルソンリーダー』の翻訳教科書である田中版『小学読本』に比べて、榊原版『小学読本』は古典的であると位置づけられている<sup>71</sup>。そのため、「学制」期の読本と漢文脈との関連を検討するための史料としては、榊原版『小学読本』の方が適していると考えられる。

『小学読本』の成立とその特徴について『国語教育史資料』の解説では、田中版『小学読本』との比較から次のように指摘している。

明治初期の国語教科書を代表するものには、田中義廉編『小学読本』（明治六年）と榊原芳野編『小学読本』（明治六年）の、いずれも文部省編纂の読本である。

前者の田中義廉本が国語読本でありながら、「此女兒は人形を持てり。汝は人形を見しや。」のように、翻訳調の文で満たされているのに対して、後者榊原芳野本は「第一家、人の住所の総名なり。柱、梁、桁、檼等を具へて作る……」のように、むしろ漢文調といってもよい。アメリカのウィルソンリーダーの直訳文を主にした前者は、はじめ文明開化期の時代の空気のなかで歓迎されたが、復古的気運の高まった明治十年代には、後者のほうが広く用いられるようになる。<sup>72</sup>

このように『小学読本』（明治6年初版）は、ウィルソンリーダーの翻訳として知られている田中義廉編『小学読本』と並んで、学制期に広く用いられた教科書であったとされるが<sup>73</sup>、この2種類の小学読本の教科書史における位置について、高木まさき（2000）は次のように述べている。

ウイルソン・リーダーを模し、当時としてはたいへん広く用いられた田中

---

<sup>71</sup> 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第四巻 国語（一）』講談社1964年 pp.711-712、古田東朔編『小学読本便覧 第一巻』武蔵野書院1978年 pp.368-372、高木まさき『『小学読本』巻之四・五の研究—その構成と出典の検討を通して—』『国語科教育第四十七集』全国大学国語教育学会2000年 p.57

<sup>72</sup> 井上敏夫編『国語教育史資料 第二巻 教科書史』東京法令1981年 p.4

<sup>73</sup> なお、『小学読本』の使用状況については、海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第四巻』（講談社1964年）において、以下のように指摘されている。

「田中の「小学読本」とならんで、多くの府県で採用されたので、本書の翻刻本が各府県で刊行され、その注解書、字引の類も多く出版されている。また、復古的傾向の強くなった明治十年代には多くの小学校において本書が使用された。」（p.712）

本は、むしろ歴史的には孤立していて意外に後世への影響は大きくない。之に対し榊原本『小学読本』は、普及率こそ田中本に及ばないが、史話を構成して読本を編むという方法は後の国語読本や修身教科書に踏襲され、またそこに採られた史話には後の教科書に採られたものが少なくない。<sup>74</sup>

以上の引用から『小学読本』の特徴をまとめてみると、『小学読本』は田中本と比べると目新しさや革新性は少なく、保守的な傾向を持つ教科書であったといえる。だが、むしろそのために、前時代の教材や『小学読本』以降の国語教科書と関連する要素を多分に含んでいるのではないかと考えられる。また、『小学読本』の内容は、明治初期における和漢洋の調和や、初等教育における漢文教材の位置を検討する上での研究対象になりうると考えられる。なお、『小学読本』出版の前年である明治5年には学制と小学教則が公布されていたことから、学制下の国語観・教育観を考察する上でも重要な教科書であるといえる。

『小学読本』には、首巻と五巻の合計六巻とするものと、首巻を巻之一に組み込んだ合計五巻ものの二種類が存在する<sup>75</sup>。巻之三までは国学者・榊原芳野による編纂であり<sup>76</sup>、巻之四・五の編纂は漢学者・那珂通高と国学者・稲垣千穎によるもので、巻之三までとは教材の構成が変わり、物語教材を集録している。

巻之四・五はいずれも全三十七課で構成されている<sup>77</sup>。その内容は日本史上の人物を題材にとった物語の他に、漢籍を典拠とするものも見られる<sup>78</sup>。また西洋の史話・説話も収められており、高木(2000)によると、巻之四の第二十五課と巻之五の第七課が『西国立志篇』を出典としていることが確認されている。その構成の特色をまとめると、徳目に沿って史話・説話が編集されているという面では、伝統的な説話集や『西国立志篇』などとの類似が見いだせ、また内容の面では和漢洋の史話・説話が折衷的に配置されているといえる。したがって、『小学読本』は田中本に比べて古典的色彩が強いといわれるものの、文明開化的な教材が含まれていることも見落としてはならないだろう。

---

<sup>74</sup> 高木(2000) p.57

<sup>75</sup> 『教科書大系 近代編 第四巻 国語(一)』 p.711

<sup>76</sup> 『教科書大系 近代編 第四巻 国語(一)』では、巻之三までの教材その内容を概括して「日常生活に近いものが多く、それに関する知識を与える教材が多く」、「内容学習的性格」を有していると指摘している。(p.712)

<sup>77</sup> 『小学読本』巻之四・五は各学課に番号が付されているのみで、それぞれの学課が担っている徳目は明示されていないが、高木(2000)は巻之四の学課を、内容別に「勸学・勤勉」「天皇」「忠義」「孝行」「父母」「主恩」「貞節」「兄弟」「勸学」の九項目に、巻之五を「憐憫」「清廉」「盜賊」「節儉」「立志」「学問」「寛容」「勉勵」の八項目に分類できるとしている。(p.58)

<sup>78</sup> 例えば、巻之四第二十一課では春秋の儒学者閔損、第二十四課では孟母三遷が登場している。

『小学読本』巻之四・五の物語教材において、漢詩が引用されている箇所が存在するが、それは巻之四第十課と巻之五第二十五課だけである<sup>79</sup>。それ以外にも論語などの一節が取り上げられている教材も存在するが、文章形式として漢文はほとんど用いられておらず、本文は漢字仮名交り文に統一されている。ただし、漢籍を典拠とした教材は多数収録されている。その漢文系の素材が『小学読本』にとりこまれる過程で、内容の改変・選択が行なわれている可能性があり、そこに『小学読本』編纂の意図、あるいは「学制」期の読本において漢文脈に付与された役割が読み取れるのではないかと考えられるのである。なお、本節では古田東朔編『小学読本便覧 第一巻』（1978年武蔵野書院）収録の明治7年版『小学読本』を用い<sup>80</sup>、本文の引用にあたっては変体仮名を現代仮名に改めることとした。

次に本節において、『小学読本』の比較材料として『蒙求』をとり上げる理由について説明しておきたい。

明治期の『蒙求』の影響力について、早川光三郎（1973）は次のように述べている。

明治に至り、文明開化の掛け声で、世は挙げて欧化するかに見えたが、漢学の伝統は依然継続され、蒙求にも生命の持続が見られた。画期的な教育の普及で、本書の盛行は一段と高まった。殊に、明治十四、五年の頃は、原撰書・続撰書共に爆発的出版ブームを呼んだ。これは米国式自由教育令の悪評で、同令が改正された結果、その反動として、儒教倫理的教育時代となり、その教科書として本書は既成書の重版のほか、時代にマッチした新訳書も続々と出現したのである。その余韻は、現代高校の漢文教科書の教材としても採り入れられている。<sup>81</sup>

一口に漢籍における古典的な教育書といっても、『蒙求』以外に『小学』『説

---

79 『小学読本』巻之四第十課は「忠義」を主題とした史話教材であり、菅原道真の漢詩が引用されている。第十課における漢詩の位置づけは、漢文の読解というよりも、物語の筋からその意味を読みとるというものであり、あえて漢詩を読ませる必要がないように作られているといえる。また、巻之五第二十五課韓愈の七言律詩の一部が引用されており、巻之四第六課には本文中に論語の一節がとりあげられているが、いずれも巻之四第十課と同様、漢文を読まなくても物語の筋が理解できる構成になっている。

80 古田東朔編『小学読本便覧 第一巻』武蔵野書院 1978年  
また、高木まさき「『小学読本』巻之四・五の研究—その構成と出典の検討を通して—」（『国語科教育』47 全国大学国語教育学会 2000年 pp.57-64）では『小学読本』について、「首巻及び巻之一～巻之五からなる六巻本と首巻を巻之一に組み込んだ五巻本の二種類がある」とするが、「両者に構成や出典を考える上で支障となるような差異は今のところ見つかっていない。」とある（p.57）。

81 早川光三郎注『新訳漢文大系 第58巻 蒙求（上）』明治書院 1973年 pp.13-14

苑』『世説新語』などがあり、そこにはさまざまな型が存在する<sup>82</sup>。また近世の日本においては『大東世語』などのように古典から採った史話や説話を漢文体でまとめた教育書が流行していたとされており、『小学読本』と『蒙求』の同一史話が『蒙求』以外の歴史書から採られた可能性も否定できない<sup>83</sup>。だが、早川の指摘にあるように『蒙求』が近世から明治期にかけて児童向け教育書として流行したことや、『小学読本』の中国を舞台とした史話の多くが『蒙求』から採られていることを踏まえると、『蒙求』が『小学読本』の編纂に影響を与えた可能性が推測できる。そのため『小学読本』との比較材料となる漢籍としては、まず『蒙求』をとりあげる必要があると考えられる。

## 第2項「学制」期の教育制度と漢学の系統

『小学読本』と『蒙求』の比較を行なう前に、まず本項では『小学読本』が出版された「学制」期の学校教育と漢学の系統との関連について、主に制度面から確認しておきたい。

「学制」期である明治初期は一般的に文明開化の時代といわれるが、この時期にはまず最高学府において和漢洋学のせめぎ合いが存在した。明治2年に成立した新政府直轄の大学校は国漢学系の本校と洋学系の南校・東校で発足したが、国学と漢学の対立により本校は1年余りで自壊し、それ以後漢学は官立の教育機関における学術体系からは除外されることとなった。だが漢学は西洋語の翻訳語を供給するなどの実用的な役割を保持していたために教養の基礎として生き残り、明治10年代まで漢学塾の流行が続いたとされる<sup>84</sup>。

明治4年の廃藩置県と文部省設置に続いて翌明治5年には「学制」が公布され、ここに中央集権的な教育行政が開始されることとなった。「学制」期には中等教育よりもまず初等教育の普及充実が優先されたため<sup>85</sup>、「学制」期の中等教育は正規の中学校が未発達であり、この時期の中学校は旧時代の藩校や私塾を

---

<sup>82</sup> 『蒙求』に収録されている史話の典拠は『史記』『漢書』などの中国の正史に見いだせるが、それらは本来、児童の教育を主眼として編纂された書物ではないため、『小学読本』との比較対象には適していないと考えられる。

<sup>83</sup> 『小学』は儒学の初等教育書の典型とされる教訓書であり、『説苑』は君主の教育を主眼として作られた逸話集である。『世説新語』『十訓抄』には『蒙求』の逸話が取り入れられており、またそれ以外にも日本では『本朝蒙求』『大日本史蒙求』など『蒙求』に倣った教育書が作られているため、『小学読本』よりも前の時代に『蒙求』型教育書の伝統が存在した可能性が考えられる。

<sup>84</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会 1972年 pp.218-219、大久保利謙『明六社』講談社学術文庫 2007年 pp.172-174、幕末維新时期漢学塾研究会・生馬寛信編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社 2003年 pp.19-20, pp.34-35

<sup>85</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会 1972年 p.6, pp.166-167

も取り込んだ変則的なものであったとされる<sup>86</sup>。したがって「学制」期の政府による教育の方針や漢文脈の位置づけを検討する場合には、まず初等教育に注目する必要があると考えられる。

「学制」の初等教育に関する項目において、国語系科目と考えられるものは「綴字」「習字」「単語」「会話」「読本」「書牘」「文法」であり、その科目に基づいて「小学教則」ではその時間配当や指導内容が示されている。「学制」や「小学教則」においては「国語」のみならず「漢文」という枠組みも見いだせず、用いられるべき文章形式についても特に示されていない。だが今回研究対象とする『小学読本』では、その本文において正式な漢文は採用されておらず、漢字仮名交じり文で統一されている。

「学制」の序文である「被仰出書」では、学校を設置する旨と学校教育の意義が説かれており、その教育理念は次のように明示されている<sup>87</sup>。

人能く其才のあるところに応じ勉励して之に従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば学問は身を立るの財本にして人たるもの誰か学ばずして可ならんや

ここで示されている「学問は身を立るの財本」という文言には、欧米の近代思想に基づいた「個人主義・実学主義の教育観、学問観」<sup>88</sup>が反映されているといわれている。一方で旧来の学問については次のように批判されている。

学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき学問の何物たるを辯ぜず又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にすと唱へ身を立るの基を知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず

この引用部分において「詞章記誦の末に趨り」とあるところは主に儒学における経典の暗誦や訓詁注釈のことを指していると考えられる。これに続き、立身につながる学問は「貧乏破産喪家の徒多きゆゑん」になるとして旧学問を批判している。だが西洋の制度を参考にして作られた「学制」においてここ

<sup>86</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会 1972年 pp.205-207

神辺靖光『日本における中学校形成史の研究 明治初期編』多賀出版 1993年

<sup>87</sup> 引用箇所は文部省編『学制百年史 資料編』（帝国地方行政学会 1972年 p.11）に拠る。

<sup>88</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会 1972年 pp.123-124。また『学制百年史 記述編』（p.125）によると、「被仰出書」において学校は「立身・治産・昌業のために役だつものでなければならぬと宣言」されており、近代学校の旗印として「近代産業生活に役だつ国民教育施設としての学校とその精神」が掲げられていたとしている。

まで旧教育が批判され、学校教育の実用性や必要性を説かれていることは、当時の実社会の側ではまだ学校の価値や必要性が認識されていなかったことの裏返しであったといえる。それは「学制」期において初等教育の就学率が30%に満たない一方で<sup>89</sup>、依然として私塾が存続していたことにも現れている。

ともあれ、「学制」の「被仰出書」に見られる「学問は身を立るの財本」という教育観は、近代的なメリトクラシー（業績主義）<sup>90</sup>の思想につながるものであったと考えることができるが、次項以降ではその教育観と『小学読本』の教材との関連、また「学制」において批判される側であった漢学系統の知が、『小学読本』ではどのように教材化されているのかについて検討したい。

### 第3項 徐子光注『蒙求』と『小学読本』卷之四・五の構成比較

本項では『蒙求』と『小学読本』卷之四・五の構成を比較し、『小学読本』卷之四・五の構成の特徴について検討を行なう。

『蒙求』とは先に述べたとおり、唐の李瀚によって作られた児童向けの逸話集である。その内容は全592条からなり、各条は四字句の標題とそれに連なる注釈文を収めている。注釈文には、作者による旧注（古注本）と、宋の徐子光による補注（徐注本）が存在するが、近世以降の日本では徐注本が広く普及したといわれている<sup>91</sup>。そのため『小学読本』卷之四・五との比較には徐子光注『蒙求』を用いるのが適当であると考えられる。

『蒙求』の内容は歴史・倫理・文学などさまざまな要素を含んでおり、従来からその多様性が指摘されている<sup>92</sup>。教訓的なものと非教訓的なものが混在しており、かつ老荘的な価値観をも含んでいたために、厳格な儒学者からは批判の対象となったといわれている。

『蒙求』の標題である四字句の韻文は、その奇数句と偶数句が対となっており、標題だけで暗誦に適した韻文を形成している。だが標題の韻文を重視した編纂方針のためかその内容構成の面では一貫性が認められず、収録されている

<sup>89</sup> 『日本帝国文部省年報』第一（明治6年）に拠る。

<sup>90</sup> 竹内（1995）によると「メリトクラシー」とは、人員配置の基準に「家柄や門地などに重点をおく属性主義（何であるかによる選抜）」ではなく、「教育資格や能力つまり営為に重点をおく業績主義（何ができるかによる選抜）」をとることで「能力ある人々による統治と支配が確立する社会のこと」であるとされる（竹内洋『日本のメリトクラシー』1995年東京大学出版会 p.1）。従って、学校教育を立身の「財本」と位置づける「学制」の「被仰出書」には、メリトクラシー思想との関連性が指摘できる。

<sup>91</sup> 早川光三郎注『新釈漢文大系 第58巻 蒙求（上）』明治書院1973年 p.102

『蒙求』と明治初期の読本である『小学読本』の関係を研究する上では、江戸・明治期に普及した徐注本を参考とするのが適切であると考えられる。

<sup>92</sup> 早川光三郎「蒙求論考」『滋賀大学教育学部紀要』第20号滋賀大学教育学部1970年 p.226

史話の配列は類話や主題・徳目といった内容項目別での分類・配列はなされていない。

一方の『小学読本』巻之四・五は『蒙求』とは異なって標題が存在せず、各学課に番号がつけられているのみである。またその学課が担っている徳目や主題は標題という形では明示されていない。そのため内容構成の面では一見すると『蒙求』同様、史話の配列に一貫性がないように見えるが、その内容は徳目別（忠義・孝行・父母・主恩・貞節・兄弟・勸学・憐憫・清廉・節儉・立志・学問・寛容・勉学）の分類が可能であることが高木（2000）によって指摘されている。したがって『蒙求』と『小学読本』の構成上の最も大きな相違点は、標題の有無と、構成が徳目によって分類できるかどうか、の二点であるといえる。そのため、『小学読本』巻之四・五の構成には『蒙求』の構成の型は採用されていないといえる。

一方、高木（2000）は徳目に基づいた章立てがなされた漢籍の逸話集の例として、『世説新語』<sup>93</sup>を挙げ、『小学読本』との関連を検討している。高木は『世説新語』や「日本版『世説新語』と呼ぶべき『大東世語』が『小学読本』に直接的に影響をあたえた確証はないとしつつも、「史話を徳目別に分類した書物が、『世説新語』等だけでなく、前代にも編まれていたという事実が、類似した方法で読本を編もうとする編者の精神面での支えになりえた可能性は指摘しておいてもよいように思う」<sup>94</sup>と指摘し、徳目に基づく内容構成のルーツを旧来の漢籍の教養に求めている。その指摘は『世説新語』やそれに倣って作られた教訓書の章立てが徳目に基づいているという前提に立っていると考えられる。

だが、改めて『世説新語』の章立て<sup>95</sup>を確認すると、これを徳目別の分類がな

---

<sup>93</sup> 目加田誠訳注『新釈漢文大系 第76巻 世説新語（上）』（明治書院 1975年 p.9）によると、『世説新語』は宋の劉義慶が編纂した小説集であり、「後漢末から魏晋にわたる間の人々の言行をしるしたもの」であるとされる。

<sup>94</sup> 高木まさき『『小学読本』巻之四・五の研究—その構成と出典の検討を通して—』『国語科教育第四十七集』全国大学国語教育学会 2000年 p.59

<sup>95</sup> 『世説新語』各篇の名称は以下のとおりである。カッコ内の解説は『鑑賞中国の古典 第14巻 世説新語』（角川書店 1988年）の目次に拠る。

第一「徳行篇（有徳の行為に関する言動）」、第二「言語篇（機知に富んだセンスのよい言辞）」、第三「政事篇（政治に関わる言動）」、第四「文学篇（学問・文学に関する言動）」、第五「方正篇（剛直で一本気な言動）」、第六「雅量篇（方正と対照的な余裕ある言動）」、第七「識鑒篇（人物の識別評論）」、第八「賞誉篇（人物批評、主として賞賛）」、第九「品藻篇（人物批評、主として比較論評）」、第十「規箴篇（他人の誤りに対する忠告）」、第十一「捷悟篇（勘のよい人びとの言動）」、第十二「夙恵篇（幼にして聡明な人びとの言動）」、第十三「豪爽篇（豪快な言動）」、第十四「容止篇（容貌風采に関する論評）」、第十五「自新篇（反省・改悟した人物の話）」、第十六「企羨篇（他人の美点を羨望する言動）」、第十七「傷逝篇（死者の哀悼に関する言動）」、第十八「棲逸篇（隠遁的行為にまつわる言動）」、第十九「賢媛篇（すぐれた女性の言動）」、第二十「術解篇（様々の技術にすぐれた人びとの言動）」、第二十一「巧芸篇（様々の芸術にすぐれた人びとの言動）」、第二十二「寵礼篇（寵愛を受けた人びとの言動）」、第二十三「任誕篇（世俗にとらわれぬ自由な生き方・態度）」、第二十四「簡傲篇（任

されていると解釈することにはまだ検討の余地があると考えられる。『世説新語』の章立ては、全体的に見て徳目よりも人物の特徴や言動にもとづいて逸話を分類していると解釈することもできる。例えば『世説新語』の第二十五「排調篇」から第三十六「仇隙篇」は人物の欠点を標題に用いており、徳目的ではないといえる。そもそも「学制」において初等教育に修身教育が導入されたことは、近世の「読み書き算盤」教育にはない特徴の一つである。もちろん武士教育に儒教教育がなされていたり、庶民の読み書き教育のなかに公衆道徳が含まれていたことは認められるが、身分を越えた国民共通の修身教育の試みがなされ始めたのは近代以降のことである。『小読本』の本文には「修身」や「徳目」といった語が見つからないことから、国民道徳としての「修身」や「徳目」の概念が『小読本』においてはまだ定型化されていなかったことが推測できる。

#### 第4項 『小読本』 卷之四・五の『蒙求』教材と徐子光注『蒙求』との比較

前項の検討から、近世の漢文脈のみに基づいて『小読本』の構成や近代的な徳目の型の直接のルーツを探るには限界が存在することが考えられる。では、『小読本』の漢文脈からはどのような教育思想が読みとれるのであろうか。本項では具体的に『蒙求』と『小読本』 卷之四・五の同一史話の比較・分析を行ない、そこから『小読本』における漢文脈の特徴を検討してみる。『小読本』と『蒙求』の同一史話を比較することで、漢籍の和文化・教材化の手法が明らかになると考えられる。また『小読本』と『蒙求』の同一史話における類似点と相違点に、『小読本』に反映されている教育観が読みとれるのではないかと考えられる。

『小読本』 卷之四・五において、『蒙求』と同一の史話は以下の9話である（学課の後のカッコ内は『蒙求』における同一史話の標題番号）。

##### < 卷之四 >

第十七課（四一六「伯瑜泣杖」）、第二十一課（二九六「閔損衣單」）、第二十四課（一三四「軻親斷機」）、第三十四課（六〇「王覽友弟」）

##### < 卷之五 >

---

誕よりも更に激しく自由な生き方・態度)、第二十五「排調篇(他人をやりこめ嘲笑した言動)」、第二十六「軽詆篇(排調よりも露骨に他人を非難した言動)」、第二十七「仮譎篇(他人を欺く狡知に長けた言動)」、第二十八「黜免篇(官位を貶されたり免職された話)」、第二十九「儉嗇篇(過度に吝嗇な行為)」、第三十「汰侈篇(過度に豪華で浪費的な行為)」、第三十一「忿狷篇(短気で癩性な人びとの言動)」、第三十二「讒險篇(術策を弄し告げ口をする腹黒い言動)」、第三十三「尤悔篇(自らを責め悔み、嘆いた人びとの言動)」、第三十四「紕漏篇(うかつで失策した話)」、第三十五「惑溺篇(女性に迷った人びとの言動)」、第三十六「仇隙篇(仲たがいし対立反目した話)」

第九課（一八五「震畏四知」）、第十一課（一五八「子罕辭寶」）、第十五課（四二〇「陳寔遺盜」）、第二十八課（五二一「廉頗負荊」）、第三十二課（一〇「孫敬閉戸」）

『小学讀本』卷之四・五において、中国の史話は 14 話存在するが、そのうち 9 話が『蒙求』と一致しており<sup>96</sup>、このことから『小学讀本』卷之四・五の編纂における『蒙求』の影響の強さをうかがえる。

まず、『小学讀本』における『蒙求』教材と、それに対応する『蒙求』の出典箇所<sup>97</sup>を比較してみると、内容と文体の両方の面で類似点が多いことが指摘できる。例えば卷之四第三十四課では、「無道」「非理」といった漢語が『蒙求』と同じ箇所で見られる。また『小学讀本』と『蒙求』の同一史話の文章が類似していること、『小学讀本』の文体が漢文の措辞を用いていることは、卷之五第十一課の次の対応部分を比較すれば明らかである。

子罕答へて我は貧らざるを以て寶とし汝は玉を以て寶とす（『小学讀本』卷之五第十一課）

子罕曰、我以不貪爲寶。爾以玉爲寶。（『蒙求』一五八「子罕辭寶」）

「答へて」と「曰く」の違いがあるものの、この『小学讀本』卷之五第十一課の引用部分の文章構造は『蒙求』の対応箇所の漢文をそのまま訓読したのと同じである。『小学讀本』の漢字仮名交じり文は、訓点なしで読むことができる和文の利便性と漢文の伝統とを兼ね備えた文体であったといえる。

その一方で『小学讀本』においては、『蒙求』にはない説明が加えられている箇所、あるいは史話の冒頭や終末に『蒙求』には見られない教訓的な文章の追加されている箇所、物語の筋や詳細が変更・削除されている箇所が存在し、より教訓的な逸話に改められているという特徴が見いだせる。本節では以下に『小学讀本』卷之四・五における『蒙求』教材（全 9 話）とその出典となった『蒙求』との比較検討を行なう。

<sup>96</sup> 『小学讀本』卷之四・五はそれぞれ 37 課からなり、合計 74 課から構成されている。そこで採用されている史話は 73 話であり、そのうち中国の史話は 14 話、西洋の史話は 13 話存在し、それ以外は日本の史話から採られている。高木(2000)によると『蒙求』の同一史話として 10 話が指摘されているが、そのうち卷之五第二課と一致する史話が『蒙求』に見いだせなかったため、本稿ではそれを除く 9 話を検討の対象とした。

<sup>97</sup> 『蒙求』の引用箇所は『新釈漢文大系 第 58 卷 蒙求（上）』『新釈漢文大系 第 59 卷 蒙求（下）』（明治書院 1973 年）に拠った。新釈漢文大系収録の『蒙求』は幕末から明治期にもっとも一般的であった徐子光注本が採用されており、これは明治 10 年代に普及していた『小学讀本』との比較に適していると考えられる。

#### ①卷之四第十七課

卷之四第十七課は『蒙求』四一六「伯瑜泣杖」と同一史話であり、孝子の説話である。韓伯瑜は日頃過ちをとがめられて母に鞭打たれることがあっても決して泣かなかつたが、ある時鞭打たれて泣いた。その理由を問われると、鞭打たれたことではなく、母の力が衰えて痛くなくなったことに泣いたのだと答えた、という逸話である。韓伯瑜が泣いた理由を答える場面において、『蒙求』では「今母の力痛むこと能はず。是を以て泣く」とあり、一方の卷之四第十七課では「此のたびのいたからぬは母の年老いて力おとろへ賜へる故なりと思ひ」と書かれている。『蒙求』の方は、第十七課の「母の年老いて」に当たる記述が存在しない。そのため卷之四第十七課の方が、韓伯瑜の考えがより詳しく説明されているといえる。『蒙求』の「伯瑜泣杖」では冒頭に「説苑曰く」、また最後には「十二國史に、瑜、兪に作る。」と書かれており、『説苑』と『十二國史』に同一史話が存在することと、『十二國史』に文字の異同が存在することが示されているが、この説明は第十七課では省略されている。

#### ②卷之四第二十一課

卷之四第二十一課は『蒙求』二九六「閔損衣單」と同一史話であり、孝子の説話である。孔子の弟子・閔損は幼少時代に継母にいじめられていたが、ある時そのことが父に発覚した。とっさに閔損が継母を庇ったが、その結果継母が改心したという逸話である。継母のいじめが発覚しそうになり閔損が父から問いただされる場面（「父之を責む。損自ら理らず。父察して之を知り、後母を遣らんと欲す。」）において、『蒙求』では「損自ら理らず」（閔損は自分の過失の原因が継母のいじめにあることを、自分からことわらなかった）とあるところが、卷之四第二十一課では省略されている。代わりに卷之四第二十一課では「父に責めらるれど手凍えて覚えざるによりてなり父は此をもて初て後妻の悪しき事を察し」と書かれており、閔損の失態の原因が継母にあることが『蒙求』よりも丁寧に説明されているといえる。いじめが発覚し、継母を追放しようとする父に対して閔損が意見を述べる場面において、『蒙求』では（閔損が父に）「啓す」とある箇所が、卷之四第二十一課では「諫むる」と表現されている。この「啓す」が「知らせる」「気づかせる」という意味合いを持つ語であるのに比べると、「諫むる」の方は「諫言」のような主従関係を連想させる語であると考えられる。第二十一課では終末に「されば父母縦ひ子を愛する心なくとも子たるもの誠心を盡して怠りなくば父母も亦終に其心を和らぐべしもしあくまでも其子を悪みて心の改まらざるは子の誠心の至らざる故と思ひて怨み怒ることなかるべし」という教訓的な文章が加えられており、子が親に「誠心」を尽くすこ

とが説かれている。

#### ③卷之四第二十四課

卷之四第二十四課は『蒙求』一三四「軻親斷機」と同一史話である。前半は孟子の教育のために三度家を移した「孟母三遷」の逸話、後半は学業を半ばにして帰宅した孟子に対して織りかけの布を断ち切って、最後まで努力するよう諭したという「孟母断機」の逸話であり、いずれも賢母の逸話として広く知られている。後半の「孟母断機」において、『蒙求』では母に学業の進捗状況を問われ、孟子が「自若たり」と答える場面が、第二十四課では「後に軻長じて他所に学問せるになほ未熟にて家に帰りたり」と説明されている。「自若」は主に「平生通り」という意味で用いられる語であるが<sup>98</sup>、第二十四課では「自若」ではなく「なほ未熟」という語が用いられている。そのため『蒙求』よりも孟子の非が明確に表現されていると考えられる。

#### ④卷之四第三十四課

卷之四第三十四課は『蒙求』六〇「王覽兄弟」と同一史話である。王祥・王覽は腹違いの兄弟であるが、継母にいじめられる兄の王祥を弟の王覽がかばったという、兄弟愛の逸話である。卷之四第三十四課の終末には「かく兄弟互に孝行友愛の心深きによりて其名各顕れて祥は太保に進み覽は後に光禄大夫に成りたり兄の弟を愛し弟の兄を敬するは人の倫也祥兄弟の行ひ實に世の模範と謂ふべし」と加えられている。この「祥は太保に進み」の部分には『蒙求』の四四三「王祥守柩」に見られる内容であり、本来の「王覽兄弟」には含まれていない。この「祥は太保に進み」が加えられることで、王祥・王覽が努力によって立身出世を果たしたことが強調されているといえる。

#### ⑤卷之五第九課

卷之五第九課は『蒙求』一八五「震畏四知」の逸話である。後漢の政治家・楊震は「天も知るべく地も知る可く我も知り君も知れり然るを何によりてか知る者無しとはいふぞ」として賄賂を拒んだという逸話である。『蒙求』の「震畏四知」では、その後半部分において楊震の晩年の不遇について記述されているが、卷之五第九課ではその部分は触れられておらず、有名な「四知」の逸話に内容が絞られている。そして卷之五第九課の終末には「まのあたり見る人無くとも明暗を以て行を二ツにす可からず君子は屋漏にもはぢずと言へり」と加えられており、高潔さの重要性が説かれている。

<sup>98</sup> 諸橋轍次『大漢和辞典 卷九』大修館書店 1985年 p.409

#### ⑥卷之五第十一課

卷之五第十一課は『蒙求』の一五八「子罕辭寶」と同一史話であり、宋の政治家・子罕が贈られた「玉」（宝石）を受け取らなかったという廉潔の逸話である。『蒙求』とは異なって、卷之五第十一課の冒頭では「金玉貴しと雖も人の寶は廉潔に勝れるはなし」、終末には「子罕の玉を受けざるは其最是優れたる寶を有せむがためなればなり」という教訓的な文章が加えられている。

#### ⑦卷之五第十五課

卷之五第十五課は『蒙求』の四二〇「陳寔遺盜」と同一史話であり、梁の上にて潜んでいた盜賊に同情し、布を恵んだ地方官・陳寔の話である。だが『蒙求』の「陳寔遺盜」において陳寔の地方官としての活躍が記されている冒頭部分と、陳寔の晩年について記されている終末部分は卷之五第十五課では省略されており、有名な「梁上の君子」のエピソードに焦点が絞られている。卷之五第十五課の終末には他の課にありがちな教訓的な文章は加えられておらず、『蒙求』と同じ結末である。ただし最後の文章には「寔が縣には盜賊入らざりしとぞ」として、文末に強意の終助詞「ぞ」が加えられており、陳寔の功績が強調されているとも考えられる。

#### ⑧卷之五第二十八課

卷之五第二十八課は『蒙求』五二一「廉頗負荊」と同一史話である。趙の將軍・廉頗が誤って疑いをかけた藺相如に潔く陳謝し、それをきっかけとして両者が親友となった逸話であり、「刎頸の交わり」の由来となった故事である。『蒙求』の終末は「刎頸の交を為せり」と締めくくられているのに対し、第二十八課ではそれが「無二の交をなし」と改められている。「刎頸の交わり」は『史記』を典拠としており、「互いに頸を刎ねられても悔いがないほどの仲」という意味であるが、『蒙求』ではこの「刎頸」という語が用いられているものの、『史記』とは異なって「刎頸」の語の由来については省略されている。卷之五第二十八課は『蒙求』と同様、「刎頸」の由来については触れられていない。卷之五第二十八課は説明なしで「刎頸」を用いることを避けるために、「刎頸の交」の代わりに「無二の交」という表現が採られたと考えることができる。卷之五第二十八課の終末には教訓的な文章は加えられていない。だが終末に「互に力を合わせて戮せて事を謀りしかば趙國いよ〜堅固なりけるとぞ」と加えられており、『蒙求』よりもさらに良い結末へと脚色されているといえる。

#### ⑨卷之五第三十二課

卷之五第三十二課は 3 つの史話を組み合わせた勤勉についての説話であり、

『蒙求』の一〇「孫敬閉戸」はその1番目に取り入れられている。「孫敬閉戸」は孫敬が睡魔と防ぐために縄で頸と梁を繋ぎ、部屋に閉じこもって勉学に励んだという逸話である。『蒙求』の「孫敬閉戸」は「辟命せらるるも至らず。」(出仕を命じられるも応じなかった。)と締めくくられているため、孫敬が苦学を重ねつつも生涯出仕しようとしなかった変わり者であった面も読みとれると考えられる。一方、第三十二課では「辟命せらるるも至らず。」の下りは省略されており、終末には「夫れ睡眠は人生の精神を養ふ道なれば廢すべからざるものと雖ども善く勤むるものは其自ら警むること率ネ皆かくの如し」とまとめられている。そのため、あくまで勤勉の重要性を説くための例として「孫敬閉戸」が引用されているといえる。

以上の分析から、『小学読本』では『蒙求』には見られない説明や教訓的な文章の追加されている箇所、あるいは物語の詳細が変更・削除されている箇所が存在することが分かる。『蒙求』の簡潔な記述に比較して、『小学読本』巻之四・五の『蒙求』教材ではその史話から読み取る教訓が明確に示されている場合が多いといえる。

ここで本節の検討から明らかになった『小学読本』巻之四・五の特徴を確認し、それに考察を加えておく。

『小学読本』の構成は『蒙求』の構成の型とは一致していないといえる。だが『小学読本』と『蒙求』の同一史話を比較すると、そのストーリーの筋は概ね一致しており、漢語や措辞など文章形式の面でも類似している部分が見いだせる。その一方で、同一の史話であっても『蒙求』よりも『小学読本』の方がその教訓性が強められており、特に勤勉の必要を強調したものであるといえる。今回とりあげた学課以外を確認しても、『小学読本』巻之四・五は全体的に勤勉を説く物語の多く存在することが分かる。例えば、巻之四の冒頭第一～六課、第三十六・三十七課、巻之五第二十三、二十四、二十五課、三十一～三十七課は学問や生業へ真剣に取り組むことを説いている。そこに「学制」公布の時期において、学業の必要を啓発する意図があつたのではないかと考えられる。あるいは『小学読本』において、勤勉さの対象が学問のみならず職業にも広がっていることには、勤勉さによって旧来にはなかつた立身出世の道が開かれ始めた「学制」期の時代背景との関連も推測できる。

また、『小学読本』の史話教材において教訓的な文章が加えられているのは、指導上の実用性という面でも意義があつたと考えられる。例えば『蒙求』の史話の結末には『小学読本』に加えられているような教訓的な結語がない分、読み手によって内容を解釈する余地が大きい。だがその特徴は、教育内容の画一化が進められた近代の学校教育においては適していないことが予想できる。そのため

『小学読本』巻之四・五において、その史話教材から読みとらせるべき教訓があらかじめ本文中に明示されていることは、教育者と学習者の混乱を避ける効果も有していたのではないかと考える。

以上の検討・考察を踏まえて、次に『小学読本』の漢文脈について本節の結論を述べてみたい。

『小学読本』における『蒙求』の漢文脈には、「学制」の教育観との関連づけが図られていたのではないかと指摘できる。「学制」下で求められた教育観に一致する教材を『蒙求』という古典から発掘し、より説明的・教訓的に改めて収録されていると考えられる。勤勉や清廉、忍耐、忠孝といった『小学読本』の徳目は、本節の第2項において引用・指摘した「被仰出書」に見いだせる、近代以降に広まったメリトクラシー（業績主義）思想と関連したものであった可能性が指摘できるのである。すなわち、『小学読本』の史話教材には、伝統的な漢文脈の史話の中に、当時の日本としては新しかった業績主義的な教育観が組み込まれているのではないかと考えられる。

従来、『小学読本』の内容については次のように述べられることが多かった。

本書は田中義廉の「小学読本」が翻訳による教科書であるのに対し、在来の国語教材観によって編集され、古典的性格が強い。明治十年代に編集された読本に比べると、外国の教訓的物語も加えられていて、文明開化期の教科書としての性格を有している。<sup>99</sup>

ここでいう「外国の教訓的物語」とは文脈から察するに「古典的性格」を有する和漢の教材に対する、西洋の「教訓的物語」のことを指しているといえる。しかし、和漢の古典から採られている教材が「古典的」であり、洋書から採られている教材が文明開化的であるとは、一概には言えないだろう。例えば本項の検討を踏まえると、『小学読本』の『蒙求』教材に加えられた勉励や立身という価値観には、本来の『蒙求』よりも学制下の教育観（個人主義・実学主義という特徴をもつ近代的なメリトクラシー思想）の方に関連性が見いだせる。古典はその時代に応じて解釈される場合があり、古典のなかでも特に漢文は儒教の伝統を含んでいる分、漢文系の教材には儒教的な道德や徳目の典拠としての役割が推測されがちである。しかしながら本稿の分析から、『小学読本』巻之四・五における『蒙求』教材には「学制」の教育観に合わせた教材化がなされた可能性があると考えられる。

---

<sup>99</sup> 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第四巻 国語（一）』講談社 1964年 p.712

#### 第4節「学制」期の漢文教育とメリトクラシー思想

以上、本章は①漢学塾を例とした明治前期における漢文教育の社会的な役割、②文部省刊行『日本教育史略』の分析をもとにした「学制」期の漢学の位置と漢文教育観、③「学制」期に新しく編纂された読本（文部省刊行・榊原芳野編『小学読本』）の分析を中心にした教科書における漢文脈の影響、という3つの視点から、を行なった。本節では本章の各検討を確認しつつ、そこから「学制」期の漢文教育とメリトクラシー思想の関連を考察しておく。

本章の第1節では、明治初期の漢学塾や入試制度に関する神辺靖光（2003）や広田照幸（2005）の先行研究を参考にして、漢文教育をめぐる社会背景を検討した。明治10年代まで正則学校外の漢学塾が流行したことと、その社会的要因の一つとして高等教育機関への選抜制度において漢学的教養が重要な位置を占めていたことを指摘した。そして、明治前期の漢文教育が「選抜」というメリトクラシー的な制度面で役割を果たしていたことを考察した。

第2節では「学制」期に文部省から刊行され、師範学校の教科書としても用いられた歴史書である『日本教育史略』に着目し、「学制」期における漢学の位置と漢文教育観を分析した。『日本教育史略』の記述から、「学制」期には現実としては漢文の有用性が残存していたものの、国語教育の必要性という観点からは漢文の意義はあまり強調されなかったことを指摘し、「学制」の時期にはまだ「国語」概念が明確でないものの、学校教育の普及という観点から漢文からの脱却と新しい「国語」への努力が図られていたことを考察した。

第3節では「学制」期に発足した小学校用に編纂された『小学読本』（文部省刊行・榊原芳野編）と漢文との関連を検討した。主に、『小学読本』と明治期まで初学者用教育書として用いられていた漢文の逸話集『蒙求』との比較分析を行なった。『小学読本』の構成は『蒙求』の構成の型とは一致していない。だが『小学読本』の『蒙求』を典拠とする教材と原典の『蒙求』を比較すると、原典には見られない説明や教訓的な文章の追加されている箇所や、あるいは物語の詳細が変更・削除されている箇所が存在することが明らかとなった。『蒙求』が簡潔な記述を特徴としているととと比較すると、『小学読本』の『蒙求』教材ではその史話から読み取る教訓が明確に示されている場合が多かった。『小学読本』と『蒙求』の同一史話を比較すると、そのストーリーの筋は概ね一致しており、漢語や措辞など文章形式の面でも類似している部分が見いだせる。その一方で、同一の史話であっても『蒙求』よりも『小学読本』の方がその教訓性が強められており、特に勤勉の必要を強調したものであるといえる。また、『蒙求』教材以外にも、『小学読本』巻之四・五は全体的に学問や生業へ真剣に取り組む勤勉性を説く物語

が多く存在する。そこに「学制」公布の時期において、学業の必要を啓発する意図があったのではないかと考えられる。

また、『少讀本』の史話教材において教訓的な文章が加えられているのは、指導上の実用性という面でも意義があったと考えられる。例えば『蒙求』の史話の結末には『少讀本』に加えられているような教訓的な結語がない分、読み手によって内容を解釈する余地が大きい。だがその特徴は、教育内容の画一化が進められた近代の学校教育においては適していないことが予想できる。そのため『少讀本』巻之四・五において、その史話教材から読みとらせるべき教訓があらかじめ本文中に明示されていることは、教育者と学習者の混乱を避ける効果も有していたのではないかと考える。

「学制」の序文である「被仰出書」に「学問は身を立るの財本」とあったことから、「学制」期の教育方針には、教育によって身を立てるというメリトクラシーの思想が取り入れられていたといえる。一方で、「被仰出書」では旧来の学問は「役に立たない」と批判されていたことから、「学制」の教育政策が趣味や教養としての学問ではなく、義務教育の普及を志向していたことが読みとれる。また、『日本教育史略』においても従来の漢学的教養はあまり強調されていなかったことなどから、「学制」期に国語の必要性が認識されていたことが読みとれた。しかしながら、この時期には実質的に漢文や漢籍の教養がその有用性を保っており、また、「学制」の教育方針に沿う形で新しく発足した小学校教育に継承されている面もあった。そのことは、この時期に編纂された『少讀本』において、『蒙求』など漢籍を出典とした教材が多数収録されていたことから明らかである。『少讀本』における『蒙求』を典拠とした教材の例から、『少讀本』に取り入れられていた「漢学的な知」は忠孝論に限定されるものではなく、努力で人生を切り拓くという、実績主義的な思想（メリトクラシー）とも結びついていた。したがってこれらの検討から、「学制」期は教育や国語の近代化を提唱されつつも、「漢学的な知」をもとに初等教育の教育内容が作られ、また私塾や中等教育では漢学が存続して選抜制度と結びついていた時代であったことが指摘できる。

## 第2章「教育令」期の漢文教育—近代的漢文教育の創始—

### 第1節 明治10年代の漢学と漢文教育論—『東京学士会院雑誌』を例に—

#### 第1項『東京学士会院雑誌』における漢学の位置

前章では、「学制」期において西洋式の学校教育制度・教育思想が打ち出され、漢文からの脱却や国民語の創生が志向されていたことを指摘していた。また、そういった急進的な文教政策が採られる一方において、漢学塾が存続しており、漢文運用能力が学問と入試制度の両面で通用していたことについても触れた。

「学制」公布から7年後の明治12年に「教育令」が公布されたが、これには翌年に改正が行なわれた。このように短期間で教育法令が変更されていたことに、急進的な文教政策への反動や混乱、あるいは現実社会への対応などといった当時の試行錯誤をうかがうことができるといえる。だが、明治12年から明治19年までの「教育令」期は試行錯誤しつつも、現実には学校教育の整備・普及が確実に前進した時代であったと考える。本章では、この「教育令」期に「漢学的な知」がどのように位置づけられ始めたのかについて、検討を行なうこととする。

明治期における近代的漢文教育の成立過程は、旧来の漢学の教養が普通教育のなかに位置づけられる過程でもあった。学問分野としての漢学は漢籍の考究を行なう学問であったため、必然的に漢文の学習を包含していた。だが、近代の学校において新たに学科目という枠組みが採用されるようになると、国語科（あるいはその他の教科）と漢文教育をどのように関連づけるのかが問題となったと考えられる。本節では、『東京学士会院雑誌』をもとに、国語科の成立<sup>100</sup>以前である「教育令」期の漢文教育論を検討してみたい。まず東京学士会院における漢学の位置づけについて確認し、その機関誌である『東京学士会院雑誌』における漢学とその教育論を分析する。そのなかでも特に今回は、漢学についての論を多く発表した啓蒙思想家・中村正直と西村茂樹の言説に注目したい。そこから、旧来の漢学が普通教育にとりこまれるにあたってどのような課題に直面し、またそれを克服しようとしていたのかが明らかになると予想される。

---

<sup>100</sup> 甲斐雄一郎『国語科の成立』（東洋館2008年）によると、小学校における国語科の成立は明治33年の第三次小学校令によるとされる。また石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』（湘南社2009年）によると明治44年の中学校教授要目改正により、戦前期の中学校「国語及漢文」の基本方針が定まったとされる。したがって戦前の国語教育は明治30年代から40年代が成立時期であったと考えられるが、本研究ではそれ以前の明治20年代の論説を中心に扱っている。

明治期の漢文教育論研究するにあたっては、さまざま手法が想定される<sup>101</sup>。例えば、研究対象となる史料としては『教育界』『教育時論』などの教育雑誌における教育家の言説、あるいは斯文会といった漢文愛好家の言説、または漢文を専門としない知識人の言説なども挙げられる。そのなかでも今回特に『東京学士会院雑誌』に着目した理由は、当時の学界全体からみた漢学の動向を踏まえつつ、近代的な漢文教育の形成過程の背景にあった漢文観や漢文教育論を分析することができるのではないかと推測したためである。なお引用にあたっては、歴史的かなづかいをそのままとし、合字・略字・旧字体・旧漢字を新字体に改めた。

まず、本項では東京学士会院とその機関誌『東京学士会院雑誌』における漢学の位置について検討し、そこから旧来の漢学から近代的な漢文教育への連続性と変化を指摘したい。

日本学士院の前身である東京学士会院は、明治 12 年 (1879)、明六社の後をうけて発足した。明六社は洋学者を中心とした啓蒙思想の団体であったが、東京学士会院は漢学・国学・仏教など、伝統的な学問分野をとりこみ、日本の学界を総合するという特徴があった。また明六社が私立アカデミーであったのに対して、この東京学士会院は「ヨーロッパの制に倣って、教育ないし学術に関する最高の審議機関として文部省がとくにその設立をはかった」<sup>102</sup>のものであった。発足直後からその方向性をめぐって激しい討論が繰り広げられたが、当初の動機は「学界、思想界の先達を集めて教育問題を討議せしめ、これを文教行政に反映させようとする」<sup>103</sup>のものであったとされ、その成立は教育令制定 (明治 12 年) などと並ぶ田中不二麿による文教行政の一環であった。

この学士会院の機関誌が『東京学士会院雑誌』であった。これは『明六雑誌』にならってつくられたもので、明治 13 年から明治 34 年まで刊行された<sup>104</sup>。こ

---

<sup>101</sup> 明治期漢文教育思潮に関する研究には、石毛慎一「明治・大正期の漢文科存廃論争とその意義—国体論の視点から」(『早稲田大学国語教育研究 19』1999 年 pp.44-52)、打越孝明「明治 30 年代後半の中学校漢文教育存廃論争について—第 7 回高等教育会議への廃止建議をめぐって」(『皇學館論叢 24(5)』1991 年 pp.32-71) などがある。

<sup>102</sup> 『日本学士院小史』日本学士院編集・発行 1962 年 p.7

<sup>103</sup> 『日本学士院八十年史』(日本学士院編集・発行 1962 年 p.146) では、会員の専門分野は和漢洋という基準で類型されている。また、渡辺和靖(「明治期「漢学」の課題」『愛知教育大学研究報告 35』1986 年 pp.101) によると、その設立時の会員は 21 名であったが、そのうち 7 名(西村茂樹、中村正直、阪谷素、重野安繹、川田剛、細川潤次郎、栗本鋤雲)は漢学系の学者が占めたとされる。なお、東京学士会院は明治 39 年、万国学士院連合会に加入するのを機に帝国学士院へと更新された。

<sup>104</sup> 『日本学士院八十年史』(pp.241-242) によると、『東京学士会院雑誌』の刊行は原稿の不足から毎月・隔月・合冊と、たびたび変更されたという。明治 13 年は 9 冊、明治 14~15 年は各 10 冊、明治 16 年は合冊で 2 編、明治 17~20 年は各 10 冊、明治 21~26 年は各 10 冊、明治 27 年は 9 冊、明治 28~33 年は各 10 冊、明治 34 年は 3 冊発行された。そし

ここで『東京学士会院雑誌』が刊行されていた当時の漢学の定義について、『東京学士会院雑誌』第八編第三冊（明治19年）に収録された、大鳥圭介の「学問弁」<sup>105</sup>をもとに検討してみたい。

「学問弁」によると、当時の日本における「学問ノ道」は「皇朝学」「漢学」「西洋学」の3種であるとされる（p.35）。「皇朝学」は国学の系列に連なる学問であるが、「漢学」は「四書五経ノ素読ヨリ初メ若干ノ歴史ニ移リ經典ノ講義ヲ並セ修メ詩賦文章ヲモ心掛クルヲ通則トス」（p.37）と述べられており、ここで述べられている「漢学」の内容は近世の儒学とあまり変わらないものであるといえる。続けて、「斯ク言ヘバ格別六ヶシキコトニモ思ハレネドモ、之ガ為ニ歳月ヲ費スコト甚長ク、其骨折リタル丈ノ功ハナシ」と批判されている<sup>106</sup>。

『東京学士会院雑誌』に収録されている論文を確認すると、その内容は歴史、倫理、政治、宗教、芸術、物理学、生物学、医学など多岐に渡り、題目からは「和漢洋」の区分がつきにくいものも見られた。また『東京学士会院雑誌』における漢学系の論文の内容であるが、旧来の漢学の内容とあまり変わらないもの<sup>107</sup>や、西洋学から影響を受けていたり、漢と洋の関連を扱ったもの<sup>108</sup>があるが、それは漢学を語る上で西洋学を意識せざるをえなくなったことや、「和漢洋」という学問の区分があまり意味を持たなくなっていたことが考えられる。

この『東京学士会院雑誌』において、教育という視点から漢学について意見を述べている啓蒙思想家に中村正直（1832-1891）と西村茂樹（1828-1902）がいる。そこで本節の次項以降では、『東京学士会院雑誌』における中村正直と西村茂樹の漢学教育論に注目してみたい。

---

てその一年間に発行された冊子をまとめて「編」と称されたが、明治16年のみ2編刊行されたため、全23編となる。（『日本学士院小史』p.53、『日本学士院八十年史』p.238参照）<sup>105</sup> 松本三之介他校注『学問と知識人 日本近代思想大系10』（岩波書店2000年 p.86）では、「学問弁」について「従来の「空学」が排され、「実用」の学が重視」された時期の「学問論として注目されるものである」と解説されている。

<sup>106</sup> 近世の儒学が主流の学問であったのに比べると、「西洋学」の興隆と「国学」の追い上げによって、漢学の意義は次第に限定されるようになったと考えられる。渡辺和靖（「明治期「漢学」の課題」『愛知教育大学研究報告35』1986年）は明治期の漢学について、次のように総括している。

「漢学」は、近世儒教のような実質的な意味はもはや持ちえず、しだいに形式的な名称へと転落しつつあった。」（p.106）

<sup>107</sup> 川田剛「儒者不貧説」（第十一編十冊）、三島毅「尚書古今文九家系表」（第十三編四冊）などは、經典や史書を題材にした論文である。

<sup>108</sup> 重野安繹「陰陽五行ノ説」（第六編二冊）、加藤弘之「孔子の道と徂徠学」（第十六編七冊）など。

## 第2項『東京学士会院雑誌』における中村正直の漢文教育論

中村正直（1832-1891）は一般的には啓蒙思想家として知られている。だが、とりわけ明治20年代以降、漢学塾や学校教育における漢文教育が衰退し始めると、漢学重視の主張を展開したといわれる<sup>109</sup>。

『東京学士会院雑誌』において、中村の論文は6編掲載されている。その内容は漢学や道德についてのものが主であるが、そのうち今回は漢学教育に関する論文2編（「四書素読ノ論」、「漢学不可廢論」）をとりあげ、分析する。中村の言説から当時の漢学教育が担っていた役割と課題、それに対処する方策、あるいは漢学教育の意義を考える手がかりがつかめるのではないかと思われる。

「四書素読ノ論」（明治15年『東京学士会院雑誌』第三編二冊）において中村正直は、西洋式の学科教育の利益を評価しながらも維新後「学制」にもとづいて発足した小学校において、「四書ノ素読」がおこなわれていないことを嘆いた。これは中村自身が、九歳で四書五経の素読を終えたという学習経験を踏まえている。

まず中村は、当時の小学校教育の状況を次のように指摘している。

御一新以後、西学漸ク盛ンニナルニ従ヒ、漢学大ニ衰ヘ、現今官立公立小学ニ於テハ、仮名交リノ読本トナリ、往時四書ノ素読ハ、跡ヲ絶チタリ（p.6）

今日ノ童子、小学ニ於テ、筆算、地理、書学、等、有用ノ諸芸ヲ学ブヲ得ル等ノ利益ハ、固ヨリ往昔ノ及ブトコロニ非ズ、但シ仮名交リノ教課書バカリヲ読ミ熟スルノ一事ト、四書素読ヲ雑フルノ一事ト、コノ二者比較シテ、何ヲ後来ノ利益最モ多キヤト、疑問ヲ容レザルヲ得ザルナリ（pp.6-7）

我カク言フトモ、固ヨリ今時ノ教科書ヲ非トスルニ非ス、理化学、養生学、地理学等ノ如キ、仮名雜リノ書、勿論可也（p.10）

旧来の漢学入門期の学習は素読法が中心であったのに対し、「学制」以来の近代的な学校教育では「読書・作文・綴方」といった分割的な教授法が導入され、またそこで使用される文章形式としては漢字仮名交じり文が採用された。その近代的教育の効用を中村は率直に認めているが、その一方で漢学の扱い方に関して問題を提起しているのである。上の引用部分に続いて、同時期（明治13年）に西村茂樹が作成した『小学修身訓』<sup>110</sup>について言及し、その内容が「四書易

<sup>109</sup> 小川澄江『中村正直の教育思想』私家版2004年 p.466

<sup>110</sup> 『日本学士院小史』（日本学士院編集・発行1962年 p.51）、日本弘道会編集・発行『西

書ヨリ引用スル者、甚タ多シ」と指摘している。また、小学校から帰宅後に漢学塾へ通う児童がまだ多かった明治 15 年当時の風潮を指摘して、小学校とは別に漢学塾に通うのであれば小学校で素読を行なった方が「労力ノエコノミー（経済）ニ於テ、コノ方ガ割ノ善キヤト思フ」（p.11）と述べているのである。また庶民の教化という意味において、「学制」以来の初等教育には効率的な面があるものの、旧来の「終身ノ利益」となる論語の素読があった武士教育に比べると「教科書余リニ浅近ニ失」（p.7）するものであると指摘している。素読は「始メハ或ハ難クモ、後ニ至リテハ、無限ノ利益アリ」（pp.10-11）と中村は主張している。つまり素読には難しく感じられ、かつ即効的な教育効果はないが、後年になってその意義やありがたみに気づく、という意見である。

中村は漢学学習法について、「漢学不可廢論」（明治 20 年『東京学士会院雑誌』第九編第四冊）の「漢学ノ基アル者ハ洋学ニ進ミ非常ノ効力ヲ顯ハス事」において次のように述べている。

今日ノ書生前途当ニ為スベキノ課業多キコトナレドモ、ソノ余暇ニ漢学ヲ為サントナラバ、四書ヲ読ミ、詩経、書経、易経ヲ読ミ、又夕師ニ就キ講釈ヲ聞テソノ大意ヲ了得スベシ。又左伝、史記ヲ読ムベシ。コレヨリ以上ハ、自己ニ読マント欲スル者ヲ択ムベシ。或人曰ク、以上ノ読書ノミニテハ甚ダ少ナシト。余曰ク、徂徠先生ハ南総ニ在リシ時大学諺解一部ヲ熟読シ、コレニ由テ後来学問ノ基ヲ立テタリトイヘバ、読書ハ徒ラニ多キヲ貴トバザルナリ（pp.66-67）

これは「四書素読ノ論」にも共通する意見であるが、日本漢文や普通文などは教材として用いず、徹頭徹尾、基本的な経書古典を習得することを提案するものであり、旧来の素読学習法に類似性を見いだせる。ここにおいて中村は、普通教育のなかでいかに旧来の漢学の素養を残すかを念頭におき、新しい科目別の指導法を認めつつも旧来の熟読・暗誦の効用も見落としてはならないと主張しているように思われる。

### 第 3 項『東京学士会院雑誌』における西村茂樹の漢文教育論

西村茂樹（1828-1902）は文部官僚・道徳思想家として西洋思想を取り入れつつ、儒教の伝統にそった国民道徳論を展開し、修身教育の確立に取り組んだ人

---

村茂樹研究論文集』（平成 16 年 p.123）によると、『小学修身訓』は文部省編輯局において作成されたが、東京学士会院も関与したとされている。

物である<sup>111</sup>。『東京学士会院雑誌』に掲載された西村の論文は、26編あり、その内容は宗教や法哲学、漢学、道徳など幅広いが、そのなかから今回は漢学とその教育について書かれている論文4編（「文章論」「日本ノ文学」「日本教育論」「日本教育論 再続」）を中心に、その言説を分析する。

まず「文章論」と「日本ノ文学」において、西村は日本語文における漢文について考察している。

「文章論」（明治17年『東京学士会院雑誌』第六編第四冊）では、当時、和文・漢文とは別に漢文体の文語文（今体文・普通文）が広く用いられていたことに疑問を投げかけ、「自国ノ言語」に「自国ノ文章」がない文明国はないと批判した。さらに漢文を用いる不便を指摘し、それにもかかわらず漢文体が用いられているのは和文のみでは用が足せないという「実ニ已ムヲ得サル」理由によるとしている。そして「余カ本邦ノ文士ニ望ム所ハ勉メテ本邦ノ文章ヲ改良修善シ其巧妙盛大ナルコト支那ノ文ト同等ノ地位ニ至ラシムルニ在リ」（p.11）とし、「本邦ノ文章」の改良を主張した。続く「日本ノ文学」（明治21年『東京学士会院雑誌』第十編第二冊）、「日本ノ文学 続」（明治21年『東京学士会院雑誌』第十編第七冊）においても、漢文体の実用性に疑問を呈する立場が貫かれている。これらの西村の論文からは当時漢文体の文章が広く流通していたことがうかがえる。だが西村は漢学系の学者ではあるものの啓蒙思想の影響からか、漢文に依存した文語文は改めるべきであるという意見を採っていたことが分かる。

続く「日本教育論」「日本教育論 再続」では、西村は漢学に徳育としての意義を主張している。

「日本教育論」（明治23年『東京学士会院雑誌』第十二編第四冊）では、第一に「普通教育」における徳育について述べられている。学制から10年余り、「新教育にも頗る不完全の所あり、旧教育にも全く棄つべからざる者あるを知れり」として、旧教育、すなわち儒教を評価し、また徳育の基礎を儒教に置くことを主張して、「成人の後にも役立つ」徳育の必要性を説いた（p.165）。次に「普通教育」における知育について論が進められている。「現今の中小学の学科は、西洋の法に倣ひて立たる者なることは人の知る所なり」「其順序も整ひ、授業法も正しく、試験法も都合よく、誠に文明の学問と言ひて可なる者なり」として、西洋式の学科教育が評価されている。だが「習字作文図書」に関しては未だ学科が確立しておらず、旧来の「本邦の法」を用いなければならないことを問題視している（p.171）。また「漢文教育」については次のように述べている。

---

<sup>111</sup> 国史大辞典編纂会編『国史大辞典 第10巻』吉川弘文館1989年 pp.871-872

漢文の授業法の如きは、小学校には必要に非ざれども、中学校、師範校には必修せざるべからざるの科目なるべし、然るに現今の漢文の教授法は未だ其宜きを得ざる者に似たり、蓋し漢文の学び難きは、其法則を記したる者なきに由る、往昔の学問は漢文に十数年の歳月を費したることなれば、自然に文法語法を覚えたれども、今日の如く僅の年月間に幾多の学科を併せ学ばんとするには、逆も昔の法にては間に合わざるべし、故に漢文を学ばんとするには、従前の漢学先生に依頼して、簡易なる文法語法を記したる書を編輯せしむるを第一とすべきに似たり、其上に教員たる者は旧法に安んぜずして更に工夫を運らし、新規の授業法を發明せんことを求めざるべからざるなり (pp.174-175)

この引用部分の主張は、漢文教育自体は一定の階層以上の人物には必修の科目であるが、その教育方法は旧来の漢学から脱するべきというものであるといえるだろう。

次に、西村自身が江戸時代の漢学教育を受け、のちに文部省に出仕して学制の整備に関わった経験を踏まえて、以下のように主張している。

余は素より旧時の教育法を以て全く今日に適當せりとは思わざれども、又今日の青年の教育法を以て完全無欠なりと信ずること能ざるなり、即ち新旧の中間に一条の中道あることを信ずる者なり (p.177)

そしてその「中道」が徳育の分野であるという。すなわち、「徳育は旧教育大に新教育に勝りて知育は之に反」するとし、「国民主義」の徳育として儒教の採用を主張した。

「日本教育論 続」(明治 23 年『東京学士会院雑誌』第十二編第七冊)は主に財政を中心とした教育行政についての論文であり、漢学教育については触れられていない。だが、その続編の「日本教育論 再続」(明治 24 年『東京学士会院雑誌』第十三編第一冊)では「国別学問」と「学科別学問」について検討されており、学校教育において従来の和漢洋の体系を用いないこと、そして学術研究の高度化という必然性から西洋式の学科体系を用いることを主張されている。その一方で、文学分野での国別学問の有用性を認めている<sup>112</sup>。すなわち、和漢洋という国別の学問を普通教育では廃止しつつ、文学など一部の専門教育や研究に限って存続させるとする説を西村は採っている<sup>113</sup>。

では学科別学問体系が導入された普通教育のなかでは、従来の漢学はどこに

<sup>112</sup> 西村茂樹「日本教育論再続」『東京学士会院雑誌』第十三編第一冊 明治 24 年 p.10

<sup>113</sup> 西村茂樹「日本教育論再続」『東京学士会院雑誌』第十三編第一冊 明治 24 年 p.12

継承されることとなったのであろうか。学校教育における徳育についての意見文「学校の徳育方案」（明治 33 年『東京学士会院雑誌』第二十二編第六冊）では、普通教育における徳育として漢学（儒教）を採用することが主張されている。

「学校の徳育方案」では、「宗教と哲学との中間に立つ所の教あり、儒教是なり、儒教が現世界の道を説くに、致知格物誠意正心修身齐家より治国平天下に及ぶ、其順序の斉整明瞭なると諸宗教の及ぶ所に非ず、哲学の如きは其精微周密なること遠く儒教の上に出づれども、其大家と云ふ者各其主義を異にし、其学説一に帰すること能はず、是哲学の哲学たる所以にして」（pp.319-320）、「当時の武士社会、即ち中等以上の社会に於ては儒教を信ずること最も篤く」、「勢力あり信用あり、又国家に大功」（p.321）があるのは儒教であるとする。また日本は「昔より教育に宗教を用ひたることなき国」である背景を指摘しつつ、「哲学は純然たる理学」であるから、「今日猶中流以上の人心に存在して国家を保持する可の精神は猶儒教主義なり」（p.324）と主張している。ここでいう「儒教主義」とは端的に表わせば「忠孝節義」のことである。ただし憲法の「信仰の自由」を踏まえてか、儒教の国教化には反対しており、その使用をあくまで学校教育内に限定している（p.323）。

さらに「学校の徳育方案」では、学校教育における儒教主義の実践についても書かれている（p.325）。そこにおいて、儒教教育は「小学校より始むべし」「儒教の経典は漢文にて意味深長なれば、其儘に之を読ましむるも効能少なかるべし、故に儒教の精神を採りて教科書を作るべし」とある。この部分は「日本教育論」において小学校における漢文教育を不必要としていたことや、「文章論」において漢文体を批判していたことと矛盾しているようにも思われる。だがこの意見は漢文の実用語としての有用性を評価したものではなく、あくまで儒教思想の「意味深長」を伝えるために漢文を採用するべきであると主張しているように解釈できる。また儒教思想を指導する上で教師は「其意義を解釈し」「懇切に其義を講話し」「二十三年の聖勅と相併行せんことを務むべし」（p.326）とし、「進退挙動を慎み、其経典を取扱うことは往昔の儒者が為せる如くし、先聖及び先哲を称するには一々敬語を用ひ」ること、また格言は暗誦させることとした。「中学に至りては新に教科書を編纂せず、直ちに儒教の経典を以て教科書と為すべし」、「生涯遺忘せずして、時に応じて之を活用せんことを務めしむべし」（pp.326-327）とした。この西村の主張は言語教育というよりも修身教育としての漢学・漢文の意義を説くものであったといえる。

#### 第4項 中村正直・西村茂樹の漢文教育論比較

ここで西村と中村の言説を要約しておく。まず両者は、「終身ノ利益」(中村)があり「成人の後にも役立つ」(西村)という、現実的な公衆道徳として儒教を価値づけている点で共通しているといえる。さらに中村は漢学の普遍性や洋学との調和をも説いているが、西村の論からは国民道徳として儒教を評価し、それを学校教育の基本理念として位置づける志向が読み取れる。

しかしながら、その学習法の面では両者の主張に相違がある。中村は自身の幼少期の学習体験に基づいて、素読暗誦といった伝統的な漢学学習法の意義を説いている。一方西村は、漢文教育を一部の階層を対象として中等教育以上で扱うこととし、伝統的な学習法からは根本的に決別することを主張した。だが儒教的な道徳教育においては漢文教材を義務教育である小学校から必須とし、またそこでは旧来の漢学教授の雰囲気を残すことを説いた。これは経典の内容だけでなく、漢文という形式や伝統的な学習文化にも徳育の効用を見いだしているためであるといえる。つまり、中村の言説があくまで漢学の伝統を維持するというものであったのに対し、西村の言説は漢学から漢文教育と道徳教育を取り出し、それらを区別して学校教育に取り入れようとする言説であり、漢文教育を近代的な学科目へと刷新し、道徳教育の方に漢学の伝統を継承するというものであった。

明治10年代から20年代は、前島密の漢字廃止論や森有礼の英語公用論などの明治初期における急進的な欧化政策論とその混乱の反動から、漢学の教養を見直す傾向がおこった時期でもあり、例えば明治13年に公布された「改正教育令」は欧化政策への反動から儒教思想を再評価したものであった。道徳教育においても儒教的道徳が継承されたと考えられるが、それは中村が幼少期に経験したような武士道の育成ではなく、西村が主張したような国民道徳を目的とするものとなった。

明治時代は漢学という学問体系の枠組みが徐々に解体されると同時に、漢文学習の位置が漢学から中等教育の国語系科目へと移行した時代であった。漢文教育がいかにあるべきかという議論は明治30年代の国語科の成立と言文一致運動以降も幾度か繰り広げられてきた。今日では漢文学習の意義として、漢字・漢語・日本語文を学ぶ上で漢文の知識が必要であること、日本の伝統文化を理解する上で必要であることなどという意見が考えられている。だが漢文教育の存廃をめぐる問題は、明治期において漢学が学問体系としての新しい活路を見いだせないまま、新しく発足した普通教育において旧来の漢学から漢文教育・徳育が切り離され、漢文の学習が国語系の科目として存続したという経緯に一端があるのではないかと考えられる。

以上、『東京学士会院雑誌』における中村正直や西村茂樹による、「教育令」期の漢文教育に関する言説を分析した。近代的学校教育の合理性・効率性という面で、「学制」の初等教育の方針を認めつつも、それに対する反省から、漢学の教養の必要性が述べられていたと要約できる。しかしながら、「漢学の教養」の必要性を指摘しておきながら、それが漢文運用能力という面と、儒教道德という面が混然としていて、まだ教科としての「国語」「漢文」「修身」という区分けが明確でないこと、あるいは道德教育（特に儒教道德）の再評価を主張しつつも、その内実は旧来の経典

本論文では第1章において、明治初期の漢学塾の学習内容が儒学の経典から歴史書へと脱却していたことに触れた。一方、本節でとりあげた「教育令」期の漢文教育論は歴史書ではなく、儒学の経典の素読学習について言及したものであった。しかしこの両者の内容は矛盾しているわけではない。第1章でとりあげた漢学塾とは、素読を終えた段階の学習者を対象とした教育、つまり中等教育に相当するものであった。それに対し、本節でとりあげた言説は当時整備の重点が置かれていた初等教育に関するものであり、初等教育での経典素読学習を再評価する言説であったためである。

## 第2節 「教育令」期の初等教育における漢文の位置

### 第1項 「教育令」「改正教育令」の公布とその時代背景

近世の教育からの移行段階であった「学制」期（明治5年～12年）では、漢学を排除した新しい学校制度と旧来の藩校や漢学塾が並存していた。それに続く「教育令」の時代（明治12年～19年）は、小学校の整備と正則中学校の増設にしたがって「教授内容と教育方法の定律化」が進められ<sup>114</sup>、「国語科」への収斂の方向が定まってきた<sup>115</sup>。この「教育令」の時期（明治10年代）教育課程において、「学制」では言及されていなかった「漢文」はどのように位置づけられ始めたのだろうか。前節では『東京学士会院雑誌』を例に、「教育令」の時期に起こった「漢学的知」の再評価を検討し、急進的な欧化政策への反動や、現実社会への対応を背景として指摘した。続く本節と次の3節では主に「教育令」期の教育課程と教科書に着目し、また当時の国

<sup>114</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——『国語教育史研究』第13号 2012年 p.7

<sup>115</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——『国語教育史研究』第13号 2012年 p.10

語観や通用文体の状況をも踏まえつつ、近代的漢文教育形成過程の検討を行なうこととする。

本節では「教育令」期の初等教育における漢文の位置について検討を行なう。まずここで「教育令」期漢文教育史の先行研究と、本節において初等教育の漢文に着目する意義について説明しておきたい。

長谷川滋成(1984)は、「教育令」期の漢文教育について、教育課程の分析を通して「読書・作文ともに「漢文」が重視されているのが特徴的である。」<sup>116</sup>、また「「修身」ないし「漢文」の果たす役割は大きくなったように思われる。」<sup>117</sup>と結論づけている。次に石毛(2008)の研究では、明治5年から明治27年<sup>118</sup>が「近世儒学踏襲期＝漢文絶対期」として位置づけられている。そのなかで「教育令」の時期については、中学校の教科書使用状況を挙げて「この〔和漢文〕時代は、学校によって多少の差があるが、概ね漢文体教科書が九割を占める。藩校の伝統を強く残しているところほど漢文の比重が高い。」と指摘されている。さらに浜本(2013)は従来の教育課程、教科書の検討に加えて、「漢文の試験問題」「文章修練としての投稿」(学校の外において流行した模範文集や投稿雑誌)の例を挙げて、当時の「漢文が主、和文は副」<sup>119</sup>の状況を詳細に検討している。これらの先行研究では、「教育令」期の中学校における国語関連科目は「漢文絶対期」であり、一方で「和文」は学科内容としてまだ独立しておらず、「母国語教育」の概念もまだ確立してないという認識では一致している。だがその中学校の「漢文絶対期」が、初等教育における言葉の学びとどのように関連しているのかはまだ明らかでないといえる。そもそも、従来の漢文教育史研究は明治以降の旧制中学校及び新制中学校・高等学校が研究対象の中心となっている場合が多いといえる。だが、「教育令」期までの漢文教育を検討する場合、初等教育に着目する必要があると考える。教育制度の整備は「学制」以来、初等教育から学校段階順に進められたといわれている<sup>120</sup>。そのため漢文教育に関しても、「教育令」の時期までは旧態依然とした中等教育ではなく、むしろ初等教育の方から先に「漢学的知」の再編成が進められていた面が存在するのではないか

<sup>116</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984年 p.11 (明治14年公布「中学校教則大綱」についての分析箇所から引用した。)

<sup>117</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984年 p.11 (明治17年公布「中学通則」についての分析箇所から引用した。なお、長谷川は教育課程の分析にあたって「明治・大正・昭和戦前・昭和戦後」という時代区分を用いている。)

<sup>118</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2008年  
明治27年、「尋常中学校ノ学科及其程度」が改正されたが、そのなかに「国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリ」との文言が見いだせる。

<sup>119</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二(明治三五)年——」『国語教育史研究』第13号 2012年 p.6

<sup>120</sup> 影山昇『日本近代教育の遺産—洋学受容と地域教育の展開—』第一法規 1976年 p.306

と考えられるのである。

以上の理由から、本節では従来の漢文教育史研究を参考としつつも、初等教育の教育課程と教材を中心に「教育令」期（明治 10 年代）の漢文教育の展開について検討を行なうこととしたい。初等教育の「漢文」を取り上げて初等教育から中等教育へと漢文教育の展開をたどり、漢文教育の制度化・定律化の初期段階を検討することで、これまで明らかでなかった学校段階から見た「漢文」の位置づけが解明できると考えられる。

次に「教育令」の概要と、その時代背景を確認しておく。

明治 12 年、「学制」に代わって「教育令」（第一次）が公布された。これは「学制」が学習内容や財政面などで日本の教育の実情に合わないことが問題化したためであり<sup>121</sup>、「教育令」では就学条件の緩和、教育課程を定めず認可制とするなどの地方分権的放任の方針が採られた。しかしこれらのことがかえって小学校の普及を遅らせることとなり、翌明治 13 年には「教育令改正」（「第二次教育令」）が公布され、再び政府の統制が強化された。明治 18 年には財政削減の目的から再改正が行われ、翌明治 19 年「学校令」の公布により「教育令」は廃止された。

小学校の就学年限は「学制」と同じく 8 年だが、就学義務は 16 ヶ月（1 年間に最低 4 ヶ月以上の就学を義務とし、4 年までの就学期間短縮を認める。）へと大幅に縮減された。さらに「教育令改正」（第十八条）では就学義務は 3 年（1 年間に 32 週以上）へ改められた。明治 14 年公布の「小学校教則綱領」（第二章）によると小学校は初等科（3 年）・中等科（3 年）・高等科（2 年）の三段階で編成されている。

明治 10 年代は「学制」以降の文明開化・洋学尊重の弊害<sup>122</sup>、さらに不平士族による紛争<sup>123</sup>や功利主義による混乱が問題化した時期であり、「教育令改正」には元田永孚起草「教学聖旨」（明治 12 年）の教育方針が反映された<sup>124</sup>。例えば「小学校教則綱領」（明治 14 年）において、教科目は「修身読書習字算術地理歴史」に改められたが、ここで「修身」が初めて筆頭科目となった。また教育

---

<sup>121</sup> 「文部省年報第一」（明治 8 年）では次のように指摘されている。

「従来ノ寺子屋ニ比スレハ方今ノ学校ハ人民ノ費用十倍ノ多キニ及フヘシ」

「小学ノ教則中迂遠ニシテ実用ニ切ナラサルモノアリ」

<sup>122</sup> 影山昇『日本近代教育の遺産』（第一法規 1976 年 pp.305-307）では、「学制」は洋学者の主導により作られた過程が考察されている。

<sup>123</sup> 明治 10 年前後には、自由民権運動の激化事件や萩の乱（明治 9 年）、西南戦争（明治 10 年）といった不平士族の蜂起が頻発した。土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（文教図書 1968 年）参照。

<sup>124</sup> 「教学聖旨」は知識偏重などといった「学制」下の学校教育の問題点を指摘し、儒教に基づく国民道徳と出身階層に合わせた実学の推進を主張するものであったといわれる。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社 1971 年 pp.43-44）参照。

課程のなかに、「学制」期には触れられなかった「漢文」という文言が登場し始めた。この時期は儒教道徳といった伝統的な教育観が再評価されたものの、近代的な学校制度の必要性自体は変わらず、旧来の教育機関や学習文化がそのまま推進されることはなかった<sup>125</sup>。

## 第2項「小学校教則綱領」における漢文

前項で挙げた「教育令」の概要を踏まえて、本項では「教育令」期における初等教育課程の漢文の位置について検討してみたい。

「教育令」の時期には各種学校別の詳細な規定が公布され始めたが、「教育令改正」（「第二次教育令」）にともなって明治14年に頒布された「小学校教則綱領」では、小学校の国語系科目として「読書」と「習字」が定められていた。このうち「読書」の内容は「読方」「作文」に分かれており、「小学校教則綱領」第三章小学各等科程度」の「第十一条読書読書ヲ分テ読方及作文トス」には、「読方」の内容について次のように示されている。

初等科ノ読方ハ伊呂波、五十音、濁音、次清音、仮名ノ単語、短句等ヨリ始メテ仮名交リ文ノ読本ニ入り兼テ読本中緊要ノ字句ヲ書取ラシメ詳ニ之ヲ理會セシムルコトヲ務ムヘシ中等科ニ於テハ近易ノ漢文ノ読本若クハ稍高尚ノ仮名交リ文ノ読本ヲ授ケ高等科ニ至テハ漢文ノ読本若クハ高尚ノ仮名交リ文ノ読本ヲ授クヘシ凡読本ハ文体雅馴ニシテ學術上ノ益アル記事或ハ生徒ノ心意ヲ愉ハシムヘキ文詞ヲ包有スルモノヲ選用スヘク之ヲ授クルニ当テハ読法、字義、句意、章意、句ノ変化等ヲ理會セシムルコトヲ旨トスヘシ<sup>126</sup>

初等科の「読方」は「伊呂波」に始まり、「読本」は「仮名交リ文」を扱うこととされ、続いて中等科では「近易ノ漢文」もしくは「稍高尚ノ仮名交リ文」、高等科では「漢文」もしくは「高尚ノ仮名交リ文」を扱うことが示されている<sup>127</sup>。なお「小学校教則綱領」の「作文」に関する記述は次のとおりである。

<sup>125</sup> 天野郁夫『教育と選抜の社会史』（ちくま文芸文庫 2006年）では、次のように指摘されている。「権力を握ったその下級武士たちは幕藩体制を廃止し、身分制度を否定することによって、過去の階級構造との連続性を断ち切ってしまった。さらにかれらは、武士としての身分文化の再生産を可能にしてきた藩校中心の伝統的な教育制度をやめ、また武士の伝統的教養であった儒学についても、それを公教育システムの外にしめ出してしまった。」

（p.125）他、同書 p.135、天野郁夫『日本の教育システム構造と変動』（東京大学出版会 1996年 pp.27-28）、本山幸彦編『明治前期学校成立史』（未来社 1965年）参照。

<sup>126</sup> 増淵恒吉編『国語教育史資料 第五巻 教育課程史』東京法令 1981年 p.4

<sup>127</sup> 「小学校教則綱領」別表では中等科（第五学年）の後期から「読方・漢文ノ読本」が示されている。

初等科ノ作文ハ近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ仮名ニテ単語、短句等ヲ綴ラシムルヲ初トシ稍進テハ近易ノ漢字ヲ交ヘ次ニ簡短ノ仮名交リ文ヲ作ラシメ兼テロ上書類ヨリ日常書類ニ及フヘシ中等科及高等科ニ於テハ日用書類ヲ作ラシムルノ外既ニ学習セシ所ノ事実ニ就テ志伝等ヲ作ラシムヘシ<sup>128</sup>

このように、「作文」の項目では「漢文」の文言は見いだせない。そのため、「小学校教則綱領」の時期の初等教育では漢詩文の創作は取り扱われず、漢文の学習は制度上「読方」の方に位置づけられていたと考えられる。ただしこの時期、学校外において小学生向けの漢作文雑誌が流行していたことをここで付け加えておく<sup>129</sup>。

### 第3項『小学中等読本』における漢文の位置

前項で引用した「小学校教則綱領」における中等科「読方」の「近易ノ漢文ノ読本若クハ稍高尚ノ仮名交リ文」とは、具体的にどのような文章であったのか。そのことについて、本項では当時の教科書を用いて検討してみたい。明治14年の『中学校教則大綱』第十条では「初等中学科ヲ修メントスル生徒ハ小学中等科卒業以上ノ学力アル者タルヘシ」と記されている。そのため、当時の複線型学校制度では小学校高等科は中学校と並立する校種であり、「教育令」期における漢文の位置づけを小学校中等科の方が中等教育と直接接続していたといえる。したがって「教育令」期における漢文の位置づけを、初等教育から中等教育への学校段階を踏まえて検討する場合には、まず小学校中等科の教科書に着目する必要があると考える。本項では「教育令」期の代表的な小学校中等科教科書として『日本教科書大系』（海後宗臣編・講談社1968年）と『明治漢文教科書集成』（加藤国安監修・不二出版2013年）に収録されている『小学中等読本』（木澤成肅編集出版・明治14年版権免許・明治15年再版）の分析を行なう。

『小学中等読本』（木澤成肅編集出版・明治14年版権免許・明治15年再版）

---

<sup>128</sup> 滑川道夫『日本作文綴方教育史1 明治篇』（厚徳社1977年 pp.113-116）を参考にする  
と、ここでいわれている「日常書類」は、この時期の庶民階層が用いていた書簡文や証文  
などの実用文（その文体は候文といった和漢混交文など）のことを指していると考えられ  
る。「学制」の初等教育への批判から、「教育令」期には、依然として流通していた近世手  
習における作文教育の系統の内容が再評価されていたといえる。

<sup>129</sup> 滑川道夫『日本作文綴方教育史1 明治篇』（厚徳社1977年 pp.96-102）参照。

130)には和文版3巻と漢文版3巻が存在する。和文版『小学中等読本』巻一冒頭の「凡例」には、本文の文章について次のように書かれている。

一 文部省ノ新頒教則、中等三期ニ、漢文或ハ和文ヲ誦読スルノ課業アリ、其綱領ニ照準シ、漢文読本ヲ編輯シ、又之ヲ訳シテ和文トナス、其校生徒ノ便宜ニ因リ、各之ヲ採用スル為ニ、此撰アル所以ナリ

ここでは「小学校教則綱領」の「漢文ノ読本若クハ高尚ノ仮名交リ文ノ読本」という文言に基づいて、同じ内容の教科書が漢文と和文の二種類が作られたことが述べられている。また、上の引用箇所における「漢文読本ヲ編輯シ、又之ヲ訳シテ和文トナス」という部分から、漢文が先に作られたことが示唆されている。

『小学中等読本』の内容は歴史教材で構成されており、巻一冒頭の「凡例」の内容に関する項目では、「多ク勤王愛国ノ事跡ヲ抄出ス」とある。なお、史話の収録数は次のようになる。

- 巻一 日本の史話 (121 話)、中国の史話 (32 話)、西洋の史話 (23 話)
- 巻二 日本の史話 (77 話)、中国の史話 (25 話)、西洋の史話 (19 話)
- 巻三 日本の史話 (76 話)、中国の史話 (21 話)、西洋の史話 (22 話)

巻が進むにつれて収録話数が減少しているが、逆に一話当りが長文化していく傾向にある。日本の史話が断然多いが、史話の内容に関わらず、文章は漢文訓読体で統一されている。ここで『小学中等読本』の一部を引用して、『小学中等読本』における「和文」の例を示しておきたい。

(楊震ノ廉直)

後漢楊震ガ挙ル所、荊州ノ王密、昌邑ノ令ト爲ル、震ニ謁見シ、金十斤ヲ懷ニシテ以テ之ヲ遺ル。震ノ曰ク、故人君ヲ知ル、君故人ヲ知ラザルハ何ゾヤ、密ノ曰ク、今暮夜ニシテ知ル者無シ。震ノ曰ク、天知ル、神知ル、我知ル、子知ル、何ゾ知ルモノ無シト謂ハント、密愧テ去ル

次に『小学中等読本』「楊震ノ廉直」の典拠である『蒙求』「一八五震畏四知」

---

130 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第四巻 国語 (一)』(講談社 1968 年)の解説によると、『小学中等読本』は文部省の「小学校教則綱領」に基づいて編集された、早い時期の教科書であるといわれている。なお、本項の分析にあたっては広島大学図書館教科書コレクション所蔵本を参照した。

とその書き下し文を比較材料として挙げておく<sup>131</sup>。

(原文)

後漢楊震舉茂才、四遷荊州刺史。東萊太守當之郡、道經昌邑、故所舉荊州茂才王密爲昌邑令、謁見。至夜懷金十斤以遺震。震曰、故人知君。君不知故人何也。密曰、暮夜無知者。震曰、天知、神知、我知、子知。何謂無知。密愧而出。性公廉、不受私謁。子孫蔬食步行。故舊或居欲令爲開産業、震不肯曰、使後世稱爲清白吏子孫。以此遺之、不亦厚乎。震安帝時爲大尉爲中常侍樊豐所譖而卒。

(書き下し文)

後漢の楊震茂才に擧げられ、四たび荊州の刺史に遷る。東萊の太守として郡に之くに当たり、道昌邑を經るに、故擧ぐる所の荊州の茂才王密、昌邑の令と爲りて謁見す。夜に至り、金十斤を懷にして以て震に遺る。震曰く、故人君を知る。君故人を知らざるは何ぞや。密曰く、暮夜知る者無し。震曰く、天知り、神知り、我知り、子知る。何ぞ知るもの無しと謂はんや、と。密愧ぢて出づ。性公廉にして、私謁を受けず。子孫蔬食し步行す。故舊或ひは爲に産業を開かしめんと欲す。震肯んぜずして曰く、後世をして清白吏の子孫たりと稱せしめん。此を以て之に遺る、亦厚からずや、と。震安帝の時大尉と爲り、中常侍樊豐の譖する所と爲りて卒す。

両者を比較すると、導入部分と後半が省略されていることと、一部に漢字の違いがある以外は<sup>132</sup>、「楊震ノ廉直」は『蒙求』の訓読文とほぼ同一であるといえる。『小学中等読本』においては教材の出典は明記されていないが、日本や西洋の史話であっても、「楊震ノ廉直」と同様に漢文を典拠としている可能性が考えられる。また『小学中等読本』の「和文」版の文章全体は和文体や英文翻訳体などではなく片仮名交りの漢文訓読体であるが<sup>133</sup>、「楊震ノ廉直」の比較から、『小学中等読本』では漢文を文章形式の規範として「和文」版が作成された可

<sup>131</sup> 早川光三郎注『新釈漢文大系 第58巻 蒙求(上)』明治書院1973年

『小学読本』といった明治期の教科書と『蒙求』の関係を研究する上では、江戸・明治期に普及した徐注本を参考とするのが適切であると考ええる。

<sup>132</sup> 「以テ之ヲ遺ル」「今暮夜ニシテ知ル者無シ」「密愧テ去ル」の三箇所。

<sup>133</sup> 早川光三郎注『新釈漢文大系 第58巻 蒙求(上)』明治書院1973年

『小学読本』といった明治期の教科書と『蒙求』の関係を研究する上では、江戸・明治期に普及した徐注本を参考とするのが適切であると考ええる。当時の文体については山本正秀『近代文体発生の史的的研究』(岩波書店1965年)に詳しい。また齋藤希史(『漢文脈の近代 清末=明治の文学圏』名古屋大学出版2005年)は明治初期の漢文を「越境する文体」(p.203)と位置づけ、明治期における漢文の翻訳文としての側面を検討している。

他、亀井孝他編『日本語の歴史6』(平凡社ライブラリー2007年 pp.268-269)参照。

能性が考えられる。また『小学中等読本』における「稍高尚ノ仮名交り文」は漢文訓読体（普通文）のことを指している。「国語」がまだ成立していない以上、文体を統一するという点で漢文の有用性が存在していた。

ただし、『小学中等読本』とは異なった漢文の位置づけを行なっている小学校中等科教科書も存在する。次に比較史料として、平井義直編集『小学中等新撰読本』（明治17年版権免許・出版教育書房）<sup>134</sup>の構成と内容を挙げておく。

平井義直編集『小学中等新撰読本』は全6巻（巻三のみ2冊）から編成されるが、このうち巻四から巻六が漢文教科書となっている。その内容は既存の漢籍の中から場面別・内容別の引用で構成されているが、それは「学制」期における2種類の小学読本の構成の流れを汲むものであり、明治20年代以降の中学校漢文教科書の構成にも類似点が見いだせる。引用されている漢籍は「大日本史」「日本史略」「皇朝史略」「先哲叢談」といった日本漢文を中心としつつ、「十八史略」「入蜀記」「史記」「蒙求」などの中国漢文も多数採用されている。この巻四から巻六の内容構成は先で挙げた『小学中等読本』と大差ないが、『小学中等新撰読本』の方では巻一から巻三までの文章はさまざまな文体（平仮名交り文、片仮名交り文、韻文、和文調、漢文調）が用いられており、統一されていない。また巻一から巻三の内容は巻四～六の漢文教科書と同様に歴史教材が多数採用されているが、地理教材や科学教材、格言も採用されている。『小学中等新撰読本』の文章に関しては、その「凡例」で次のように述べられている。

児童ヲシテ読書ノ際多類ノ文ニ涉テ其力ヲ練磨シ他日各般ノ書ヲ繙クニ当  
リ望洋ノ歎ナカラシメンコトヲ期ス

この「凡例」では、『小学中等新撰読本』ではさまざまな文章を読まなければならないという実用上の必要性から、あえて教材に「多類ノ文」を収録しているということが述べられている。

以上の検討から、「小学校教則綱領」の「近易ノ漢文ノ読本若クハ稍高尚ノ仮名交り文」は漢文と漢文訓読体（普通文）を主に指しているものの、教科書により解釈が異なり、漢文訓読体以外の文章が含まれる場合もあったといえる。また、「教育令」の時期に中学校が旧来の漢籍を用いていた一方で、小学校中等科用として漢文教科書が編纂され始めたことは<sup>135</sup>、漢文教育が「国語科」の成

<sup>134</sup> 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第四巻 国語（一）』（講談社1968年）の「所収教科書解題」によると、本書も「小学校教則綱領」に基づいて編集された読本であることなどから、「当時出版された漢文の中等科読本を代表するものとしてみる事ができる」と評されている。なお、分析には国立国会図書館近代デジタルライブラリー収蔵本を用いた。

<sup>135</sup> 木村淳「明治・大正期の漢文教科書—洋学系教材を中心に—」（中村春作他編『続「訓読」論—東アジア漢文世界の形成—』勉誠出版2010年）においては、漢文教科書『初学文

立過程の影響を受けていたことを示す事例であると考えられる。

#### 第4項『小学中等読本』のメリトクラシー思想

「教育令」期に作られた編集型漢文教科書である木沢成肅編『小学中等読本』巻一～三（明治14年初版）は同一内容で漢文版と和文版が存在するが、漢文版が『明治漢文教科書集成第I期初学漢文教科書編第1巻』（加藤国安解説不二出版2013年）に、和文版が『日本教科書大系 近代編 第四巻 国語（一）』（海後宗臣編講談社1964年）に収められており、この時期の代表的な教科書のひとつといえる。その内容は「学制」期の榊原芳野編『小学読本』の文章教材と同様、和漢洋の歴史人物教材である。巻一冒頭の「凡例」の内容に関する項目では、「多ク勤王愛国ノ事跡ヲ抄出ス」とあり、「教育令」期の方針は「」に沿ったものと考えられがちである。しかし、『小学中等読本』の内容に見る限り、「勤勉性や向学心の必要性を説いた教材」や「忍耐や努力に基づいた立身を記した教材」といった、メリトクラシー的な傾向を持つ教材をも多数含まれている。各課の眉欄に標題が附されているが、そこで巻一で勤勉や向学心、忍耐や努力、立身に関連する標題を挙げると以下のようなになる。

巻一「吉峯安世（読書）」「漢・倪寛（勉学）」「金沢実時（蔵書）」「酒井忠勝（好学）」「梁・顧野王（学才）」「藤原肅（識人）」「宋・黄庭堅（学識）」「熊沢蕃山（有才）」「橋本宗吉（勸学）」「坪井信道（忍耐）」「橋広相（詩才）」「大江朝綱（文才）」「藤原為時（詩才）」「唐・李（学才）」「晋・車胤（勤学）」「斯格的（勉学）」「空律敦（勉学）」「上杉謙信（詩才）」「徳川光圀（謹学）」「宋・司馬光（勉学）」「菅原文時（文才）」「戸塚藻徳（進学）」「箕作虔儒（篤学）」

これ以外の徳目は清廉、忍耐、勇気などが存在する。「勤王」や「忠孝」の標題も見られるが、その比重は上で挙げたメリトクラシーの標題を圧倒するほどのものではなく、全体としては本論文第1章で検討した「学制」期の榊原芳野編『小学読本』で扱われている徳目と一致している。以下にメリトクラシー的な教材の例として「吉峯安世（読書）」を引用しておく。

吉峯安世貴寵ノ家ニ生レ、鷹犬ヲ好ミ、騎射ヲ事トス、成長ニ及ヒテ、始

---

編』（鈴木重義著明治15年）の冒頭に『小学読本』（文部省編明治7年）の構成に倣ったという説明がなされていることが指摘されている。また、「近代の漢文教科書が伝統的な文集とまず異なるのは、難易度という新しい基準による編集である。そして、漢文の教科書編纂に小学校用の読本を参考にしたことも注意しておきたい。」（p.375）と述べられており、小学読本の編纂方式に基づいて漢文教科書が編纂された可能性が示されている。

テ孝経ヲ読ミ、歎シテ曰ク、嗚呼名教実ニ此書ニ在リ、我遊蕩ニ耽リ、空シク光陰ヲ消過セリト、深ク往事ヲ悔イ、心ヲ読書ニ専ニス、後遂ニ名臣ト為ル

『孝経』が登場する点は道徳的であるが、「遊蕩ニ耽」った幼少期を悔い、学業に専念して後年「名臣ト為」ったとストーリーは、学業による立身というメリトクラシー思想に他ならない。この例から、明治12年に公布された「教学聖旨」の影響から道徳教育が重視された「教育令」期の『小学中等読本』においても、メリトクラシー思想と関連のある教材が看取できる。この時期の道徳観自体が国家や君主に対しての忠誠だけでなく、実業の重視や学業を基盤とした立身出世などをも含んでいたと考えられる。

### 第5項 初等教育の漢文と中学校「和漢文」科との関連

本項では、本節で分析を行なった小学校中等科の漢文教育と同時期の中等教育の漢文教育との比較を行ない、両者の共通点や相違点を考察しておきたい。「教育令改正」では中学校の規定が厳格化され、学校数が激減した時期であった。また「中学校教則大綱」や「中学校通則」が頒布され、中学校教育の標準化が進められたといわれている<sup>136</sup>。

「中学校教則大綱」（明治14年公布）は「以後の中学校教則の基盤をなすことになる。」（長谷川滋成『漢文教育史研究』1984年 p.10）中学校は初等中学科（4年）と高等中学科（2年）からなり、その役割は「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」、つまり、中等教育（「高等ノ普通学科」）の目的は「“中堅以上の業務担当者養成”と“上級学校進学者育成”のため」と規定された。

この「中学校教則大綱」において中学校に「和漢文」科が登場した。ここでは「和」と「漢」の比重は判然としないものの<sup>137</sup>、長谷川（1984）や石毛（2008）は漢文が中心であったことを指摘している。「和文」「漢文」との関連性については、中学校「和漢文」の教材は大半が漢籍であったとされるが、四方一瀾（2004）<sup>138</sup>は「和漢文」の漢籍以外の教科書の例として、『詞八衢』（本居春庭）『和文読本』（稲垣千穎）『土佐日記』（紀貫之）を挙げている。それらは中古文やそれに倣った文章を基本としており、前節で検討した小学校の「和文」（「仮名交り文」）よりも国学との関連が強かったと考えられる。中学校における漢文教科書は漢

<sup>136</sup> 増淵恒吉編『国語教育史資料 第五巻』東京法令 1981年 p.10

<sup>137</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2008年 p.20

<sup>138</sup> 四方一瀾『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版 2004年 pp.58-59

籍をそのまま用いたいわゆる丸本教科書の時期であり、近代的な漢文教科書の編纂はまだ本格的には始まっていない。石毛（2008）はこの時期の漢文の主な教科書として、以下のものを挙げている<sup>139</sup>。

『小学』『論語』『孝経』『文章軌範』『日本外史』『史記』『神皇正統記』『唐宋八大家文読本』『日本政記』『孟子』『本朝文範』

これらの漢籍は徳育・歴史・文学（詩文）の3つのジャンルに分類できるが、また中学校の教科では、「和漢文」のほかに「修身」「歴史」が漢籍を用いているため、内容の重複があったものと考えられる。ただし、歴史書でも内容・文体の面で文学的色彩が強い『日本外史』<sup>140</sup>は「和漢文」で扱われ、一方『十八史略』『大日本史』といった正史や正史の形式に倣った歴史書は「歴史」で用いられるといった区別が存在したのではないかと推測される。なお、教育課程の上では中学校は小学校とは異なり、漢作文の学習を含んでいたという指摘が存在する<sup>141</sup>。「教育令」期の初等教育と中等教育の漢文教材を比較すると、歴史教材が多い点では共通している。一方、教科書の構成に注目すると、小学校用に登場した編集型漢文教科書は中学校の丸本教科書とは一線を画しているといえる。

「教育令」期の教育課程に注目すると、学校段階が上がるほど漢文の比重が大きくなる傾向が読みとれる。このことは見方を変えれば、学校段階が上がるにつれて多様な文体から漢文的要素が強くなる傾向にあったとも解釈できる。また入門期に原典の素読を行っていた旧来の漢学塾での学びと異なり、教材が短文から長文の順に配列されるなど、漢文教育が難易度順に編成され始められたといえる。「学制」期は「国民皆学」のためか名目上漢文からの脱却が制度教材面で図られていた。しかし、今回とり上げた「教育令」期の小学読本では漢文の影響が強まっているといえる。言文一致が模索されたのは明治20年代であり、それが確立されるのは明治30年代であって、「教育令」期はそれより以前である<sup>142</sup>。したがって言文一致体が確立されていない以上、たとえ難易度が高くとも漢文訓読体の普通文を教材とする方が実用的であったと考えられる。もっとも、当時は限られた階層への教育を前提として小学校中等科の教育内容が規定されていた可能性が指摘できる。「教育令」の時期（明治10年代）はま

<sup>139</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2008年

<sup>140</sup> 齋藤希史「頼山陽の漢詩文」（『古典日本語の世界』東京大学出版会 2007年 pp.189-215）によると、『日本外史』は訓読に適した漢文体であったとされる。

<sup>141</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」『国語教育史研究』第13号 2012年 p.8

<sup>142</sup> 亀井孝他編『日本語の歴史 6』平凡社ライブラリー2007年 p.289

だ小学校の普及が不十分であり<sup>143</sup>、実際に小学校中等科で漢文を学ぶことができた層は限られていたためである。この時期の中・高等科の生徒数は、全小学校生徒の10～30%ほどにすぎなかったといわれている<sup>144</sup>。だが、「国語科」の概念がまだ明確ではなく「和文」の内容・文体も統一されていない以上、この「教育令」の時期に漢文教育を枠外において言葉の学びを成立させること自体が困難であったのではないかと考えられる。

### 第3節「教育令」期の中学校「和漢文」科における漢文観

#### 第1項「教育令」期中学校「和漢文」科の概要

前節では「教育令」期の初等教育における漢文の位置づけについて検討を行った。教育課程や小学校中等科教科書の検討から、初等教育において漢文の学習が正式に取り入れられたことと、学校制度に応じた漢文教科書の再構成が行われ始めたことを指摘し、近代的な国民語としての「国語」や国語教育の必要性が認識されつつも、この時期には「国語」が制度・通用文体の両面でまだ確立していなかったために、漢文の有用性が継続していたことを考察した。本節では研究対象を「教育令」期の中学校「和漢文」科へと移して、この時期の漢文教育の特色についての考察を行なうこととする。

従来の漢文教育通史の研究においては、近世の漢学から旧制中学校「国語及漢文」科への推移を軸としたものが多い。そういった漢文教育通史においては「教育令」期の中学校「和漢文」科は近世の儒学や藩校教育の影響を残した「近世儒学踏襲期（＝漢文絶対期）」<sup>145</sup>であり、あるいは「漢文が主、和文が副」<sup>146</sup>であったといわれている。近代における漢文教育の形成過程を考察する上で、過渡期にあたる「教育令」期の中学校「和漢文」科についてさらに考察を深める必要があると考えられる。「和漢文」科について石毛（2008）は以下のように述べている。

<sup>143</sup> 「教育令」（第一次）では「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノ」としながら、「但師範学校ノ卒業証書ヲ得ズト雖モ教員ニ相応セル学カヲ有スルモノハ教員タルモ妨ゲナシ」とある。また教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』（第二卷竜吟社 1938年 p.288）、天野郁夫『学歴の社会史』（平凡社ライブラリー 2005年 p.150）、藤本浩之輔『明治の子ども遊びと暮らし』（東京書籍 1986年）では「教育令」当時、小学校に通うことができた児童は富裕層に限られる傾向にあったことが指摘されている。

<sup>144</sup> 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第3巻』教育研究振興会 1974年 p.994

<sup>145</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2008年 p.14

<sup>146</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」『国語教育史研究』第13号 国語教育史学会 2012年 pp.6-7

明治一四年からは教科名が〔和漢文〕となり、これに伴って漢文の対立項としての「和文」という概念が生まれた。(引用者中略)「和文」は学科内容としてまだ独立していないが、「母国語教育」の中身を漢文への依存から脱却しようとする姿勢をこの用語によって示したことの意義は評価すべきである。なお「母国語教育」の概念もまだない。(pp.19-20)

明治20年頃までは「国語」概念の未生の時期とされており、教科上「漢文」と「国語」の区分が不明確であったとされるが、先行研究では「教育令」期の漢文観について、「近世儒学の踏襲」あるいは「国語の未生」が指摘されているものの、教育内容の面からの漢文、特に和文と漢文との関連性についてはまだ十分に検討されていないと考える。そういった先行研究の課題を踏まえ、本節では「和」の側の視点を取り入れて「漢文絶対期」とも呼ばれている「教育令」期における中学校「和漢文」科の漢文を考察することとする。特に「和漢文」科における「和文」と「漢文」の関連性について、教育課程や教科書の使用状況、あるいはこの時期に新たに編纂された和文系の教科書の分析から考察を行なう。

まず本項では、「教育令」期における中学校「和漢文」科の概要を、前項で着目した初等教育課程と関連させながら確認しておく。

「教育令」の時期には、各種学校別の詳細な規定が公布され始めた。本章の第2節第2項において既述したが、「教育令」(第二次)にともなって明治14年に頒布された「小学校教則綱領」では、小学校の国語系科目として「読書」と「習字」が定められている。このうち「読書」の内容は「読方」「作文」に分かれており、「小学校教則綱領」(「第三章 小学各等科程度」「第十一条 読書 読書ヲ分テ読方及作文トス」)には、初等科の「読方」の内容は「伊呂波」に始まり、「読本」は「仮名交り文」を扱うこととされ、続いて中等科では「近易ノ漢文」もしくは「稍高尚ノ仮名交り文」、高等科では「漢文」もしくは「高尚ノ仮名交り文」を扱うことが示されていた<sup>147</sup>。なお、同じく本章の第2節第2項において、「小学校教則綱領」の「作文」の項目では「漢文」の文言は見いだせず、漢文の学習は教育課程上、「読方」の方に位置づけられていたことも指摘していた。

一方の「教育令」期の中等教育における漢文の位置づけ、あるいは「和文」と「漢文」の関係について、次に検討しておく。

「学制」期の「中学教則」において、中学の国語系科目は「国語学」「習字」

---

<sup>147</sup> 「小学校教則綱領」別表では中等科(第五学年)の後期から「読方・漢文ノ読本」が示されている。

「古言学」と規定されていたが、これらの科目は「教育令」で廃止され中学校の「和漢文」科に統合された<sup>148</sup>。甲斐（2008）は「和漢文」科の教育課程の特徴を以下のように要約している。

和漢文科はそれまでの中学校教科課程における文法・文範中心の文章学科に起源を持つと同時に、小学校教則綱領下における小学校読書科の補完・発展の教科として位置づけられていたということができらる。<sup>149</sup>

この中学校「和漢文」科の内容については、明治15年布達の「文部省指令授業要旨」<sup>150</sup>において次のように示されている。

和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク漢文ハ普通ノ文材ニ資スル者ニシテ亦須要ノ科ナレハ各級ニ通シテ之ヲ課ス今其学習ノ為メニ分チテ読書、作文トス読書ノ要ハ読法ヲ正クシ意義ヲ詳ニシ兼テ作文ニ資スルニアリ（引用者中略）作文ノ要ハ思想ヲ表彰シ事実ヲ記述スルニ在リ

この「文部省指令授業要旨」において、「和文」「漢文」の具体的な教材については指示されていないが、「和文」「漢文」を教養として読むだけでなく、「普通ノ文材ニ資スル者」、つまり作文の模範として「和漢文」を学習することが示されているといえる。中学校「和漢文」科の学習は「読書」と「作文」に分かれるが、「読書ノ要」にも「作文ニ資スル」とあることから、「読書」の文章と「作文」の文章が密着していたことがうかがえる。

以上の検討を要約すると、①「教育令」期の初等教育では、中等科・高等科の主に「読方」の方で漢文が扱われていたこと、②一方の中学校「和漢文」科では、「読書」「作文」の両面で漢文が重視されていたこと、③また、中学校「和漢文」科では、漢文が「普通ノ文材ニ資スル者」と認識されているが、文章の学習という面で和文と漢文の両方が重視されており、分かちがたい関連にあったこと、の主に3点を挙げることができる。

次に「教育令」期中学校「和漢文」科における教科書使用状況を確認しておく。

四方一彌（2004）によると、明治14年布達の『中学校教則大綱』に準拠して

<sup>148</sup> 「中学校教則大綱」（明治14年）において、中学校は初等中学科（4年）と高等中学科（2年）に分かれるが、いずれも「和漢文」科が設置されている。

<sup>149</sup> 甲斐雄一郎『国語科の成立』東洋館2008年 p.66

<sup>150</sup> 四方一彌『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版2004年 pp.158-159

この「文部省指令授業要旨」に従って各府県が中学校教授要旨を作成したとされる。

多く採択された「和漢文」科教科書は次のとおりである<sup>151</sup>。

(教科書名)	(採択府県数)
『文章軌範』	38
『日本外史』	23
『史記』	15
『日本文典』	14
『神皇正統記』	14
『唐宋八大家文読本』	13
『語彙別記』	12
『日本政記』	12
『孟子』	11
『本朝文範』	11
『詞之八衢』	10
『和文読本』	9
『土佐日記』	9

この表によると、「和漢文」で用いられた教科書は漢籍が多かったことが分かる。また、漢文の教科書は多くが江戸期漢学を踏襲していた時代であるといえる<sup>152</sup>。一方、和文の教科書では『本朝文範』『和文読本』といった、明治10年代に新しく編纂されたものが用いられていたことが指摘できる。これまで『和文読本』に関して、滑川(1977)は作文教科書として言及しており、菊野(2010)は古典教科書のルーツとして位置づけているが<sup>153</sup>、『和文読本』の「緒言」における漢文の位置づけ、つまり「和文」の側から見た漢文観については次項で検討を行ないたい。

## 第2項『和文読本』「緒言」における和文・漢文の概念

本項では、教材面から「教育令」期中学校「和漢文」科における漢文観の分析を行なう。前時代から引き継がれた丸本教科書に着目したのでは「教育令」期特有の漢文観を読み取ることは困難であるため、「教育令」期に編纂された「和

<sup>151</sup> 四方一彌『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版 2004年 pp.344-348

<sup>152</sup> 安居總子「国語科成立字における漢文(四)―検定期の漢文教科書を中心に―」『新しい漢字漢文教育』第52号 全国漢文教育学会 2011年 p.94

<sup>153</sup> 菊野雅之「古典教科書のはじまり―稲垣千穎編『本朝文範』『和文読本』『読本』―」『国語科教育』第69集 全国大学国語教育学会 2010年

漢文」科の教科書を研究対象とする必要がある。しかしながら、前項で示した四方一彌（2004）の調査によると、この時期「和漢文」科で使用された漢文教科書は丸本ばかりであった。そこで、本項では「教育令」期に新たに編纂された和文教科書である稲垣千穎撰『和文読本』（明治15年初版・普及舎刊）の方に着目し、「和文」の側からみた明治10年代の漢文観や、この時期の「和文」と「漢文」の関連について考察したい。研究の方法としては、『和文読本』における漢文についての記述の分析を行なうこととする。『和文読本』が和文の教科書である以上、近世の漢文脈に対抗するかたちで和文脈の必要性が主張されているということが推測されるが、そこから当時の「和漢文」科における漢文の位置づけを考察することができると思う。なお、次項（第3項）では「和漢文」科の時代背景（具体的には当時の通用文体の状況）を滑川（1977）の明治期の作文教育に関する研究などをもとに分析し、中学校「和漢文」の和文と漢文の関連、「和」の側からどのように「漢文」が言及されていたのかについて考察を行なうこととする。「和漢文」の枠組みを分析することは、近世において士族を中心とした知識層の教養としての漢文から普通教育における漢文への接続や、近世から受け継がれた部分と新たに創出された部分を考察することにつながると思われる。

まず、『和文読本』の目次を以下に示しておく。

- 卷一 歴代 儀式 軍旅
- 卷二 地理 動植 言行 才芸
- 卷三 武勇 遊戯 俳諧 羈旅 哀傷
- 卷四 評説 教訓 諫争 院宣御請文 将軍家御教書 消息

『和文読本』の出典は本文に明記されており、中古から中世にかけての古典<sup>154</sup>から多く採られている。つまり『和文読本』で示されている「和文」とは中古文が中心であり、言文一致体や明治普通文（漢文訓読体）のことではない。

『和文読本』の「緒言」<sup>155</sup>では漢文について次のように述べられている。

上古には、いはゆる万葉仮字こそ有つれ、平仮字片仮字などいふ物とはなかりければ、殊に意して、其の詞を誤らせじとする歌などばかりこそ、万葉仮字にてぞ書きつれ、大方の文詞をば、万葉仮字して書かんは、徒に字面

<sup>154</sup> 『神皇正統記』『増鏡』『太平記』『公事根源』『宇治拾遺物語』『古今著聞集』『源平盛衰記』『今昔物語』『徒然草』『平家物語』『十訓抄』『吉野拾遺』『保元物語』『大鏡』など。

<sup>155</sup> 『和文読本』の分析には広島大学図書館教科書コレクション所蔵本（明治18年版）を用いた。なお、『和文読本』は和装本であるため、見開き2ページを「一頁」と計数している。

の長くなるがうへに、字画さへ多くて煩しければ、為ん方なくて、不便ながらに漢字をのみ用ゐき、全く仮字して書く事とはなかりつれど、中古平仮字片仮字といふ、最便よきもの出来てより後は、彼の不便なる漢字漢文をば用ゐずして事足るべきを、なほ世の人さきざきより読み習ひ書きたる癖うせずして、字としいへば漢字、文としいへば漢文にて他には字も文もなきやうに思ひて実事実学につきその利害をば、よくも考へず、ただ漢字かき散し、漢文読ミのみしるを、たけく才ある様に思ひとりて、吾も人も、其の方の学にのみ心をいれて、先ツ漢字つかひならひ、漢文よみ習ふほどに、許多の年月を過して、やゝ筆とるばかりになれば、はや齡たけ気衰へて、はかばかしき物の用にもたたず、かくしつゝ若き壯の程をば徒に過し、老て後には、世間一般には不通の漢文をかき、人にハ煩多き漢字を教ふる事にのみ力を費して、世の為国の為には、させる益をも得せず、あたら生涯を尽すは、なべての学者の弊にて、いとも〜口惜しき事の限なりかし、縦ヒいかばかり漢字をばよく識り漢文をば巧にかくとも、世に之を読む人解る人少くば、何にかはせん、よしよむ人解る人多くとも、御国の人悉く唐土人ならねば、なほ常に、口には、御国ぶりの語を使ひ、御国ぶりの音を出さずば得有るべからず  
(巻一・二〜三頁)

この引用部分の冒頭では、まず漢字漢文から万葉仮名や平仮名・片仮名が発明されてから和文脈が誕生、漢文と並存したことが説明されている。そして日本語の文字や文章の起源は漢文にあることを認めつつ、「最便よきもの出来てより後は、彼の不便なる漢字漢文をば用ゐずして事足るべきを」と漢文からの脱却が主張されている。また、「縦ヒいかばかり漢字をばよく識り漢文をば巧にかくとも」以降の箇所では、国籍や音声の面から母国語を尊重しているといえる。口語と文語の差を減らすべきであるとする主張は後の言文一致論に通じるものである。

続いて、明治以降の学校教育における言葉の学びについては次のように述べられている。

今の大御代となりてより、上かしこきや天皇が詔旨の御書にも、仮字を交へさせ給ひ、下は天ざかる鄙の蝦夷の賤の子をまでも、まづいろは、五十音、仮字単語などいふものより教へ導かせ給ひて、専ラ御国語御国文を用ゐさせ給ふ事となりたるは、いとも〜尊く忝き大御恵にて、御代の名におふ明に治る時に生まれあひたる人民の、上なき幸にて、今よりして後は、えうなき字学の煩もなく、語と文とは似ても似つかぬやうなる違もなく、吾もさとりよく、人にも教へよくなりて、容易く実学実験をもなし得つければ、世

の為人の為に甚しくて、おのづから大御国の御光も添ふわざなれば、心ある学者の千歳の憾も、全く此の大御代にぞなくなるべき

ここで近世では純正漢文で書かれていた詔書・公文書の類が、漢字仮名交り文（漢文訓読体）に改められたことや、明治5年公布の「学制」における初等教育から漢文の学びが一掃されたことを支持している。近世における儒学の対抗文化としての国学の立場から「御国文」を礼賛し、漢文が批判されており、文語を漢文から和文への転じようとする意図が読みとれる。ただし続けて次のように述べられている。

但シかくありとて、今俄に漢字をな用ゐそ、漢文をな読みそ、といふにはあらず、その心して徒に年月を過して、実事実学をだに妨ぐる事なくば、心のまゝに漢文をも誦しね、漢詩をも歌ひねとぞよ

上に挙げた箇所では実用性の面から漢文を批判しつつも、「実事実学」を妨げない範囲で漢文を学ぶことを認めているといえる。ここで漢文教育廃止論が展開されていないのは、中学校の「和漢文」においては「近世儒学踏襲期（＝漢文絶対期）」<sup>156</sup>であり、国学的な「和文」が実際には漢学的な「漢文」の勢力に比肩できておらず、まだ「国語」概念が成立していないためであると考えられる。

「和文」の実用性を主張する部分は、前節で挙げた「文部省指令授業要旨」（明治15年）「和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク」という認識と類似している。『和文読本』の「緒言」では徳育の立場から和文の意義を主張する文言はほとんど見いだせず、あくまで実用性の面から和文が支持され、漢文が批判されている。

このように『和文読本』の「和文」は国学の系統を継承し、漢文との対比から和文の実用性が主張されているといえる。それは先に引用した「緒言」の続きの部分から読みとることができる。だが漢文の実用性を問題視する一方で「和文」と明治普通文・今体文との関連にはふれていない。明治10年代の小学校中等科の読本はほとんどが漢文訓読の影響が強い普通文で占められており、それは中古和文を模範とする国学的な文章観とは異なるものであった<sup>157</sup>。その点では普通文と国学的な和文体との間にも断絶が存在しており、これは漢文からの脱却とともに当時の母国語教育の課題であったといえる。また、歴史上漢学が果たした役割、あるいは洋書の翻訳や造語の面での漢語・漢文の実用性について

<sup>156</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2008年 p.14

<sup>157</sup> 亀井孝他編『日本語の歴史 6』平凡社ライブラリー 2007年 p.268

は言及されていない。だが、漢文の隆盛自体は認めたくらうで、和文の意義が主張されているといえる。

先の引用箇所が続いて『和文読本』の編集方針が記されている部分を次に引用する。

真字してかける和文あり、仮字してかける漢文あり、然るに世の学者等、其体を分別することを知らずして、平仮名あるをし見れば、即和文ぞと心得て、近世の儒者等のかけるをさへに、誰がしの文、くれかしの和文などいひて、ほめののしる者の多きは、いといと傍いたき事にて、詮ずるに和文をばかつて知らぬなり、近世御国学の博士と世にゆるされたるきはの書るだに、なを漢文の癖の清くさりたるは、いといと稀にて、僅に一人二人をるを、明暮漢字漢籍をのみさだしあへる人等の、いかでかうまきは書得べき、されば此の書、今の世の極めて初学誦読の為にとて物したるにて、なかなかめでたくうるはしき雅文は、容易くさと難き方もおれば、或は軍記、或は俗物語などよりさへとりて、多き中には、御国文の体ならぬも、又詞のあやしくさとびたるもあれど、むげに後世にならねば、さすがにおのずから雅びたる処ありて、其の方に罪ゆさるるここちせらるるなり。(巻一・五頁)

まず「真字してかける和文あり、仮字してかける漢文あり、然るに世の学者等、其体を分別することを知らず」として、「和文」と「漢文」の区別が不明確であるという状況を指摘している。そしてその理由として「詮ずるに和文をばかつて知らぬなり」、つまり「和文」の定義が知られていないとある。ここでいう「和文」とは漢文の影響が少ない仮名交じり文のことであり、「多き中には、御国文の体ならぬも、又詞のあやしくさとびたるもあれど」とは「徒然草」などのような中世の和漢混交文のことであろうか。それらの文章が「むげに後世にならねば～」とあるので、近世や明治期に流通していた普通文ではない、古典的な和文を指していることが分かる。

以上で挙げた「緒言」の記述は、漢文を批判し、和文の必要性を主張している。だが見方を変えると、和文について、一貫して漢文との対応的な関係の中から語っており、それだけ当時の漢文の影響力がうかがえる。「明暮漢字漢籍をのみさだしあへる人等の、いかでかうまきは書得べき、されば此の書、今の世の極めて初学誦読の為にとて物したる」とある部分は、近世から明治初めまでの文章は漢文や漢文体の影響が強いため古典的な和文を書くことができない人が多い、そのため本書を編集した、という意味であろう。「初学誦読の為に」の前に「いかでかうまきは書得べき」とあることから、和文を読むだけでなく、作文することも学習の目的として想定されていたといえる。

本項の検討から、『和文読本』の「緒言」からは旧来の国学・漢学の流れを継承した「和」と「漢」の対応を見いだせる。緒言の引用箇所「今の大御代となりてより」という部分において、漢文に対する「御国語御国文」の実用語としての意義が説かれている。だがその文章中に「天皇が詔旨の御書にも、仮字を交へさせ給ひ、下は天ごかる鄙の蝦夷の賤の子をまでも、まづいろは、五十音、仮字単語などいふものより教へ導かせ給ひ」とあることから、この緒言で言われる「御国語御国文」の定義は漢文を除く、明治期に通用した仮名交り文の総称であるといえ、『和文読本』の本文に採録されている「和文」（中古文や中世文）とは定義が異なっている。

また、『和文読本』緒言では「御国語御国文」の必要性を主張しながらもまだ国語がなく、実際は漢学に対抗する従来の国学的な文章観から脱却していないことが指摘できる。『和文読本』以前にも公教育の普及という見地からの漢文批判が存在する<sup>158</sup>。具体的には前島密による「漢字御廃止之議」（慶応2年）や福沢諭吉の「文字之教」（明治6年）森有礼の「ホイトニー宛書翰」（簡易英語ヲ以テ漢文ニ代ル件）（明治5年）などであるが、それらは『和文読本』と同様、「国語」概念自体は定まっておらず、漢字漢文の縮減という点で一致している。

以上の分析から、「教育令」期は明治12年から同19年までの7年間であるが、この時期は明治19年「中学校令」において「国語及漢文」科が登場する直前の時代であり、明治10年代は江戸時代後期の漢文教育を継承しつつ近代的な「国語」「漢文」の枠組みが模索されていた時代であったといえる。

### 第3項 明治10年代における通用文体との関連

前項では『和文読本』の記述から和文と漢文の関係について検討した。本項では当時の文語文の状況を確認した上で、それと『和文読本』の文章観との比較・考察を行なう。

ここまで「教育令」期の教育課程における「和」と「漢」の問題を検討したが、明治20年前後は学校制度そのものが発展途上の時期であり、「和」と「漢」の関係を考察する場合、学校制度外の学びの場についてもここで踏まえておく必要があると考えられる。そこで「教育令」期における教科書の文体の状況を検討し、『和文読本』の和文観・漢文観と比較したい。漢文教育の位相を大きく2つに分けると、思想（修身・道徳）としての漢文とを指摘することができるが、先で分析した『和文読本』における漢文観を考察するには、特に後者の文体としての漢文の方に注目する必要がある。ここでは主に作文教科書のから系譜か

<sup>158</sup> 滑川道夫編『国語教育史資料 第三巻 運動・論争史』1981年 pp.227-230、大久保利謙編『森有礼全集 第一巻』宣文堂書店1972年 pp.93-94

ら当時の漢文の位置づけを指摘し、『和文読本』の漢文観と比較したい。

仲新『近代教科書の成立』（1981年日本図書センター）によると、「明治初期における作文の教科書」は「往来物の系統」「漢文系統」「新しい作文書で言語教育の立場から編集されたもの」という三つの系統が存在しているという。「教育令」期の明治10年代は「文体混乱期」であるといわれ<sup>159</sup>、漢文や漢文直訳体、和文、口語文などが並存していた時期であったが、それは異なる作文学習の系統が並存していたことと深く関連していたといえる。また、滑川（1977）は明治10年代の文章学習は模範文の模倣を中心とする「形式主義作文期」であるとして、以下の4つの系統にまとめている<sup>160</sup>。

- ①漢文系作文（士族階層の子弟）
- ②和文系作文（上層階層の女子）
- ③書簡文系作文（庶民階層の子弟）
- ④学校系作文（小学校児童）

このうち漢文系作文の方法について、滑川は以下のように指摘している。

作文をする前に、範文の読書をすすめ、読書と作文を密着させてとらえているのである。いきおい、範文の模倣という形式主義が生成され、成熟の末に、自由な自己表現が可能になるとした。その道は文章修練であった。

四方（2004）の調査によると、「和漢文」科において漢文系の例文集としては『文章軌範』や『唐宋八大家文読本』などが多く用いられていたとされる<sup>161</sup>。『文章軌範』は南宋時代の謝枋得が編纂した、唐宋の「古文」<sup>162</sup>を選集した文献であり、本来は「科挙」のための受験参考書・模範文集であったが、「科挙」型の官吏任用制度のなかった日本では、特に江戸時代に漢作文の教科書として普及した<sup>163</sup>。それらの教科書の特徴を見ても、「和漢文」においては和文・漢文のいずれも自由作文ではなく形式主義、つまり古典の用例をもとにした作文が中心であった。そこでは自分が表わしたいことに近い表現を模範文から探し出す能

<sup>159</sup> 滑川道夫『日本作文綴方教育史 1 明治篇』国土社 1977年 p.124

<sup>160</sup> 滑川道夫『日本作文綴方教育史 1 明治篇』国土社 1977年 p.102

滑川はこの明治期の日本作文綴方教育史について「作文教授技術史に限定すべきではなく、ひろく日本人の志向認識とふかく関わる文章表現活動の歴史であり、文化史でもある」と位置づけている。この作文学習の系統から、文体と教育について検討できると考えられる。

<sup>161</sup> 四方一彌『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版 2004年 pp.158-159

<sup>162</sup> 装飾的な駢文・四六文に対して、唐の韓愈・柳宗元らが創始した文体のこと。

<sup>163</sup> 『新釈漢文大系 17 文章軌範』（明治書院 1963年）参照。

力が育成されていたといえる。

滑川が「文体混乱期」であると指摘した明治 10 年代は、教育政策においては「試行錯誤期」<sup>164</sup>であった。「学制」以降の学校制度は近代的なメリトクラシー（業績主義・学校化社会）の方針を採り入れたものの、実際にはまだ身分社会が残っている時代であった。明治 30 年代まで、士族は中等教育機関において優位性を保っていたといわれる<sup>165</sup>。そのため、学校段階というよりも、例えば士族を中心とした知識層は漢学の教養、庶民は日用文の手習というように、身分によって異なる言葉の学びが混在していた。滑川（1977）はこれらの作文教授がまとまっていくのは明治 20 年代以降であるとする。この「国語科」の成立過程において、漢文の学びも「身分集団のための教育」<sup>166</sup>から、中等普通教育における一領域（国語関連科目としての漢文、あるいは国民道徳としての漢文）へと変容したと考えられる。

前項で検討した『和文読本』の「緒言」では、漢文の不便が批判され、それに対して「和文」の有用性が主張されている。だが『和文読本』における「和文」は同時期の小学校教科書において「和文」と呼ばれている文体（「漢字仮名交り文」）とは異なるものであり、当時の実用語や日用文からは距離があるといえる。「教育令」期（明治 10 年代）における初等教育の「和文」は漢文の正統性と仮名文字の利便性を兼ね備えた明治普通文の系統であり、一方「和漢文」の「和文」は藩校の和漢学を引き継いだ内容で、国学の系統の文章観を引き継いでいるといえる。『和文読本』「緒言」では和文を使用することで口語と文語の差を減らすことが述べられているが、『和文読本』で扱われる「和文」は中古文や中世文である。そのため『和文読本』の「緒言」の主張や「文部省指令授業要旨」（明治 15 年）の「和漢文」の定義とは別に、「和漢文」の学習内容は「和文」と「漢文」のいずれも知識層の教養としての性格を残しており、近世から続く和漢の学の系統を受け継いでいるといえる。「国語科」が成立し、国語の補助科目として漢文の再定義が進められるようになるには、このような「和漢」の学から脱却する必要があると考えられる。

---

<sup>164</sup> 天野郁夫『教育の近代化日本の経験』玉川大学出版部 1997 年 p.11

「学制」から「学校令」公布までの時期（明治 5 年～18 年）を「試行錯誤期」としている。

<sup>165</sup> 園田英弘・濱名篤・広田照幸『士族の歴史社会学的研究』名古屋大学出版会 1995 年 p.235、深谷昌志『学歴主義の系譜』黎明書房 1969 年

<sup>166</sup> ランドール・コリンズ（新堀通也・訳）『資格社会—教育と階層の歴史社会学』有信堂 1984 年

#### 第4節「教育令」期の漢文教育とメリトクラシー思想

以上、本章は①『東京学士会院雑誌』の記述を中心に明治10年代の漢学の状況や漢文教育論、②「小学校教則大綱」や初等教科書に着目して「教育令」期の初等教育における漢文教育の形成、また③「中学校教則大綱」や「和漢文」科の教科書に着目して「教育令」期の中等教育における漢文教育の状況、の3つの方向から「教育令」期における漢文教育の形成を検討した。本節では、本章の検討を整理し、そこから「教育令」期の漢文教育とメリトクラシー思想との関連を考察する。

本章の第1節では、『東京学士会院雑誌』の構成や記述を中心に明治10年代の漢学の状況や漢文教育論、漢文教育をめぐる時代背景を検討した。特に『東京学士会院雑誌』において漢文についての論文を多数執筆していた中村正直と西村茂樹の言説に注目し、分析を行なった。明治10年代、急速な欧化政策の反動や西南戦争など世相の混乱の影響からか儒学再評価の世論が強まるなかで、漢文が再評価されたこと、しかしながらこの時期も「学制」期から引き続いて国民道徳や国語の必要性が主張されており、近世の漢学やそこで行われていた漢文学習文化がそのまま再評価されたわけではないことを指摘した。この時期の中等普通教育での漢文重視の背景には漢学の影響が存続していたことや、中学校の性格上西洋の学校制度で古典学が重視されていたことに倣うと、和漢の学を採用することが当時としては現実的であったと考えられる。

第2節では、「教育令」期に公布された「小学校教則大綱」やそれに準拠した初等教科書进行分析し、「教育令」期の初等教育における漢文教育の形成を検討した。「教育令」期には教育課程において「漢文」の文言が見い出せるようになり、また初等教科書で近代的な編集型漢文教科書が作られ始めた時期であった。この時期の初等教育では学習する文体として漢文訓読体が採用されていた。また、和文から漢文へ、という学習する文体の段階化がなされ始めた。

第3節では、「教育令」期に公布された「中学校教則大綱」や中学校「和漢文」科で用いられた教科書に着目し、「教育令」期の中等教育における漢文教育の状況を検討した。この時期に編纂された和文教科書である『和文読本』の「緒言」では漢文の不便が批判され、それに対して口語と文語の差を減らすための「和文」の有用性が主張されている。だが『和文読本』における「和文」は同時期の小学校教科書において「和文」と呼ばれている文体（「漢字仮名交り文」）とは異なり、当時の実用語や日用文からは距離があるもので、国学系統の文章観（具体的には中古文や中世文）を引き継いだものであった。そのため『和文読本』の「緒言」の主張や「文部省指令授業要旨」（明治15年）の「和漢文」の定義とは別に、「和漢文」の学習内容は「和文」と「漢文」のいずれも知識層の

教養としての性格を残しており、近世から続く和漢の学の系統を受け継いでいるといえる。

これらの分析を踏まえて、以下では「教育令」期のメリトクラシー思想と漢文教育について考察しておく。

「学制」では学校教育で使用する文体の規定はまだなされていなかった。「教育令」期では、正則学校の外で漢学塾が存続していたことと、特に中学校では漢籍中心の教育が行なわれていたことは「学制」期から継続している。「教育令」期の漢文教育の特色は、小学校中等科・高等科の教育課程に漢文が正式に採用され、そこで近代的な編纂型漢文教科書が作られ始めたことである。その編纂方式は、旧来の漢籍の抄本や『蒙求』といった説話集の系統ではなく、「学制」期に登場した『小読本』の型と共通している。この時期の中学校ではまだ丸本教科書が用いられていた状況において初等教育で先に編纂型漢文教科書が登場した理由としては、「教育令」期には教育内容の面でまだ「初等」「中等」の概念が未定着であったことや、政府が義務教育普及の必要から中等教育よりも初等教育の整備が優先されたことと関連していると考えられる。

「学制」と比較すると、「教育令」では文言上のメリトクラシー的傾向は少ない。本章第一節の検討を踏まえると、初等教育での漢文採用は急速な欧化政策による世相混乱、つまり旧特権階級の没落などの格差社会や西南戦争などといった社会背景を受けての反動で漢学的道徳再評価の声が出た。また教育政策上も「学制」「第一次教育令」が示した急速な近代化の反動があらわれた時期。この現象は一見保守化に見える。が、結果として「教育令」期に旧来の漢学がそのまま再び栄えることはなく、小学校用に編纂型漢文教科書が登場したりと、むしろ漢文教育の近代化は確実に進んでいた。例えば第1節で検討した中村正直や西村茂樹の漢文教育論は、儒教道徳や漢文の再評価が見い出せるが、その教授方法の改良や漢文に代わる通用文・国語の必要性も指摘されている。第2節で検討した丸本ではない近代的な編集型漢文教科書である漢文教科書『小学中等読本』が登場したこととも関わる。「教育令」期では文体面で漢文や漢文訓読体の有用性が保たれていたのは、『東京学士会院雑誌』だけでなく、「小学校教則大綱」や「中学校教則大綱」の内容からも明らかである。文体が混在していた時代であったが初等教育の教育課程上では和文から漢文へ、という学習する文章が段階化され始めたのはこの「教育令」期である。儒教道徳や漢文の再評価がなされた「教育令」期は、「学制」期よりも現実的な教育政策が取り入れられたと考えた方が正確であると考えられる。中等教育は「和漢文」科の時代で、中等教育制度の整備・普及はまだ本格的には進展しておらず、旧来と同じ丸本教科書が用いられていた。第一章で検討した漢学塾はこの時期も存続している。この「教育令」期は主に正則の初等教育を中心として、漢文教育の近代

化が確実に進展した時期であったといえる。

### 第3章「学校令」期の漢文教育—近代的漢文教育の形成—

#### 第1節「学校令」公布（明治19年）から「中学校教授要目」（明治35年）までの教育課程における漢文の推移

本論文では、第1章で「学制」期、第2章で「教育令」期に着目し、主に制度や教科書の内容、また学校教育との関連が深い漢文言説なども参考にしながら近代的な漢文教育形成過程の検討を行なってきた。続く本章では、「学校令」公布から「中学校教授要目」（明治35年公布）の時期に着目し、近代的な漢文教育の形成について検討を行なう。この時期は近代学校制度の確立期であり、また「中学校教授要目」（明治35年公布）によって中学校「国語及漢文」科の学習内容が詳細に規定されるようになったが、本章では主に明治20年代から30年代にかけて本格的に登場した編集型漢文教科書の推移を軸として分析を進めることとする。具体的には、中学校全学年の学習内容を網羅した編集型漢文教科書として始めて文部省の検定認可を受けた秋山四郎編纂本と、それに次いで検定認可を受けた深井鑑一郎編纂本の二系統の教科書を用いることとし、当時の教育法令などを適宜参考とする。また、比較研究として同時期の中等国語教科書（落合直文編『訂正中等国語読本』）や初等国語教科書（国定第一期『尋常小学読本』）をとり上げて、編集型漢文教科書の特色の考察を行なうこととする。

まず本節では、本章で着目する「学校令」（明治19年）公布から「中学校教授要目」（明治35年）までの時期の教育法令の推移とその時代背景、またそれに関連する先行研究の指摘を確認しておきたい。

国語科成立期に公布された中等教育の漢文に関する主な法令は以下の4つである。

- ・「尋常中学校ノ学科及其程度」（明治27年3月）
- ・「中学校令改正」（明治32年2月）
- ・「中学校令施行規則」（明治34年3月）
- ・「中学校教授要目」（明治35年2月）

石毛（2009）は、この国語科成立期の明治27年から35年までを「漢文譲位期」と位置づけており、「国語科が生まれ、名目的な地位を国語科に奪われた時期。天皇制国体論の全体像がようやく整備され、教育界に導入され始めた時期である。」<sup>167</sup>と指摘した。また浜本（2012）は「中学校令施行規則」（明治34

<sup>167</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社2009年 p.13

年3月)を次のように分析している。

「国語及漢文」の目的が定律化された。領域と程度も示している。第一学年から第五学年まで〔7-7-7-6-6〕の時間が配当された。漢文は、「平易ナル漢文ヲ講読セシメ」ることとされ、漢作文は求められていない。ここに、小学校における「国語科」と結ぶ中等学校における〈国語科〉としての「国語及漢文」科が確立したのであった。近代国語科教育の制度的な確立とすることができる。<sup>168</sup>

また、長谷川(1984)は「尋常中学校ノ学科及其程度」(明治27年3月)によって「制度的に、かつての漢文優位から国語優位へと変っていったととらえざるを得ない」<sup>169</sup>と指摘し、「中学校令施行規則」(明治34年3月)について次のように述べている。

普通の文章・現代文を理解する力、思想や実用的文章を表現する力の養成を強調し、「漢文」は「平易ナル漢文」と制限し、しかも「文法」や「国文学史」の後に位置づけている。「漢文」は中学校男子に対する「須要ナル高等普通教育」の枠の中に辛うじて残ることになった。<sup>170</sup>

以上で挙げた石毛(2009)や浜本(2012)、長谷川(1984)の分析では、制度上明治20年代後半から明治30年代前半に国語科の成立に伴い国語優位・漢文讓位の方針が採られたことが指摘されている。だが、明治30年前後に中等教育の整備・普及が進められ教育人口が増加したことを踏まえると<sup>171</sup>、中等教育の漢文が衰退したとは断定できない部分も存在するといえる。そこで、国語科成立期の漢文教科書やその教授法に着目して、この時期に新たに作り上げられた漢文教育の特徴を分析することが漢文教育史研究の課題であると考えられる。

---

<sup>168</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二(明治三五)年——」国語教育史学会編『国語教育史研究』第13号2012年p.20

<sup>169</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書1984年p.16

<sup>170</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書1984年p.18

<sup>171</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』(帝国地方行政学会1972年p.341)によると、明治30年代は、小学校が厳格な義務教育方針を確立させ、明治27年の「高等学校令」制定に伴う高等中学校廃止と高等学校設置、「中学校令」改正(明治32年2月)の尋常中学校から中学校への改称など、学校段階の整備が進められた時期であった。明治32年の「中学校令」改正において中学校教育の目的は「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と示され、中学校は一府県一校の原則が緩和されて設置が促進された。

## 第2節 近代国語科成立期における漢文教科書の研究

—秋山四郎編『中学漢文読本』『第一訂正中学漢文読本』の分析を通して—

### 第1項 秋山四郎編纂漢文教科書の系譜について

明治時代以降、漢文教育の場は近世の流れを汲む漢学から中等教育へと移り変わったが、その過程において近代的な漢文教育の内容はどのように形成されたのであろうか。本節では近代的な漢文教科書の草分けである金港堂刊・秋山四郎編『中学漢文読本』の分析を通して、国語科成立の時期（明治30年前後）における漢文教育の形成について考察を行なう。

わが国では明治19年より教科書検定制度が開始された。検定教科書の時期であった明治20年代当時、検定済となった教科書は『官報』に公示され、さらにそれをまとめた『検定済教科用図書表』が各府県に配布されたといわれている<sup>172</sup>。そこで旧来の丸本教科書ではない近代的な漢文教科書として初めて検定認可されたものが金港堂刊・秋山四郎編『中学漢文読本』（明治28年検定認可）である<sup>173</sup>。これ以降さまざまな編集型漢文教科書が登場することとなるが、まずこの秋山が編纂した漢文教科書の系譜を分析してみることから近代的な漢文教育の形成過程を考察できるのではないかと考えられる。従来の漢文教育史においては、教育課程の変遷を主軸とした研究が存在する<sup>174</sup>。だが、文部省が公布した教育課程において漢文教育の教材内容に関して具体的に言及され始めるのは明治35年公布の「中学校教授要目」以降であるため、近代国語科が成立した明治30年代前半<sup>175</sup>には、文部省が示した教育課程の中に漢文教育の具体的な内容の規定を見いだすことは難しい。そこで、近代的な漢文教科書の系譜の方に注目することによって、制度のみならず学習の内容面から近代漢文教育の形成を考察することができるのではないかと考える。特に秋山四郎が編纂した漢文教科書は明治40年代まで改訂を繰り返して出版されているため、その時代ごとの漢文教育観など<sup>176</sup>を読みとることに適していると考えられる。

172 『教科書研究資料文献 第三集』（芳文閣復刻 1985—1986年）所収「検定済教科用図書表」参照。木村淳「漢文教科書の修正意見—明治三十年代前半を中心に」『中国近現代文化研究』第12号中国近現代文化研究会編・発行 2011年 p.43 参照。

173 「丸本」は江戸期の漢籍を踏襲した教科書であり、それに対して近代的な漢文教科書とは、近代以降に登場し、複数の典拠に基づいて教材が作成・編纂された編集教科書を指す。

174 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984年、石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2009年、浜本純逸「漢文教育の成立過程—一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年—」『国語教育史研究』第13号国語教育史学会 2012年

175 甲斐雄一郎『国語科の成立』（東洋館 2008年）において、近代国語科の成立は明治33年と位置づけられている。

176 具体的には、国語科成立期の「国語が主、漢文が客」という位置づけにもとづいた漢文

次に本節の研究の方法について説明しておく。

秋山四郎が編纂に携わった漢文教科書の総数は定かではないが、明治期の教科書を多数保存している東書文庫（東京書籍附設教科書図書館）の所蔵本をもとにすると、主な変遷を以下のようにまとめることができる<sup>177</sup>。

- ①明治 24 年『漢文読本一～五』初版
- ②明治 27 年『中学漢文読本一～十』初版
- ③明治 29 年『中学漢文読本一～十』改訂再版
- ④明治 29 年『中学漢文読本初歩上下』初版
- ⑤明治 33 年『第一訂正中学漢文読本一～十』初版
- ⑥明治 34 年『第一訂正中学漢文読本一～十』訂正再版
- ⑦明治 34 年『漢文教科書一～五』初版
- ⑧明治 35 年『漢文教科書一～五』訂正再版
- ⑨明治 38 年『新撰漢文読本一～十』初版
- ⑩明治 39 年『第一訂正漢文教科書一～五』訂正三版
- ⑪明治 39 年『新撰漢文読本一～十』訂正再版
- ⑫明治 44 年『新編漢文読本一～五』初版
- ⑬明治 45 年『新編漢文読本一～五』訂正再版

本節ではこの秋山四郎編の中等漢文教科書のうち、特に検定認可第一号である『中学漢文読本』系統の教科書（②『中学漢文読本一～十』明治 27 年・初版、③『中学漢文読本一～十』明治 29 年・改訂再版、⑤『第一訂正中学漢文読本一～十』明治 33 年・初版、⑥『第一訂正中学漢文読本一～十』明治 34 年・訂正再版）を分析の対象として、その例言や検定意見、教材の変更部分を比較してみたい。

明治 20 年代には「中学校令」第七条にもとづいて「尋常中学校ノ学科及其程度」（明治 19 年）が定められ、「和漢文」に代わって「国語及漢文」が新たに置かれた時期である。明治 19 年の「尋常中学校ノ学科及其程度」は明治 27 年（1894）に改正されたが、そこで初めて国語が「主」で漢文が「客」であると明言されたため<sup>178</sup>、教育課程上ではこの時期が国語優位への転換点であったといえる。この時期は漢文の学習が旧来の漢学から中等普通教育における国語関連科目と

---

教育観などが予測される。

<sup>177</sup> 東書文庫蔵書検索 (<http://www.tosho-bunko.jp/search/> 2014 年 6 月 29 日 18:00 閲覧) と、東書文庫編『教科用図書目録』（東京書籍 1979 年）を参照した。

<sup>178</sup> 「国語及漢文」は「国語ト漢文トハ相侍テ其ノ用ヲ見ル蓋国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリト雖中古以来国語ノ材料ハ多ク之漢文ニ取レリ故ニ両者ノ間尤教授ノ上ニ適當ノ調和ヲ得ルヲ要ス」と規定された。

しての漢文科へと移行した時期であるといえる。この時期を分析の対象とすることで国語科成立以前の漢文学習との違いや、近世の漢文学習との関連性を考察してみる。

なお、本節におけるこの4種の教科書の分析には東書文庫所蔵本<sup>179</sup>を用いたが、⑤（明治33年初版『第一訂正中学漢文読本』）は東書文庫には巻之九・十しか現存していなかったため、巻之一～八の分析には筑波大学図書館所蔵本を用いた。

## 第2項 秋山四郎編纂漢文教科書に関する先行研究

まず本項では、漢文教育史の先行研究における秋山四郎編『中学漢文読本』『第一訂正中学漢文読本』が編纂・出版された時代（明治27年～34年）<sup>180</sup>の状況と、秋山四郎編纂漢文教科書に関する先行研究の指摘を確認しておきたい。

明治27年から明治34年頃の漢文教育の状況については、前項や序章の第1節においてすでに触れているが、石毛慎一（2009）の近代漢文教育通史の時代区分（「絶対期」「譲位期」「劣位期」「対等期」）によると、本節で着目する『中学漢文読本』と『第一訂正中学漢文読本』が編纂された時期は「漢文譲位期」（明治27～35年）に該当する。石毛が「漢文譲位期」と位置づけている時期については、長谷川滋成（1984）<sup>181</sup>も明治27年の「尋常中学校ノ学科及其程度」改正を契機として「漢文優位から国語優位へと変っていった」（p.16）ことを指摘している。また、浜本純逸（2012）<sup>182</sup>もこの時期に「国語が主、漢文が副」となり（p.17）、国語科の成立したことで「〈国語科〉漢文へ」（p.20）と推移したと述べている。これらの先行研究では主に教育課程の推移から国語関連科目としての漢文教育の位置づけを指摘しているといえる。だが、この時期の教育課程において、漢文の学習内容に関する詳細な規定はまだ存在していない。そのため、実際の学習内容を明らかにするためには、漢文教科書の変遷（漢文教科書の改訂点や文部省による検定意見など）を踏まえておく必要があると考えられる。

次に秋山四郎編『中学漢文読本』に関する先行研究を確認しておく。

<sup>179</sup> 文部省寄贈本であり、検定における修正意見が付されているものも含まれている。

<sup>180</sup> 教育法令に即していえば次のような動向が見られた時期である。

- ・明治27年「尋常中学校ノ学科及其程度」改正
- ・明治32年「中学校令」改正
- ・明治33年「小学校令」改正（小学校において「国語科」が登場）
- ・明治34年「中学校令施行規則」制定

<sup>181</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984年 pp.14-16

<sup>182</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年一」『国語教育史研究』第13号 国語教育史学会 2012年

木村淳（2009）は明治 20 年代の教科書検定制度と漢文教科書の関係、具体的には教科書の認可・不認可の条件について、検定時の修正意見をもとに考察を行なっている。そこで『中学漢文読本』に関しては初版の検定意見を分析した上で初版と訂正再版の比較が行なわれているが、『中学漢文読本』の特徴については以下のように記述されている。

秋山四郎の『中学漢文読本』は教科書としての完成度も申し分なく、かつ、国語を主とし漢文を客とする教則に合致し、時代の要請に応えたこともあって認可を受けた。これは教材の初版と訂正版の比較ばかりでは判断ができず、今回修正意見を検討することで認可の理由をより明らかにすることができた。

183

秋山編・金港堂発行の教科書は、三十年以降もその時折の教則の変化に素早く対応しながら編集が続けられていくため、時代が漢文教育に求めるものを探るには非常に参考になる。一方で、深井鑑一郎の教科書は、秋山ほどには時代の変化に大きく左右することなく、ほぼ一貫して史伝の教材を中心に教科書編集を続けた。<sup>184</sup>

ここで木村は、同時期において深井鑑一郎も秋山とは違う方針の教科書を編纂し、検定認可を受けていたことを指摘している。そのため、秋山の漢文教科書をこの時期の最も優れた漢文教科書であると断定することは、現時点では不可能である。ただし、「その時折の教則の変化に素早く対応しながら編集が続けられていく」秋山の教科書を漢文教育近代化の一事例としてとり上げ、そこから明治 30 年代の漢文教育の試行錯誤を読みとることは可能であると考えられる。

木村（2009）は『中学漢文読本』が検定を通過した理由について「編集方針が教則に合致していたばかりではなく、まず何よりも当時発行されていたその他の教科書に比べて誤りが少な」かったことを指摘している。明治 20 年代は「国語が主、漢文が客」という方向性が定まったものの、まだ中等教育自体が整備の途上であり、「漢文科に関する教則自体は依然として具体的でなく、また「認可・不認可の基準については明確な教則がなく、検定の担当者の見解に基づいていた」とし、漢文教科書の编者・検定側の両者にとって模索の時代であったことを指摘している。

---

183 木村淳「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』十号 中国近現代文化研究会 2009年 p.79

184 木村淳「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』十号 中国近現代文化研究会 2009年 p.79

また安居總子（2009）は当初不認可となった秋山四郎編『漢文読本』（明治24年初版）の検定意見を分析した上で、『中学漢文読本』について次のように述べている。

編集本が検定済として記載されるのは、明治二十九年の『中学漢文読本』巻一～十（秋山四郎）、『中学漢文読本初歩』全二（秋山四郎）が最初である。以後三十一年から三十二年にかけて多くの教科書が検定を通過した。<sup>185</sup>

さらに安居（2010）は『中学漢文読本』（明治27年初版）の内容を分析した上で「いわゆる編集本と呼ばれる漢文の教科書は、明治二十八年に検定認可された秋山四郎編『中学漢文読本』全十巻（金港堂）が、初めて定型として示されたものと考えたい。」<sup>186</sup>「秋山四郎も深井鑑一郎も一度は文部省に検定を願ったものの認可がおりず、その間に改訂を試みたことがわかっている。秋山の場合は、一、二年のために邦人の文章を採用し、中国古典からの文章は高学年の教材とすることでの改訂であった。」<sup>187</sup>と述べている。

また、安居（2011）は明治20年代の教科書検定の過程から得られた方針が、明治34年の「中学校令施行規則」、翌35年の「中学校教授要目」における漢文科の規定につながったことを推測している<sup>188</sup>。

これら木村・安居の両研究を踏まえつつ、本節次項からは『中学漢文読本』の訂正版である『第一訂正中学漢文読本』（明治33年・初版、明治34年・訂正再版）を分析の対象に加えて、国語科成立期の中学校における漢文教育観の推移を考察したい。

教科書の分析に入る前に、ここで編纂者である秋山四郎について説明しておく。

秋山四郎の来歴については先行研究においても明らかにされていないが、『明治人名辞典下巻』<sup>189</sup>によると、東京出身嘉永五年（1852）生まれと記されている。その職業や業績などは不明であるが、『那珂通世遺書』によると秋山は明治14年に東京女子師範学校の助教諭に任官し<sup>190</sup>、また『華族女学校年報第一』で

<sup>185</sup> 安居總子「国語科成立時における漢文（一）」『新しい漢字漢文教育』第49号 全国漢文教育学会編2009年 p.81

<sup>186</sup> 安居總子「国語科成立時における漢文（二）」『新しい漢字漢文教育』第50号 全国漢文教育学会編2010年 p.211

<sup>187</sup> 安居總子「国語科成立時における漢文（二）」『新しい漢字漢文教育』第50号 全国漢文教育学会編2010年 p.213

<sup>188</sup> 安居總子「国語科成立時における漢文（四）」『新しい漢字漢文教育』第52号 全国漢文教育学会編2011年 p.95 参照。

<sup>189</sup> 『明治人名辞典 下巻』日本図書センター 1989年復刻

<sup>190</sup> 三宅米吉「文学博士那珂通世君伝」『那珂通世遺書』故那珂博士功績記念会編大日本図

は明治 18 年に華族女学校教授<sup>191</sup>に任官したことが記されている。特に女子師範学校初代校長・那珂通世とは教育書の共著が出版されており<sup>192</sup>、それが秋山の教科書編纂に携わる契機となったことが推測できる。なお、『漢文教科書』の出版元である金港堂は明治 20 年代から末年にかけて学校教科書の大手出版社であったが明治 35 年の教科書疑獄事件において摘発を受け、その後小学校教科書の国定化を境に衰退したといわれている<sup>193</sup>。

### 第 3 項『中学漢文読本』（明治 27 年初版・明治 29 年訂正再版）の構成・内容

本項では『中学漢文読本』の例言と構成・内容をもとに、その編集方針の分析を行なう。『中学漢文読本』は全 10 巻で編成されている。各巻における学課及びページの分量は以下のとおりである<sup>194</sup>。

卷之一一全 86 課・五二頁、卷之二一全 38 課・五九頁、卷之三全 31 課・六四頁、卷之四一全 34 課・六七頁、卷之五一全 26 課・五八頁、卷之六一全 16 課・五九頁、卷之六一全 11 課・六一頁、卷之七一全 8 課・六二頁、卷之八一全 11 課・六一頁、卷之九一全 42 課・六七頁、卷之十一全 29 課・六六頁

その内容は卷之一から卷之四までは「我邦諸名家之叙事文」（日本史教材）、卷之五から卷之八は「支那諸名家之叙事文」（中国史教材）、卷之九・十は「支那諸名家之議論文」（主に沈徳潜『唐宋八大家読本』の内容を再編集したもので編成されている。「中学校令」以降の尋常中学校の修業年限（5 カ年）に対応し、一学年で 2 巻ずつ用いることで「中学全級之課本」となる構成を採っている。

前半に日本漢文、後半に中国漢文を採用した『中学漢文読本』の編集の方針について、明治 27 年初版・明治 29 年訂正再版の例言には次のように説明されている<sup>195</sup>。

---

書 1915 年 p.21

191 『華族女学校年報 第一』明治 18 年 p.30

192 『日本地理小誌』（明治 20 年初版）、『教育勅語衍義』（明治 24 年初版）、『尋常小学修身口授書』（明治 26 年初版）

193 国史大辞典編纂会編『国史大辞典 第 4 巻』吉川弘文館 1984 年 pp.534-535

194 『中学漢文読本』は和装本であり、その本文では見開き 2 ページが一頁として計数されている。ここではそのページ数に従って学課・ページ数を挙げている。

195 本文を引用するにあたって、白文を訓読文に改めている。なお、『中学漢文読本』は和装本であり、見開き 2 ページが「一頁」と数えられているので、本論文の分析においてもその計数方法を用いている。

此書始ニ我邦之文ヲ採ル。獨リ其事ノ耳目ニ親炙スル初学者ニ解シ易キヲ以テノミナラズ（引用者中略）世ノ漢学者流、往往ニシテ彼ヲ尊ビ我ヲ卑シム者有リ。則チ其ノ素習ヲシテ然ラシムルナリ。予此ノ陋習ヲ除キテ。所謂日本魂ナル者ヲ養ハント欲スルナリ。是レ則チ我ヲ先ニシテ彼ヲ後ニスル所以ナリ。

国文、本ナリ始ナリ。漢文、末ナリ終ナリ。吾人ノ漢文ヲ学ブハ、即チ其ノ精華ヲ咀嚼シ以テ国文ノ光輝ヲ發揚スルニ益スルヲ欲スルナリ。

この例言の記述によると、日本漢文を始めに収録している理由として第一に初学者が理解しやすいことが挙げられており、教材配列において難易度に配慮されていたことが読み取れる。さらに日本漢文収録の理由として、第二には日本尊重の精神が挙げられているが、これは「日本魂」を絶対視するためというよりも、当時の漢学者の外国を尊び自国を卑下するという「陋習」を改良したものであることが説明されている。また、この例言の記述における「国文」重視の方針は「尋常中学校ノ学科及其程度」（明治 27 年公布）における国語重視の方針と関連していると考えられる。

次に明治 27 年初版と明治 29 年訂正再版の異同を確認しておく。

文部省による検定意見が付された東書文庫所蔵本（明治 27 年初版）では、その検定意見のほとんどは字句や訓読についてのものであり、また、両者の異同は多くが字句や訓読の訂正に関するものであるが、一箇所のみ教材差し替えの行なわれている箇所が見つかった。明治 27 年初版巻之四・二十四頁の「擬豊太閤征韓檄」（斎藤正謙）が、明治 29 年再版では地理教材の「霧島山」（安積信）に差し替えられているのである。この箇所、東書文庫所蔵の文部省検定本（明治 27 年初版）の「擬豊太閤征韓檄」では、付箋に赤字で「此文注意」という文部省修正意見が付けられている。その「注意」の理由については付箋には記されていないが、木村（2009）の研究では修正意見が付された理由として「擬豊太閤征韓檄」が「対外進出を志向」した教材であることと、「外国の蔑称」を含んでいる点を指摘している。『中学漢文読本』初版が発行された明治 27 年は教育課程上「漢文讓位期」に差しかかる時期である。その「国文」を「主」とし「漢文」を「客」とする方針が、この『中学漢文読本』においては日本漢文を重視することなどで体现されているが、その一方で、当時の文部省が対外関係に注意を払っていたことがうかがえる。

#### 第4項『第一訂正中学漢文読本』（明治33年初版・明治34年訂正再版）巻之一の構成・内容

本項は主に『中学漢文読本』との相違点を中心に『第一訂正中学漢文読本』の特徴を分析する。

『中学漢文読本』から『第一中学漢文読本』への改訂の経緯について、『第一訂正中学漢文読本』の例言には次のように述べられている。

此書ノ発刊ハ明治二十七年ニ在リ。爾来奎運益進ス。勢ヒ時運ニ応ジ訂正セザルヲ得ザルナリ。是ニ於テ博ク四方諸賢ニ此書ノ瑕瑜得失ヲ諮ル。諸賢記シテ見所ノ縷（いと：引用者注）ヲ遙ニ寄シテ示ス。無慮（おおよそ：引用者注）百餘通アリ。余衆論ヲ折衷シ。以テ此書ヲ訂正ス。則チ方今（ただいま：引用者注）ノ教育家ノ公論ノ歸宿スル所ヲ謂フ。豈ニ可ナラズヤ。

すなわちここでは「明治27年の『中学漢文読本』初版発刊以来、学芸が進歩したため、それに応じて改訂せざるをえなくなり、諸賢に長短得失を諮り、意見を折衷して改訂した」と、その改訂の経緯が説明されている。そして改訂の成果について「方今ノ教育家ノ公論ノ歸宿スル所ヲ謂フ。豈ニ可ナラズヤ」（現在の教育家の公論に帰着する所となったといえる）と述べられている。

このように、例言の冒頭では『第一訂正中学漢文読本』が従来の『中学漢文読本』の改訂版であることがまず示されている。だが、その内容は大幅に改められている。特に巻之一は演習の方式を取り入れて漢文の訓読方法を説明した例文集であり、全く新しく編集されたものである。全26課で構成されており、奇数の課は「単文」または「複文」と題されて漢文とその訓読文が収録され、偶数の課は「練習」と題されて直前の奇数の課で学習した句法を含む文章の複文を行うための練習教材が収録されている。その具体例として、巻之一冒頭の第一課・第二課と最後の第二十五課・二十六課を次に引用しておく。

##### 第一課 単文

- (一) 犬が走る 犬走
- (二) 鳥が飛ぶ 鳥飛
- (三) 風が起る 風起
- (四) 泉が流る 泉流

##### 第二課 練習

- (一) 花が開き鳥が鳴く
- (二) 人は歩み馬は馳す

(三) 水浅流清

(四) 地廣民多

#### 第廿五課 複文

(一) 義経執る所の弓を波上に墮す

義経墮所執弓于波上

(二) 頼家騎る所の駿を義秀に賜ふ

頼家賜所騎駿於義秀

(三) 富女蓄ふる所の星金を賊に與ふ

富女與所蓄星金於賊

(四) 某氏得る所の金を学校に寄附す

某氏寄附所得金於学校

(五) 僕は今先生が作りし所の分を読む

僕今読先生所作文章

(六) 予は嘗て某氏が蔵するところの書画を觀たり

予嘗觀某氏所蔵書画

(七) 貯ふる所の米穀を貧民に施與す

施與所貯米穀於貧民

(八) 隣人が贈る所の梅花一枝を瓶中に挿む

挿隣人所贈梅花一枝於瓶中

#### 第廿六課 練習

(一) 今人は古人が為しゝ所の苦学を知らざるなり

(二) 景勝猿を蓄ふ。猿偶景勝が脱せし所の巾帽を蒙り、走りて庭樹に升る

(三) 野中兼山。土佐人。嘗自江戸歸。投其所齎蛤於城下海中

(四) 正成至桜井駅。大誠正行。因以帝所嘗賜寶刀。授之訣別。

このように第一課から訓読文と白文が並べられており、学課が進むにつれて様々な漢文の句法が登場する構成となっている。これは訂正前の『中学漢文読本』巻之一が始めから「我邦諸名家之叙事文」で構成されていたこととは大きく異なるものであり、漢文の句法の理解力を養成することに主眼をおいた教材といえるであろう。この『第一訂正中学漢文読本』巻之一の編集方針について、例言では次のように書かれている。

童蒙ハ始テ漢文ヲ読ム者ナリ。未ダ其ノ読法ヲ解セズ。之ヲ教授スル為ノ者ハ、尤モ意ヲ致サザルベカラズ。余之ニ従事スルニ年有リ。聊カ發明スル所無キニ非ズ。因テ今諸賢ノ論說ヲ參ジテ一新法ヲ創ム(はじむ:引用者注)。此書ノ巻之一是ナリ。

「和漢文」科の時期には小学校中等科・高等科の学習内容に漢文が含まれていたり、学校外での漢学塾が流行していたといわれる<sup>196</sup>。しかしこの例言では「童蒙ハ始テ漢文ヲ読ム者ナリ。未ダ其ノ読法ヲ解セズ。」とあり、この記述から明治 10 年代とは漢文学習を取り巻く状況が変わってきたことが読みとれる。なお、この『第一訂正中学漢文読本』とは別に、秋山四郎は明治 29 年に入門用の漢文教科書として『中学漢文読本初歩卷之上・下』を刊行している。その内容は明治 27 年初版『中学漢文読本』から「簡易平直」<sup>197</sup>な文章を抜き出して再編集したものであり、『第一訂正中学漢文読本』巻之一の内容とは関連が見られない。

### 第 5 項『第一訂正中学漢文読本』巻之二～十の構成・内容

『第一訂正中学漢文読本』巻之二～十の編集方針について、例言では次のように書かれている。

此書ハ伝記ヲ節減シ、長編ヲ削除セリ。代テ遊記送序論説等ノ簡ヨリ雋ル（すぐる：引用者注）ヲ以テス。蓋シ旧本伝記長編多過、生徒ニ倦厭ヲ生ジ易ク、且作文ノ資料ニ乏シキニ因テナリ。

上記の引用文では、『第一訂正中学漢文読本』では長編の「伝記」（歴史人物伝）を節減し、代わって「遊記送序論説等」が加えられたことが示されている。そしてその理由として、「旧本」の伝記や長編では生徒が飽きやすく、また作文に生かせる資料に乏しかったためであることが説明されている。この引用文に示されている「伝記」の節減と「長編」の削除、「遊記送序論説等」の追加の実態を、以下では巻之二～十の本文分析を通して確認しておきたい。

『第一訂正中学漢文読本』（明治 33 年初版）の巻之二～十における学課及びページの分量は以下のとおりである<sup>198</sup>。

巻之二一全 56 課・三十頁、巻之三一全 51 課・四五頁、巻之四一全 30 課・四四頁、巻之五一全 27 課・五十頁、巻之六一全 24 課・五十頁、巻之七一全 36 課・六十頁、巻之八一全 35 課・六十頁、巻之九一全 14 課・七十頁、巻之十

<sup>196</sup> 三浦叶『明治の漢学』（汲古書院 1998 年）、幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』（溪水社 2003 年）参照。

<sup>197</sup> 秋山四郎編『中学漢文読本初歩卷之上・下』（明治 29 年初版・金港堂）の例言より。

<sup>198</sup> 『中学漢文読本』同様、『第一訂正中学漢文読本』の本文は見開き一頁としてページ番号が付されている。

—全 32 課・七十頁

このうち卷之二～五が日本漢文、卷之六が明代・清代の中国漢文、卷之七・八が『唐宋八大家読本』と『資治通鑑』、卷之九が『唐宋八大家読本』と『史記』、卷之十が『戦国策』『左伝』といった歴史書と『孟子』で構成されている。

『第一訂正中学漢文読本』(明治 33 年初版) 卷之二～五(日本漢文教材)の内容は、例言で記述されていた文章のジャンルをもとにすると概ね以下のように分類できる(カッコ内は各巻の学課番号)。

○卷之二

- ・伝記… (一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (一〇) (一一) (一二) (一三) (一四) (一五) (一六) (一七) (一八) (一九) (二〇) (二一) (二二) (二三) (二四) (二五) (二六) (二七) (二八) (二九) (三〇) (三一) (三二) (三三) (三五) (三六) (三七) (三八) (三九) (四〇) (四一) (四二) (四三) (四四) (四六) (四七) (四八) (四九) (五〇) (五一) (五二) (五三) (五四) (五五) (五六)
- ・説話… (三一) (三四) (四五)

○卷之三

- ・伝記… (一) (二) (三) (四) (五) (六) (八) (九) (一〇) (一三) (一四) (一六) (一七) (一八) (一九) (二一) (二二) (二三) (二四) (二六) (二七) (二八) (二九) (三〇) (三五) (三六) (三七) (三九) (四〇) (四三) (四五) (四六) (四七) (四九) (五〇) (五一)
- ・論説… (七) (一一) (一五) (二〇) (二五) (三一) (四一)
- ・説話… (一二) (三三) (四二)
- ・遊記… (三四) (三八) (四四)
- ・送序… (四八)

○卷之四

- ・伝記… (一) (二) (三) (四) (五) (九) (一一) (一四) (一六) (一八) (一九) (二二) (二三) (二六)
- ・遊記… (六) (七) (八) (一〇) (一一) (二九) (三〇)
- ・論説… (一二) (一三) (一五) (二一) (二五)
- ・送序… (一七) (二〇)
- ・碑文… (二七)
- ・序文… (二八)

○卷之五

- ・伝記… (二) (四) (六) (七) (一〇) (一一) (一三) (二七)

- ・ 論説… (一) (一二) (一六) (一八) (一九) (二一) (二四) (二五) (二六)
- ・ 遊記… (三) (八) (一四) (一七) (二三)
- ・ 送序… (五) (一五)
- ・ 書簡… (九)
- ・ 序文… (二〇)
- ・ 碑文… (二二)

以上の分類は『第一訂正中学漢文読本』例言第二頁に示されている教材内容に関する記述(「伝記」「遊記送序論説等」)をもとに設定し、さらに「碑文」「序文」を加えたものである。「歴史」と分類した教材は卷之二の(一六)「牛董性度」(中村正直)のみ西洋の人物伝(ニュートン)であるが、それ以外はすべて日本を舞台としている。大半が人物伝の形式をとっており、道徳的な内容をもつものが多い。ただし人物ではなく史話を中心とした教材も存在し、卷之四の(二二)「天保火災記」や(二三)「信州地震記」などは災害の記録である。「歴史」と類似しているものの、年代や人名が不明である故事をここでは「説話」と分類して区別した。「論説」は主に博物、地理、道徳などについて論じた文章である。

以上の教材内容の分析から、『第一訂正中学漢文読本』卷之二がほとんど歴史教材なのに対し、巻が上がるにつれて内容が多様化していることが指摘できる。また改訂前の『中学漢文読本』の日本漢文がほとんど歴史教材であったことと比べると、先に引用した例言にあるとおり、「伝記」(歴史人物伝)が節減され、代わって「遊記送序論説等」の文章が増やされたことが分かる。

なお、訂正前の『中学漢文読本』において「国文」を「本」、「漢文」を「末」とあるという編集方針を示した例言は、『第一訂正中学漢文読本』の例言にもそのまま踏襲されている。

## 第6項『第一訂正中学漢文読本』明治33年初版と明治34年訂正再版の異同

次に『第一訂正中学漢文読本』の明治33年初版と明治34年訂正再版の異同箇所を指摘しておく。

『第一訂正中学漢文読本』の内容変更箇所は卷之二の(四五)である。明治33年初版では「紈袴子」(依田百川)であるところが明治34年訂正再版では「石川八左衛門」(大槻清崇)に差し替えられている。削除された「紈袴子」は辻斬りに失敗した臆病者(紈袴子)の逸話であり、一方新たに加えられた「石川八左衛門」<sup>199</sup>は三河武士の勇敢さを顕彰する逸話である。文部省による検定意見

<sup>199</sup> 「石川八左衛門」は大槻磐溪(清崇)の『近古史談』から採られている。若林力校注『近

が付された東書文庫所蔵本(明治33年初版)は巻之九・十しか現存しておらず、明治33年初版の巻之一～八に付された検定意見を知ることはできない。しかし、東書文庫に現存している明治34年訂正再版の文部省検定本<sup>200</sup>では、この巻之二(四五)「石川八左衛門」の目次と本文に付箋(無記入)が付けられているため、検定における修正意見に従って「紬袴子」と「石川八左衛門」が差し替えられた可能性があると考えられる。第3項の後半で検討した『中学漢文読本』巻之四・二十四頁と同様、差し替えられた理由を明らかにすることは困難である。だが、第3項後半で検討した『中学漢文読本』巻之四・二十四頁とこの『第一訂正中学漢文読本』巻之二(四五)の内容を比較した場合、蔑視につながる教材が差し替えられる傾向にあったことは推測できる。

### 第7項『中学漢文読本』と『第一訂正中学漢文読本』の比較

本節のこれまでの検討を踏まえて、『中学漢文読本』と『第一訂正中学漢文読本』の内容や編纂方針を比較分析しておく。

『中学漢文読本』と『第一訂正中学漢文読本』の内容の違いとしては、①巻之一の内容が刷新されたこと、②「伝記」(歴史人物伝)と「長編」の教材が節減されたこと、以上の2点を主に指摘することができる。『第一訂正中学漢文読本』では歴史教材が節減された分「遊記送序論説等」が加えられた<sup>201</sup>。

『中学漢文読本』は巻之八まで巻が上がるほど長文化する傾向があるといえるが<sup>202</sup>、『第一訂正中学漢文読本』においても同様の傾向が認められる。その上『中学漢文読本』と『第一訂正中学漢文読本』(巻之二～十)の構成・分量を比較すると<sup>203</sup>、『第一訂正中学漢文読本』の方が『中学漢文読本』よりも学課数が増やされ、長文が減らされていることが分かる。

以上の検討から、次に『中学漢文読本』から『第一訂正中学漢文読本』への改訂の意義を指摘しておきたい。

第一に『中学漢文読本』はその改訂を通して、学校制度に応じた学習内容の

---

古史談』(大修館書店 2001年)では、本書の性格について次のように説明されている。

「磐溪が『近古史談』を編した意図は、外国船の来航によって、幕府の指導者を始めとして国内の多くの人々が右往左往した原因を分析した結果、今こそ「太平の遊惰を鞭策して、士気を鼓舞する一助」(近古史談叙)が必要であるとしたことにある。」(p.12)

<sup>200</sup> 東書文庫所蔵本(明治34年訂正再版)巻之一の冒頭には「文部省書庫」明治三十四年三月二十五日検定中学校漢文科」と捺印されている。

<sup>201</sup> 『第一訂正中学漢文読本』(明治33年初版)巻之三(七)「烟草」長野確、(一一)「猫狗説」頼襄、(一二)「鑛工」依田百川、(一五)「東都花市」長野確、(二〇)「捕鯨説節録」齋藤正謙、(二五)「習説」尾藤孝肇、など。

<sup>202</sup> 本節第4項参照。

<sup>203</sup> 本節第6項参照。

段階化がより進められたことが指摘できる。教材を短文から長文へと配列し、また日本漢文を前、中国漢文を後に収録する編集方針が強められたことに加え、巻之一の前半では練習教材が設けられた。

第二に『中学漢文読本』から『第一訂正中学漢文読本』への改訂によって学習内容の多様化が進められたことが指摘できる。例えば『中学漢文読本』の中国漢文教材では『史記』や『資治通鑑』『唐宋八大家読本』といった旧来の漢文学習教材中心であり、そこには近世の漢学や明治10年代の「和漢文」科で用いられた丸本教科書の内容<sup>204</sup>とのつながりが見出せる。だがそういった教材は『第一訂正中学漢文読本』では一段と縮減され、代わって巻之六では明代・清代の中国漢文が収録されて、出典の幅が広がった。また日本漢文教材においても『中学漢文読本』では歴史教材が中心であるため、そこに丸本時代に多く用いられた『日本政記』『日本外史』などの歴史書との関連が見出せるが、『第一訂正中学漢文読本』では「遊記送序論説等」が加えられており、「生徒ニ倦厭ヲ生ジ」させないための配慮がなされていたと考えられる。

次に、本項で指摘した『中学漢文読本』改訂の意義に関連して、その時代的要因を考察しておく。

『中学漢文読本』や『第一訂正中学漢文読本』が編纂された明治30年前後は近代学校教育制度の確立期であった<sup>205</sup>。すなわち、小学校が厳格な義務教育方針を確立させ、「高等学校令」の制定（明治27年）や「中学校令」改正（明治32年）によって学校段階が整備され、近代的な学校制度の枠組みが確立した時期であった。明治19年以来「国語及漢文」科が設置されていた中学校に関しては、明治32年の「中学校令」改正において一府県一校の原則が緩和され、中学校教育の目的については「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と示された。このように整備された学校段階や学年段階に応じて伝統的な教養体系である漢学の見直しは進められ、そこで漢文学習は学校制度や選抜システムといった教育の近代化に対応することとなった。だが、学校制度の整備にしたがってカリキュラムの標準化が進み、国語科の成立と近代的な漢文教育が形成されたことは、一方で旧来の漢学的教養の有用性が限定され、周辺化されたこと<sup>206</sup>とも関連していると考えられる。この明治30年前後における、学校教育

<sup>204</sup> 四方一瀾『「中学校教則大綱」の基礎的研究』（梓出版2004年 pp.344-348）では明治10年代の「和漢文」科で用いられた丸本漢文教科書の具体例として、『文章軌範』『日本外史』『史記』『日本文典』『神皇正統記』『唐宋八大家文読本』『語彙別記』『日本政記』『孟子』が挙げられている。この四方が提示した丸本については、浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」（『国語教育史研究』第13号国語教育史学会2012年）では「江戸期の藩校・漢学塾の継承のあとが見られ」（p.11）ると指摘されている。

<sup>205</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会1972年 p.341

<sup>206</sup> 広田照幸「近代知の成立と制度化」（歴史学研究会・日本史研究会編『近代の成立』東京大学出版会2005年）では、明治前半期の諸高等教育機関の入学試験制度を分析した上で、

に対応した漢文再編成が『中学漢文読本』と『第一訂正中学漢文読本』の比較から読みとれる。

以上、本節では金港堂刊・秋山四郎編『中学漢文読本』（明治 27 年初版・明治 29 年訂正再版）とその改訂版『第一訂正中学漢文読本』（明治 33 年初版・明治 34 年訂正再版）の分析・比較をとおして国語科成立期（明治 30 年代）の中学校漢文教育の形成を考察した。『中学漢文読本』に関する先行研究の成果を踏まえつつ新たに漢文教科書の改訂を研究対象としたことで、『中学漢文読本』では旧来の丸本漢文教科書に比べて学校制度・教育課程に応じた再構成が行なわれたこと、また『第一訂正中学漢文読本』では教材の段階化・多様化がさらに進められたことが明らかとなった。この改訂によって、『第一訂正中学漢文読本』では歴史や漢文学の教授書というよりも、学校制度や現実社会に対応した中学生向けの漢文読本という性格が強まったと考えられる。

### 第 3 節 国語科成立期における漢文教授方法

—秋山四郎編『漢文教科書』『漢文教科書備考』を中心に—

#### 第 1 項『漢文教科書』『漢文教科書備考』編纂の時代背景

わが国では、明治 19 年の「中学校令」において「中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」<sup>207</sup>と示され、教科書検定制度が開始された。そこで、中学校用の近代的な編集型漢文教科書に関しては、前節でとりあげた秋山四郎編『中学漢文読本一～十』（明治 27 年初版・明治 28 年検定認可）の刊行とその文部省検定認可以降、本格的に登場し始めたといえる。この丸本から編集本へ、という漢文教科書の体裁の変化は、それをを用いる学習文化の変化と密接に関連していたことは言うまでもない。では、近代的な学校制度と、それに沿った学年段階に準拠して編纂された編集型漢文教科書は、どのような学習方法を想定して編纂されていたのであろうか。そこで本節では、秋山四郎編『漢文教科書』巻之一～五（金港堂刊・明治 34 年初版・明治 35 年訂正再版）とその教師向け指導書である『漢文教科書備考』（金港堂刊・明治 35 年出版）の分析を通して、国語科成立期に形成された漢文教授法の考察を行なうこととする。

漢文教育の歴史は長く、近代中等教育における漢文の系統は近世の漢学まで

---

明治 30 年代に「一定水準の尋常中学校が制度化され、標準化されたカリキュラムを習得した中学校の卒業生が大量に登場するようになった時、漢学的知の有用性は限定され、伝統的な知の伝達機関は、社会のなかで周辺化されていった。」(pp.272-273)と指摘されている。

<sup>207</sup> 文部省編『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会 1972 年 p.128

遡ることができるが、近代教育制度に対応した近代的な漢文教科書の登場は漢文教授法の近代化と深く関連していると考えられる。また、本章の第1節でも指摘したが、明治20年代後半から明治30年代前半の制度上の国語優位・漢文讓位という位置づけのみにとられるのではなく、この時期に新たに作り上げられた漢文教育の特徴を明らかにすることは、漢文教育史研究の課題であるといえる。その点においても、国語科成立期の漢文教科書やその教授法に着目する必要があると考える。

こういった課題を検討するために、本節ではまず秋山四郎編『漢文教科書』巻一～五（金港堂刊・明治34年初版・明治35年訂正再版）の内容構成を、先に出版された『第一訂正中学漢文読本』との比較などをもとに分析する。そして次に、『漢文教科書』の教師向け指導書である『漢文教科書備考』をもとに、そこで秋山四郎が提示した漢文教育の方針を分析する。

ここで、秋山四郎編纂漢文教科書のなかでも『漢文教科書』を研究対象として注目することの意義について説明しておく。

『漢文教科書』（明治34年初版・明治35年訂正再版）は、前節で分析した検定認可第一号の『中学漢文読本』巻一～十（明治27年初版・明治29年訂正再版）とその訂正版である『第一訂正中学漢文読本』巻一～十（明治33年初版・明治34年訂正再版）に次いで出版された教科書であり、出版年が「国語及漢文科」が成立した「中学校令改正」（明治32年2月）と「中学校令施行規則」（明治34年3月）が公布された時期と重なっている。そのため「中学校令改正」「中学校令施行規則」によって示された「国語及漢文」科の確立が、漢文教科書にどのように反映されたか読みとることができる史料であると考えられる。また『漢文教科書』にはその解説書である『漢文教科書備考』（明治35年・金港堂）が現存するため、そこから編纂者が意図した漢文学習方法を分析することが可能である。さらに、『漢文教科書』と『漢文教科書備考』において、近世漢学の学習方法が、国語科成立期にどのように認識されていたのかを検討することができると思う。

## 第2項『漢文教科書』（明治35年訂正再版）の特徴

本項では『漢文教科書』（明治35年訂正再版）<sup>208</sup>の構成・内容の特徴について、主に当時の教育課程や、前節で分析した『中学漢文読本』『第一訂正中学漢文読本』との比較から検討する。

ここでまず『漢文教科書』の内容構成を分析し、それが提示した学習方法を検討する。

---

<sup>208</sup> 本節の分析には明治35年訂正再版の『漢文教科書』（私蔵本）を用いた。

『漢文教科書』の構成については、その例言では以下のように述べられている<sup>209</sup>。

中学校令施行規則第三条曰ク、生徒ヲシテ平易ナル漢文ヲ講読セシムベシト。予其ノ主旨ニ基キテ平易ニテ喜ブベキ文ヲ選ビ、又句法ト練習ノ課ヲ設ケ、且ツ四十餘篇ヲ新作シ、以テ此ノ書ト成ス。

此ノ書共五卷、中学全級ニ課ス。即チ毎級一卷ヲ為シ、毎週ノ課業、二時ヲ以テ準ト為ス。然シ紙数較多ヲ以テ之ヲ三時ニ課シテ用ルモ亦可ナリ。

この例言の冒頭では、『漢文教科書』が「中学校令施行規則」（明治 34 年公布）第三条に準拠した教科書であることが述べられている。「中学校令施行規則」第一章第三条によると、「国語及漢文」の目的は「普通ノ言語文章ヲ了解シ、正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ、文学上ノ趣味ヲ養ヒ、兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス」と示され、漢文教育の内容は「平易ナル漢文ノ講読」と規定されている。

先に刊行された検定第一号の『中学漢文読本』（明治 27 年初版・明治 29 年訂正再版）とその改訂版である『第一訂正中学漢文読本』（明治 33 年初版・明治 34 年訂正再版）は全 10 巻であるのに対し、この『漢文教科書』は全 5 巻で編成されており、学課数自体も減らされている<sup>210</sup>。さらに在来の歴史書を中心に編集された『中学漢文読本』『第一訂正中学漢文読本』とは異なり、秋山自身の手による「四十餘篇」の「新作」が収録されており、内容の刷新が図られている。

巻之一の前半（第一課～二四課）は「句法及練習」の学課で構成されており、後半（第二五課～七五課）は日本漢文で構成されている。前半の内容について、例言では次のように説明されている。

練習課中。生徒ヲシテ国文ヲ訳シテ漢文ト為サシムハ。漢文ノ結構ヲ知ラセ。以テ文義ヲ解スル便ノ使フヲ欲スルモノナリ。敢ヘテ漢文ノ作ルヲ教フルニ非ザルナリ。

ここで「句法及練習」課の具体例として、「第一課句法」と「第二課練習」を

<sup>209</sup> 引用にあたっては白文を訓読文に改めている。

<sup>210</sup> 『第一訂正中学漢文読本』の学課数は巻之一が 26 課、巻之二が 56 課、巻之三が 51 課、巻之四が 30 課、巻之五が 27 課、巻之六が 24 課、巻之七が 36 課、巻之八が 35 課、巻之九が 14 課、巻之十が 32 課（合計 331 課）。これに対し『漢文教科書』は巻之一が 75 課、巻之二が 58 課、巻之三が 33 課、巻之四が 69 課、巻之五が 50 課（合計 285 課）。

以下に引用しておく。

### 第一課 句法

左の国文漢文を講読したる後、対照して、漢文の句法を理会すべし。下の句法を示したる諸課、皆同じ。

- (一) 花が開く  
花開
- (二) 鳥が啼く  
鳥啼
- (三) 山嶽聳立す  
山嶽聳立
- (四) 河水奔流す  
河水奔流
- (五) 新田義貞奮戦す  
新田義貞奮戦
- (六) 天は高く地は低し  
天高地低
- (七) 桜花爛漫たり  
桜花爛漫
- (八) 僕は中学校の生徒なり  
僕中学校生徒也

### 第二課 練習

左の国文を講読したる後、漢文に訳すべし。下の練習と題したる諸課、皆同じ。

- (一) 人は歩み馬は走る
- (二) 課業終りて、生徒退散す
- (三) 我が軍進撃す。敵軍敗走す。
- (四) 富士山は、日本第一の名山なり。

左の漢文を講読したる後、或は国文に訳し、或は原文を写し取りて、それに送仮名を附すべし。

- (五) 水清流緩
- (六) 車馬往来。市街雑沓。
- (七) 喇叭之声嚶唳
- (八) 加藤清正。智勇兼備良将也。

この『漢文教科書』巻之一前半（第一課～二四課）における「句法及練習」の学課は、『漢文教科書』に先立って刊行された『第一訂正中学漢文読本』（明治33年初版・明治34年訂正再版）の巻之一においてすでに導入されていた「単文」「複文」「練習」の学課で編成された構成の手法が踏襲されているといえる。ただし『漢文教科書』では学課の始めに「左の国文漢文を講読したる後、対照して、漢文の句法を理会すべし。下の句法を示したる諸課、皆同じ。」との指示文が附されている点が『第一訂正中学漢文読本』の場合と異なる。また、『漢文教科書』の練習課の最後（巻之一の二十八頁、第二四課）には次のような指示文が附されている。

以上廿四課の学習に由りて、句法の大要を理会したる後、其の学力を応用して、左の諸篇を講読すべし。

これは巻之一の前半で漢文の句法を学び、その学力を応用して巻之一後半以降の漢文を講読する、という学習方法を提示している。この指示文も漢作文については述べられておらず、あくまで漢文の講読を主眼とした教材であったことが読みとれる。

『漢文教科書』の「例言」によると、巻之一の「句法及練習」の学課は漢文の文章構造を学んで読解することに主眼を置いており、「敢へて漢文ノ作ルヲ教フルニ非ザルナリ」とし、漢作文の学習は主眼としていないことが述べられている。先に挙げたとおり、この時期に公布された「中学校令施行規則」（明治34年）では漢文教育の内容は「平易ナル漢文ノ講読」と規定されており、漢作文までは要求されていない。国文との関連によるためか、この時期に漢文学習の内容は漢作文から漢文を読みこなすことへと重点が移っていたと考えられる。

『漢文教科書』巻之一は「句法及練習」の学課の後には51の学課が存在し、その内容は日本漢文によって構成されている。この巻之一後半の51の学課のうち、「新作」教材は以下の25編である。（カッコ内は学課の番号）。

「奇童」（二六）、「母鳥」（二八）、「鶴」（三十）、「公德」（三二）、「正直」（三四）、「狗鷲」（三六）、「大木」（三八）、「大砲」（四十）、「兄弟分」（四二）、「鰐魚」（四四）、「怠惰生」（四六）、「象」（四八）、「自慢書生」（五十）、「公佗児」（五二）、「伊率符」（五四）、「義犬」（五六）、「行道」（五八）、「遺金」（六十）、「祭日」（六二）、「蜘蛛」（六四）、「服部中佐」（六六）、「蛮民」（六八）、「龍騰」（七〇）、「悪茶」（七二）、「奇争」（七四）

五巻中、最も「新作」教材が収録されているは巻之一である。内容は道德教

材<sup>211</sup>や博物教材<sup>212</sup>、伝記<sup>213</sup>などであるが、出典に拠らない教科書専用の教材が作られたことは、四書五経や左伝・唐宋八大家文といった旧来の丸本教科書の内容からの脱却が進められたといえる。

『漢文教科書』巻之二は日本漢文 58 編で構成されているが、大多数は『第一訂正中学漢文読本』から引き継がれた歴史人物教材に地理教材などを加えた内容であり、そのうち「新作」教材は 12 編存在する<sup>214</sup>。巻之三は日本漢文 33 編（そのうち「新作」は 4 編）、巻之四は中国漢文 69 編で構成され、主に『十八史略』『史治通鑑』『史記』『唐宋八大家文』から採られており、巻之五は中国漢文 50 編、『史記』と『唐宋八大家文』から採られている。巻之一～五の構成は概ね次のように段階化されているとまとめることができる。

- ・ 巻之一 句法・練習の学課及び短編の日本漢文（博物教材・歴史教材・道徳教材）
- ・ 巻之二 短編の日本漢文（歴史教材・博物教材・道徳教材）
- ・ 巻之三 長編の日本漢文（歴史教材・道徳教材）
- ・ 巻之四 短編の中国漢文（歴史書・『唐宋八大家文』の名文）
- ・ 巻之五 長編の中国漢文（歴史書・『唐宋八大家文』の名文）

以上の分析から『漢文教科書』巻之一～五では、易から難への教材の段階化が進められていたことが指摘できる。そしてそれは「中学校令改正」（明治 32 年 2 月）や「中学校令施行規則」（明治 34 年 3 月）の公布で整備・普及が進められた中等教育制度やその授業方法に応じたためであったと考えられる。明治 30 年代は近代的な学校制度が整備・拡充されたため、近世の漢学から近代的な漢文教育へと移行した時期であるといえる<sup>215</sup>。明治 30 年代の漢文教育は旧来の漢学を存続させるわけにはいかず、かといって新しい漢文教育観が確立されているわけではないため、試行錯誤を通して漢文教育の意義や方法を開発しなければならなかった時代であったと考えられる。『漢文教科書』巻之一の例言と「句法及練習」の学課の前後に附された指示文によると、漢作文ではなく漢文の講読を主眼とした教材編成がなされていたと考えられる。

---

<sup>211</sup> 「奇童」（二六）、「母鳥」（二八）、「公德」（三二）、「正直」（三四）など。

<sup>212</sup> 「鶴」（三十）、「狗鷲」（三六）、「大砲」（四十）、「公佗児」（五二）など。

<sup>213</sup> 第五四学課の「伊率符」（イソップ）など。

<sup>214</sup> 「抹香鯨」「地球」「地震」などの博物教材が収録されている。

<sup>215</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会 1972 年 p.341

### 第3項『漢文教科書備考』（明治36年発行）に提示された漢文教授方法

『漢文教科書』巻一の「例言」において、その指導書である『漢文教科書備考』が存在することを以下のように明示されている。

文章ヲ教授スル方。必ズ之ノ方法ヲ予講セザルベカラズ。若シ方法備ハラザル所有ラバ。則チ教授ノ方完スル能ズ。予既ニ此ノ書ヲ編スルニ。更ニ一書ヲ作ル。題シテ曰ク漢文教科書備考。教師諸君ノ取テ以テ方法ヲ講ズル一助ニ充スルハ幸ナリ。

本項では、『漢文教科書』の指導書である『漢文教科書備考』<sup>216</sup>をもとに、『漢文教科書』の教授方法、また教科書編纂者・秋山四郎の漢文教育に関する問題意識やそれに対して示された問題解決の方策などを分析する。

『漢文教科書備考』は、まず冒頭で教授方法について説明されており、その後巻之一から巻之五までの各学課の内容や句法の説明がなされている。

『漢文教科書備考』では新しい漢文教授の方策として、巻一の「句法及練習」の学課（第一～二四課）に「五段の教授法」（予備・提示・比較・統合・応用）を用いることが示されている<sup>217</sup>。その内容を以下に引用しておく。

#### 教授法

◎予備 一課を教ふる時、先づ其の課の主眼とする所を予告すべし。（主眼とする所は、各課の説明の始めに記載す。）

予告終りたる後、国文漢文を講読せしめ、音訓、及び意味を明瞭に理会せしむべし。

講読終りたる後、其の課の国文に就きて、其の課の主眼とする所を知らしむべし。例えば、第一課の一ならば、花が主語にして、開くが説明語なることを知らしむるが如し。

◎提示 予備の成りたる後、それに因みて、其の課の和漢文を指示し、国文なれば云云、漢文なれば云云と説明して、漢文の句法を教ふべし。

右の如くにして、句法を教へたる後、教へたる漢文の書取を為さしめて、一層確実に理解せしむべし。

◎比較 第一課は、国文と漢文とを比較せしめ、其の他は、今教へたる漢文と

<sup>216</sup> 分析には国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵本を用いた。

<sup>217</sup> 『漢文教科書備考』一～三頁。

なお、『漢文教科書』『漢文教科書備考』のページ数は、見開き2ページを一頁とする和装本の方式を採っている。本研究においても、その計数方法を用いることとする。

前に教へたる漢文とを比較せしめて、句法の同異を知らしむべし。

◎統合 教へたる文字の音訓、意味、及び句法等、凡て当日の課業に於て、新に得しめたる事実を総合して、問答し、其の中にて、遺忘し易き虞あるものは、生徒各自に筆記せしめ置き、時々これを検閲すべし。

◎応用 教師自ら新例を作りて、其の中の一部を示して、其の他を生徒に作らすべし。たとへば、第一課ならば、人といふ主語を与えて、歩又は馬という主語を作らするが如し。

又教へたる句法に拠りて、生徒自身に何なりとも作らするもよし。

右は句法の教授法に就きて、其の一斑を掲げたるものなり、練習課の教授法は、第二課、及び第四課に於て細書したる通りに実行せしむべし。

この教授法にはヘルバルト教育学派の影響、特にラインの五段階教授説（予備・提示・比較・総括・応用）との関連が見いだせる。この五段階教授は教師が教材を提示する順序を示したものであり、一斉授業に適した指導方法の体系化が進められたといえるだろう。前項で挙げた『漢文教科書』の「例言」や指示文では、明言されていた学習方法は「講読」のみであったが、この『漢文教科書備考』では「◎応用」の部分において「教師自ら新例を作りて、其の中の一部を示して、其の他を生徒に作らすべし。」と漢作文が取り入れられている。ここでは、漢詩文を自在に作るという水準までは要求されておらず、あくまで学習した漢文の句法を確認するために漢作文の作業が行なわれていたと考えられる。いずれにせよ、漢作文の学習が存続していたことは読みとれる。

卷之一第二五課以降に関連した「普通漢文教授上の心得」<sup>218</sup>についても、「五段の教授法」を用いることが提案されている。そこで従来の漢学については以下のように言及されている<sup>219</sup>。

応用せざる学問は、死学問にて、用を為さず。故に昔風の漢学者が、先づ素読のみをさせて、然る後ぼつへ講義して、それにて終へるが如き簡単なる仕方にては、到底今日の教授法には適はず。今日の教授法は、一字一句にても、教へたる事は、直に之を応用せしめて、学びたるだけの利益を得しむるに在り。

漢文教科書の文章中、理科に関するもの数篇あり。是れ等は、興味を添へて、読書力を養ふと共に、智識の開発に供へたるものなり。

<sup>218</sup> 『漢文教科書備考』の「普通漢文教授上の心得に就きて。」の節においては、冒頭に「普通の漢文を教ふるにも、五段の教授法を用ふるをよしとす。」(三五頁)と記述されている。

<sup>219</sup> 『漢文教科書備考』三七～三九頁から引用。

今の生徒は、各学科の方面より、種種の新智識を得て、中中利口なれば、今日の理科を説くに、昔の陰陽五行説などを持ち出しては、生徒の智識を開発するところにはあらず、反て物笑ひの種と為らん。

又凡て現時の思想と衝突せる事は、成るべく採録せざるやうには為したれども、昔の漢学者が、昔の智識を以て書きたる文章多ければ、現時の思想と衝突するものも多少なしとはいひ難し。是れ誠に已むを得ざる事なり。故にかゝる場合には、教師は、先づ生徒をして、其の理非を判断せしめ、古人の陋を学ばしめざるやう導かれたきものなり。

徳性の涵養も亦漢文教科の一要点なれば、一文章の教授、一応終りたる後、其の事が、道徳に関係あるものならば、先づ生徒をして其の是非善悪を判断せしめ、然る後、教師これが判決を為して、徳性の涵養に資せしむべし。但し此の道徳上の事も、今の倫理道徳論と一致せざる点、なしとはいひ難ければ、かゝる場合には、其の理非曲直を明瞭に説明して、準拠する所を知らしむべし。

この引用箇所においては「今の生徒は、各学科の方面より、種種の新智識を得て、中中利口」であるため、漢文科において陰陽五行説などの漢学的な宇宙観を披露することは「反て物笑ひの種と為らん」と記されている。そのため、時流に対抗して「素読」や「講義」といった従来の漢学的学習方法を積極的に再評価したり、「陰陽五行説」といった旧来の漢学的な価値観から近代文明の問題点を指摘するという姿勢は見られないといえる。また「現時の思想と衝突せる事は、成るべく採録せざるやうには為したれども、昔の漢学者が、昔の智識を以て書きたる文章多ければ、現時の思想と衝突するものも多少なしとはいひ難し。是れ誠に已むを得ざる事なり。故にかゝる場合には、教師は、先づ生徒をして、其の理非を判断せしめ、古人の陋を学ばしめざるやう導かれたきものなり。」と述べられている。この箇所は、漢学のうち時代に合わない部分を取り除き、時代に適応する部分を残すことで漢文教育を形成するという方針が示されていると考えられる。あるいは、経書などから伝統的な漢学の教養や道徳観を修得することよりも、漢文を媒介として、先進的な海外の文明（西洋の知識）を摂取することの方に、漢文学習の意義を見い出しているといえる。「応用」の方法としては以下のように述べられている。

教師は種種に工夫を廻らし、或は学びたる文字を用いて、二三句の文章を綴らすもよし、或は教師自ら綴りて、其の意味を問ふもよし、或は学びたる文字を少し改めて、二三句を綴り、其の意味を問うもよし、或は学びたる文句を

用ひて、談話を為すもよし。又文法上の事もこれに準じてそれへ応用せしめば、学びたる事が、直に用に立ちて、生徒は、自ら興味を感じ。知らず覚え、進歩すべし。<sup>220</sup>

先に引用・分析した『漢文教科書備考』三頁の「◎応用」の箇所と同じく、ここでも「応用」の段階で漢作文がとり上げられている。先にも指摘したが、「応用」として漢作文が位置づけられている以上、漢文の講読を中心としつつ、あくまで句法の理解や漢文の読解力を確認するために漢作文が用いられていたことが考えられる。また、上に引用した「応用」では、漢文の「学びたる文句」を「談話」という口頭表現に用いることも例示されている。このことから、漢文の語彙や言い回し（訓読法や慣用表現、故事成語）などが文語のみならず、この時期にはまだ口語とも密接に関連していたことが読みとれる。

以上の分析から、『漢文教科書備考』の提示した漢文学習方法として、①ヘルバルト教授理論を漢文教育に適用したものであること、②『漢文教科書』の分析からは漢文の講読を主眼とした教科書の編成であったが、『漢文教科書備考』では「応用」として漢作文の指導が例示されていること、の2点を指摘した。

#### 第4項 近世漢学における漢文学習方法との比較

本項では『漢文教科書』と『漢文教科書備考』が提示した近代的な漢文学習方法との比較対象として近世漢文教育の学習方法を取り上げ、その関連性を検討する。

前田勉(2012)は、近世藩校・私塾における漢学の学習・読書の方法として、素読・講釈・会読を指摘している<sup>221</sup>。素読とは「読書の初級段階として、七、八歳ごろから始め、漢文の意味内容を解釈せずに、ただ声をあげて、文字のみを読み習い、暗誦することをめざした」<sup>222</sup>学習であり、講釈は「先生が生徒たちの前で、経書の一章、あるいは一節ずつを講解して聴かせる、口頭で行われた一斉授業」<sup>223</sup>、会読は素読を終了した同程度の学力をもつ上級者が「一室に集つて、所定の経典の、所定の章句を中心として、互いに問題を持ち出したり、意見を闘わせたりして、集団研究をする共同学習の方式」<sup>224</sup>であったといわれる。そこで用いられるテキストは、素読・講釈は四書五経、輪講（会読）では

<sup>220</sup> 『漢文教科書備考』三七―三八頁から引用した。

<sup>221</sup> 前田勉『江戸の読書会―会読の思想』平凡社選書 2012年 p.36

<sup>222</sup> 前田勉『江戸の読書会―会読の思想』平凡社選書 2012年 p.37

<sup>223</sup> 前田勉『江戸の読書会―会読の思想』平凡社選書 2012年 p.41

<sup>224</sup> 石川謙『学校の発達』（岩崎書店 1951年 p.173）より引用した。なお、この箇所は前田勉(2012) p.46においても引用されている。

『春秋左氏伝』などの「歴史書が中心となる傾向」があったといわれており<sup>225</sup>、この学習方法は漢学塾や自由民権結社において明治 10 年代まで続き<sup>226</sup>、また「学制」下の「小学教則」においても「輪講」「講義会読」という文言が見出せるという<sup>227</sup>。この前田（2012）の研究を踏まえて、加藤（2013）は「わが国の漢学は、中国や朝鮮半島のように官僚への道や経済的富裕と結びつくことなく、純粹に東洋哲学の実践や学問の探究として行われた」「利益誘導による実学とは無縁の、真理探究を旨とした学問の謙虚な姿勢に、ある種の理想的教育の具現を筆者は看取する」<sup>228</sup>と、漢学教育の意義を述べている。だが会読を始めとした漢学的な漢文学習方法は明治期以降、立身出世主義によって消滅の徴候を示し始めたことが、前田（2012）によってすでに指摘されている<sup>229</sup>。素読・講釈・会読が衰退した時期を明治 20 年代以降であったとすると、それは近代的な漢文教科書が作られ始めた時期に一致している。

本節の第 3 項において引用したが、『漢文教科書備考』では、「応用せざる学問は、死学問にて、用を為さず。故に昔風の漢学者が、先づ素読のみをさせて、然る後ぽつ〜講義して、それにて終へるが如き簡單なる仕方にては、到底今日の教授法には適はず。今日の教授法は、一字一句にても、教へたる事は、直に之を応用せしめて、学びたるだけの利益を得しむるに在り。」（三七頁）として、従来の学習方法である「素読」と「講義」が批判されていた。この「講義」はその文脈から、前田（2012）がとり上げた「講釈」とほぼ同義で用いられていると考えられるが、この引用箇所では「会読」に関しては言及されていない。そもそも自由な討論という、学問的な遊戯性を持つ会読は、一斉授業が前提である「今日の教授法」や、その根拠となっている中学校「国語及漢文」科の枠には継承されなかったといえる。また近世漢学において会読に至る前の学習方法であった素読・講釈についても、初等教育や高等教育との接合が図られた中等教育制度の体系的な教育課程との不整合のためか、『漢文教科書備考』では「到底今日の教授法には適はず」と言及されている。その理由としては、「今日の教授法」の方針が「教へたる事は、直に之を応用せしめて、学びたるだけの利益を得しむる」ところにあるためであるとされる。ここで言及されている「利益」とは、漢文の学習内容を文章読解や漢作文、「談話」などに活用することを指していると推測される。

225 前田勉『江戸の読書会一会読の思想』平凡社選書 2012 年 p.50

226 前田勉『江戸の読書会一会読の思想』平凡社選書 2012 年 p.13

227 前田勉『江戸の読書会一会読の思想』平凡社選書 2012 年 p.344

228 加藤国安『明治漢文教科書集成 別冊 1』不二出版 2013 年 p.109

229 前田勉『江戸の読書会一会読の思想』平凡社選書 2012 年 pp.373-374

## 第5項『漢文教科書』『漢文教科書備考』の意義

以上、本節では国語科成立期の漢文教授法形成について検討することを目的とし、秋山四郎編『漢文教科書』巻之一～五（金港堂刊・明治34年初版・明治35年訂正再版）とその教師向け指導書である『漢文教科書備考』（金港堂刊・明治35年出版）の分析を行なった。以上の分析から、「国語及漢文」科の成立期に編纂された秋山四郎編『漢文教科書』と『漢文教科書備考』では、ヘルバルト教授理論という近代的教授法の導入が試みられたことと、その一方で「素読」「講釈」「会読」といった近世漢学独自の学習方法は批判されていたことを指摘した。

明治30年前後は「国語及漢文科」のみならず近代学校教育制度自体の確立期でもあった<sup>230</sup>。そういった時代背景を受けて編纂された『漢文教科書』では、句法の学習から漢文講読へ、あるいは易から難へと、教材配列の段階化が進められていた。そのため『漢文教科書』からは、学校段階と「国語及漢文」の教育課程に応じた漢文教育が形成されたことが読みとれるといえる。また、学校制度に沿った漢文教育の体系化の過程では、前田（2012）が指摘したような近世漢学の学習文化は継承されず、漢文教育は実用的な漢文の学力の育成、あるいは「科挙的メリトクラシー」<sup>231</sup>へと、その役割を変容させることになったと考えられる。

## 第4節 国語科成立期における漢文教科書の推移

—秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治41年・第五版）を中心に—

### 第1項 明治30年代後半の学校制度・教育課程における漢文の位置

本章の第2節・第3節で着目した秋山四郎編纂の編集型漢文教科書は、学校教育制度の確立・「国語」科の成立という明治30年代の時代状況を受けた後に、どのような改訂が行われたのであろうか。本節では金港堂刊行・秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治41年・第五版）の成立過程を分析し、国語科成立期における漢文教科書の推移を検討する。

本章の第2節・第3節においても述べたが、わが国では明治19年の「中学校

<sup>230</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』帝国地方行政学会 1972年 p.341

<sup>231</sup> 奥那覇潤「中国化論序説—日本近現代史への一解釈」（『愛知県立大学文学部論集 日本文化学科編』2008年 p.23）では「徳性と一体化した「能力」に応じて人材が選抜される」体制を指して「科挙的メリトクラシー」という語が用いられている。

令」第八条において「中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」<sup>232</sup>と示され、教科書検定制度が開始された。そこで初めて文部省の検定認可を受けた近代的な漢文教科書が、本章第2節で分析した金港堂刊行・秋山四郎編纂の『中学漢文読本一～十』（明治27年初版）であった<sup>233</sup>。この『中学漢文読本』（明治27年初版）の特徴として、浜本純逸（2012）は以下の5点を指摘している<sup>234</sup>。

1. 日本漢文から漢文学習を始めている。日本漢文が漢文教材の「本」であり「始め」「基本」である、と考えている。
2. 漢文学習の目的を国文の光輝（よさ）を発揚させるため、と考えている。
3. 丸本を超えて、文章を選択・抄出して編者の観点に立脚して配列している。
4. 教材文の配列に当たって、易から難への教育的配慮を持っている。
5. 教育目標として日本魂及び皇国意識を育てようとしている。

浜本は「これらの特徴は、秋山漢文教科書が文部省検定の第一号であったため、同時代から大正期にかけて広く踏襲されていった」<sup>235</sup>と述べ、この『中学漢文読本』を近代中学校漢文教科書の典型例として位置づけている。秋山が編纂した漢文教科書は明治40年代まで改訂を繰り返して出版されており、浜本が指摘した『中学漢文読本』の枠組みはその後の秋山の漢文教科書にも踏襲されていったことが予想されるが、秋山の教科書における変更点の方に注目することによって編集方針の推移や当時の漢文教育の動向を読み解くことが可能であると考えられる。

本節の分析にあたって、『第一訂正漢文教科書』巻之一は広島大学中央図書館所蔵本、巻之二～四は二松学舎大学日本漢文教育研究推進室所蔵本、巻之五は京都大学人間・環境学研究科総合人間学部図書館所蔵本を用いた。いずれも明治41年発行の第五版である。『第一訂正漢文教科書』は明治41年第五版の奥付によると明治34年に初版、明治35年訂正再版、明治39年訂正三版が刊行され

<sup>232</sup> 文部省編『学制百年史 資料編』（帝国地方行政学会 1972年 p.128）から引用した。

<sup>233</sup> 秋山四郎編『中学漢文読本』が近代的な編集型漢文教科書として初めて検定認可を受けたことは、安居總子「国語成立時における漢文（一）—検定期の漢文教科書を中心に—」（『新しい漢字漢文教育』第49号全国漢文教育学会 2009年 p.81）、「国語成立時における漢文（二）—検定期の漢文教科書を中心に—」（『新しい漢字漢文教育』第50号全国漢文教育学会 2010年 pp.211-212）においても指摘されている。

<sup>234</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年—」（『国語教育史研究』第13号 国語教育史学会編 2012年 p.18）参照。

<sup>235</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年—」（『国語教育史研究』第13号 国語教育史学会編 2012年 p.18）参照。

たことが示されている。

本節で分析対象とする『第一訂正漢文教科書』は、『漢文教科書一～五』（明治34年初版・明治35年訂正再版）の改訂版であり、『中学漢文読本』の次の年代の教科書であるといえる。同時代の種々の教科書を取り上げるよりも、秋山四郎編纂の一連の教科書の系譜をたどることで、漢文教育の推移を読みとることができると考えられる。上に挙げた一連の教科書を収蔵している東書文庫には、実際に文部省による検定意見が附された教科書が多数残されている。だが、『第一訂正漢文教科書』初版・訂正再版に関しては文部省検定本が現存しておらず、明治39年の訂正三版は東書文庫に現存するものの、実際に確認を行なったところ検定意見が附された物ではなかった。

本節の分析の手順としては、まず教育制度と文体史という2つの方向から明治30年代後半の漢文教育と国語との関係性を確認した上で、『第一訂正漢文教科書』について、一つ前の世代の漢文教科書である明治35年再版『漢文教科書』との比較からその特徴の検討を行うこととする。明治30年代の初めには国語科が成立し、明治35年2月公布の「中学校教授要目」をうけて中学校の漢文教育はその内容（「講読ノ材料」）に関しても教育課程において規定されるようになった<sup>236</sup>。そのため、明治30年代後半は近代的な漢文教育の枠組みが確立した時期であると考えられる。こうした時代背景を踏まえると、『第一訂正漢文教科書』では国語との関連が図られたこと、具体的には教材の内容において漢学的な教材が減少し、国文教科書と共通する内容の教材が増加したことが推測される。

まず本項では『第一訂正漢文教科書』が刊行された明治30年代後半の時代背景として、学校制度・教育課程における漢文教育の動向を確認しておきたい。『第一訂正漢文教科書』（明治35年初版～明治39年訂正三版）が刊行・使用されていた時期（明治30～40年代）の主な教育法令を以下に挙げる。

- ・「中学校令改正」（明治32年2月）
- ・「中学校令施行規則」（明治34年3月）
- ・「中学校教授要目」（明治35年2月）
- ・「中学校令施行規則中改正」（明治44年7月）
- ・「中学校教授要目改正」（明治44年7月）

ここで上記の法令のうち、初めて漢文教材の規定が設けられた「中学校教授要目」（明治35年）を主にとり上げ、そこで例示された漢文教材の方針を検討しておく。

明治35年（1902）公布の「中学校教授要目」は学科目に関する規定であり、

<sup>236</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書1984年 pp.18-25 参照。

「修身」「国語及漢文」の順に12の学科目を規定している。そこで「国語及漢文」の教授内容は「講読」「講読ノ材料」「文法及作文」「習字」に分けて説明されている。「国語及漢文」の「漢文」では、その教材のレベルを第1・2学年では「平易」、第3・4・5学年では「簡易」なものと表現されている。また教材として用いるべき作家や作品を学年別で具体的に列挙されていることも、この「中学校教授要目」の特徴である。「中学校教授要目」では、「国語及漢文」自体の時間数は前の時代よりも増加したが、この時点で「漢文」科は「講読」の時代へと移り、「国語及漢文」の「書取」「作文」の領域においては「漢文」の文言は見られなくなった。「中学校教授要目」において漢文教科書の内容が示されている「講読ノ材料」の漢文の規定を以下に引用しておく<sup>237</sup>。

(第一学年)

漢文ハ初ヨリ文意完結セル全篇ヲ採ルコトヲ要セス第一学期ニ於テハ単語単句ヲ挙ケテ其ノ組織ト国語ノ組織トノ異同ヲ示シ第二学期以後ニ於テハ我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章ニ句読、返り点、送り仮名ヲ施シタルモノヲ授ケ時々既ニ課シ了リタル国語ノ一ニ節ヲ漢訳シタルモノヲモ交ヘテ之ヲ対照セシムヘシ

(第二学年)

前学年ニ準シ又我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短篇ヲ加フ、例ヘハ頼山陽ノ日本外史、大槻磐溪ノ近古史談、塩谷宕陰ノ宕陰存稿、安井息軒ノ讀書余適ノ類

(第三学年)

前年ニ準シ又我国作家ノ論説文ヲ加フ、例ヘハ頼山陽ノ日本外史ノ叙論ノ類

(第四学年)

句読及返り点ヲ施シ送り仮名ヲ省キタルモノ

散文 前学年ニ準シ又支那作家ノ簡易ナル伝記、紀行等ノ文ヲ加フ例ヘハ清初作家、唐宋八家ノ文、佐藤一斎、松崎慊堂ノ文ノ類

詩 唐詩選ノ類

(第五学年)

散文 前学年ニ準シ又史記、蒙求、論語ノ類ヲ加フ

詩 前学年ニ準ス

この「中学校教授要目」では、教材には第一学年から第三学年まで日本漢文のみを採用し、第四学年から中国漢文が加えられる方針が示されている。日本

<sup>237</sup> 文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史 第四巻』（龍吟社1938年 pp.199-206）

漢文の内容は第一学年で「我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章」から始まり、第二学年で「我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短篇」、第三学年では「我国作家ノ論説文」が加えられている。ここでいわれる「近世」が具体的にどの年代を指しているかについては明らかでない。だが、年代が新しく「簡易」な作品から学習を始めることが示されていることは指摘できるであろう。中国漢文は第四学年から「清初作家、唐宋八家ノ文」「唐詩選ノ類」が登場する。また最高学年である第五学年の教材例として、明治初期までは漢文学習の入門書であった『蒙求』や『論語』が示されている。ここから前の時代の漢文学習と比較して『蒙求』や『論語』の持つ学習上の意義が変容したことが推測される<sup>238</sup>。すなわち近世漢学において漢文の読み書きを学ぶ入門書として用いられていた中国古典が、日本文化に影響を与えた「講読ノ材料」という位置づけへと変化したことが考えられる<sup>239</sup>。

以上で検討したように、「中学校教授要目」によって漢文の教育課程の整備が進められたが、その結果として、旧来の漢学塾における漢文学習文化との違いが、より明確に示されることになったといえる<sup>240</sup>。また、従来法令以上に中学校における漢文教育の目的や内容、国語対漢文の割合が具体的に明記されたため<sup>241</sup>、「これを遵守して編纂された教科書は、それ以前のものとは大きく区別される」<sup>242</sup>と、その教科書への影響も指摘されている。この「中学校教授要目」で示された漢文「講読ノ材料」の方針が漢文教科書にどのように具体化され、また推移したかについては、本節の第3項において『第一訂正漢文教科書』を例に検討したい。

## 第2項 明治30年代後半の通用文体における漢文の状況

次に『第一訂正漢文教科書』が刊行され始めた明治30年代後半の、文学運動における漢文の状況を確認しておく。

言文一致運動研究を行なった山本正秀（1971）は、近代文学における近代文体の形成を、①混沌期（明治元年—18年）②近代文体模索期（明治19年—32年）③言文一致体確立期（明治33年—42年）④口語体完成期（明治43年—大

<sup>238</sup> 前田勉『江戸の読書会』（平凡社2013年 p.36）によると、漢学における漢文の学びは中国古典の習熟（素読）からスタートしていたとされる。

<sup>239</sup> 本節でとりあげる『第一訂正漢文教科書』巻之四においても、『蒙求』教材が見出せる（巻之四の三、八、一四、三六、四五）。

<sup>240</sup> 明治30年代における伝統的な漢文学習文化の周辺化については、広田照幸「近代知の成立と制度化」（歴史学研究会編『近代の成立』東京大学出版会2005年 p.272）において指摘されている。

<sup>241</sup> 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成』不二出版2013年 p.137 参照。

<sup>242</sup> 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成』不二出版2013年 p.142 参照。

正 11 年) の 4 期に分けて分析している<sup>243</sup>。また、山本は明治 33 年を「言文一致史上最も画期的な年」と位置づけ<sup>244</sup>、この期間は「教育界、文学界共に言文一致問題が最高潮に達し」と指摘している<sup>245</sup>。

明治 30 年代は漢詩文の伝統は存続していたものの、近代的な文体による文学運動が登場した時代であった。明治 30 年代の文学界では明治 30 年に島崎藤村の第一詩集『若菜集』が出版されたことで近代詩が本格的に登場し、また自然主義文学の流行によって言文一致体が普及した。大正時代に入ると主要な新聞から漢詩欄が消え、大正 11 年には、すべての新聞の社説が漢文訓読体から言文一致体へ改められた<sup>246</sup>。また、大正期の文学界では漢詩創作に代わって口語自由詩が流行したといわれている<sup>247</sup>。以上のことから、『第一訂正漢文教科書』が刊行された明治 30 年代後半という時代は、学校教育において国語科が成立し、文学面では言文一致運動も起こる一方で、漢文体の有用性も前の時代から継続していた時期であったと指摘できる。

### 第 3 項『漢文教科書』と『第一訂正漢文教科書』の構成比較

本節では主に訂正前の『漢文教科書』(明治 35 年訂正再版<sup>248</sup>) との比較から、『第一訂正漢文教科書』の編集方針やそこで新たに採り入れられた試みを分析する。

まず『第一訂正漢文教科書』の構成(巻別の学課数・ページ総数)を以下に示しておく<sup>249</sup>。なお、各巻 1 ページ当たりの文字数・行数は巻之一のみ縦 15 字・横 7 行、巻之二～五は縦 20 字・横 10 行であり、両者とも共通している。

<sup>243</sup> 山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社 1971 年 p.8 参照。

<sup>244</sup> 山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社 1971 年 p.18 参照。根拠として、明治 33 年には文学界において正岡子規や高浜虚子が言文一致体を主張し、また上田万年らの創刊した「言語学会雑誌」も「口語体」使用を宣言したことと、教育界においても言文一致体の普及を主張する教育者によって「言文一致会」が結成されたことが示されている(pp.33-34)。なお、山本正秀『言文一致の歴史論考続篇』(桜楓社 1979 年)においても「明治三三年は言文一致運動史上画期の年」(p.698)であることが述べられている。

<sup>245</sup> 山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社 1971 年 p.33 参照。

<sup>246</sup> 山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社 1971 年 p.40 参照。

<sup>247</sup> 古田島洋介(「日本漢詩文の衰亡曲線—漢詩文の伝統はいつ滅びたのか?—」『東アジア比較文化研究(5)』2006 年)は、「わずかに十五年間であるが、大正期をも前期・中期・後期に分ければ、おおむね中期～後期にかけて漢詩文の衰退が露わになったのである。」(p.74)と、大正期の漢詩創作を要約している。

<sup>248</sup> 分析には私蔵本を用いた。

<sup>249</sup> ここでとりあげた『漢文教科書』と『第一訂正漢文教科書』はいずれも和装本であるため、その本文一頁は二つ折り(2 ページ)で成り立っている。本論文の計数方法もそれ(一頁=2 ページ)に拠っている。

- 卷之一 句法 15 課・日本漢文 51 課（全五二頁）
- 卷之二 40 課（全五四頁）
- 卷之三 39 課（全六一頁）
- 卷之四 59 課（全六六頁）
- 卷之五 62 課（全六九頁）

なお、従来版の『漢文教科書』の構成は以下のとおりであった。

- 卷之一 「句法及練習」 24 課・日本漢文 50 課（全五四頁）
- 卷之二 58 課（全五八頁、日本漢文、大多数は秋山四郎編明治 33 年初版の『第一訂正中学漢文読本』から引き継がれた歴史人物教材に地理教材などを加えた内容）
- 卷之三 33 課（全六四頁、日本漢文）
- 卷之四 69 課（全六八頁、中国漢文・主に『十八史略』『史治通鑑』『史記』『唐宋八大家文』）
- 卷之五 50 課（全七十頁、中国漢文『史記』と『唐宋八大家文』）

両者を比較すると、ページ数の面では全巻にわたって『第一訂正漢文教科書』の方が若干少ない。学課数の面でも卷之一～四では『第一訂正漢文教科書』の方が少ない。だが『第一訂正漢文教科書』の卷之五ではページ数に比べて学課が大幅に増加しており、一学課当たりの文章が短文化されたことが指摘できる。次に、『第一訂正漢文教科書』の内容構成上の特徴について、『漢文教科書』との比較から 4 点指摘しておく。

第一に、『第一訂正漢文教科書』では挿絵が掲載された学課が登場したことがある。挿絵の主な内容を挙げると、物語教材の場合には状況の描写、人物伝の場合には肖像画、博物教材の場合には動植物の図などである。教材を講読する場合には、挿絵は内容を推測する手がかりとなるものであり、そのため挿絵が加えられたことで理解しやすさが増したと考えられる。

第二に、隣接する学課に関連をもたせている箇所が見出せることである。以下に具体例を 3 箇所挙げておく。

- ・卷之四「四藺相如附記夜送趙縱（楊炯）」（十八史略）、「五題藺相如奉璧圖」（安井息軒）、「六藺相如論」（長野豊山）
- ・卷之四「三七赤壁之戦」（十八史略）、「三八前赤壁賦」（蘇東坡）、「三九後赤壁賦附記赤壁（袁隨園）」（蘇東坡）
- ・卷之五「二四文天祥不屈附記過零丁洋（文天祥）」（十八史略）、「二五正気歌」

(文天祥)「二九東湖遺稿敘」(林鶴梁)、「三〇和文天祥正気歌有序」(藤田東湖)

第三に、卷之五の一部に白文が採用されたことである。旧版の『漢文教科書』は、卷之一・二・三において送り仮名と返り点が付けられており、卷之四・五では返り点のみが付けられている。この訓点の方針は『第一訂正漢文教科書』にも踏襲されており、またこれは2節で引用した「中学校教授要目」の訓点の方針<sup>250</sup>とも対応しているといえるが、卷之五の一部に白文が採用されている。ただし卷之五の白文教材には学課の題に必ず「読法予修」と記されており<sup>251</sup>、返り点のついた文章と区別されているといえる。

第四に、卷之一「一句法」について、従来『漢文教科書』の「句法及練習」が24課であったのに対して、この『第一訂正漢文教科書』では「句法」が15課へと縮小されていることである。これは従来「句法」の学課で学習した内容に対応し、その演習を目的として設けられていた「練習」の学課が廃止されたことによるところが大きい。その代わりというべきか、卷之一の日本漢文の第二課から第一課までは漢文の前に訓読文が掲載されている。そこから授業において演習を行なう場合は「句法」の学課を用いることとし、練習課を省いた分を文章教材に訓読文を設けることで「句法」から文章教材への移行を段階化し直したと考えられる。

#### 第4項『第一訂正漢文教科書』(卷之一～五)における日本漢文の特徴

『漢文教科書』卷之一の日本漢文教材において、歴史人物伝は全50課中23課存在していたが、『第一訂正漢文教科書』では全51課中14課へと減少しており、その中には『漢文教科書』にはなかった外国の人物伝(「一大医住無蘭」「一四牛董性度」「二五伊率符」「四五弗蘭克林」)が加えられている。また、歴史人物伝が減少した分、『第一訂正漢文教科書』卷之一では科学教材・地理教材が加えられた。一例としては「三五東海鐵道其一」、「三六東海鐵道其二」、「三七東海鐵道其三」(重野成齋)が挙げられる。その内容は鉄道沿線の駅名・地理・歴史を織り込んだもので、同時期に登場した大和田健樹作詞「鉄道唱歌東海道編」の内容との共通点が見いだせる<sup>252</sup>。また『第一訂正漢文教科書』(明治39年訂正三版)の日本漢文教材では明治34年初版・明治35年訂正再版では存在

<sup>250</sup> 第四学年において「句読及返り点ヲ施シ送り仮名ヲ省キタルモノ」と規定されている。

<sup>251</sup> 卷之五「四〇」「四五」「四九」「五〇」「五一」「五二」「五六」「五九」の8箇所。

<sup>252</sup> 『地理教育鉄道唱歌第一集』初版は明治33年に刊行された。(堀内敬三・井上武士編『日本唱歌集』岩波文庫 2002年 pp.58-67)

しえない日露戦争を題材とした教材<sup>253</sup>が加えられている。これらのことから、秋山編漢文教科書が教材内容面で極めて敏感に時勢に対応していたことや<sup>254</sup>、従来の史伝に代わって現実社会に対応した漢文教材が選ばれたことが読みとれる。

また『第一訂正漢文教科書』の日本漢文教材には複数の出典を持つ学課が存在している。その学課の主要の文章に関連のある詩文を「附記」として掲載されている。そのなかに、漢文と並行して関連のある和文が掲載されている学課が巻之二・三に存在する<sup>255</sup>。巻之二の第八課・第一八課・第三五課、巻之三の第二〇課・第三〇課は和文の同一の史話を掲載し、巻之三の「九」は関連のある和歌を掲載しており、和文と漢文の関連が図られていると考えられる。

明治35年の「中学校教授要目」では「講読ノ材料」における国語と漢文の比重は、第一学年「国語八、漢文二」、第二・三学年「国語七、漢文三」、第四・五学年「国語六、漢文四」と示されている。それによると学年が上がるにつれて漢文の比重が増やされているものの、全体的に見て常に国語の比重の方が大きいことが見て取れる。石毛慎一（2009）はこの国語・漢文の比重を「漢文劣位期」の根拠としてとり上げている<sup>256</sup>。「中学校教授要目」では国語重視の方針が明示されていたが、『第一訂正漢文教科書』ではその教材の内容自体に国語との関連が強められたと考えられる。

## 第5項『第一訂正漢文教科書』（巻之四・五）における中国漢文の特徴

『漢文教科書』と比較すると、『第一訂正漢文教科書』では中国漢文が減少した。従来型の『漢文教科書』の構成は以下のとおりである。

- 巻之一 句法・練習の学課、及び短編の日本漢文（博物教材・歴史教材・道徳教材）
- 巻之二 短編の日本漢文（歴史教材・博物教材・道徳教材）
- 巻之三 長編の日本漢文（歴史教材・道徳教材）
- 巻之四 短編の中国漢文（歴史書・『唐宋八大家文』の名文）
- 巻之五 長編の中国漢文（歴史書・『唐宋八大家文』の名文）

<sup>253</sup> 巻之一「五一白襍隊其一」「五二白襍隊其二」、巻之二「一九広瀬中佐傳」「三九橘中佐傳」、巻之三「二三我軍入旅順城」

<sup>254</sup> 文部省唱歌の教科書『尋常小学唱歌』において「広瀬中佐」や「橘中佐」の初出が見いだせるのは、これより5年後の大正元年である。（堀内敬三・井上武士編『日本唱歌集』岩波文庫 2002年 p.191,p.194）

<sup>255</sup> 巻之二の「八」「一八」「三五」、巻之三の「九」「二〇」「三〇」

<sup>256</sup> 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2009年 p.71 参照。

以上で示したように、『漢文教科書』巻之四・五は中国漢文のみで構成されていた。これに対して『第一訂正漢文教科書』では、巻之一・二・三が日本漢文であるのは従来と同様であるが<sup>257</sup>、巻之四・五は日本漢文と中国漢文が混在している。巻之四・五の日本漢文と中国漢文の比重は次のとおりである。

巻之四（全 59 課）…日本漢文・26 課<sup>258</sup>、中国漢文・33 課<sup>259</sup>

巻之五（全 62 課）…日本漢文・14 課<sup>260</sup>、中国漢文・48 課<sup>261</sup>

巻之四・五のいずれも中国漢文の比重が大きく、また巻之四よりも巻之五において中国漢文が多いことが分かる。検定認可第一号『中学漢文読本』の例言において日本漢文と中国漢文の比重に関する文言があったため、典拠の本籍の比重に編集者の意図があったことは予想できる。『第一訂正漢文教科書』の場合、日本漢文の比重が増大したこと、また巻之二・三においては「附記」として日本漢文との関連から中国古典を採りあげる箇所が存在することから、漢文と国文との関連がいつそう図られたと考えられる。

## 第 6 項『漢文教科書』から『第一訂正漢文教科書』への改訂の意義

以上の分析から、『第一訂正漢文教科書』（明治 39 年訂正三版）の教材においては古典教材よりも叙事文・伝記・紀行・論説などの教材が加えられる傾向が読みとれ、国語科との関連が強められて教材構成と教材内容の両面において時勢をとり入れた変更が行なわれたことが指摘できる。『第一訂正漢文教科書』が刊行された明治 30 年代後半について、長谷川滋成（1984）は「漢文の存在が危機に瀕した時代であった。」<sup>262</sup>と述べていた。また、石毛慎一（2009）は「漢文劣位期」（国体論浸透期）と位置づけており、この時期の漢文は存在の危機に對

<sup>257</sup> ただし「附記」として中国古典を掲載している箇所が存在する。

<sup>258</sup> （学課番号）一、二、五、六、七、九、一一、一二、一三、一五、一七、二〇、二二、二五、三二、四一、四三、四七、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八

<sup>259</sup> （学課番号）三、四、八、一〇、一四、一六、一八、一九、二一、二三、二四、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四二、四四、四五、四六、四八、四九、五〇、五九

<sup>260</sup> （学課番号）一、五、七、一一、一七、一八、二九、三〇、三一、三四、三八、四〇、四五、四六

<sup>261</sup> （学課番号）二、三、四、六、八、九、一〇、一二、一三、一四、一五、一六、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、三二、三三、三五、三六、三七、三九、四一、四二、四三、四四、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二

<sup>262</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984 年 p.25

処するために、古色蒼然とした国体論が強められることになったと指摘される傾向も存在する。だが、この時期の教科書の具体例として本節でとり上げた『第一訂正漢文教科書』では、日本漢文教材では地理や科学、紀行などの文章が増やされており、「国体論」以外の要素が取り入れられていたことが明らかとなった。それは「漢文＝古典科目」と見なす漢文観からは遠ざかっており、また近世の漢学や現代の伝統的な言語文化とも異なる漢文観が形成されているため、明治30年代後半から明治40年頃は現実社会に対応した漢文の位置づけが模索されていた時期であったと考えることができる。

## 第5節 編集型漢文教科書の編纂過程に関する検討

### —深井鑑一郎編『撰定中学漢文』の分析を通して—

#### 第1項 深井鑑一郎編纂漢文教科書の系譜について

明治期以降、学問体系としての漢学は解体され漢文の学習は中学校教育へと受け継がれたが、その過程で漢学の素養はどのように中学校の漢文科へと引き継がれたのであろうか。それを考察するために、本節では秋山四郎編『中学漢文読本』(明治27年初版・近代的な編集型漢文教科書としては検定認可第一号。)に次いで検定認可を受けた深井鑑一郎編『撰定中学漢文』(吉川半七発行・明治30年初版・明治31年訂正再版)に着目し、その原型となった『中学漢文』(明治27年初版)との比較や、深井の著書『漢文教授法』『和漢文質疑問答』の分析を通して、近代的な編集型漢文教科書形成過程の考察を行なうこととする。

ここで深井鑑一郎編纂の漢文教科書に関する先行研究について説明しておく。

木村(2009)は、秋山四郎編纂の漢文教科書が「時折の教則の変化に素早く対応」する一方、深井鑑一郎編纂の漢文教科書は「時代の変化に大きく左右されること」がなかったと、両者の特徴の違いを指摘している<sup>263</sup>。また、『撰定中学漢文』の雛形である『中学漢文』(明治27年初版)については、木村(2009)は「不認可の教科書」(p.62)として取り上げており、『中学漢文』が検定不認可となった理由について「深井には明確な規定のない訓読方法を特に国語との連携に注意しながら修正するという意図があったのである。しかしながら、「編者ノ創定セシ」送仮名の方法は調査した職員には受け入れられず、冗長に過ぎるとして退けられた」(p.67)と、その訓読法の問題を指摘している。また、安居(2010)は「秋山四郎に続いて検定認可されたのが、明治三十一年検定の深

<sup>263</sup> 木村淳「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』十号 2009年 p.79

井鑑一郎編『撰定中学漢文』全十巻（吉川）である。」<sup>264</sup>とし、明治 20 年代の教科書検定から得られた方針が明治 34 年の「中学校令施行規則」、翌 35 年の「中学校教授要目」における漢文科の規定につながったことを検討している。これら木村・安居の両研究の分析対象は文部省の検定意見が中心であり、主に検定認可・不認可の基準が考察されている。そのため、検定認可を受けた漢文教科書の推移や形成過程に関しては、さらに分析を加える必要があると考えられる。

そこで本節では、まず深井が初めて文部省検定認可を受けた『撰定中学漢文』の編纂方針を、主にその原型である『中学漢文』との関連から検討する。次にそれらの漢文教科書編纂の基盤となった深井鑑一郎の漢文教育論を、深井の著書『漢文教授法』『和漢文質疑問答』における言説をもとに分析する。

深井鑑一郎（1865-1943）は明治後期から昭和初期の教育者である。武蔵国の出身であり、藩校や師範学校を経て明治 20 年には東京大学文学部古典講習科漢書課の第一回卒業生となった。その後、明治 31 年から昭和 13 年までの 40 年間にわたって東京府立第四中学校校長を務めたことで知られている<sup>265</sup>。深井鑑一郎が編纂・執筆に関与した漢文教科書の全種類は定かでないが、明治 27 年の『中学漢文』までが検定不認可であり、明治 31 年の『撰定中学漢文』で始めて認可を受けたとされる<sup>266</sup>。丸本ではない近代的な編集型漢文教科書は明治 20 年代から本格的に作られ始めたが、この時期の漢文教科書形成過程は、漢学的素養と中等教育の漢文との関連を知る上で重要な手がかりとなる。本節では『撰定中学漢文』の編纂方針と深井の漢文教科書に関する言説の分析を通して、丸本教科書と深井鑑一郎編纂の近代的編集型漢文教科書との関連を明らかにしたい。

なお分析にあたって、『中学漢文』は国立国会図書館所蔵本（明治 27 年初版）、『撰定中学漢文』は同志社大学今出川図書館所蔵本（明治 31 年訂正再版）を用いた。

## 第 2 項『撰定中学漢文』編纂時の漢文教育の状況

明治 20 年代は「中学校令」第七条に基づき「尋常中学校ノ学科及其程度」（明治 19 年）が定められたことを受けて、尋常中学校では「和漢文」科に代わり「国語及漢文」科が新たに置かれた時期である。明治 19 年の「尋常中学校ノ学科及其程度」は明治 27 年（1894）に改正されたが、そこで初めて国語が「主」で漢文が「客」であると明言されたため<sup>267</sup>、教育課程上ではこの時期が国語優位へ

<sup>264</sup> 安居總子「国語科成立時における漢文（二）—検定期の漢文教科書を中心に—」『新しい漢字漢文教育』第 50 号 全国漢文教育学会編 2010 年 pp.212

<sup>265</sup> 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成 別冊 1』（不二出版 2013 年 p.153）参照。

<sup>266</sup> 木村淳（2009）・安居總子（2010）参照。

<sup>267</sup> 「国語及漢文」は「国語ト漢文トハ相待テ其ノ用ヲ見ル蓋国語ハ主ニシテ漢文ハ客ナリ

の転換点であったといえる。この明治 30 年前後の時代を石毛 (2009) は「漢文讓位期」と位置づけている<sup>268</sup>。

このように、『撰定中学漢文』が編纂された明治 30 年前後は文部省による文教政策が進み、中等教育の教育課程が整備された時期である。だがそれは、幕末維新时期には総合的な学問体系を有していた漢学的知が、中学校教育においては「国語及漢文」という学科の枠に限定されるようになったこととも関連している。すなわち、この時期には教育課程が整備されたことで、私塾に見られるような変則的な学びの形ではなく、学習者の学年段階や学校教育の目的に対応することが漢文教育に求められるようになったと解釈することができる。

### 第 3 項『撰定中学漢文』（明治 31 年初版）の編纂方針

本項では、深井の漢文教科書編纂方針について、深井編纂の漢文教科書として初めて検定認可を受けた『撰定中学漢文』や、その雛形となった『中学漢文』の編纂趣旨をもとに検討を行なうこととする。

『撰定中学漢文』巻之一冒頭の「撰定中学漢文編纂趣旨」において、編纂の方針は以下のように記述されている。なお、引用にあたっては白文を訓読文に改めた。

- 一 本書ハ分チテ十卷ト為ス。主ニ之ヲ尋常中学校生徒ニ課ス。毎年二卷ヲ課ス。五年ニテ之畢ル。
- 一 本書ノ紙数ハ每編不同ナリ。蓋之生徒進修ノ度ニ参ス。固ヨリ然ラザルヲ得ザルナリ。
- 一 本書多ク史文ヲ収ム。是畜ダニ生徒ノ嗜好ニ適スルノミナラズ。又少年進修ノ素ヲ養フニ以テ足ル。又間ニ議論ヲ挿スハ。其ノ理想ヲ補フヲ欲スルナリ。
- 一 本書ハ初メ短文ヲ撰ビ。漸次長編ヲ収ム。初メハ邦人ノ文章ヲ選ビ。漸次漢人ノ文章ヲ収ム。是易ヨリ難ニ入ルニ。自ラ然ラザルヲ得ザルナリ。
- 一 本書ノ資料。務テ諸般ノ事実ヲ網羅セリ。是少年ノ心地ヲ開發スルニ。欠クベカラザルナリ。
- 一 本書ノ訓読。之ヲ国語ニ参ス。近時ノ教育。相戻ラザルヲ期ス。固ヨリ然ラザルヲ得ザルナリ。

---

ト雖中古以来国語ノ材料ハ多ク之漢文ニ取レリ故ニ両者ノ間尤教授ノ上ニ適當ノ調和ヲ得ルヲ要ス」と規定された。(文部省編『明治以降教育制度発達史』龍吟社 1938 年 p.204 参照)

<sup>268</sup> 石毛慎一『近代漢文教育の系譜』湘南社 2009 年

この編纂趣旨は、以下のようにまとめることができる。

- ①巻数は中学校の学年段階に対応した。
- ②「生徒の進修の度」に合わせるため、紙数は巻によって異なる。
- ③歴史教材を多く収録した。それは歴史教材が中学生の嗜好に適しており、また基礎学力の養成（「進修ノ素ヲ養フ」こと）にも役立つためである。
- ④短文から長編へ、日本漢文から中国漢文へと、易から難への配慮を行なった。
- ⑤「心地の開発」（精神や知識の啓発）という教育上の目的から「諸般ノ事実」を網羅した。
- ⑥訓読法は国語に対応した。

一方、『撰定中学漢文』の雛形である『中学漢文』（明治27年版）では、その編纂方針（「中学漢文第壹編編纂の趣旨」<sup>269</sup>）は以下のように記述されている。

- 一 本書の目的は、生徒をして、主に文字の練習と、読書理解力とを養成し、旁、作文の資料を得しむるに在り、若、夫、文章の萃を抜ける者の如きは、世既に良書あり、固より本書の主意にはあらず。
- 一 本書は、尋常中学校第壹年級生徒に課せんとて、編纂せり、故に、之と同等なる高等女学校初年級、若しくは高等小学補習科の生徒にも、適用することを得べし
- 一 本書を分かちて、上下の二巻となし、紙数、各、四十枚を限とせり、是、生徒の学習の進度と、授業時数とに、配当したるか故なり
- 一 本書は、左の趣旨に由りて、材料を採取したり
  - 一 務めて歴史上の事実を撰集せり、蓋、歴史上の事実は、他の論説文とは異なりて、最、生徒の嗜好に適し、且、理解し易きのみならず、国民たるの要素を養ふに、最、適當すればなる、殊に、児童に関する事実を多く撰戴したるは、聊、心を用ひたる所とす、但、其の間一二理論に亘れる者なきに非すと雖も、こは、唯、生徒の理解力を試験せんとてなり
  - 二 極めて簡短なる行数を撰択せり、蓋、文章の長き者は、随ひて思想をも、亦、長く聯續せしめざるべからず、其、学力ある者に非されは、能はざる所とす、されば、思想を長く聯續せしむること能はざる、初級の生徒に課するには、勢、行数の簡短なる文章に頼らざるべからず

<sup>269</sup> 「編纂の趣旨」は第二・三・四編の上巻にも附されているが、その文言は学年・ページ数に関する部分以外はほぼ同一である。

- 三 本邦名家の文章を採集せり、蓋、初級生徒の教科用書には、本邦人の手に成りたる文章の、読み易く、解し易き者を用ふべしとは、多数教育家の是認する所たり、易より難に入るの順序、勢、然らざるを得ざるなり、故に、余も、亦、之に従へり
- 四 多くは、本邦の事実のみを採集せり。蓋、遠きに往くには、必、近きよりし、高きに登るには、必、卑きよりすべし、故に、本邦の事実を知りて、然る後に、外国の事実及びぼすは、自然の順序なり、近者、学制の間、本邦の事を知らずして、妄に外国の事を知らんことを務むる者あり、徒に、遠きに馳せ、外の慕ふの弊を生せん、是、編者か、特に画るに、本邦の事実を以てせし所以なり
- 五 編者は、歴史上の事実は勿論、地理若しくは普通教育に関係せる諸般の事実をも採集せんとしたりき。然れども、其の材料の乏しきと、偶、之あるも、長文に亘るの嫌あるとを以て、余をして志望を飽かすこと能はさらしめたり
- 六 務めて、脈絡相関聯する文章を撰採せり、例へば、天長節と紀元節との如き、三種神宝と崇神天皇との如き、皆脈絡相通して、読習の間、趣味多からしめんことを期せり、然れども、専、聯絡にのみ傾きて、遂に、其の趣味を減するか如きは、編者は務めて之を避けたり、故に時としては、聯絡なき者もあるべし

この『中学漢文』編纂の方針で、先に挙げた『撰定中学漢文』の編纂方針との主な共通点としては、①歴史教材を多数収録したこと、②「生徒の進修の度」に合わせるために、紙数が巻によって異なること、③短文から長編へ、日本漢文から中国漢文へと、易から難の配慮がなされたこと、の3点が挙げられる。また、訓読法に関しては『中学漢文』においても別項で「一 本書の訓読は、務めて、国語と相斟酌し、読習の間、趣味多からしめんことを期せり」とあり、基本的な方針は『撰定中学漢文』と一致しているといえる。一方、『中学漢文』において「六 務めて、脈絡相関聯する文章を撰採せり」とある文言は、『撰定中学漢文』の編纂趣旨には受け継がれていない。だが実際に本文を確認すると、第一課と第二課（「春澄善繩」―「小野篁」・平安期の学者）、第三課から第五課（「竹中重治」―「織田信長」―「平手政秀」・信長とその家臣）、第六課と第七課（「対馬守親光」―「後藤又兵」・朝鮮との関係）というように隣接する学課の内容につながりが見出せる。

なお、『撰定中学漢文』の学課数・本文ページ数は以下のとおりである<sup>270</sup>。

<sup>270</sup> カッコ内は主な内容。なお『撰定中学漢文』は和装本であるため、見開き2ページを「一頁」と表記している。

- ・ 卷之一 117 課・三十一頁（日本漢文）
- ・ 卷之二 64 課・三十一頁（日本漢文）
- ・ 卷之三 36 課・三十六頁（日本漢文）
- ・ 卷之四 22 課・三十七頁（日本漢文）
- ・ 卷之五 21 課・四十七頁（日本漢文）
- ・ 卷之六 10 課・四十九頁（『資治通鑑』『五代史記』『唐書』『三国志』）
- ・ 卷之七 48 課・四十六頁（唐宋八大家の名文）
- ・ 卷之八 9 課・五十三頁（『漢書』『史記』）
- ・ 卷之九 10 課・四十九頁（『史記』）
- ・ 卷之十 62 課・四十八頁（『戦国策』『孟子』『左氏伝』）

『撰定中学漢文』は前半が日本漢文、後半が中国漢文で構成されている。また、卷之一は学課数が多く、短い文章が多く収録されている。『中学漢文』でもまた第一編上の学課数が多く、短い文章が収録されており、第一編上から第三編下の途中までが日本漢文、それ以降が中国漢文で構成されているため、『撰定中学漢文』との類似点が見いだせる。

一方で、『中学漢文』は4編上下の全8巻であるのに対して『撰定中学漢文』は全10巻で編纂されている。このことは、明治19年公布「尋常中学校ノ学科及其程度」において第5学年の「国語及漢文」週間授業時数が少なかったものが、明治27年公布の「尋常中学校ノ学科及其程度改正」<sup>271</sup>で「国語及漢文」の授業時数が大幅に増加したこと<sup>272</sup>と関連していると考えられる。

#### 第4項『漢文教授法』で示された丸本教科書の問題点

前節で検討した『撰定中学漢文』の編纂方針はいかにして形成されたのだろうか。そのことに関して、本項ではまず深井鑑一郎の著作『漢文教授法』（国立国会図書館近代デジタルライブラリー所収）の記述をもとに検討を行なう。『漢文教授法』の正確な刊行年は不明であるが、加藤国安（2013）によるとその記

<sup>271</sup> 明治27年の高等学校設置に伴い、中学校の目的は普通教育の枠内に確立されることとなった（文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会1972年 p.344 参照）。なお、明治19年の「中学校令」以降、尋常中学校（明治32年以降は「中学校」に改称）の就業年限は4年から5年に変更された。

<sup>272</sup> 「国語及漢文」科の週間授業時数は学年順で「五一五一五一三一二」から「七一七一七一七一七」へと変更された（長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書1984年 pp.13-15 参照）。

述内容から明治 25 年頃と推測されている<sup>273</sup>。

『漢文教授法』の冒頭では、まず明治初期の漢文の劣勢と、それに次いで漢字廃止論が徐々に衰退し、再び漢文が評価されたことが述べられている。だが、学校教育における漢文の状況は、依然として厳しいものであることをも指摘している。明治期には、学校教育制度自体においては漢学ではなく、近代的な西洋の学問を重視する方針が採られていた。それを漢文衰退の一因として深井は指摘している。

『漢文教授法』では漢文教科書に関して 15 ページ以降に記述されている。そこで漢文教科書の問題点について述べている箇所を以下に引用しておく。

今日、尋常中学校と、尋常師範学<sup>274</sup>との教科書を見るに、甚、高尚に失せざるかの疑なき能はず、また時間の配当と、教科書と、適応せざるもの之あり、国語との連絡を欠くものありて、甚不充十分なるを免れず、従来多く使用し来れる教科書を見るに、

尋常中学校<sup>275</sup>

第一 年 級	第二 年 級	第三 年 級	第四 年 級	第五 年 級
日本政記又は日本外史近古史談の類	日本政記、文章軌範、十八史略の蒙求類	文章軌範、孟子、史記列伝の類	八家文、孟子、史記、の類	孟子、史記、左伝の類

の類又

尋常師範学校

第二 年 級	第三 年 級	第四 年 級
文章軌範、十八史略、八大家文の類	孟子、史記列伝、左伝の類	孟子、史記列伝、左伝の類

の類なるべし、以上列記したる諸書に就きて、尋常中学校より、之を評せば、第一年級に於ける、日本政記の如きは、訓点を施さざるが上に、その記事中、

<sup>273</sup> 加藤国安『明治漢文教科書集成 別冊 1』不二出版 2013 年 pp.154-155 参照。加藤(2013)は『明治漢文教科書集成』所収教科書解説の中で『漢文教授法』について言及しており、『漢文教授法』の本文 p.13 の記述から『漢文教授法』の刊行は「尋常師範学校ノ学科及其程度」改定(明治 25 年 7 月公布)の直後であると推測している。

<sup>274</sup> ママ。「尋常師範学校」の誤りか。

<sup>275</sup> この深井による「尋常中学校」の「従来多く使用し来れる教科書」の表は、四方一彌『中学校教則大綱の基礎的研究』(梓出版 2004 年)で示された明治 10 年代の教科書使用状況の実証的な調査の結果と一致している(pp.344-353 参照)。

論文を挿入し、頗、高尚なるをもて、読み難く、解し難く、且その記事初学の徒をして、読ましむべからざるものなり、故に一年級の教科書としては、如何あるべき、余は、寧、本書を目して史学の教科書とするも、差支なからんと、信ずるなり、外史は、記事如何にも面白くして、且、勤王の意を寓したるものなれば、初学の教科書には、頗、適当と信ずるなり、然れども、時間の配当上、到底読み尽くすべしとも思はれず、之、古人が本書の作、教科書を目的としたるにもあらざれば、止むを得ざることとするも、如何にも惜しむべき事なり、但、論文は省く方然るべしと思はる、近古史談は、冊数少く、文章また簡易にして、如何にも初学に適当したる書なり、就中、刪修したるものを可とす、国語との連絡を附せざるは、白壁の微瑕なるべきか

この引用箇所において深井は、頼山陽の『日本政記』<sup>276</sup>が初学者にとって難解であることを指摘し、一方で『日本外史』の内容を評価しつつも、「時間の配当上」、つまり教育課程との関連上、その体裁に問題があることを指摘している。編集型漢文教科書が初めて文部省の検定認可を受けたのは明治 28 年であるが、この引用箇所からも、『漢文教授法』が執筆された明治 25 年頃にはまだ丸本教科書が多く流通していたことがうかがえる。つまり、明治 20 年代は中等教育の教育課程の整備が進められたものの、それに教科書が追いついていない状態であったといえる。『漢文教授法』において深井が提起した丸本漢文教科書の問題点は、①学年・授業時数といった学校制度に適応していないこと、②「国語との連絡」がないこと、の二点に要約できる。

### 第 5 項『和漢文質疑問答』の漢文教科書論

『漢文教授法』において、深井鑑一郎は明治 25 年頃まで使用されてきた丸本漢文教科書の問題点を指摘していた。では深井は、新しい中等漢文教育にはどのような教科書が適切であると考えていたのだろうか。近代デジタルライブラリー所収の『漢文教授法』では最終ページに欠落があるため、これ以上の分析は不可能である。そこで本項では深井の著書である『和漢文質疑問答』に注目し、深井の漢文教科書論を分析したい。なお、『和漢文質疑問答』の分析には私蔵本を用いた。

『和漢文質疑問答』（誠之堂発行・明治 26 年初版・明治 32 年合本再版）は総ページ数 68 ページの洋装本である。序文が存在せず、刊行の主目的は明記さ

---

<sup>276</sup> 四方一彌（『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版 2004 年）は、明治 10 年代において頼山陽の歴史書『日本政記』と『日本外史』が中学校和漢文科教科書として多く用いられたことを指摘している（p.261 参照）。

れていない。その内容は『和漢文質疑問答』は前半に「和文質疑問答」（今泉定介著）、後半に「漢文質疑問答」（深井鑑一郎著）が収録されている。構成は一問一答形式で、あらかじめ設定された古典や古典教科書に関する問いに対応して、著者が注釈や文法の解説を加えるというものである。表紙に「中等教育和漢文講義」、奥付に「和漢文講義第十五編質疑問答」と記されているため、明治30年頃に誠之堂が刊行した古典学習参考書『中等教育和漢文講義』の中の1編であると考えられる。『和漢文質疑問答』の内容は学習参考書、あるいは教師向けの指導書ともいえるもので、多くは漢籍の注釈や文法の解説である。だが、深井鑑一郎が漢文教科書に関して持論を展開している箇所が、一箇所だけ存在する。

『和漢文質疑問答』63 ページに「中等教育にて、教科書に用いて可なる教科書は、何々の種類に候ふか、御教示願上候」という問いが設定されている。これは「中等教育において教科書に用いることのできる教科書は何か」という質問である。明治20年代の時点では丸本教科書と編集型教科書が混在しており、また検定認可を受けていない教科書が実際には多数出回っていたことが問題になっていたといわれる<sup>277</sup>。したがって、この「問」にある「教科書に用いて可なる教科書」という文言は今日の視点からすれば不自然な表現であるが、「用いることのできる教科書」と「用いることのできない教科書」との相違点は、この時代の教科書では重大な問題であったと考えられる。この問いに対する深井の回答を以下に引用する。

中等教育にも、尋常中学校あり、師範学校あり、先、尋常中学校につきていはんに

第一年級には 平易簡単なる本邦人の漢文を、読ましむるを可とす、或は、漢文直訳文より初めて、次第に簡易なる漢文に及ぼすも可なり、而して、反点、送仮名、句読を施したるもの論なし、今、その教科書をいはは

一日本外史 皇朝史略 国史略 近古史談 日本蒙求 日本智囊 漢文入門の類可ならんか、就中近古史談、漢文入門の類は、反点送仮名の便あるのみならず、文章、亦、簡単にして、最、適當せるものならん

第二年級には 同じく平易簡単なる本邦人の漢文を読ましむること可なれども、一年級よりは、稍、長く、且、解し難きものを択びて、教ふるを可とす、而して、反点、送仮名、句読を施したるものは論なけれども、その中、時として一二送仮名を施さざるものを、試験するも可ならんか、但、その教科書は

<sup>277</sup> 木村淳「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』第十号 中国近現代文化研究会編・発行 2009年 p.59 参照。

一日本外史 皇朝史略 国史略 近古史談 漢文教科書一二の巻 日本漢文  
読本一二の巻

の類可なるものの如し、就中、漢文教科書は、教育上の原理を応用したるものなれば、最、可ならんか、日本漢文読本も、亦、漢文教科書の体に倣ひたるものと知るべし

第三年級には 本邦人の漢文、及、平易なる支那人の漢文を読ましむるを可とす。而して、本邦人の漢文中、平易なるものには、送仮名を施さずして、単に反点句読のみを施したるもの、漢土人のものは、反点、送仮名、句読を施したるを可なりとす、今、その教科書を挙げれば

一日本外史論文 日本政記本文及論文 文章軌範 謝選拾遺 漢文教科書三四の巻 和漢合璧文章軌範

の類これなり、之を要するに、今日出版せる書物の上にて、此の級に相当したる良教科書なきものの如くに思はるるなり

第四年級には すべて、漢土人の文章を読ましむるを可とす、勿論平易なる文には、送仮字を附せざるの可なるも、稍、六かしき文章には、必、送仮字あるを要す、唯、時として、六かしき文にても、送仮字反点を施さずして試験するも可なり、その教科書は

一正文章軌範 唐宋八大家文 史記列伝

の類を可とす、然れども、文章軌範、八家文の如きは、もとより今日の学生のために、必要あるものを撰択したるにあらざれば、往々生徒の脳髓と背馳し、いたく厭嫌を来たさしむることあるべし、故に、教授する人は、充分此の点に注意して、成るべく快味を覚ゆるやうにせしめざるべからず、史記の如きも、伯夷列伝、仲尼弟子列伝、韓非子列伝の如き六かしき文は、成るべく後に廻して、平易簡単にして、生徒に支那史教授の際に於て、記憶せるものより始むるを可なりとす、然らざれば、生徒をして、勞して功なからしむるものあらんと思はるるなり

第五年級には その教授の方法は、第四年級に同じくして、稍、高尚なるものを読ましむべし、但、六かしき文には、送仮字を附し、或は反点句読のみを施し、時として句読のみを施し、或は平易なる文章には、句読をまでも省きて、その学力を試験すべし、今、その教科書をいはば

一史記列伝 孟子

の類を可なりとす、史記の如きは、四年級に六かしと思ひて、省きたるものを、教授するを可なりとす、又、孟子の如きは、性善の章、又は、浩然の気の如き、六かしきものは、之を省く方可なり、或は、左伝を用ふるものあり、如何あるべき、未、その可なるを知らず之を要するに、漢文教授の任に当るものには、老年の人多く、或は老年ならざるも、その考老年の人の如くにして、更に当時

の学生の学力如何を験せずして、自己が漢文を学ひし時の考を以て、今の学生もかくなるべしなどと思ひ、妄に六かしき教科書などを用い、或は文法などを仔細に吟味して、学生の脳裏に適中せしむることを知らざる、誤迷教育家ありといへども、これ等は、実に教授法を弁へざるものといはざるべからず、

上記の引用箇所を深井が提示した教科書の内容・配列をまとめると、以下のようになる。

- ・ 第一学年… 『日本外史』『皇朝史略』『国史略』『近古史談』『日本蒙求』『日本智囊』『漢文入門』
- ・ 第二学年… 『日本外史』『皇朝史略』『国史略』『近古史談』『漢文教科書一二の巻』『日本漢文読本一二の巻』
- ・ 第三学年… 『日本外史論文』『日本政記本文及論文』『文章軌範』『謝選拾遺』『漢文教科書三四の巻』『和漢合璧文章軌範』
- ・ 第四学年… 『正文文章軌範』『唐宋八大家文』『史記列伝』
- ・ 第五学年… 『史記列伝』『孟子』

以上で例示されている教科書はほとんどが旧来の丸本教科書である。これは明治 20 年代当時、編集型教科書が作り始められたとはいえ検定認可を受けたものではなく、実際に用いられた教科書もまだ丸本教科書が主流であったためであろう。第一学年から第三学年の前半が日本漢文、第三学年の後半から第五学年が中国漢文の順で配列されており、これは前節で指摘した『撰定中学漢文』の編纂方針とも一致している。日本漢文の丸本教科書である『日本外史』、『皇朝史略』<sup>278</sup>、『国史略』<sup>279</sup>、『近古史談』<sup>280</sup>、『日本蒙求』<sup>281</sup>、『日本智囊』<sup>282</sup>はいずれも歴史書である。一方、中国漢文の丸本教科書は日本漢文に比べて例示されているものの種類が少ないことが指摘できる。中国漢文は日本において漢作

---

278 『皇朝史略』は青山延子による、『十八史略』の体裁にならって『大日本史』（神武天皇～後小松天皇）を要約した歴史書である。（国史大辞典編纂会編『国史大辞典 第五巻』吉川弘文館 1985 年 p.451 参照）

279 『国史略』は巖垣松苗による、『十八史略』にならった神代から後陽成天皇までの史書である。（国史大辞典編纂会編『国史大辞典 第五巻』吉川弘文館 1985 年 p.660 参照）

280 『近古史談』は大槻磐溪による、戦国～江戸初期の武将の逸話集である。（若林力『近古史談全注釈』大修館 2001 年参照）

281 『日本蒙求』は堤静齋による神武創業から明治維新までの人物伝である。体裁は唐・李瀚の『蒙求』に拠る。（国立国会図書館近代デジタルライブラリー収蔵本参照）

282 『日本智囊』中村栗園著。戦国～江戸初期の武将の逸話集。（国立国会図書館近代デジタルライブラリー収蔵本参照）

文に用いられた名文集（『文章軌範』<sup>283</sup>とその編集本<sup>284</sup>、『唐宋八大家文』）と歴史書（『史記』）が提示されているが、儒教の經典である四書五経や思想書、漢詩集などはとり上げられていない。

次に、深井が例示した編集型漢文教科書についてであるが、第一学年の『漢文入門』<sup>285</sup>や第二・三学年の『漢文教科書』<sup>286</sup>『日本漢文読本』は『検定済教科用図書表』<sup>287</sup>に記載されていないことから、検定不認可の教科書であったと考えられる。第一・二・三学年でこれら近代的な編集型漢文教科書が例示されているものの、全学年を網羅する編集型漢文教科書は示されていない。

以上の、深井が提示した漢文教材配列の主な特徴としては、日本漢文から中国漢文へという配列順を採用されていることが挙げられる。その理由について深井は解説していないが、この時期の教育課程ではまだ具体的な教材が指定されていないため、文部省の方針に従ったものであるとは考え難い。浜本（2013）は、日本漢文重視の方針は昭和戦前期の漢文教科書に踏襲され続けるであったことを指摘しているが<sup>288</sup>、その要因としては、幕末から明治期にかけての『日本外史』などの史書の流行や、国語の内容との関連などを挙げるができる。

上に引用した中学校の漢文教科書の問題に続いて、後半では師範学校の漢文教科書と漢文教育の状況についての意見が述べられている。そこで深井は中学校生徒と比較して「師範学校の卒業生が、漢文科の学力の不充分」であることを主張しており、その理由として師範学校の漢文科の授業時間が国語科に比べて不足していることを指摘している。師範学校は初等教員養成学校であり、この後初等教育の漢文教育は廃止されることとなるが、『和漢文質疑問答』において深井は、むしろ初等教育における漢文の不足を批判しており、師範学校にお

---

<sup>283</sup> 『文章軌範』は、宋の謝枋得が編纂した唐宋古文の名文集である。本来は科挙のための模範文例集として編纂された。（前野直彬注解『文章軌範新釈漢文大系 17・18』明治書院参照）

<sup>284</sup> 『謝選拾遺』は謝枋得の『文章軌範』を頼山陽が再編集したもの。『和漢合璧文章軌範』は石川鴻斎の編著。（国立国会図書館蔵本参照）

<sup>285</sup> 東京書籍文庫所蔵教科書（東書文庫編『教科用図書目録』東京書籍 1979年参照）によると、『漢文入門』は深井鑑一郎編纂『標柱漢文入門』（吉川半七発行・明治26年訂正二版）のことと考えられる。なお、第二学年の『日本漢文読本』は該当する教科書が発見できなかった。

<sup>286</sup> 同じく東京書籍文庫所蔵教科書によると、明治20年代に『漢文教科書』という教科書は、深井鑑一郎・堀捨二郎編、吉川半七発行『標注漢文教科書』巻之三（第二版・明治25年）、深井鑑一郎・堀捨二郎編、吉川半七発行『標注漢文教科書』巻之四（訂正二版・明治26年）、深井鑑一郎・堀捨二郎編、吉川半七発行『標注漢文教科書』巻之一・二（訂正四版・明治26年）が存在する。

<sup>287</sup> 文部省編『検定済教科用図書表 第二巻』（芳文閣復刻 1985年）参照。これには明治19年から32年に検定認可を受けた教科書が記載されている。

<sup>288</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年一」（国語教育史学会編『国語教育史研究』第13号 2012年） p.18 参照。

ける漢文教育の拡充を主張していたことが読みとれる。なお、「中等教育」の漢文教育を中学校と師範学校に分けて論じている点は、『漢文教授法』『和漢文質疑問答』ともに共通している。

次に、『漢文教授法』と『和漢文質疑問答』の教科書論を比較しておきたい。『漢文教授法』において深井鑑一郎は、『日本政記』を漢文入門書としては内容が難解であるとして批判し、『日本外史』や『近古史談』を推奨しながらも、丸本教科書は時間の配当上読みこなせないことを問題提起していた。『和漢文質疑問答』において深井は、『漢文教授法』に掲載していた「従来多く使用し来れる教科書」の、日本漢文から中国漢文への配列順を踏襲しつつ、『漢文教授法』での主張していたとおり『日本政記』を第一・二学年から削除し、第三学年へと移動させている<sup>289</sup>。漢文学者の齋藤希史（2007）は、深井鑑一郎が漢文入門書として推奨した『日本外史』が「幕末の大ベストセラー」「明治に至っても繰り返し出版され、その中の一節が必ず教科書に採られているほど」<sup>290</sup>であったことを、作家・中村真一郎（1917～1997）の『頼山陽とその時代』の記述<sup>291</sup>を例に挙げて指摘している。明治20年代において『日本外史』は漢学を学んでいない一般庶民にまで浸透していた漢文であったため、日本漢文（『日本外史』など歴史書）から中国漢文へという教材配列は当時の初等教育の内容と関連を図り、学習者の発達段階に対応する効果があったと考えられる。次に、第三学年の教科書では日本漢文と中国漢文が混在している。この学年について、深井は「今日出版せる書物の上にて、此の級に適當したる良教科書なきものの如くに思は

---

<sup>289</sup> 『日本政記』（植手通有校注『日本思想大系 49 頼山陽』岩波書店 1977 年参照）は『日本外史』と同様に頼山陽の歴史書である。その内容は歴史記述と作者の論文から構成されており、『日本外史』に比して難解である。それにもかかわらず漢文入門書として用いられたのは『日本外史』が武家の歴史書であるのに対して『日本政記』が皇室の歴史書であり、国民意識の養成に適していると考えられたためであると推測される。もっとも『日本政記』の「論文」の箇所では天皇の失政を批判している部分もあり、必ずしも尊皇的であるとはいえない。そのため、当時は『日本政記』の他に漢文教科書として適当な皇室の歴史書がなかったために、『日本政記』が用いられた可能性も考えられる。

<sup>290</sup> 齋藤希史「頼山陽の漢詩文近世後期の転換点」『古典日本語の世界』東京大学出版会 2007 年 p.189。

<sup>291</sup> 齋藤希史（2007）は、中村真二郎の『頼山陽とその時代』から以下の箇所を引用している。

「明治初年生れの私の外祖母は、文字通り無学な田舎の一老媪に過ぎなかった。しかし彼女は、中学校の私が漢文の副読本『外史抄』を読み悩んでいる時、台所に立ったままで、私の読みかけた部分を唸々と暗誦して聞かせてくれた。明治初めの地方の少女は、『日本外史』を暗記することが初等教育であったのだろう。」

今日、漢文は古典教育に位置づけられており、しかも日本の古典としては『日本外史』よりも『源氏物語』や『枕草子』などの方が優先的にとり上げられる傾向にある。だが明治期には日本漢文、そのなかでも特に『日本外史』などの歴史書が初等教育に用いられる場合もあった。

るるなり」と述べている。『和漢文質疑問答』の今回引用した箇所では、深井は学習者の発達段階や学校制度に応じた教材の配列を行っていることが分かる。また、それらの教科書の意義を説明している箇所では漢文という言語の形式の学習について記述しており、その内容面の道徳性や国家意識の涵養などに関して明言している箇所は見られない。

以上の『漢文教授法』『和漢文質疑問答』の分析から明らかになった、『撰定中学漢文』編纂背景にある深井の漢文教科書論の特徴としては、①日本漢文から中国漢文へ、という教材配列の方針は従来の藩校や中学校の丸本教科書使用状況と共通していること、②従来の中学校で漢文入門者用丸本教科書として用いられていた『日本政記』を、深井が中級者向け教科書として位置づけ直していること、の主に2点が指摘できる。

## 第6項 『撰定中学漢文』と『漢文教授法』『和漢文質疑問答』の関連性

以上、本節では『撰定中学漢文』の編纂方針について、『中学漢文』との比較から検討を行ない、また『漢文教授法』『和漢文質疑問答』をもとに、編纂者・深井鑑一郎の漢文教科書に関する言説の分析を行なった。

『漢文教授法』において深井が提起した丸本漢文教科書の問題は、①学年・授業時数といった学校制度に適応すること、②「国語との連絡」があるもの、の二点に要約できる。この問題の解決策として、深井は『和漢文質疑問答』では従来の漢文丸本教科書の使用状況に沿って日本漢文から中国漢文へ、という教材配列を採用している。また難易度順による教材配列という観点から、従来初学者用教材であった『日本政記』を中級者用に位置づけ直した。この教材配列の方針は、深井が初めて検定認可を受けた『撰定中学漢文』とその雛形であった『中学漢文』の編纂方針とも共通するものであった。以上の分析から、深井鑑一郎編纂『撰定中学漢文』は近代的編集型教科書という新しい体裁を採っているが、その出典は旧来の丸本教科書の使用状況を踏まえつつ、難易度を基準とした再構成が行なわれていたことが明らかになったといえる。

## 第6節 編集型漢文教科書の教材内容におけるメリトクラシー思想

### 第1項 編集型漢文教科書におけるメリトクラシー的教材の定義

本節では、本章でこれまで分析してきた編集型漢文教科書の教材に見られるメリトクラシー思想について検討を行なう。一つの教材のなかに歴史や地理、

修身など、複数の要素を含むものがあるので、統計調査による漢文教材の分類は困難である。そこで、統計的な量的調査を行なうよりも、まずメリトクラシー的傾向を持つと考えられる教材を選び出し、それに質的分析を加えることでこの時期の漢文教材におけるメリトクラシー的特色を明らかにすることができるのではないかと考える。したがって本節の研究手法としては、本章で分析した秋山四郎・深井鑑一郎の漢文教科書を中心に、漢文教科書に収録されている代表的な教材を実際に引用して、そこから読み取れるメリトクラシー思想の分析を行なう。またその教材の教科書内での位置づけなどをも含めて検討していくこととする。

まず、ここでメリトクラシー概念の特徴を確認し、また本節において検討対象とするメリトクラシー思想の傾向を持つ教材の基準を示しておきたい。

序章においても言及したが、竹内洋（1995）によるとメリトクラシーとは人員配置の基準に「家柄や門地などに重点をおく属性主義（何であるかによる選抜）」ではなく、「教育資格や能力つまり営為に重点をおく業績主義（何ができるかによる選抜）」をとることで、「能力ある人々による統治と支配が確立する社会のこと」であり、学歴社会や「教育と階層」を語る場合に用いられることが多いといわれている<sup>292</sup>。このメリトクラシーの思想が漢文教材に見られるか否かが、本節の検討の要点である。そこでまず、文章教材においてメリトクラシー思想とみなす特徴の基準として、以下の2点を設定しておく。

- ・ 勤勉性や向学心の必要性を説いた教材。
- ・ 忍耐や努力に基づいた立身を記した教材。

このメリトクラシー思想は、当時の中学校教育の目的<sup>293</sup>とも関連していると考えられる。中学校の目的は、明治19年公布「中学校令」第一条では「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」、明治32年公布「中学校令改正」第一条では「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と示されていた。つまり、上級の教育機関への進学や中流階層の養成がこの時期における制度上の中学校の位置づけであり、「中流社会の男子の教育機関として比較的少数者を対象とする学校」<sup>294</sup>であったともいわれる。『実語教』など、近世にも勤勉を奨励する漢文の教訓本はすでに存在している。また、近世の歴史書にもメリトクラシー的傾向を有していると考えられるものが存在する。例えば大槻磐溪の著書『近古史談』の

<sup>292</sup> 竹内洋『日本のメリトクラシー』東京大学出版会 1995年

<sup>293</sup> 文部省編『学制百年史資料編』帝国地方行政学会 1972年 p.128,131

<sup>294</sup> 文部省編『学制百年史記述編』帝国地方行政学会 1972年 p.343

編纂の意図には「磐溪が『近古史談』を編した意図は、外国船の来航によって、幕府の指導者を始めとして国内の多くの人々が右往左往した原因を分析した結果、今こそ「太平の遊惰を鞭策して、士気を鼓舞する一助」（近古史談叙）が必要であるとしたことにある。」（若林力校注『近古史談』大修館書店 2001年 p.12）といわれている。このように、幕末に編纂された漢文による歴史書の意図は、国家の自存自衛の必要から「遊惰を鞭策し」「士気の鼓舞」すること、つまり忍耐や努力という徳目を強調している。そしてそれは個人の水準では立身出世のメリトクラシーと関連しており、メリトクラシーは個人の欲得を第一の目的とするのではなく、あくまでも重要な地位を占めることでより社会に貢献するという形で社会制度内に採用されているといえる。本論文の第1章で検討したとおり「学制」の時点においてもメリトクラシー思想の傾向を看取することができるが、そのメリトクラシー思想が学校制度確立期の中等教育、具体的には国語成立期における編集型漢文教科書の中にどのように取り込まれているかについて、本節では検討を行なう。

## 第2項 秋山四郎編纂漢文教科書におけるメリトクラシー的教材

検定認可第一号である『中学漢文読本』では、卷之一～四が「我邦諸名家之叙事文」卷之五～八が「支那諸名家之叙事文」、卷之九・十が「支那諸名家之議論論文」で構成されていた。文章のジャンルは古い。多様性があまりなく、難易度が高いのが特徴。部分的にはメリトクラシー的な要素を読みとれる可能性もあるが、顕著ではない。節でも検討したとおり、深井鑑一郎の漢文教科書は教材の段階的配置や教材多様化の試みが見られるものの、基本的には旧来の歴史書（名将の言行）中心で編纂されている。深井鑑一郎が説明するところの「志気の涵養」は、広義ではメリトクラシーにつながる性格を指摘できるが、それでは枚挙に暇がないので、直接読みとれる教材に焦点化して分析したい。秋山四郎の編集型中等漢文教科書の場合、『中学漢文読本』よりも後に編纂された教科書に加えられた教材にメリトクラシー思想は顕著である。ここでメリトクラシーが顕著に読みとれる教材の具体例としては、『漢文教科書』（明治）卷之二「弗蘭克林」、卷之三「福沢諭吉誨子弟」「冬夜読書」、『第一訂正漢文教科書』（明治34年初版・明治41年第五版）卷之二では荻生徂徠の苦学が書かれた「一七荻生徂徠」などが存在する。『第一訂正漢文教科書』（明治34年初版・明治41年第五版）卷之五はその冒頭において、『学問のすゝめ』と並ぶ明治期の啓蒙書で、立身出世主義を説いた『自助論』<sup>295</sup>の中村正直による序文が収録されてい

<sup>295</sup> 『自助論』はサミュエルスマイルズの著書であり、欧米人の成功談を収録している。中村正直が『西国立志篇』として翻訳し、明治4年に刊行された。福沢諭吉の『学問のすゝ

る。

以下にこの巻之五「自助論第五編自序附記誠（中庸、小学）」の訓読文を引用しておく<sup>296</sup>。

天下の事、ただ千万のみならず。然るにその成敗得失の機を察すれば、一にみな誠偽の二字に決するのみ。もって国政に発すれば、すなわち公私の別なり。もって人品に見（あらわ）るれば、すなわち善悪の別なり。もって學術に顕るれば、すなわち邪正の別なり。もって工芸に著るれば、すなわち巧拙の別なり。今それ、木の大きなる者、霄漢を凌ぎ、風雨に戦い、蒼皮黛色、千年なお新たなり。然るにそのはじめに溯れば、すなわち一粒の種子、根を地中に託する者のみ。川の洪なる者は、田野に漑ぎ、鯨鱣を汎かべ、百折絶えず、万古息まず。然るにその源を探れば、すなわち一道の活泉、全湧して出づるのみ。

ここに知る、種子は、木の誠、活泉は川の誠なることを。ただそれこの誠あり、その大を成すゆえんなり。物なお然り。況や人をおいてをや。人いやしくも一片の誠、胸中に存するあれば、すなわちはなはだ微にて見るべからざるがごとしといえども、しかも実に万事の根源となる。もって芸事を修むべく、もって学識を植つべく、もって民人を治むべく、もって神明に交わるべし。この編に、勉強忍耐といい、善く機会に乗ずといい、小事を忽（ゆるがせ）にせずといい。偶然解悟という者は、一にして足らず。これみな人のその業を成すゆえんなり。然りしこうしてその本を推せば、すなわち一に誠を發してこの数者となるに外ならざるのみ。この故に、書を読み学問する者、および工事を学ぶ者は、まさに自ら己に問うべし。曰く、果たしてよく誠心に発するや否や。いやしくも誠心に発す、すなわち自らよく勉強忍耐し、自らよく善く機会に乗じ、自らよく小事を忽にせず、自らよく偶然解悟す。才誠より出でざれば、この才を算し得ず。誠了（さと）り、自然に才あり。今人才なきを患えず、ただこれ一の誠の字を討（もと）めてえず、と。この言や、世間の才子の頂門の一針となすべし。

第五編の題は「幫助、すなわち機会を論ず、ならびに芸業を勉修することを論ず」であり、その内容は成功の機会偶然ではなく、勉勵によってもたらされる、というものである。ここでは「誠」という徳目が「立身」と結びついて

---

め』と並ぶ明治期の代表的な啓蒙書といわれる。キーワードは「立身」「富貴」「賢愚」「貧賤」（『教科書啓蒙文集』新日本古典文学大系明治編 11 岩波書店 2006 年参照。）

<sup>296</sup> 引用にあたって、白文を訓読文に改めた。訓読法はサミュエル・スマイルズ著／中村正直訳『西国立志篇』（講談社学術文庫 1989 年）を参考にした。

いるといえる。この巻之五「自助論第五編自序附記誠（中庸、小学）」では、『自助論』の序文の後に「四書」の『中庸』と『小学』から「誠」に関する一節が附されている。以下にその『中庸』と『小学』の訓読文と通釈を挙げておく<sup>297</sup>。

誠なる者は天の道なり。これを誠にする者は、人の道なり。誠なる者は、勉めずして中たり、思わずして得、従容として道に中る聖人なり。これを誠にする者は、善を択びて固くこれを執る者なり。（中庸）

<通釈>誠とは、天が定めて、あまねくこの世に行なわれるべきものとして布いている道である。だから人々が誠を身に備えることは、人としてなさなければならない道である。そして、人間についていうと、誠であるということは、ことさらに思いめぐらさないでも物ごとの処理が適正をうる、つまり、心の欲するままにして自然に道にかなうということである。この誠を十全に備えているものは聖人である。また、聖人にならって、誠を身に備える方法は、物事について最善のことを知ってえらび取り、かつそれを固く守って常にわれとわが身につけておくということ、そのことである。

劉忠定公、温公に見え（まみえ）、心を尽くして己を行ふの要にして、以て終身之を行ふ可き者を問ふ。公曰く、其れ誠か、と。劉公問ふ、之を行ふこと何をか先にせん、と。公曰く、妄語せざるより始めむ、と。（小学外篇善行）  
<通釈>劉忠定公が司馬温公をたずねて、人のために自己の心の全量を尽くし、また自己の身の持ち方を完全にする要領として、一生行なうに堪えるようなものは何ですかときくと、温公は「誠であろう」と答えた。そこで、劉公は「誠を実行するには何から先にしたものでしょうか」と尋ねると、「でたらめなことを言わないことから始めるのだ」と言われた。

ここでいわれている「誠」は、観念上だけのものではなく、現実にも目的を達することともつながっているといえる。『自助論』（『西国立志篇』）の第五編自体の内容は、その自序の言葉を借りれば「勉強忍耐」「善く機会に乗ず」「小事を忽（ゆるがせ）にせず」という努力から幸運を導いた西洋人の逸話である。『第一訂正漢文教科書』巻之五では、中村正直が「誠」について述べた文章に、「四書」の一節が附されることで、近代的な立身主義と儒学の内容との融合が図られているといえる。

巻之五ではさらに第三一課において「自助論第九編自序」も収録されている。

---

<sup>297</sup> 引用にあたって白文を訓読文に改めている。その訓読法と通釈は『新釈漢文大系 2 大学・中庸』（明治書院 1970年 pp.275-276）、『新釈漢文大系 3 小学』（明治書院 1987年 p.495）を参照にした。

その内容を以下に引用しておく<sup>298</sup>。

あるひとは余にいいて曰く、西国の事理、大概この書に尽く、と。余曰く、否。これ一人一家の書に過ぎざるのみ。もしこれをもってその概略を尽くすとなさば、すなわち大いに謬れり。且つこれを訳するの意とははなはだあい径庭す。

それ天下の事理、日に出でて窮まらず。古人の是とするところ、しかも今人これを非とする者あり。今人の是とするところ、いづくんぞ後人の非とするところとならざるを知らんや。古人の言わざるところにして、今人これを言う者あり。今人の言わざるところ、いづくんぞ後人のこれを言う者あらざるを知らんや。天下ことごとくもって非となして、一人独りこれを是とし、当時に在りては、すなわち縲紲（るいせつ）の辱めを受け、後世に在りては、すなわち泰斗の名を得た、ガリレオのごとき者あり。天下の同論、豈に必ずしも是にして、一人の異見、豈に必ずしも非ならんか。天下の未だ言わざるところにして、一人独りこれを言い、当時に在りては、すなわち戮せられて罪人となり、後世に在りては、すなわち尊ばれて聖人となる、ソクラテスのごとき者あり。天下通行の説、豈に必ずしも是にして、一人創始の論、豈に必ずしも非ならんや。

この故に、たとい宇宙の間千百の意見議論を挙ぐとも、しかもなお未だもって天下の事理を尽くすに足らず。いわんやこの区々たる一小冊、なんぞもってその万一を窺うに足らんや。且つ余のこの書を訳するゆえんは、人をして進んで西籍を習読し、その心を謙虚にし、新見異説を容受し、務めて衆人の知識を集めて、妄りに一己を執りてもって論断せざらしめんと欲するなり。すなわち然らずして、この鞞を隔てて痒を搔くの訳書を読み、にわかにもってその概略を尽くすとするは、豈に予が心ならんや、と。

あるひとは、また曰く、この書の説くところ、孔子の旨に合う。故に取るべし、と。余曰く、然らずばすなわち子豈に孔子の言わざるところは、すなわち概ね取るに足らずと謂（おもえ）るか。これ孔子の意と悖れり。子の四を絶つ、意なく、必なく、固なく、我なし、といわざるか。憤りを発して食を忘れ、楽しみてもって憂いを忘れ、老いの将に至らんとするを知らず、といわざるか。孔子をして今日に生まれしめば、すなわちその務めて新見異説を聴納すること、果たしていかなぞや。もし孔子の書を死読し、留滞して化せず、ここをもって天下の事理を規し、一言合わざれば、駭（おどろ）きてもって怪となす。かくのごとくなれば、すなわち孔子の学を好み及ばざるが

<sup>298</sup> 引用にあたって、白文を訓読文に改めた。訓読法はサミュエル・スマイルズ著／中村正直訳『西国立志篇』（講談社学術文庫 1989年）を参考にした。カッコ内は引用者注。

ごときの意と、正にあい反す。

それ学問の事は、衆異を集めて、もって思察に備え、旧見を濯いもって新得を冀（こいねが）うを貴ぶ。たとえば書を貯うるがごとし。もし子万巻を擁すとも、同じくみな一書ならば、すなわちなんぞ多きを貴ばん、たとえば大餐を食らうがごとし。郇厨侯鯖（しゅんちゆうこうせい）、五味八珍、衆異も並せ備わり、然る後に口に美なり。然らずして食前方丈、陳ずるところただ一種の物ならば、すなわちその同じきや、豈に厭うべからざらんか。眼鏡の紅色なる者を掛けて、物を観れば、森羅万象、紅ならざる者なし。碧色の者を掛くれば、すなわち乾坤一碧、黄色の者を掛くれば、すなわち宇宙みな黄なり。もし先ず一己の見を執りて、もって他人の論を聴かば、すなわちそのいうところの同じきも、またその真に非ざるなり。舜は好んで邇言を察し、己を舍（す）てて人に従う。孔子は礼を老聃（ろうたん）に問い、楽を萇弘に問う。古人の学を好み、汲々として倦まず、虚もって人を受けることかくの如し。豈に後人の先ず入るを主となし、好んで異同を立て、妄りにあい是非するがごとくならんや。

この書のごとき、子ただ宜しく収めて万卷中の一部となすべくして、可なり。これをもって自ら足れりとすれば、不可なり。これをもって自ら是とすれば、大いに不可なり。あるいはこれをもって他人の義論を律せば、大いに不可なり。天下の事理、浩として巨海のごとし。豈に升斗の量をもってこれを概するを得んや。たまたま第九編の刻成る。書してもって序となす。

なお、第九編の題は「職事を務むる人を論ず」である。これも学業の心構えと説いた文章であろう。その内容は「西洋の事理」の学習を「孔子」を例に挙げて説明したものであり、漢文の教養と西洋の学問の関連についての文章であるといえる。

また、『第一訂正漢文教科書』卷之三の第二九課には広瀬淡窓の漢詩「桂林莊雜詠示諸生」が収録されている。その訓読文と通釈を以下に挙げておく<sup>299</sup>。

「桂林莊雜詠諸生ニ示ス」  
道フヲ休メヨ 他郷苦辛多シト  
同袍友有リ 自ラ相親シム  
柴扉暁ニ出ヅレバ 霜雪ノ如シ  
君ハ川流ヲ汲メ 我ハ薪ヲ拾フ

<sup>299</sup> 一首目の訓読文・通釈は猪口篤志『新釈漢文大系 45 日本漢詩 上』（明治書院 1972 年 pp.315）、二首目の訓読文・通釈は林田慎之助『広瀬淡窓』（日本漢詩人選集 15 研文出版 2005 年 p.62）を参考にした。

<通釈>一旦志を立てて遠遊したからには、他郷はつらいなどと弱音をはくものではない。志を同じくする多くの友人がいる。不自由を忍びながらも、一枚の綿入れを共有する親友もできよう。朝早く柴の戸をあけて外に出てみると、霜が一面に降りて、まるで雪のようで、寒さはひとしお身に沁みるが、何のこれしきのこと、男だけの自炊も楽しいではないか。君は川の流れを汲んで来たまえ、僕はうしろの林に往って薪を拾って来よう程に。

遥ニ思フ白髪門ニ倚ルノ（引用者注・よるの）情 官学三年業未ダ成ラズ  
一夜秋風老樹ヲ揺ガシ 孤窓枕ヲ欹テ（引用者注・ゆすりて）客心ヲ驚カス  
<通釈>年老いた白髪の母が故郷の家の門にもたれて、帰ってくる私を待ちわびている姿を、はるかに思い浮かべている。それなのに、宦学、仕官せんがための勉強につとめて三年になるが、私の学業はいまだ成就していない。ある晩、秋風が吹いてきてしきりに老木を揺り動かしている音を、孤独をかこつ窓ぎわで、枕を立てて聴いていると、客心、遊学中の私の心は、不吉な胸騒ぎにかりたてられる。

これは江戸後期の儒学者・広瀬淡窓が私塾の咸宜園（桂林荘）で塾生に示したもので、「他郷に出て学問修業するのは、多少の苦労があっても、その中にまた格別の楽しみのあるものであるとあって、激励した」<sup>300</sup>詩である。この漢詩を中学生向けの漢文教科書に採用したことには、学業の奨励という点でメリトクラシーとの関連が推測される。

### 第3項 深井鑑一郎編纂漢文教科書におけるメリトクラシー的教材

深井鑑一郎編纂漢文教科書は、主に歴史書の系統の内容を中心に編纂されていることが特徴であるが、歴史上の聖人や名将の言行を学び、志気を涵養するという点ではメリトクラシー思想との関連していたことが考えられる。深井鑑一郎編纂漢文教科書のなかで例外的に儒教の經典と関連した教材としては、深井鑑一郎編『撰定中学漢文』（明治31年初版）と『刪修撰定中学漢文』（明治32年刪修訂正第四版）巻五巻末の「幼学綱要序」（元田永孚）が挙げられる。この『幼学綱要』は明治15年から16年にかけて刊行された勅撰修身書であり、その名の通り本来は初等教育を対象として編纂されたもので、その内容は明治23年の「教育勅語」の前身として位置づけられている<sup>301</sup>。『幼学綱要』の内容は「仁

<sup>300</sup> 猪口篤志『新釈漢文大系 45 日本漢詩 上』明治書院 1972年 pp.315

<sup>301</sup> 国史大辞典編纂会編『国史大辞典 第14巻』（吉川弘文館 1992年 pp.327-328）参照。なお、『幼学綱要』は儒教的な徳目に沿って和漢の教訓的な例話が収録されており、そのな

義忠孝」の儒教主義が中心であり、エリート教育というよりも初等段階の国民道徳を目的として編纂されたためか、この「幼学綱要序」においても立身出世などのメリトクラシー思想に言及した箇所は見られない。その一方で、深井鑑一郎編『撰定中学漢文』（巻一～十・明治 31 年初版）、『刪修撰定中学漢文』（巻一～十・明治 32 年刪修訂正第四版）巻三の巻末には「士規七則」（吉田松陰）が全文収録されており、ここにメリトクラシーと関連があると考えられる文章が含まれている。以下に「士規七則」の内容が要約されている文末部分を訓読文に改め、引用しておく<sup>302</sup>。

右士規七則、約して三端と為す。曰く志を立て万事の源と為し、交を扱ひて仁義の行を輔け、読書を以て聖人の訓を稽（かんが）ふ。士苟（まこと）に此に得ること有らば、亦た以て成人と為るべし。

<通釈>士規七則は要約すると三点である。すなわち、立志を万事の源とすること、友人を選び仁義の行いをする、書を読み聖人の遺訓を学ぶことである。この三点を実行できれば、成人（一人前の武士）となることができる。

上に引用した部分ではなく、「士規七則」の本論の方には「忠孝」に言及した部分が存在しており、その箇所も『撰定中学漢文』『刪修撰定中学漢文』には収録されている。しかし、上に引用した、本文要約にあたる結末部分では「忠孝」の文言はなく、「立志」や「読書」といった向上心や勤勉性の方に重点が置かれ、それを「成人」（ここでは一人前の武士の意味）の条件として位置づけていることが読みとれる。また、「読書を以て聖人の訓を稽（かんが）ふ。」とあるところから、読書の内容は「聖人の遺訓」、すなわち、漢籍の経書や史書を指していると考えられるが、漢学の素養が単なる歴史の知識に留まらず、武士たるにふさわしい政治学・人間学であると考えられていたことがこの箇所からうかがい知ることができる。

---

かには「勤学」の項目が存在している。しかし元田永孚の「幼学綱要徳目及び大意」（海後宗臣『元田永孚』文教書院 1942 年 所収）では「人皆天賦の徳性あり。然れども学ばずして能く道を知る者無し。」として、「勤学」の目的が「指導的人物の養成」や「立身出世による社会貢献」といったメリトクラシー思想の方には置かれておらず、あくまで「徳を成す」ために学習が必要であることが述べられている。なお、この『幼学綱要』における「徳を成す」ことを目的とした「勤学」観は、明治 23 年の「教育勅語」における「徳器を成就し」という教育観と関連しているものと考えられる。この学習観の面において、国民全体を対象とした初等教育と、中堅実務者や高等教育進学者を養成していた中等教育の間には、明らかな差異が存在していたことと考えられる。

<sup>302</sup> 広瀬豊『松陰先生士規七則講話』（日本放送協会 1935 年 pp.2・4,40-41）参照。「士規七則」は、吉田松陰が従弟の元服にあたって、武士の心得を訓示した文章である。

本章においてすでに指摘してきたが、丸本教科書や検定認可第一号の総合的な編集型漢文教科書である秋山四郎編『中学漢文読本』の内容は、歴史書や『唐宋八大家文』『文章軌範』のような名文集が中心であり、ジャンルの多様性はあまり見られなかった。だが、本節での検討から明らかなように、明治30年代の国語科成立期に編纂され、出典が多様化した漢文教科書においては、直接的に勤勉性や向学心の必要性、あるいは忍耐や努力に基づいた立身が扱われている教材が加えられている。そういった教材の内容において、メリトクラシー思想との関連性を読みとることができる。

## 第7節 編集型漢文教科書と中等国語教科書の関連

### —秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治41年第五版）と落合直文編『訂正中等国語読本』（明治36年訂正版）の編纂方針比較—

#### 第1項 国語教育史研究における落合直文編『訂正中等国語読本』（明治36年）の意義

本章の第4節第1項においても言及したが、明治20年代後半から本格的に登場した近代的な編集型漢文教科書に共通する特徴について、浜本純逸（2012）は検定認可第一号の金港堂刊・秋山四郎編『中学漢文読本』（明治29年文部省検定済）の編纂方針をもとに以下のように指摘している<sup>303</sup>。

- ①日本漢文から漢文学習を始めている。日本漢文が漢文教材の「本」であり「始め」「基本」である、と考えている。
- ②漢文学習の目的を国文の光輝（よさ）を発揚させるため、と考えている。
- ③丸本を超えて、文章を選択・抄出して編者の観点に立脚して配列している。
- ④教材文の配列に当たって、易から難への教育的配慮を持っている。
- ⑤教育目標として日本魂及び皇国意識を育てようとしている。

この編纂方針が「同年代から大正期にかけて広く踏襲されていった。」<sup>304</sup>と浜本純逸（2012）は述べており、後続する多くの編集型漢文教科書の編纂方針と関連していることを指摘している。しかしながら、こういった編集型漢文教科

<sup>303</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年—」『国語教育史研究』第13号 2012年 pp.1-26

<sup>304</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年—」『国語教育史研究』第13号 2012年 p.18。

書の編纂方針は他の科目の教科書、特に同年代の中等国語教科書と関連していることが推測される。そこで本節では、中学校「国語及漢文」科の学習内容が詳細に指示されるようになり始めた明治35年「中学校教授要目」の「国語」と「漢文」の位置づけを検討した上で、当時の「中等国語読本の定型の成立」<sup>305</sup>といわれる落合直文編・明治書院発行『訂正中等国語読本』と、同年代の秋山四郎編・金港堂発行『第一訂正漢文教科書』の編纂方針の比較し、国語科成立期の漢文教科書の特徴についての考察を行ないたい。

本節では以下の方法で検討を行なうこととする。

- ①明治35年「中学校教授要目」に示された「国語及漢文」科における国語と漢文の関連を検討する。
- ②明治35年「中学校教授要目」に準拠した秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治41年）の編纂方針を確認した上で、その教材の内容を検討する。
- ③明治35年「中学校教授要目」に準拠した落合直文編『訂正中等国語読本』（明治36年訂正版）の編纂方針と教材の内容を、『訂正中等国語読本編纂趣意書』（明治36年刊行）も用いて検討する。
- ④②・③の比較を通して、秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治41年第五版）の編纂方針の相対的な特徴や位置づけを指摘し、国語科成立期の漢文教材の特徴を考察する。

次に、本節でとり上げる教科書の史料としての意義を説明しておく。

秋山四郎編・金港堂発行『第一訂正漢文教科書』は、全学年の学習内容を網羅した本格的な編集型漢文教科書として検定認可第一号となった秋山四郎編『中学漢文読本』の系統の漢文教科書である。今回分析に用いた明治41年刊行第五版の奥付によると、明治34年に初版、明治35年に訂正再版、明治39年に訂正三版が刊行されたことが記されている。そこから、『第一訂正漢文教科書』の初版は「中学校教授要目」公布の前年に刊行されたものの、その後訂正が加えられて明治41年には第五版が刊行されたことが明らかである。明治35年版「中学校教授要目」が改正されたのは明治44年である。そのため初版から複数回訂正が重ねられた『第一訂正漢文教科書』の明治41年第五版は、明治35年「中学校教授要目」に準拠した編集型漢文教科書であると見なすことができる。秋山四郎編纂の漢文教科書は時勢を反映した編纂方針が採られているといわれている<sup>306</sup>。したがって、秋山四郎編纂の漢文教科書はそれぞれの時期に要求さ

<sup>305</sup> 橋本暢夫『中等学校国語科教材史研究』溪水社 2002年 p.1

<sup>306</sup> 木村淳「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』十号 中国近現代文化研究会 2009年 p.79

れていた漢文教育観を読みとることに適した史料であると考えられる。

落合直文編・明治書院発行『訂正中等国語読本』については、既にこれを取り上げた明治期国語教科書研究として山根安太郎『国語教育史研究—近代国語科教育の形成—』（溝本積善館 1966年）が存在する。山根安太郎（1966）は明治35年「中学校教授要目」が制定された時期の国語教科書の代表として落合直文編『訂正中等国語読本』に着目し、教科書の傾向を分析している。そこで『訂正中等国語読本』は、明治30年代に登場した近代的な国語教科書の典型として位置づけられており<sup>307</sup>、「落合本の地位と意義」として「全体の目次を通覧するだけで、もはや前代の雅文時代や文範時代を脱して、中学国文「読本」の一典型を形成していることを感ぜしめる。」（p.353）と指摘されている。また、山根（1966）が示した『訂正中等国語読本』の位置づけは橋本暢夫（2002）においても「中等国語読本の定型の成立」として踏襲されている<sup>308</sup>。なお、明治後期の中等学校国語教材の傾向については、野地潤家（1998）がすでに検討を行っている<sup>309</sup>。だが、これは近代作家の文章の採録頻度について検討したものであり、一種類の教科書における教材配列や文章の比重などを検討したものではない。

本節で研究対象となる年代は、明治35年「中学校教授要目」公布から明治44年「中学校教授要目」改正までの時期である。この明治35年「中学校教授要目」公布によって、制度上「国語及漢文」の枠組みとそこで扱われる具体的な教材（教育内容）の方針が明示され始めた。そのため、この時期の「国語」科と「漢文」科の両教科書を比較することで、「漢文」科が近代的な教科目として確立された時期における編集型漢文教科書の相対的な特徴を指摘することができる。と考える。

なお、分析にあたって『第一訂正漢文教科書』（金港堂発行・明治41年第五版）巻之一は広島大学中央図書館所蔵本、巻之二～四は二松学舎大学日本漢文教育研究推進室所蔵本、巻之五は京都大学人間環境学研究科総合人間学部図書館所蔵本、『訂正中等国語読本』巻一～十（明治書院発行・明治36年版）は奈良県立図書情報館所蔵本、『訂正中等国語読本編纂趣意書』は国立国会図書館近代デジタルライブラリー所収本を用いた。

---

<sup>307</sup> 山根安太郎『国語教育史研究—近代国語科教育の形成—』溝本積善館 1966年 pp.328-361 参照。

<sup>308</sup> 橋本暢夫『中等学校国語科教材史研究』（渓水社 2002年 p.1）参照。なお、橋本（2002）は中等国語教科書の特徴を次のように指摘している。

「昭和戦前期までの中等国語科教材は、言語文化に力点が置かれ、時代の影響を受けながらも文化主義的で、初等国語科教材の場合と異なり、一九四〇年代前半まで、いわゆる皇民化教育の影響をほとんど受けなかったとみることができる。」（v）

<sup>309</sup> 野地潤家『<野地潤家著作選集第5巻>国語教育史の探究』明治図書 1998年 pp.68-75

## 第2項 明治35年「中学校教授要目」で示された国語と漢文の関連性

本章ではすでに、第1節において「学校令」公布（明治19年）から「中学校教授要目」（明治35年）までの教育課程における漢文の推移を確認しており、また、第4節第1項においても明治35年「中学校教授要目」における漢文の位置づけについて言及している。だが、特に本項では、明治35年「中学校教授要目」で示された国語教材と漢文教材の内容に着目して、国語と比較した場合の相対的な漢文の位置や漢文教材の特徴を検討しておきたい。

我が国の中等普通教育における言語系科目において、「国語」科が確立されていなかった明治20年代までは漢文が重視されていたといわれる<sup>310</sup>。しかし、明治27年に改正された「尋常中学校ノ学科及其程度」において国語重視の方針が示されるようになり<sup>311</sup>、明治33年には初等教育において国語科が成立した。明治35年「中学校教授要目」は前年に公布された「中学校令施行規則」の規定に沿ったものである。この明治34年「中学校令施行規則」第一章第三条において「国語及漢文」科の内容は以下のように記述されている<sup>312</sup>。

国語及漢文ハ普通ノ文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智徳ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ又実用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要国文学史ノ一斑ヲ授ケ又平易ナル漢文ヲ講読セシメ且習字ヲ授クベシ

この方針に基づき、明治35年「中学校教授要目」の「国語及漢文」は「講読」「文法及作文」「習字」の三領域で構成され、その中で漢文学習は主に「講読」の中に位置づけられることになった。以下に「中学校教授要目」に示されている「国語及漢文」の「講読ノ材料」の内容を<国語教材><漢文教材><教材の比重>という三点に要約して、学年別に引用しておく<sup>313</sup>。

### ・第一学年

<sup>310</sup> 浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」『国語教育史研究』第13号 2012年 p.24

<sup>311</sup> 長谷川滋成『漢文教育史研究』（青葉図書 1984年 pp.14-15）、山根安太郎『国語教育史研究——近代国語科教育の形成——』（溝本積善館 1966年 pp.335-338）参照。

<sup>312</sup> 明治34年「中学校令施行規則」は文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史第四卷』（龍吟社 1938年 p.179）を参照した。

<sup>313</sup> 明治35年「中学校教授要目」は文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史第四卷』（龍吟社 1938年 pp.199-206）を参照した。

<国語教材>

小学校ニ於ケル国語トノ連絡ヲ図リ今文ヲ用ヒテ修身、歴史、地理、理科、実業等ニ関スル事項ヲ記シタル現代作家ノ平正ナル記事文、叙事文等ヲ採ルヘシ又普通今文ノ外正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説、談話ノ筆記並ニ現代名家ノ書牘文<sup>314</sup>及新体詩ヲモ含マシメテ可ナリ其ノ程度ハ文部省編纂高等小学読本ノ第六卷及第七卷ニ準スヘシ

<漢文教材>

固ヨリ文意完結セル全編ヲ採ルコトヲ要セス第一学期ニ於テハ単語単句ヲ挙げテ其ノ組織ノ国語ノ組織トノ異同ヲ示シ第二学期以後ニ於テハ我国近世作家ノ用語平易ニ構造簡易ナル短章ニ句読、返り点、送り仮名ヲ施シタルモノヲ授ケ時々既ニ課シ了リタル国語ノ一二節ヲ漢訳シタルモノヲモ交ヘテ之ニ対照セシムヘシ

<教材の比重>

国語八、漢文二

・第二学年

<国語教材>

今文 前年ニ準シ現代作家ノ論説文ヲ加フ

近世文 今文ニ近キモノ、例ヘハ橘南谿ノ東西遊記、伴嵩蹊ノ近世畸人伝、貝原益軒ノ訓誡書類、成島司直ノ徳川実記附録ノ類

<漢文教材>

前学年ニ準シ又我国近世作家ノ簡易ナル叙事文或ハ伝記、紀行等ノ文意完結セル短篇ヲ加フ、例ヘハ頼山陽ノ日本外史、大槻磐溪ノ近古史談、塩谷宕陰ノ宕陰存稿、安井息軒ノ読書余滴ノ類

<教材の比重>

国語七（今文二、近世文一）、漢文三

・第三学年

<国語教材>

今文 現代ノ思想及事実ヲ叙述論議スル今文

近世文 室鳩巢ノ駿台雑話、安藤年山ノ年山紀聞、新井白石ノ読史余論、本居宣長ノ玉勝間ノ類

近古文 鎌倉室町時代ノ文、例ヘハ保元平治物語、神皇正統記、十訓抄、樵談治要ノ類

韻文 主トシテ今様歌

---

<sup>314</sup> 「書牘文」とは書簡文のことを指す。

<漢文教材>

前学年ニ準シ又我国作家ノ論説文ヲ加フ、例ヘハ頼山陽ノ日本外史ノ叙論ノ類

<教材の比重>

国語七（今文三、近世文二、近古文一）、漢文三（記事文・叙事文一、論説文一）

・第四学年

<国語教材>

今文 前年ニ準シ又勅書、上書等ヲ加フ

近世文 新井白石ノ折焚柴の記、太宰春台ノ經濟録ノ類、但碑文ノ類ト雖モ教育上ノ目的ニ戻ラサル限ハ之ヲ採ルヲ可トス

近古文 源平盛衰記、太平記ノ類

歌 古今和歌集ノ類

<漢文教材>

句読及返り点ヲ施シ送り仮名ヲ省キタルモノ

散文 前学年ニ準シ又支那作家ノ簡易ナル伝記、紀行等ノ文ヲ加フ、例ヘハ清朝作家、唐宋八家ノ文、佐藤一斎、松崎慊堂ノ文ノ類

詩 唐詩選ノ類

<教材の比重>

国語六（今文二、近世文一、近古文一）、漢文四（我国作家ノ文一、支那作家ノ文一）、詩歌ヲ適宜加フ

・第五学年

<国語教材>

今文 前学年ニ準ス

近世文 前学年ニ準ス

近古文 前学年ニ準ス

歌 前学年ニ準ス

<漢文教材>

散文 前学年ニ準シ又史記、蒙求、論語ノ類ヲ加フ

詩 前学年ニ準ス

<教材の比重>

国語六（今文一、近世文一、近古文一）、漢文四（我国作家ノ文一、支那作家ノ文三）、詩歌ヲ適宜加フ。

上に示した「中学校教授要目」の内容を通覧すると、国語・漢文ともに教材の難易度や作品例、比重などが詳細に明示されていることが分かる。ここで、この「中学校教授要目」において示されている国語教材・漢文教材の特徴と関連を検討しておく。

まず国語教材についてであるが、「国語」科ではこの時期成立した小学校国語科との関連が第一学年で明記されている一方、それは「漢文」科においては明記されていない。「国語」の内容は記事文・叙事文中心であり、「修身・地理・理科」など総合科目的な傾向を示しているが、明治30年代は日本の近代文学が発展途上にあつたためか、小説の教材は示されていない。「国語」の文体面では「今文」が中心で、学年が上がるにつれて「近世文」「近古文」「韻文」が加えられている。このことから、明治35年「中学校教授要目」では従来の「和漢文」で採られた雅文中心・文範重視の国語教材観から脱却し、「今文」（通用文）の方を重視する方針が読みとれる。また、国語においては「正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説、談話ノ筆記」という文言に言文一致の影響が見出せる。

一方の漢文教材は、第一学年第一学期では「国語ノ組織トノ異同」から漢文の学習を開始することが示されている。さらに第一学年の「第二学期以後」では「既ニ課シ了リタル国語ノ一二節ヲ漢訳シタルモノ」、つまり既に学習した国語教材の一節を漢訳した文章を漢文法の学習で用いることも示されており、文法・教材内容の両面で国語との関連が図られているといえる。この「中学校教授要目」において指定されている日本漢文教材は成立年代が比較的新しい「我国近世作家」を中心に構成されており、教材例も江戸時代の漢学者の著作が指示されている。中国漢文教材は第五学年で『史記』『蒙求』『論語』が例示されているが、これは明治初期までは漢学初学者向けの教材として用いられていた漢籍であつた<sup>315</sup>。また、第五学年では日本漢文よりも中国漢文の比重の方が大きいものの、当時の学校制度では第三学年で師範学校、第四学年で高等学校、大学予科などへの進学が可能であつたことを踏まえると、全体としては日本漢文を優先する方針であつたことが考えられる。

文章の内容は、国語が「今文」から「近世文」「近古文」へと年代を遡る順で配列されており、漢文は平易な日本漢文から始まり、中国漢文へと配列されている。そのため、かつての和漢学や「教育令」期の中学校「和漢文」科が古典重視であつたのに対して国語の成立に伴って「国語」の「漢文」両方とも通用文重視へ方針転換がなされたといえる。国語対漢文の教材比重は、第一学年が六対四、第二・三学年が七対三、第四・五学年が六対四というように学年段階が上がるにつれ漢文の比重が上がるものの、全体としては国語の比重が大きい。これらのことから「国語及漢文は全体的に国語や通用文の重視が図られていた

<sup>315</sup> 前田勉『江戸の読書会―会読の思想』平凡社選書 2012年 pp.49-50

といえる。

ここで以上の検討を踏まえ、「中学校教授要目」で示された国語・漢文教材の共通点と相違点を要約しておく。

国語と漢文の共通点としては、国語では「今文」、漢文では「我国近世作家」の文を中心とし、いずれも古典よりも実用語を優先している点が挙げられる。また「叙事文」を重視している点も国語と漢文で共通している。

次に国語教材と漢文教材の相違点としては、国語教材においては小学校との関連が記述されているが、漢文教材にはそれが無い点が指摘できる。例えば、第一学年の国語では「小学校ニ於ケル国語トノ連絡ヲ図リ今文ヲ用ヒテ修身、歴史、地理、理科、実業等ニ関スル事項ヲ記シタル現代作家ノ平正ナル記事文、叙事文等」とあり、小学校の国語科との関連、すなわち当時の初等国語科な内包していた「修身、歴史、地理、理科、実業等」の事項との関連が明記されている。一方、第一学年の漢文ではそれが明記されていないため、漢文科は小学校の国語科との関連は「中学校教授要目」の文言上からは読みとれない。

また、先に国語と漢文の「共通点」として指摘した双方の「叙事文」という文言の内容であるが、実際の教科書上でどの程度の関連性があるのかは「中学校教授要目」の文言だけでは明らかではない。国語教材では学年が上がるにつれ本居宣長など国学系の文章や『太平記』『徒然草』などの中世文、漢文教材は学年が上がるにつれて史書や中国古典など旧来の漢学の内容が示される傾向にあり、双方の教材の内容自体は一致していない。そこで、漢文科と国語科の教材の関連性については、教科書の比較を通してさらに検討を行なう必要があると考えられる。

### 第3項 秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の編纂方針と教材の特徴

前項の引用箇所から明らかなように「中学校教授要目」では国語教材・漢文教材の内容が具体的に示されており、また国語の尊重と学年段階に応じた教材の配列や実用語重視の方針が採用されているといえる。これに基づいて編纂された漢文教科書と国語教科書にはどのような関連性が存在したのであろうか。本項ではまず秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』（明治34年初版・明治41年第五版）の内容構成に注目し、この時期における漢文教材の動向を指摘しておきたい。『第一訂正漢文教科書』には作者による緒言は附されていないので、本項では主に「中学校教授要目」を参照としながら、『第一訂正漢文教科書』の教材の比重、教材の配列、出典の傾向を検討する。

『第一訂正漢文教科書』の構成（巻別の学課数・ページ総数）を以下のとお

りである<sup>316</sup>。

- 卷之一 句法 15 課・短編の日本漢文 51 課（全五二頁）
- 卷之二 40 課（全五四頁）短編の日本漢文
- 卷之三 39 課（全六一頁）長編の日本漢文
- 卷之四 59 課（全六六頁）長編の日本漢文 26 課、短編の中国漢文 33 課
- 卷之五 62 課（全六九頁）長編の日本漢文 14 課、短編の中国漢文 48 課

この『第一訂正漢文教科書』における文章教材の主な内容は歴史教材（故事や歴史人物伝）や地理教材、博物教材、時事教材である。しかしながら、歴史教材が修身的特徴を有していたり、地理教材に歴史の事物が含まれていたりと、一つの教材の中に複合的な知識を含んでいる例が散見される。したがって教材の内容を一言で分類したり、ジャンル別に図表化することは困難である。そこで本項では『第一訂正漢文教科書』収録の文章教材の特徴を、巻別に実例を挙げながら指摘しておきたい。

卷之一は先述のとおり、句法練習課と短編の日本漢文が収録されている。句法練習課（全 15 課）の次に収録されている文章教材 60 課中、日本史上の人物伝は二、二〇、二四、二七、二九、三九、四三、四八、五五、六〇のわずか 10 課である。その他には、西洋の逸話やニュートンやフランクリンなどを西洋の人物伝が収録されており、また「三五 東海鉄道其一」「三六 東海鉄道其二」「三七 東海鉄道其三」や「一三 大木」（米国シェラネバダ山脈）といった国内外の地理教材、『理科教科書』『博物新編』を典拠とする理科教材、「四四 抹香鯨」や「五八 駝鳥」（ダチョウ）などの生物教材などが収録されている。戦争を題材にした文章には義和団事件の「三三 服部中佐」があり、また「五二 白襁隊其一」「五三 白襁隊其二」といった日露戦争を題材とした文章が早くも収録されており、その内容は時事文としての性格を有している。五十六・五十七課には「修学旅行其一・二」という中学生の生活を題材にした日記文も収録されており、卷之一の文章教材の内容は全体として生徒向けの読本らしい性格を有している。

卷之二も卷之一と同様に多様なジャンルの文章を収録しているが、卷之一と比較して日本史教材の比重が大きいことが特徴である。また、教材の配列を分析すると卷之一の配列とは異なり、隣接する学課の内容に関連が見出せる箇所が散見される。例えば、「一 重盛諫父」から「八 了伯聽平語」までは平安末期

---

<sup>316</sup> 『第一訂正漢文教科書』は和装本であるため、本文中の一頁は二つ折り（2 ページ）で成り立っている。なお、各巻 1 ページ当たりの文字数・行数は卷之一のみ縦 15 字・横 7 行、卷之二～五は縦 20 字・横 10 行である。

の平氏・源氏の史話であり、次の「九風勢」は脈絡のない博物教材であるが、「一〇 湊川之戦」で再び日本史教材が収録されており、歴史教材「一二 川中島之戦其一」「一三 川中島之戦其二」の後には「一四 西条山」「一五 春日山」という川中島の戦いの古戦場を巡る紀行文が配置されている。また、「一九 廣瀬中佐伝」（人物伝）、「二〇 鳴戸」（博物教材）、「二一 網鯛」（地理教材）の連続する3課は、文章のジャンルこそ違うものの「海」を主題として配列されていると考えられることができる。あと、巻全体を通してみると歴史教材は分散して収録されているものの、概ね時代順に配列されている。巻之三も巻之二同様の内容であり、隣接する学課の内容に関連のある箇所が見出せる。また、巻之二と同様に歴史教材は分散して収録されているものの、巻全体では時代順に配列されている。

巻之四は日本漢文 25 課と中国漢文 34 課の全 59 課が収録されている。日本漢文の多くは江戸後期から明治初期にかけての漢学者による論説文や記事文、序文であり、内容は修身、歴史、地理などである。例えば「一忠孝一本」は水戸学の藤田東湖による忠孝一元論に関する文章である。序文は『五一 百科全書序』（中村敬宇）などであるが、このように当時は學術書などの序文・跋文は漢文で書かれる慣習が残っていたため、漢文の有用性を示す意味で序文が収録されていたと考えられる。中国漢文は『蒙求』（全 5 課）『十八史略』（全 9 課）『唐宋八大家文』『小学』『十八史略』などである。第四～六課（「四 藺相如附記夜送趙縱」『十八史略』・「五 題藺相如奉璧圖」安井息軒・「六 藺相如論」長野豊山）や、第一六・一七課（「一六 信陵君救邯鄲」『十八史略』・「一七 論信陵君」長野豊山）、第三七・三八・三九課（「三七 赤壁之戦」『十八史略』・「三八 前赤壁之賦」蘇東坡・「三九 後赤壁賦」蘇東坡）などは、隣接する学課の内容が関連している。すなわち、中国の歴史書の後に関連のある論説文や漢詩を配置する方法が採られている。

巻之五は日本漢文 14 課と中国漢文 48 課の全 62 課が収録されている。巻之四に比べて中国漢文の比重が大きい。日本漢文は主に序文や歴史書であるが、『学問のすすめ』とならぶ代表的な啓蒙書である『自助論』の序文が二箇所収録されている（「一 自助論第五編自序附記誠（中庸。小学）」「三〇 自助論第九編自序」）。中国漢文の出典は『十八史略』『通鑑綱目』といった歴史書や『唐宋八大家文』、『論語』（「四七 格言十則」）、『孟子』、『莊子』である。

以上で指摘した『第一訂正漢文教科書』の全体的な特徴は次のように要約できる。

- ①冒頭は句法練習課から始まり、その後の文章教材は短編から長編へと配列されており、学年段階に対応している。

- ②巻之一は記事文・時事文など多様な内容の文章の比重が大きいですが、巻が上がるにつれて少なくなり、代わって歴史や思想（修身）に関する文章が増加する。
- ③日本漢文の比重が大きく、高学年用の巻之四・五にも日本漢文が収録されている。中国漢文は、短編の教材が巻之四・五に収録されている。

明治 35 年の「中学校教授要目」公布後に刊行された『第一訂正漢文教科書』（明治 41 年第五版）の編纂方針の特色としては、巻之一冒頭に句法練習課が配置され、その次に収録されている文章教材はおおむね短文から長文への順で配列されていることと、歴史教材の他に博物教材や時事文、論説文が多数加えられるようになったことが挙げられる。検定認可第一号『中学漢文読本』とは異なって収録された教材の内容が多様化されており、全体として学校制度や現実社会に対応した中学生向けの漢文読本という性格が強められているといえる。

#### 第 4 項 落合直文編『訂正中等国語読本』の編纂方針と教材内容の特徴

第 3 項で指摘した『第一訂正漢文教科書』の特徴は、同年代の他の漢文教科書にとどまらず、国語教科書の編纂方針とも関連があるのではないかと推測される。そこで本項では、明治 35 年「中学校教授要目」準拠の中等国語教科書の典型例として落合直文編『訂正中等国語読本』巻一～十（明治書院発行・明治 36 年版）に着目し、落合直文編『訂正中等国語読本編纂趣意書』（明治 36 年発行・国立国会図書館近代デジタルライブラリー所蔵本）や『訂正中等国語読本』の編纂方針についての先行研究である山根安太郎『国語教育史研究—近代国語科教育の形成—』（溝本積善館 1966 年）の論考を参考として『訂正中等国語読本』の編纂方針と文章教材の特徴を指摘しておきたい。

山根安太郎（1966）は国語教科書史における落合直文編『訂正中等国語読本』（明治 36 年版）の位置づけと、その編集方針の特徴を以下のように指摘している。

選択した教材の種類・領域についてみると、教授要目の規定が細密に過ぎて、むしろ動きがつかぬという状態である。したがって編集の手腕は、もっぱら、教材の編成・配列とその選択に帰着してくる、この点ではかなり洗練がくわえられていることがわかる。各課に脈絡・連続をかんがえ、問題の展開・補足・比較・収約などの方向をもって数課を配列しているところみをとっているあとは、各巻の随所に歴然とみられ、ある場面には今日の単元編成の手法をしめしている箇所もみいだされる。

教材選定のうえでは、たんに文体文章の配列のためにする採択をさげ、古文・擬古文・今文とも主題・内容を重要視して、しかも、作家・作品の典型的なものに注目している。

要目に「小学校ニ於ケル国語トノ連絡」や「今文」の取材を強調したためもあるが、中学生の志気に適合する随想や論説文がみられ、前代の成人むきの古典集成本とは色合いがかわり、青年の正気に満ちた読みものたらしめんとつとめたあとも観取される。とくに下学年を中心に外国の事象や人物・風俗を素材とする文章がめだち、この時代に似合わぬ視野の広さがあらわれているようにおもわれる。(p.354)

また山根安太郎(1966)は『訂正中等国語読本』の「欠陥」として、日本の近代文学自体が発達途上であったために口語体の小説が収録されていないことはやむをえないが、幸田露伴などの雅文体作品もとり上げられていないことや、「中学校教授要目」の指示に従ったため中古以前の古典作品を欠いていることを指摘している(p.355)。

実際に『訂正中等国語読本』の教材を確認してみると、全体として明治35年版「中学校教授要目」で指定された作品や教材配列の方針に一致している。山根(1966)が指摘している以外に、「中学校教授要目」が示した「正確ナル口語ノ標準ヲ示スヘキ演説、談話ノ筆記」の教材として、『訂正中等国語読本』では勝海舟や加藤弘之の談話文<sup>317</sup>が収録されており、言文一致体への配慮も見られる。

こういった『訂正中等国語読本』教材の多様性については、『訂正中等国語読本編纂趣意書』にも「他の学科との連絡を保たしむるを以て、読本そのものゝ上に期せられたる、智識の啓発といふ目的を達すべき、最も、有効なる方法と信じたり。」(p.3)「修身科との連絡につきて、特に、その用意を費やしたりき。」「他の学科との連絡といふ注意は、主として、三年級以下の読本に用ゐたり。」とある。また、倫理教材は「抽象的の材料」を避けて「具象的の材料」「具象例の実例」を採用したこと、その具体例として、エジソンやビスマルクなどの人物教材を収録したことが示されている。

教材の配列方法については、『訂正中等国語読本編纂趣意書』において「内容の相関係せるものを選びて、類を以て、これを配列したるなり。」(p.22)と述べられており、さらに進度を想定して季節に沿った教材を配列したことや、文体も類似したものをまとめて配置したことが記述されている。

<sup>317</sup> 卷一「一一海外の一知己」「二〇少年時代の苦学」

また、山根安太郎(1966)では言及されていないものの、『訂正中等国語読本』の本文を分析してみると、近世の漢学者の著作を典拠とする教材、あるいは漢学者や漢文を題材にした教材なども収録されている。新井白石の書簡文(巻四「五 室鳩巢に与ふる書」)や、湯浅常山の『常山紀談』(巻三「二八 長篠」、巻五「一七 武将の文事」「二〇 徳川光圀」)、室鳩巢の『駿台雑話』(巻三「二九 殊勝なる武者振」、巻四「二五 杉田壺岐」)、成島司直の『徳川実紀』(巻四「二三 おかちの局」「二四 本多正信と加藤清正」)、菅茶山の『筆のすさび』(巻四「六 文字の死活」、巻五「七 高山彦九郎」)は近世の儒学者による著作であるが、これらは原典からすでに和文で書かれている文章である。漢学者や漢文を題材にした教材としては巻五の「一九 国語国文の変遷」『井上毅著梧陰存稿』、巻八の二六・二七・二八課「頼山陽及びその著作その一・二・三」がある。鎌倉時代の国文(近古文)である『神皇正統記』(巻六「二六 保元の乱」、巻七の二二・二三課「芳野の行宮その一・二」)と、江戸時代の国文(近世文)である『読史余論』(巻八の「一五 源頼朝論」)は「中学校教授要目」の本文において国語教材として実例として指定されているが、漢文訓読体の影響が強い文体である。『神皇正統記』や『読史世論』などは、四方一彌(2004)が調査した明治10年代の「和漢文」科時代に用いられた丸本和文教科書の作品と一致している<sup>318</sup>。

以上、本節の分析から、『訂正中等国語読本』編集方針の特徴は以下の4点に要約できる。

- ①「今文」(時文)が重視されている。
- ②教材の配列について、隣接する学課の内容が関連している箇所がある。
- ③第一学年用の巻之一では外国の事象や人物・風俗を素材とする文章が多数収録されており、文範時代の和文教科書に比べると内容の多様で視野が広い。
- ④歴史人物に関する論説文や随想などで、中学生の志気に適合する文章がみられる。

### 第5項『第一訂正漢文教科書』と『訂正中等国語読本』の編纂方針比較

第3項と第4項の検討を踏まえて、明治35年「中学校教授要目」準拠の教科書である『第一訂正漢文教科書』と『訂正中等国語読本』の編纂方針を比較すると、両者の共通点として概ね次の3点が指摘できる。

- ①第一・二学年用の巻で修身、歴史、地理、理科、実業など多様な教材が収録されており、総合科目的な内容となっている。

<sup>318</sup> 四方一彌『「中学校教則大綱」の基礎的研究』(梓出版社2004年 pp.341-353)参照。

- ②隣接する課の内容に関連性を持たせた配列がなされている箇所がある。
- ③新しい文章から始まって古い文章へ、短く簡単な文章から長い文章へと、易から難への配列がなされている。

ここで指摘されている『訂正中等国語読本』の特徴は、同時期の漢文教科書の傾向とも共通する。すなわち、具体的には「中学生の志気に適合する随想や論説文」と「下学年を中心に外国の事象や人物・風俗を素材とする文章」が採用された点である。明治35年「中学校教授要目」が施行された時期に、国語と漢文で同じ傾向をもつ教科書が編纂されていた。開化的な教材や中学生の志気を鼓舞するような文章が採用される傾向が「国語」と「漢文」の両方に存在していたと考えられる。『第一訂正漢文教科書』と『訂正中等国語読本』の教材内容を比較すると、「国語」と「漢文」の性質上、典拠を同じくする教材は見られず、内容が完全な重複する教材もないが、教材内容の傾向から両教科書の共通点と相違点を分析することで、漢文独自の相対的な位置づけや特徴が指摘できると考える。教材内容として共通するのは、第一・二学年用の巻に修身的な人物教材が収録されていることである。『訂正中等国語読本』ではエジソン（巻一「一九 トマス、エジソン」）やビスマルク（巻一「七 ビスマルクの幼時」）、フランクリン（巻四「二六 おのれを屈せよ」）、『第一訂正漢文教科書』ではニュートン（巻之一「一四 牛董性度」）やフランクリン（巻之一「四五 弗蘭克林」）などであり、いずれも偉人の徳行を描いたものである。また、第一・二学年に地理教材や博物教材、紀行文を収録している点も共通している。一方、『中等国語読本』と比較した場合の『第一訂正漢文教科書』（明治41年）独自の編纂方針の特徴としては、『訂正中等国語読本』と比較すると全体的に歴史を題材にした教材が多いことが指摘できる。

## 第6項 編集型漢文教科書独自の特徴とその意義

以上の検討から、国語教科書と漢文教科書には編纂方針や教材内容の面で関連性が見出せる箇所が明らかとなった。具体的には、第一学年用の総合科目的な内容で構成されていること、修身教材では学業奨励の内容が採用されていること、実用的な文章から古文へ、易から難へ、学年段階の応じた配列が採られていること、などである。また、教材配列方法の面では、隣接する学課の主題・内容で関連性を持たせた箇所があるという特徴も『中等国語読本』と『第一訂正漢文教科書』で共通しており、これは同時期の国語・漢文両方の教科書で用いられていた教材配列の手法であったといえる。この配列方法が国語教科書で用いられた理由として、明治35年「中学校教授要目」で教材内容が詳細に指示

されたため、編纂者の編纂方針の特色を強調する手法として教材配列方法に新たな工夫を加えたのではないかと山根安太郎（1966）は指摘していた。この理由は漢文教科書にもあてはまるといえる。これらの検討の結果から、本節第1項の冒頭で引用した編集型漢文教科書の特徴に関する浜本純逸（2012）の指摘のうち、教材配列に関する③（丸本を超えて、文章を選択・抄出して編者の観点に立脚して配列している。）と④（教材文の配列に当たって、易から難への教育的配慮を持っている。）の特徴は中等国語教科書とも共通していることが明らかとなった。浜本（2012）が指摘した残りの①（日本漢文から漢文学習を始めている。日本漢文が漢文教材の「本」であり「始め」「基本」である、と考えている。）・②（漢文学習の目的を国文の光輝（よさ）を発揚させるため、と考えている。）・⑤（教育目標として日本魂及び皇国意識を育てようとしている。）の特徴の背景としては、当時の国語重視の方針を漢文教科書に反映させたことが一因であると考えられる。それは本節第2項で指摘した、明治27年「尋常中学校ノ学科及其程度」改正～明治35年「中学校教授要目」の時期における国語重視の方針から読みとることができる。また、この時期には漢文教科書の内容が多様化し、他教科（特に国語）の内容との関連が図られたが、逆に中等国語教科書のなかにも漢文や漢学について言及した教材が採用されたことも明らかとなった。このことから、この時期には教育課程上「国語」重視の方針が示されていた一方で、漢籍の教養や漢文体も有用性を保っていた面があったことが指摘できる。

『中等国語読本』と比較した場合の『第一訂正漢文教科書』（明治41年）独自の編纂方針の特色としては、「易から難」の編纂方針によって多様な教材が採用されつつも、学年が上がるにつれて従来どおりの歴史書や中国古典の比重が高まる傾向にあることが明らかとなった。この歴史書重視の方針は国語教科書にはない漢文教科書固有の特徴であるといえる。漢学における「左国史漢」から『大日本史』『日本外史』へと連なる歴史書の教養は単なる歴史的事実の羅列ではなく、経世済民の知恵や政治的指導者としての徳目という意義を有するものであったといわれる<sup>319</sup>。そのため、漢学における歴史書の系譜を受け継いだ漢文教科書の内容は、当時の男子普通教育における志気の養成や向学心、あるいは勤勉性といったメリトクラシー（業績主義）の価値観と関連していたのではないかと考えられる。

---

<sup>319</sup> 小森陽一「夏目漱石の『文学論』漢学に所謂文学と英語に所謂文学」東京大学教養学部国文・漢文学部会編『古典日本語の世界—漢字がつくる日本』東京大学出版会 2007年 pp.247-248

## 第8節 編集型漢文教科書と初等教科書の関連

### — 『尋常小学読本』(国定第一期) を例に—

#### 第1項 『尋常小学読本』(国定第一期) 編纂の背景

本節では中学校用編集型漢文教科書と初等教科書の編纂方針の関連を考察するために、明治36年発行(明治37年から使用)の初等教科書『尋常小学読本』(第一次国定読本)の文章教材に着目し、本章で分析した秋山四郎・深井鑑一郎編纂の漢文教科書(特に、『尋常小学読本』と同年代である明治35年「中学校教授要目」準拠の漢文教科書、具体的には、前節で検討した秋山四郎編纂『第一訂正漢文教科書』)との比較検討を行なう。

検定認可第一号である秋山四郎編『中学漢文読本』や深井鑑一郎『撰定中学漢文』は幕末の藩校や明治10年代の中学校で用いられていた丸本教科書の内容をもとに編集されており、その内容は歴史人物伝を中心に編纂されていた。しかしながら、前節において分析した明治35年「中学校教授要目」準拠の秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』においては、特に巻之一・二で理科や生物、地理などの他教科と関連した内容の文章教材が多数収録されるという傾向が看取できた。そのような編纂方針の漢文教科書が明治35年「中学校教授要目」の時代に登場した要因として、本節では同時期の小学校国定教科書の内容との関連性を指摘しておきたい。なお、分析には古田東朔編『小学讀本便覧 第六卷』(武蔵野書院 1983年)所収の『尋常小学読本』(明治37年翻刻発行)と『尋常小学読本編纂趣意書』を使用した。

まずここで、第一期国定教科書編纂の概要を示しておく。明治30年代は義務教育制度の普及が確立し、明治33年には初等教育の「国語科」が成立したが、その一方で教科書の販売をめぐる疑獄事件が発覚した時期でもあった。この教科書疑獄事件に対応し、また義務教育の内容水準を統一する目的から、明治37年から文部省が編纂した国定教科書の使用が開始されたといわれている<sup>320</sup>。第一次『尋常小学読本』の登場により、尋常小学校の教科書は検定教科書から国定教科書の時代へと移行した。この通称「イエスシ読本」と呼ばれる第一次『尋常小学読本』は、明治40年の「小学校令改正」公布と翌明治41年の「小学校令施行規則改正」に準拠した第二次国定読本が明治43年より使用開始されるまで用いられた。

次に、国定教科書登場時の小学校における教科目と、同時期の中学校における教科目の体系との関連を確認しておく<sup>321</sup>。

<sup>320</sup> 古田東朔編『小学讀本便覧 第六卷』武蔵野書院 1983年 p.474 参照。

<sup>321</sup> 本項では、奥田真丈監修『教科教育百年史』(建帛社 1985年 pp.192-195)を参照した。

明治 19 年公布の「小学校令」「小学校ノ学科及其程度」において、小学校は尋常・高等の各 4 年に改められ、尋常小学校が義務教育と位置づけられた。続いて明治 33 年公布の「小学校令」「小学校令施行規則」において、小学校「読書」「作文」「習字」の三教科は「国語」科へ再編成され、ここで尋常小学校の教科目は「修身」「国語」「算術」「体操」（随意科目として「図画」「唱歌」「裁縫」「手工」）、高等小学校の教科目は「修身」「国語」「算術」「日本歴史」「地理」「理科」「図画」「唱歌」「体操」「裁縫」（随意科目として「手工」「農業」「商業」「英語」）から構成されることとなった。明治 40 年公布の「小学校令施行規則」からは事務教育年限が 6 年に延長され、尋常小学校に「日本歴史」「地理」「理科」が必修科目として加えられた。一方の中学校における教科目の体系は、明治 34 年制定の「中学校令施行規則」から「修身」「国語及漢文」「外国語」「歴史」「地理」「数学」「博物」「物理及化学」「法制及経済」「図画」「唱歌」「体操」<sup>322</sup>。明治 30 年代は中学校振興政策が採られた。

初等教科書『尋常小学読本』（第一次国定読本）が使用開始された明治 37 年頃は学校段階の制度上、尋常小学校と中学校が直接接続している。この時期ではすでに「国語」科が成立した上に小学読本が国定化されたため、漢文教育の場は中学校に確立されることとなった。したがって、次項以降の『尋常小学読本』と中学校用編集型漢文教科書の分析においては、「漢文」という文章形式ではなく、教材の配列や内容の面での関連を中心に検討を行なうこととする。

## 第 2 項『尋常小学読本』（国定第一期）の編纂方針

本項では『尋常小学読本』（明治 37 年翻刻発行）の編纂方針と内容構成を確認しておく。

『尋常小学読本』は全 8 冊で構成されている。当時の尋常小学校の修業年限は 4 年であり、各学年に 2 冊が割り当てられている。「尋常小学校編纂趣意書」<sup>323</sup>によると、『尋常小学読本』に収録されている文章は「口語ヲ多クシ用語ハ主トシテ東京ノ中流社会ニ行ハルルモノヲ取り」「国語ノ標準」としたといわれる。収録された「材料」（すなわち教材）は「人文的教科又ハ実科的教科ノ一方ニ偏セス広ク義務教育ヲ有効ナラシムルニ価値アルモノヲ選択」し、学年段階に合わせ、地方差や男女差をも越えて通用するものであると説明されている。文章教材の内容は「修身ニ関スル材料」「理科ニ関スル材料」「地理ニ関スル材料」「歴史ニ関スル材料」「実業ニ関スル材料」「国民教科ニ関スル材料」の五種類の区分で説明されている。「修身」は抽象的なものを避け「道徳的意義ノ存スル話譚」

<sup>322</sup> 文部省編『学制百年史 記述編』（帝国地方行政学会 1972 年 p.355）参照。

<sup>323</sup> 古田東朔編『小学読本便覧 第六巻』（武蔵野書院 1983 年）所収。

を採用し、「理科」は「天然物及自然現象中直接人間ノ生活ニ関係アルモノ」、「地理」は「地理ノ基本觀念ヲ養フヘキモノ」「我国ノ主要ナル都会、開港場、名勝、産物、其他地理一般、外国地理一般ニ涉レルモノ」、「歴史」は「日本歴史ノ一般」を中心に「開国以来ニ起リタル多クノ事柄」も含んでいるといわれる。「実業」は「農工商ニ関スル必要ナル知識」、具体的には「農具、栽培、収穫、養蚕、養蓄等」「内地ニ於ケル売買ノ関係、外国貿易等ニ関スル事項」「工業ノ種類、我国ノ工業品等ニ関スル事項」である。「国民教科」とは「主トシテ軍事及一般制度」、「制度」とは「郵便、電信、選挙、行政機関等」のことを指している。

これらの分類と内容は、前節で着目した秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』、あるいは落合直文編『訂正中学国語読本』の中学校低学年向けの巻と共通する特徴が多い。具体的にはまず「修身」の内容であるが、抽象的な訓戒ではなく、教訓的な説話を用いるところが共通している。「理科」「地理」教材が採用されている点と、その内容の方針も一致している。「歴史」も共通しているが内容に関しては後で具体的な教材をとり上げて検討したい。一方で、「実業」は漢文教科書にはしゅうろくされていない。これは「漢文」の高等な普通教育という位置づけであったためか。「国民教科」の内容も漢文教科書では少なかった。軍人を題材に教材は存在するものの、これは記事文・時事文としての位置づけであった。また、鉄道に関する教材もあったが、これは地理教材としての内容であった。『尋常小学読本』（第一次国定読本）が使用開始された明治37年当時の尋常小学校では「日本歴史」「地理」「理科」は設置されていなかったが、それらの内容は「国語」科の『尋常小学読本』が担っていたといえる。

「尋常小学校編纂趣意書」によると、『尋常小学読本』の「教材ノ排列」は「児童ノ心意発達ニ応」じたものであるといわれている。幕末維新期の漢学塾や丸本教科書時代の中学校では、初学者向けの漢籍は『蒙求』や『論語』『日本外史』など定番化している場合が多かったものの、その文体や内容は発達段階の順を踏まえ、大人向けと同じものが用いられていた。しかし、こういった国定教科書に見られる易から難への配列は同時代の近代的な編集型漢文教科書にも導入されていた。

### 第3項 同時期の中学校用編集型漢文教科書との関連

ここで『尋常小学読本』の本文の分析を通して、同時期の中学校用編集型漢文教科書の特徴との関連性を具体的に指摘しておく。

『尋常小学読本』の特徴としては、第一に各課の連絡を図って配列されている点が指摘できる。例えば以下の2箇所が挙げられる<sup>324</sup>。

<sup>324</sup> この特徴は古田東朔編『小学読本便覧 第六巻』（武蔵野書院 1983年 p.481）において

- ・第六冊「大阪市」(八課)、「豊臣秀吉(一)(二)」(九・十課)
- ・第七冊「貿易」(十五課)、「開港場」(十六課)、「神戸からの電報」(十七課)、「航行の話(一)(二)」(十八・十九課)、「灯台」(二十課)

このように内容に関連のある教材を配列する方法は、秋山四郎や深井鑑一郎が編纂した漢文教科書、あるいは前節で分析した落合直文『訂正中等国語読本』にもみられる特徴である。

第二に、『尋常小学読本』の生活読本としての特色が指摘できる。具体的には日常生活・学校生活を題材とした文章が収録されているが、これは『第一訂正漢文教科書』の句法練習課の例文<sup>325</sup>や巻之 の文章教材「修学旅行」に共通する特徴である。

次に『尋常小学読本』と、前節で検討した秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の内容上の共通点についてであるが、両方で登場する歴史上の人物としては楠木正成や徳川家康、豊臣秀吉、織田信長などが挙げられる。これは『第一訂正漢文教科書』以外の秋山四郎編纂漢文教科書、深井鑑一郎編纂漢文教科書、さらに「学制」期の『小読本』の時点で登場していた歴史人物である。これらの歴史人物が両方で採用されていたことには、当時の社会ですでに膾炙されていたことが影響していたと考えられる。

以上の検討から『尋常小学読本』(国定第一期)と、前節で分析した秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の編纂方針の共通点は、以下の点に要約できる。

- ①学年段階に対応した教材の配列が行なわれている。
- ②『第一訂正漢文教科書』巻之一では、『尋常小学読本』と同様に地理・理科など他教科の内容の教材が収録されている。
- ③隣接する学課の内容が関連した配列がなされている。

このように、『尋常小学読本』の編纂方針には、明治35年「中学校教授要目」準拠の『第一訂正漢文教科書』との関連性が指摘できる。しかしながら、『尋常小学読本』で収録されている実業や公民(国民教科)の教材が漢文の教科書では採用されていないことも指摘できる。ここに、初等教育と中等教育の「国語及漢文」科の内容の違いが見い出せる。また、『第一訂正漢文教科書』では巻が

---

すでに指摘されている。

<sup>325</sup> 『第一訂正漢文教科書』巻之一の句法練習課では「明治三十八年四月、始めて中学校に入る。」「先生教室に臨める時、生徒一斉に起立して礼を行ふ。」(八頁)といった例文が収録されている。

上がるにつれて『尋常小学読本』の内容との関連性は低くなり、丸本時代に用いられていた歴史書や中国古典、あるいはそれとは別に当時の漢文の有用性を示すような序文が採用されている。そのため、『第一訂正漢文教科書』巻之一・二において『尋常小学読本』と関連する内容の教材が採用されていたのはこの時期に成立した小学校国語科の内容と関連を図ることと、また、小学校の学習内容から漢文がなくなり、教育人口の増加や漢学塾の衰退で幼少期に素読などの漢文教育を受けていない中学進学者が増加し、中学生のほとんど漢文初学者となったことに対応したためと考えられる。したがって、時勢を積極的に取り入れた秋山四郎編纂の漢文教科書において、漢文教材の内容は多様化したものの、漢文教科書で採用される漢文の教養が完全に小学校の国語科や中学校の国語科と一体化することはなく、そこでも歴史書や中国古典が漢文教育独自の内容として存続していたといえる。

本論文の第1章において検討したとおり、明治5年の「学制」下で初めて作られた文部省刊行・榊原芳野編『<sup>4</sup>読本』は近代的な学校制度に対応した学年別の編集が行われていたものの、巻之四・五の文章教材の内容は旧来初学者向けに用いられていた漢籍を題材としたものが多く、したがって歴史人物伝を中心に編集されていた。それがこの明治30年代の国定期になると、教科の体系化が進んだためか、内容は他教科と関連したものになる。文体・内容ともに漢文から脱却したものになり、逆にむしろこの小学校国定教科書の内容や他教科の内容が漢文教科書に影響を与えるようになったといえる。

易から難への配列は検定認可第一号の『中学漢文読本』にも見られたが、それは短文から長文へ、といった程度の配慮であって、内容面では歴史書中心で、あくまでそれまで用いられていた漢籍を典拠として編纂されていた。しかし明治30年代、『第一訂正漢文教科書』の時代になると、「易から難」への配列は短文から長文へという配列のみならず、内容面でも、漢文初学者向けの巻は小学読本のものとの関連が見られるなどの変化が見られるようになった。

## 第9節 近代的漢文教育の確立とメリトクラシー思想

本章では明治19年公布「中学校令」から明治35年「中学校教授要目」までの教育法令上の漢文の位置を踏まえつつ、秋山四郎編纂漢文教科書の推移、深井鑑一郎編纂漢文教科書、中等国語教科書、尋常小学読本（明治36年国定第一期）との分析比較を行なった。本節では本章の各検討を確認しつつ、そこから「国語」科成立期における漢文教育とメリトクラシー思想との関連を考察して

おく。

本章ではまず、第2節では全学年の学習内容を網羅した編集型漢文教科書として文部省検定認可第一号となった秋山四郎編『中学漢文読本』（明治27年初版・明治29年訂正再版）に着目し、その編纂方針を分析、また改訂版である『第一訂正中学漢文読本』（明治33年初版・明治34年訂正再版）との比較を通して、その編纂方針の推移を検討、中学校漢文教育の形成を考察した。『中学漢文読本』では学校制度・教育課程に応じた構成が行なわれたこと、また『第一訂正中学漢文読本』ではその教材の段階化・多様化がさらに進められたことが明らかとなった。この改訂によって、『第一訂正中学漢文読本』では歴史や漢文学の教授書というよりも、学校制度や現実社会に対応した中学生向けの漢文読本という性格が強まったと考えられる。

第3節では国語科成立期の漢文教授法の形成について検討することを目的とし、秋山四郎編『漢文教科書』巻之一～五（金港堂刊・明治34年初版・明治35年訂正再版）とその教師向け指導書である『漢文教科書備考』（金港堂刊・明治35年出版）の分析を行なった。分析から、「国語及漢文」科の成立期において秋山四郎編『漢文教科書』と『漢文教科書備考』ではヘルバルト教授理論という近代的教授法の導入が試みられたこと、その一方で「素読」「講釈」「会読」といった近世漢学独自の学習方法は批判されていたことを検討した。学校制度に沿った漢文教育の体系化では前田（2012）が指摘した近世漢学の学習文化は継承されず、漢文教育は実用的な漢文の学力の育成、あるいは「科挙的メリトクラシー」<sup>326</sup>へと役割を変容させることになったと考えられる。

第4節では秋山四郎編纂『第一訂正漢文教科書』（明治41年第五版）に着目し、「国語及漢文」科の学習内容が確立された明治35年「中学校教授要目」公布後の秋山四郎編纂漢文教科書の編纂方針の推移を検討した。『第一訂正漢文教科書』が刊行された明治30年代後半について、石毛慎一（2009）は「漢文劣位期」（国体論浸透期）と位置づけており、この時期の漢文は存在の危機に対処するために、次第に古色蒼然とした国体論が強められることになったことが指摘されていた。だが、『第一訂正漢文教科書』の検討から、その日本漢文教材においては地理や科学、紀行などの文章が増やされており、「国体論」以外の要素が取り入れられていたことが明らかとなった。それは「漢文＝古典科目」と見なす漢文観からは遠ざかっており、また近世の漢学や現代の伝統的な言語文化とも異なる漢文観が形成されている。そのため、明治30年代後半から明治40年頃は現実社会に対応した漢文の位置づけが模索されていた時期であったと考え

---

<sup>326</sup> 輿那覇潤「中国化論序説—日本近現代史への一解釈」（『愛知県立大学文学部論集日本文化学科編』2008年 p.23）では「徳性と一体化した「能力」に応じて人材が選抜される」体制を指して「科挙的メリトクラシー」という語が用いられている。

ることができる。

第5節では、秋山四郎編纂漢文教科書の比較史料として、検定認可第一号の秋山四郎編『中学漢文読本』に次いで検定認可を受けた深井鑑一郎編纂『撰定中学漢文』に着目し、その編纂の過程を検討した。特に『撰定中学漢文』の編纂方針について、『中学漢文』との比較から検討を行ない、『漢文教授法』『和漢文質疑問答』から編纂者・深井鑑一郎の漢文教科書に関する言説を分析した。

『漢文教授法』において深井が提起した丸本漢文教科書の問題は、①学年・授業時数といった学校制度に適應すること、②「国語との連絡」があるもの、の二点に要約できる。この問題の解決策として、深井は『和漢文質疑問答』では従来の漢文丸本教科書の使用状況に沿って日本漢文から中国漢文へ、という教材配列を採用している。また難易度順による教材配列という観点から、従来初学者用教材であった『日本政記』を中級者用に位置づけ直した。この教材配列の方針は、深井が初めて検定認可を受けた『撰定中学漢文』とその雛形であった『中学漢文』の編纂方針とも共通するものであった。以上の分析から、深井鑑一郎編纂『撰定中学漢文』は近代的編集型教科書という新しい体裁を採っているが、その出典は旧来の丸本教科書の使用状況を踏まえつつ、難易度を基準とした再構成が行なわれていたことが明らかになったといえる。

第6節では、本章でとり上げた秋山四郎と深井鑑一郎の漢文教科書のなかから、メリトクラシー思想に関連すると考えられる教材を具体的にとり上げ、その内容を分析した。特に、明治30年代の国語科成立期に編纂された、出典が多様化した時期の漢文教科書にメリトクラシー思想の傾向を持つ教材が見られた。西国立志篇の自序や広瀬淡窓の漢詩などの例は、他の科目や初等教育では採用されていない漢文科独自の教材といえる。

第7節では、落合直文編『訂正中等国語読本』をとり上げ、秋山四郎編漢文教科書の編纂方針との関連を検討した。国語教科書と漢文教科書には実用的な文章から古文へ、易から難へ、学年段階の応じた教材配列の方法などで編纂方針の共通性が見出せる箇所が明らかとなった。また第一学年用の総合科目的な内容で構成されていること、修身教材では学業奨励の内容が採用されていることを指摘した。この時期の漢文教科書の内容が多様化し、他教科（特に国語）との関連が図られた一方、「国語」科の成立で旧来の国学系の教科書からの脱却が進んだ分、国語教科書のなかにも漢文系統の教材が採用されていた。このことから、教育課程上「国語」重視の方針が示される反面、まだ漢籍の内容や漢文体が有用性を保っていたことが指摘できる。

第8節では、『尋常小学読本』（第一次国定読本）の文章教材に着目し、それと本章の分析で用いた漢文教科書の内容との関連を検討した。『尋常小学読本』（国定第一期）と秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の編纂方針は、①学年段

階に対応した教材の配列が行なわれていること、②『第一訂正漢文教科書』巻之一では、『尋常小学読本』と同様に地理・理科など他教科の内容の教材が収録されていること、③隣接する学課の内容が関連した配列がなされていること、の3点で関連性が指摘できる。しかしながら、『尋常小学読本』で収録されている実業や公民（国民教科）の教材が漢文の教科書では採用されていないことも明らかとなった。

以上の本章の検討から、明治30年代における漢文教育に受け継がれた漢学的教養と新たに形成された特色を考察しておきたい。

「学校令」公布から明治35年「中学校教授要目」公布までの時期、明治20年代から明治30年代にかけては、学校制度や国語科が形成され、中等教育における近代的な漢文も教育課程・教科書の両面で大きく前進した時期であった。教育制度の整備が進み、教育人口も増加し実態としても学校教育が普及した。教科書検定制度が開始され、中等教育用の編集型漢文教科書が本格的に編纂され始めた。その内容は改訂を経て変更が加えられていた。

この時期、秋山四郎編纂の漢文教科書では教材の多様化が進んだ。その編纂方針は同時期の中学校「国語」科の教科書である『訂正中等国語読本』にも共通するもので、また初等教育の『尋常小学読本』（国定第一期）の文章教材の内容とも関連している。この時期の秋山四郎編纂漢文教科書において新たに加えられた教材のなかには「勤勉性や向学心の必要性を説いた教材」や「忍耐や努力に基づいた立身を記した教材」といった、メリトクラシー的な傾向を持つ教材が含まれている。これまで、明治期における中等教育の漢文教材の特徴としては、忠孝の徳目が指摘される場合があった<sup>327</sup>。しかし、『日本外史』などに見られる武士の忠孝道徳だけでなく、この時期の漢文教材に求められた徳目には男子中学生に向けた志気の養成、向上心、勤勉・正直といったメリトクラシー思想との関連があるのではないかと考えられる。

---

<sup>327</sup> 石毛慎一「近代の漢文教科書における忠教材の分析—忠の内実の変遷を中心として—」『新しい漢字漢文教育』第31号 2000年、「近代の中等漢文教育における孝教材の分析—孝に担わされた理念と役割—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊8号—1 2000年

## 第4章 明治期の近代的漢文教育形成過程に関する考察

### 第1節 近代的漢文教育における「漢学的な知」の特色

#### —メリトクラシー思想を中心に—

#### 第1項 継承された「漢学的な知」

第1・2・3章の検討を踏まえて、本章では明治期の近代的漢文教育形成過程における「漢学的知」の継承された面と拓かれた面について、主に本研究の仮説であるメリトクラシー（業績主義）との関連を中心に考察を行なう。さらに、そのメリトクラシー的な「漢学的知」によって養成されていた学力の内実や、その教育史的な意義についても指摘しておきたい。

本節では、近代的漢文教育における「漢学的知」の特色を、近世から継承された面と近代において拓かれた面という二つの方向から考察を行なう。そのために、まず本項では教育法令や時代背景を踏まえつつ、明治期の中学校用編集型漢文教科書の成立過程を軸として「漢学的知」の継承された面を考察することとする。

第3章までの検討を踏まえると、近代漢文教科書において継承された「漢学的知」としては、歴史書の系統が挙げられる。例えば、第1章第1節においてとり上げたが、明治初期の漢学塾で使用された教科書は、四書五経のほか『左伝』『孝経』『十八史略』『国語』『史記』『漢書』『温史』『明律』『小学』『文章軌範』『唐宋八家文』『蒙求』『国史略』『日本外史』『皇朝史略』である。書籍の点数は経学（『左伝』『孝経』）が多く、ついで史、子、集となるが、日本史の点数が多いことも読みとれる。この日本史の教材について、神辺靖光（2003）<sup>328</sup>は「漢学塾で用いた日本史教科書で多いのは国史略、日本外史、皇朝史略であるが、この外、日本紀略、日本政記などがある。これらの教科書を漢学塾が用いたと云うことは漢学塾が新時代に適応しつつ漢籍専門の本来の姿を变形し始めたと言う事であろう。」（p.311）「漢学は漢学流の分科の仕方ではあったが経学専修から多角的な近代学問に脱皮しようと努力したのである」

（p.312）と指摘していた。この明治初期の漢学塾において経書から史書へと変化した学習内容の特徴は、「教育令」期までの中学校における丸本漢文教科書の使用状況にも共通点が見られる。第2章第3節において参考とした四方（2004）の調査<sup>329</sup>によると、明治14年布達『中学校教則大綱』に準拠して多く採択され

<sup>328</sup> 幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社 2003年

<sup>329</sup> 四方一彌『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版 2004年 pp.344-348

た「和漢文」科の漢文教科書は『文章軌範』『日本外史』『史記』『唐宋八大家文読本』『日本政記』『孟子』などであり、このことから経書よりも史書や範文集が多かったことが分かる。

続く「学校令」期において漢文教育の近代化が大幅に進展したことは、第3章において検討したとおりである。この時期(明治20年代後半～明治30年代)には中学校の漢文教科書が丸本から編集本へと推移したが、その編集型漢文教科書の出典に注目すると、「教育令」期から継承・再構成されたものが存在している。例えば、深井鑑一郎編『撰定中学漢文』(明治31年初版)の出典は以下のとおりである。

- ・ 卷一 日本漢文 (『国史記事本末』『皇朝史略』『日本智囊』、『昭代記』『名賢言行略』『事実文編』など)
- ・ 卷二 日本漢文 (『日本外史』『国史略』『名賢言行略』『事実文編』『近古史談』など)
- ・ 卷三 日本漢文 (『息軒遺稿』『鶴梁文集』『得間瑣録』『名節録』など)
- ・ 卷四 日本漢文 (『海外異伝』『洋外紀略』『東湖遺稿』『栗山文集』など)
- ・ 卷五 日本漢文 (『金陵遺稿』『拙堂文集』『箕山文鈔』『山陽遺稿』など)
- ・ 卷六 『資治通鑑』『五代史記』『唐書』『三国志』
- ・ 卷七 『唐宋八大家文』『文章軌範』『続文章軌範』
- ・ 卷八 『漢書』『史記』
- ・ 卷九 『史記』
- ・ 卷十 『戦国策』『孟子』『左氏伝』

この『撰定中学漢文』よりも前に刊行された深井鑑一郎の著作『漢文教授法』において、深井は編集型漢文教科書が本格的に登場する直前の明治25年頃の丸本教科書の使用状況を以下のように要約していた。

第一年級	第二年級	第三年級	第四年級	第五年級
日本政記又は日本外史近古史談の類	日本政記、文章軌範、十八史略の蒙求類	文章軌範、孟子、史記列伝の類	八家文、孟子、史記、の類	孟子、史記、左伝の類

これを『撰定中学漢文』の出典と比較した場合、『撰定中学漢文』では第二・三年級の日本漢文(巻三・四・五)で歴史書以外の文章が収録されている以外、ほぼ一致していることが分かる。

以上のことから、「学制」期から明治 30 年代までの漢文教科書の内容は『日本外史』『史記』『十八史略』といった歴史書の系統、あるいは『文章軌範』『唐宋八大家文』といった範文集や『孟子』が学年段階ごと継承されていたといえる。幕末から明治初期の漢学における『文章軌範』などの漢作文用例文集の流行、あるいは「左国史漢」の教養や『日本外史』の流行といった時代背景が近代的な漢文教育の学習内容に継承されたといえる。

次に、経書よりも歴史書の系統の方が多く継承された要因について考察し、さらに歴史書という「漢学的な知」が有していた教育的な意義についても指摘しておきたい。

経書が編集型漢文教科書にあまり継承されなかった理由としては、概ね以下の 2 点が考えられる。

第一には、かつて経書が担っていた道德教育は名目上、修身科教育の方へと引き継がれたためであると考えられる。「修身」科の内容と推移は「学制」下では儒学中心の道德教育は「旧来の陋習」と排除されたものの、明治 10 年代から 20 年初めにかけて徳育論争が展開され、明治 23 年公布の「教育ニ関スル勅語」を契機として儒教主義と立憲君主主義の妥協の上に近代的な修身教育の方針が確立されたといわれる<sup>330</sup>。本研究では第 2 章の『東京学士会院雑誌』の検討において触れたが、明治 10 年代の漢学教育論ではまだ修身教育（儒教教育）と漢文教育が渾然としていた。それが、明治 20 年代以降に「修身」科と「国語及漢文」科が確立したことで、学習内容の区分がなされたのではないかと考えられるのである。

第二に、近世や明治初期における経書の学習が主に幼少期に行なわれていたことが一因となったことが考えられる。すなわち、経書の学習は幼少期に行なわれ、その次の段階として漢学塾において史書の学習が行なわれていたものが、明治期に新たに発足した初等教育では経書の素読は行なわれなくなり、自動的に従来の学齢と相当する歴史書の内容が中等教育の近代的漢文教育に引き継がれた、という可能性である。つまり、内容の精選はあまり熟慮されず、従来の年齢段階に応じた漢文の教材がほぼ機械的に継承された可能性が指摘できる。このことは、深井鑑一郎編纂漢文教科書が明治 20 年代の丸本教科書の内容を、一部難解と考えられた作品を上級学年へ位置づけ直した以外、ほぼ従来の配列に沿って教科書に配列されていたことから推測できる。

次に本項の最後として、「漢学的な知」における歴史書の系統が単なる歴史的事実の羅列に止まらず、政治学や処世術としての価値を有していたことを指摘し、そこから近代的な漢文教育に継承された「漢学的な知」の意義を考察しておきたい。

---

<sup>330</sup> 奥田真丈監修『教科教育百年史』建帛社 1985 年 pp.464-468

小森陽一（2007）は夏目漱石の『文学論』をもとに、漢学における文学の特徴・枠組みについて考察を行なっている<sup>331</sup>。まず、小森は「漢学」の定義について以下のように要約している。

まず日本で使われる「漢学」という言葉には二つの意味があります。ひとつは、清朝の学者たちが提唱した漢や唐の時代の漢籍をめぐる訓古的な考証学という意味です。もうひとつは、江戸時代の日本における、儒学を中心とした中国の文献全般のことです。（pp.244-245）

上記の引用箇所において、小森は「漢学」という語の意味を二つ指摘しているが、本論文でいうところの漢学は、そのうちの後者の方を指していることは言うまでもない。この後者の漢学の定義とその歴史的意義について、小森はさらに次のように説明している。

表意文字としての漢字で表記された漢籍は、漢字表記の解読法と漢文の文法を習得すれば、まったく異なった音声体系を持つ言語圏においても、その意味を解釈することができるわけです。したがって「漢学」は、中国大陸のみならず韓半島や日本やベトナムまで含めた、宏大な漢字文化圏としての中  
華帝国の、共通書記言語をめぐる学問になったのです。そうした複数の民俗言語を媒介し統合する、帝国の共通書記言語をめぐる学問が「漢学」なのです。（p.245）

また、「左国史漢」と科挙試験（あるいは、科挙を通じて養成された漢文読み書き能力）との関連については、以下のように指摘されている。

「左国史漢」とは、中国の代表的な歴史書です。「左」は『春秋左氏伝』。孔子の弟子である左丘明が、孔子の『春秋』の背景となる史実を記述したと言われている書物です。「国」は『国語』。これもやはり左丘明の著作と伝承された、国別の春秋時代史です。「国語」の意味は「各国それぞれの歴史物語」ということになります。いずれも現在では、漢代に編集されたものではないかとされています。「史」は、有名な前漢の司馬遷の著作『史記』のことで、黄帝から前漢の武帝のことまでを記述した紀伝体の歴史書です。紀伝体とは、皇帝の伝記としての本紀、下臣の伝記、諸外国のことを記した列伝を軸に、

---

<sup>331</sup> 小森陽一「夏目漱石の『文学論』漢学に所謂文学と英語に所謂文学」東京大学教養学部  
国文・漢文学部会編『古典日本語の世界—漢字がつくる日本』東京大学出版会 2007年  
pp.243-271

年表や世系表・人名表、本紀列伝には入らない出来事などを加えた『史記』に始る歴史叙述の形式です。この形式を確立したのが、「漢」すなわち『漢書』です。『漢書』は、後漢の班固の撰による前漢の一代の歴史書です。そして『史記』『漢書』から始まり『明史』までが「二十四史」と言われている中国の正史です。千数百年続いた科挙の試験の受験者にとっての、いわば必修科目です。(pp.247-248)

その上で小森は、明治期の漢学における文学とは「左国史漢」以来の歴史書の系統と認識されていたことを、夏目漱石の『文学論』をもとに以下のように指摘している。

若き夏目金之助にとって、「文学」とは、中国の正史を学ぶことだったので。中国における古代からの王朝の興亡、戦争における軍略、平時における経世経民の知恵、政治的指導者として持たねばならない徳、それを身につけることが「文学」だったので。自らが歴史にどう記されるのか、それが中国の歴代の政治的軍事的指導者たちにとって、最大の関心事の一つでした。また官許哲学である儒学を中心とした「漢学」を、その支配者としての教育の要においていた江戸時代の武士階級は、中国の有名歴史書のダイジェスト版である『十八史略』の素読から子どもの教育を行い、そうした教育は幕末維新期には豪農層においても共有されていました。(p.248)

この指摘によると、歴史書の教養は「漢学的な知」の基盤の一つであったといえる。日本漢文の歴史書である『大日本史』もまた「左国史漢」の体裁に倣ったものであった。庶民をも巻き込んだ『日本外史』の流行が起こりえたことも、漢学の歴史書が日本の学界で普及し、水戸学派によって『大日本史』という日本版「左国史漢」編纂がなされたことが歴史的な前提となっている。すなわち、「漢学的な知」における「左国史漢」以来の歴史書の系統は、「江戸時代の武士階級」の文化資本<sup>332</sup>としての意義を有していたといえる。つまり、歴史書の系統の「漢学的な知」が、指導者としての処世の知恵となり、また指導者としてふさわしい「話す」「書く」などの言語表現を行なう上での語彙やモチーフ

<sup>332</sup> ピエール・ブルデュー (石井洋二郎・訳)『ディスタンクシオン—社会的判断力批判(1)』(藤原書店 1990年)の「訳者まえがき」には、「文化資本」の定義は次のように要約されている。「広い意味での文化に関わる有形・無形の所有物の総体を指す。具体的には、家庭環境や学校教育を通して各個人のうちに蓄積されたもろもろの知識・教養・技能・趣味・感性など(身体化された文化資本)、書物・絵画・道具・機械のように、物資として所有可能な文化的財物(客体化された文化資本)、学校制度やさまざまな試験によって賦与された学歴・資格など(制度化された文化資本)」、以上の三種類に分けられる。」(v)

フの典拠となっていたということである。漢籍における政治論・人間論としては、『韓非子』や『淮南子』などがよく知られているが、『貞観政要』などは明治維新の後も、社会の実質的に指導的な地位に立つ人間（具体的には近世の士族、あるいは近代以降の官吏・実業家などといった上・中流階層）のための実利的な教養、要するに帝王学の教科書とみなされていたといわれる<sup>333</sup>。そういった「漢学的な知」の教育を受け、教養を身に着けることができた人物が、「漢学的な知」に沿って正しく行動できるかどうかは現実的な問題として残るとしても、歴史という「漢学的な知」が、公人としてふさわしい身の処し方を学び問うための素材であると考えられていたことは間違いない。

## 第2項 拓かれた「漢学的な知」

次に、本項では明治期における近代的漢文教育の成立過程において、拓かれた「漢学的な知」の考察を行ないたい。本項では、この時期に拓かれた「漢学的な知」の特徴の一つとして、特に本研究の仮説であり、また当時の男子普通教育の目的とも深く関連しているメリトクラシー（業績主義）思想を中心に考察しておきたい。従来の明治期漢文教育史研究では、明治期漢文教育の特色として「忠孝」教材が指摘される場合があった<sup>334</sup>。しかしながら、一口に「忠孝」といってもそれは当時の時代背景との関連や他教科の学習内容にも見い出せる特色であり、漢文教育独自の特色であるとまでは断定できない。そこで、近代学校教育制度と関連が深いメリトクラシー的な面の方に着目してみる必要があると考える。

本論文の第3章までの検討を踏まえると、「漢学的な知」の拓かれた特色としては、第一に教材配列方法が指摘できる。

編集型漢文教科書において採用されていた、ジャンル・年代順・著者別よりも難易度順を優先した教材配列方法は『文章軌範』との共通性が指摘できる。『文

---

<sup>333</sup> 原田種成『貞観政要の研究』（吉川弘文館 1965年）では、日本の「政界学界における貞観政要の位置」として次のように述べている。「この書は、早くから『群書治要』と並んで政治の要諦として尊崇され、王朝時代において、菅原家・藤原南家・大江家・清原家などの儒臣の家では、それぞれ家伝の秘本とその秘説とを奉じて、朝廷の経筵に侍していた。」（p.50）「降って北條氏・足利氏・徳川氏等、政治の要衝に当たったものは、皆この書を尊崇し、その政治の参考に資していたばかりではなく、智識人士の必読書として愛読され、儒学の經典と同様に尊崇され、屢々経筵の進講に用いられていた。」（pp.50-51）「また、近くは明治天皇が元田永孚に、大正天皇が三島中洲・小牧昌業両氏にこの書を進講させたことによっても、いかにこの書が尊崇され、広く愛読されていたかを知ることができる。」（p.71）

<sup>334</sup> 石毛慎一「近代の漢文教科書における忠教材の分析—忠の内実の変遷を中心として—」『新しい漢字漢文教育』第31号全国漢文教育学会 2000年 pp.48-61、「近代の中等漢文教科書における孝教材の分析—孝教材の分析—」『早稲田大学大学院教育学研究紀要』別冊8号—1 2000年 pp.131-141

章軌範』とは宋の謝枋得編纂の名文集であり、科挙試験用の学習参考書として編纂されたものである。その編纂の背景とその編纂方針の意義については、『新釈漢文大系 第17巻 文章軌範』（前野直彬校注・明治書院 1963年）の解説において以下のような指摘がなされている。

唐末五代の戦乱を経て、門閥貴族たちが壊滅したあと、宋代では新しい社会情勢がひらけた。官吏の任用は試験制一本となり、実力がありさえすれば、それこそ「侯王将相」の地位も、思うままに獲得できることとなったのである。

それは家がらがよくない知識人たちにとって、輝かしい時代の訪れと感ぜられたことであろう。彼らは希望にあふれながら、挙業<sup>335</sup>に精を出した。試験制度はさまざまな欠陥と害毒を持ち、清代に至っては完全に行きづまって、これが中国の社会・文化の進歩を遅らせた最大の原因であるとさえ批判されるようになったのだが、それは後世の話である。その初期である宋の時代には、やはり欠陥を含みながらも、まだ新しい制度に対する真剣な理想と期待があった。謝氏もまた、同じ気持を持ってこの書を作ったのではなかったか。

さて、この書は場屋<sup>336</sup>の役に立つ模範文を選んでいるのだが、その巻の分けかた、排列のしかたは、文例としての関係を重視し、ふつうこの種の選本に用いられる時代順の排列法をとっていない。そして第二巻までを放胆文、第三巻以下を小心文と大別した上、各巻の初めに説明をつけてある。(p.3)

つまりこの書の体裁は、第一巻から順次に勉強させ、次第に高級な文章技術を会得させようという目的のもとに組み立てられているのであった。(p.5)

この書に選ばれているのは古来の傑作のすべてではない。答案の模範文である以上、どうしても議論文的なものが中心となるわけであって、送別会の際に書きおくる文章などもここに収められてはいるが、それも議論の多いものだけが採用されている。それ以外の文章はいくら名文でもすべて落とされてしまった。(p.5)

また、日本における『文章軌範』の意義については以下のように解説されている。

『文章軌範』は受験参考書・模範文例集であって、普通の意味でいう傑作

---

<sup>335</sup> 科挙のための受験勉強を指す。

<sup>336</sup> 科挙を行なった試験の場所を指す。

集ではない。(引用者中略)しかし、わが国での評価は違っていた。挙業などというもののないわが国では、もちろん受験参考書としての意味はない。だからこの書は、作文の教科書として、受けとられた。漢詩・漢文を作ること、江戸時代の儒者にとっては必須の教養である。その勉強の際に最も手ごろな教科書として、この書は大流行を見たのであった。(引用者中略)こうして『文章軌範』は、「世教に関する」倫理の教科書にまで昇華した。それはこの書の成り立ちから見れば大きな誤解、というより曲解である。しかし、そのような曲解が江戸時代の精神史の一部を形成して行ったことを思えば、ひと口に曲解と言い捨ててしまうわけにはゆかない。(pp.5-6)

名文集であっても、例えば『唐宋八大家文』は作家別に文章が配列されており、『文章軌範』の編纂方針とは一致していない。「科挙」というメリトクラシーに沿って採用された『文章軌範』の難易度順の配列方法が、明治期編集型漢文教科書に多く採用されていたところに、明治期に進展した近代的漢文教育のメリトクラシー的傾向が看取できると考えられる。

「漢学的な知」の拓かれた特色として、第二に明治30年代の中学校用編集型漢文教科書に新たに採用された教材が指摘できる。明治30年代の編集型漢文教科書には、従来の「左国史漢」といった歴史書や名文集の系統とは別に、新たな漢文教材が多数採用され始めた。この「学校令」期に登場した編集型漢文教科書において、旧来の丸本教科書を典拠としない新しい教材にメリトクラシー思想が看取できるものが存在したことを第3章第6節で検討した。例えば、武士としての学業の必要性を説いた吉田松陰の「士規七則」、中村正直の啓蒙書「自助論」の序文、学生の学問修業を激励した広瀬淡窓の漢詩「桂林荘雜詠示諸生」などの例である。この時期の漢文教材に求められた役割においては、男子中学生に向けた志気の養成や向学心、勤勉性といったメリトクラシー思想との関連があるのではないかと考えられる。

以上、本節では近代的漢文教育における「漢学的な知」の特色を、近世から継承された面と近代において拓かれた面という二つの方向から考察を行なった。第一項では継承された「漢学的な知」と、その意義について考察した。そして第二項(本項)では拓かれた「漢学的な知」として、編集型漢文教科書の教材配列方法と新たに採用された教材から看取できるメリトクラシー思想を指摘した。本節で検討した漢文教科書の推移と「漢学的な知」の歴史的な背景を踏まえると、継承された歴史書の系統と拓かれたメリトクラシー思想はいずれも、近代的な漢文教育の確立期において文化資本としての価値を有していたのではないかと考えられる。すなわち「漢学的な知」は、社会の実質的に指導的な地位に立つ人間(士族から役人・経営者などの中流階層)にとって、歴史の学び

を通してみずからの公人としての身の処し方を考えるための素養としての実利的な価値を持ち、また志気の養成や向学心、勤勉性といった近代的な中流階層に必要とされるメリトクラシー思想をも有していたことが指摘できる。

## 第2節 メリトクラシーによって養成された漢文の能力

繰り返しになるが、メリトクラシーとは人員配置の基準に「教育資格や能力つまり営為に重点をおく業績主義(何ができるかによる選抜)」をとることで「能力ある人々による統治と支配が確立する社会のこと、すなわち、能力主義、業績主義の社会制度のことを指している。こういった制度に適応した学習内容が近代的な編集型漢文教科書から看取されることは、本研究においてすでに指摘した。では、このメリトクラシー(業績主義・能力主義)と関連した漢文教育は、具体的にどのような能力を養成することとなったのであろうか。本節では、まず漢文の能力とメリトクラシーとの関連性の参考例として中国の科挙制度における漢文の学力を指摘した上で、日本の近代的な漢文教育において養成された漢文の能力について、第3章で分析した教育制度や漢文教科書の内容などをもとに考察を行なう。

科挙とは、隋代から清朝末まで実施された高等官資格試験制度である。その試験の内容・方法は年代によって変化があるが、そこで問われた能力とは主に漢作文の能力であったといえる。平田茂樹『科挙と官僚制』(山川出版社 2001年)によると、科挙試験の内容は以下のように要約されている。

唐代の科挙は、詩賦(作詩)に代表される文学の才を問う進士科と、明経科に代表される経書の暗記能力を問う諸科に分かれるが、受験時の待遇・合格後の出世などの面から進士科が尊重された。(p.7)

科挙が形式上、だれにでも受験ができ、また公平性・客観性を備えた今日みられるような官吏登用試験となったのは、つぎの宋代であった。宋代においては諸科の廃止による科目の進士科への統一、殿試の設置による三段階選抜、経義(経書の解釈)・詩賦(作詩)・論策(論文)の三科目による試験、封彌・謄録法導入に代表される厳格な試験体制の整備といった取り組みがなされ、科挙の最大の特徴である機会均等、実力主義といった性格が獲得された。(p.10)

このように宋代に確立した科挙制度は、元代の一時的な中断をへて、明清時代には、科挙試の前に学校試を組み込むといった改変がなされたものの、清末に廃止されるまでほぼ一貫してその特徴が継承されていった。(pp.10-11)

科挙において漢作文の能力が問われたことは、前節で『文章軌範』をとりあげた際にも触れた。宮崎市定『科挙史』(平凡社 1987 年)によると、「進士の科は詩賦を主とするが、由来中国文学の特長は創作よりも博学に重きを置くので、この詩賦たるや故事熟語を補綴羅列せざれば試験官が承知せぬ。ゆえに詩賦の制作には何よりも博覧多識を必要とした。」(p.281)と指摘されており、漢作文の能力が古典の知識と密接に関連していたといえる。

一方、日本の近代中学校教育において育成された漢文の学力の内容について指摘しておく。明治 19 年「尋常中学校ノ学科及其程度」では「国語及漢文」の「程度」は「漢字交り文及漢文ノ講読書取作文」とあり、漢文の読み書き能力の養成が示されていた。編集型漢文教科書が定着した明治 34 年「中学校令施行規則」や明治 35 年「中学校教授要目」の時期には漢文教育は制度上においては「書取」や「作文」からは消え、「講読」に限定されるようになった。しかし、本論文の第三章における近代的な編集型漢文教科書の分析では、漢文が「講読」に限定されるようになった後も、従来の学習内容が継続していたこと、また、「講読」学習の範囲内で漢作文の作業が想定されていたことを指摘した。編集型漢文教科書は丸本時代の漢文教材観、あるいは漢作文の能力養成という旧来の漢文教育観を継承していた。だが、秋山本では低学年用の巻において次第に開化的知識が豊富に取り込まれるようになり、漢文を媒介とした西洋文明や時事問題の学習が志向されるようになった一方で、深井本はあくまで従来の歴史書や模範文が中心であったという、編纂者による教科書の性格の違いも存在していた。

前節での指摘とも関連するが、近代国家の国民共通語としての役割を担った国語とは異なり、漢文の言語能力には文化資本としての役割があったと考えられる。漢文にはまず旧士族や立身出世をめざす若者にとって文化資本としての意義があったと考えられる。すなわち、士族が蓄積してきた漢学の教養は、学校教育という近代的な文化資本と接続しており、近代的な職業のなかでも武士に親和性の高い職業(軍人・文官など)につくルートにつながっていたということである。その点では、「漢学的な知」は武士の教養の名残りであったという見方もできる。それは明治期の複線型学校制度において、明治 19 年に「国語及漢文」科が成立した後も、漢文が高等女学校では必修とされなかったことからもうかがうことができる。

### 第3節 近世漢学におけるメリトクラシーとの関連

本節では近代的漢文教育のメリトクラシー的特徴との比較参考として、近世漢学におけるメリトクラシーとの類似点・相違点について考察しておく。

本研究の序章第2節で引用した前田勉『江戸の読書会―会読の思想史』(平凡社選書 2012年)にも触れられていたとおり、近世の日本では科挙制度が存在していなかったため、本来的な意味でのメリトクラシーが存在していなかったことはすでに指摘されている。しかしながら、近世においてはさまざまな特徴を持つ漢学塾が存在しており<sup>337</sup>、それらの内容を詳細に分析すれば「漢学的な知」とメリトクラシー的傾向が結びついていた現象が看取できる可能性はあるといえるだろう。例えば、明治維新の拠点となった松下村塾は、従来勢力のなかった下級士族の台頭という面では実力主義的な思想との関係が指摘できるだろう。だが、明治維新の原動力となった私塾は学歴主義や近代的な学校制度との関連が低く、むしろその逆に、アウトロー的な下級武士による政治結社の性格を有していたことの方が特徴的であったといえる。そこで本節以下では、能力主義的な教育制度が用いられた近世漢学塾の例として豊後日田・広瀬淡窓の咸宜園

---

<sup>337</sup> 海原徹『近世私塾の研究』(思文閣出版 1983年)では、近世私塾が以下の3つの類型に分類されている。(私塾とは漢学塾だけでなく、国学・洋学の塾をも指している。)

- ・第1の類型「昌平黌や藩校などの官・公立学校がまだ未発達時代に、封建教育を実質的に担ったのは私塾である。幕藩体制に必要なさまざまな人材、とくに政治の枢要に連なる上級武士、専門的な学者、高級医師などの育成は私塾において行われた。この意味で、私塾は官・公立学校の代替物であったとってよい。近世初頭に登場した儒者の主宰する私塾は、いずれもこのタイプであり、伊藤仁斎の古義堂や中江藤樹の藤樹書院などはその典型である。」(p.11)
- ・第2の類型「時代が下り、官・公立学校がしだいに整備、充実されてくると、私塾は今度はその周辺や空白を埋める役割を果たすようになる。遠隔地に在住して通学困難な武士や身分差別ゆえに入学資格のない下級武士その他の人びとに門戸を開放したのは、この私塾である。国学や洋学のように、はじめ官・公立学校が重要視せず、事実上らち外においた学問領域を取り上げたのもまた私塾であり、陽明学のように異端雑学扱いされた学派を看板にした学校も、私塾以外にはなかった。要するに官・公立学校の欠落部分を補い、全体として封建教育を実りあるものにしたという意味で、私塾はその補完物であったとってよい。国・洋学塾は大いこのタイプであり、漢学塾も多くはこれにあてはまる。」(pp.11-12)
- ・第3の類型「幕末期になると、たんなる補完物にあきたらず、学校革新の一種として既存の学校体制に対抗する、いわば反対物に傾斜する私塾が出てきた。官・公立学校の補充や代替に甘んじている時期の私塾に、幕藩体制を批判する眼を期待できないのは当然だが、幕末の政治的危機状況、いわゆる内憂外患の深刻化にともない、そうした従前のあり方に一線を画する新しいタイプの私塾が登場した。政治的論議をたくましゅうするだけでなく、やがてこれらを師弟の同盟関係に基づく政治的实践へ高揚させていった。」(pp.13)

に着目し、近代のメリトクラシーとの類似点・相違点を指摘しておくこととする。以下に、海原徹『広瀬淡窓と咸宜園』（ミネルヴァ書房 2008 年）の論考をもとに、咸宜園教育のメリトクラシー的な特徴を指摘しておく。

咸宜園とは広瀬淡窓（1782~1856 年、儒学者）が豊後国日田郡堀田村において創設した漢学塾である。その没後も明治 26 年（1893）まで約 80 年間存続し、各層に広く開放したため門人数は 4600 人に上ったといわれる。咸宜園の「咸宜」とは中国の最古の詩集の一つ『詩経』からとった言葉で「みなよろしい」という意味であり、全国から広く若者を受け入れた。老荘思想に基づく「敬天思想」（天を敬い、良い行ないをすれば、人間は天に報われるという応報論）の考えが広瀬淡窓の教育理念であり、「三奪法」といって門下生に対しては年齢、学歴、身分を問わなかった。咸宜園の特徴は「三奪法」の平等主義よりもむしろ、それを前提に展開された「実力主義の教育」の方であった。海原徹（2008）は咸宜園の特徴を次のように述べている<sup>338</sup>。

同時代の多くの学塾が、塾主一代かぎりですぐと門戸を閉じ、塾生もせいぜい数十人程度にとどまったのに比べ、塾の規模、継続期間とも、ほとんど稀有の存在であったが、なかんずく特筆大書されてよいのは、その徹底した実力主義の教育、いわゆる三奪法を下敷きにした厳密極まりない昇級システム、すなわち月旦表である。（ii）

このように、咸宜園の規模や教育方法の特徴は近世漢学ではむしろ例外的であったといえる。「月旦評」と呼ばれる成績表をもとにして門下生を評価・序列し、塾内での待遇を決定していたのである。それは能力主義に通じるものであった。門下生には階級制が布かれ入塾者は無級からスタートし、日頃の学習（漢詩の素読や輪読会など）の点数と毎月数回行なわれた試験の点数を合わせた成績評価（月旦評）によって昇級した。慣習的な学習では現状維持に甘んじ、向上心に欠ける恐れがある。そこで淡窓は競争試験を用いることによって学習意欲をかきたて、教育効果を上げようとしたのである。この徹底した実力主義は近代的な学校教育にも通じる面があり、また実際それなりの成果があったようである。4600 人に上る入塾者が全国から集まったことから、その名声が全国的であったことがうかがえる。

その反面、月旦評に基づいた教育はいかにして得点数を上げるか、試験をうまくパスするかに門下生を偏らせる危険性を内包していた。塾生はすべて自分自身の実力によって評価され、待遇を受けたのであり、それゆえに上級をめざして猛勉強した場合も少なくなかったことは想像に難くない。塾生の詩文は欠

<sup>338</sup> 海原徹『広瀬淡窓と咸宜園』ミネルヴァ書房 2008 年

点を少なくすることに汲々とし、個性や独創に欠けるものがあつたことを淡窓は憂慮していた。もっとも淡窓自身も月旦評システムを完成品だとは思っておらず、その欠点を謙虚に認めていたようだが、それを廃止せず、むしろそれを徹底化することで問題を解決しようとした。階級制は次第に強化され、最終的には九級上下プラス無級の計 19 ランクにまで広げられた。あくまで実力主義をつらぬくのが淡窓の方針だったのである。

咸宜園は近世私塾としては突出した規模を誇っていたにもかかわらず、吉田松陰の松下村塾とは対照的に明治維新の志士をほとんど輩出しなかったことも特徴である。これは松下村塾が政治結社的な傾向の強い学問塾であつたこととは対照的に、咸宜園が能力主義教育（試験・成績をもとにして生徒の序列と資格付与を行なう教育制度）の性格をもっていたことが一因となつていたと考えられる<sup>339</sup>。

ここで本節の検討から、近世漢学塾と近代メリトクラシーとの共通点や相違点を以下に要約しておく。

まず、両者の共通点としては、試験制度や等級（段階化）、漢作文の学力養成という面である。一方の相違点については、咸宜園の能力主義教育は、あくまで塾内での序列・塾生同士の競争に終始しており、近代の学校制度とは異なつて、塾外での幕府・諸藩や商家などの任用制度とは直接的に接続するものでは

---

<sup>339</sup> 近世においては漢学塾とは別に、先進的な蘭学塾の方にも能力主義的な教育方針を採る私塾が存在していた。蘭学者・緒方洪庵が主宰した大坂北浜の適塾において能力主義的な教育が行なわれていたことが福沢諭吉の著書『福翁自伝』（岩波文庫 1992 年）の「緒方の塾風」の節に記されている。だがその一方で、『福翁自伝』において福沢諭吉は適塾の教育を以下のように回想している。

「西洋日進の書を読むことは日本国中の人に出来ないことだ、自分たちの仲間に限って斯様なことが出来る、貧乏をして艱渋をしても、粗衣粗食、一見見る影もない貧書生でありながら、智力思想の活高尚なることは王侯貴人も眼下に見下すという気位であつた。」

(pp.92-93)

「兎に角に当時緒方の書生は、十中の七、八、目的なしに苦学した者であるが、その目的のなかつたのが却って仕合せで、江戸の書生よりも能勉強が出来たのであろう。ソレカラ考えてみると、今日の書生にしても余り学問を勉強すると同時に始終我身の行く先ばかり考えているようでは、修業は出来なかつたと思う。さればと云つて、ただ迂闊に本ばかり見ているのは最も宜しくない。宜しくないとはいいいながら、また始終今もいう通り自分の身の行く末のみ考えて、如何したらば立身が出来たろうか、如何したらば金が手に這入るだろうか、立派な家に住むことが出来たろうか、如何すれば旨い物を食い好い着物を着られるだろうか、というようなことにばかり心を引かれて、齷齪勉強するというのでは、決して真の勉強は出来たろうかと思う。」(p.94)

これはあくまで後年の回想であり、適塾の教育との対比から回想時に普及していた近代的な学校教育の問題点を指摘している箇所でもある。だが、塾内においては西洋の学問を摂取するという目的意識が第一の優先事項であり、競争主義的な制度のみが独り歩きするものではなかつたこと、また、適塾は一介の私塾であり、立身出世に結びつく教育機関として確立していたわけではなかつたことが読みとれる。

なかったという面である。近世の日本は「能力ある人々による統治と支配が確立する社会」とまではならなかったため、近代的な意味でのメリトクラシーや中国の科举制度とは異なるものであった。咸宜園での学習内容が立身出世に結びついていた部分があったとしても、それは主に漢学者の世界に限定されたことであり、咸宜園での成績が官職や実業の地位に直接取り入れられる制度はなかったのである。近世には儒学の影響力が増大したため、学業を収めることは学者として大成する道につながったといえる。だが、儒学を修得しても社会的には儒学者として評価されるにとどまり、実際の政治上で実権を発揮する機会ほとんどなかったといわれる<sup>340</sup>。

#### 第4節 近代的漢文教育におけるメリトクラシーの意義

以上、本章では第1・2・3章の検討を踏まえて、明治期における近代的漢文教育形成過程における「漢学的知」の特色を考察した。

まず第1節では「漢学的知」の継承された面と拓かれた面について、主に本研究の仮説であるメリトクラシー（業績主義）との関連を中心に考察し、さらに「漢学的知」のメリトクラシーに培われた学力の内実やその教育史的な意義について指摘した。また、参考のために近代的漢文教育のメリトクラシーと、その前時代である近世漢学のメリトクラシーとの比較を行なった。

第2節では、まず漢文の能力とメリトクラシーとの関連性の参考例として中国の科举制度における漢文の学力を指摘した上で、日本の近代的な漢文教育において養成された漢文の能力について、第3章で分析した教育制度や漢文教科書の内容などをもとに考察を行なった。中国の科举では主に漢文の読み書き能力が問われたが、日本の近代漢文教育においても、同様に漢文の「読方」「書取」の能力は養成されていた。近代的な編集型漢文教科書に着目すると、秋山四郎の編集型漢文教科書では開化的知識が豊富に取り込まれるようになり、漢文を

---

<sup>340</sup> 国史大辞典編纂会編『国史大辞典 第7巻』吉川弘文館 p.325 参照。ここで近世儒学者の地位については次のように説明されている。「江戸幕府や諸藩には儒者とよなれる役職が置かれたが、その任務は、将軍や大名に対する侍講（個人教授）と、文辞や故実に関する知識が必要とされる事務を処理したり、書籍の編纂・出版などの作業に従事したりすることが、主であって、政治上の問題に関する発言権などはなかった。幕府の場合でいえば、六代将軍徳川家宣の信任を受けた新井白石が、侍講の職にありながら、その意見を政治上に反映させることができたのは、ほとんど唯一の例外であり、諸藩においても実態は同様であった。科举の制度があれば、儒学の教養は、為政者たる官僚の全員にとって必須のものとなり、儒教道徳が官僚の行為規範としての権威をもつこととなったであろうが、日本の武士社会では、儒教にそれほどの規制力はなかった。」

媒介とした西洋文明や時事問題の学習が志向されるようになった。一方、深井鑑一郎の編集型漢文教科書は従来用いられていた歴史書や模範文が収録されており、漢作文の能力養成という旧来の漢文教育観の影響を引き継いだものであったといえる。第1節での指摘とも関連するが、近代国家の国民共通語としての役割を担った国語とは異なり、漢文の言語能力には文化資本としての役割があったと考えられる。

第3節では近代的漢文教育のメリトクラシー的特徴との比較参考として、近世漢学におけるメリトクラシーとの類似点・相違点について考察を行なった。

以上のように本章では、明治期における近代的漢文教育形成過程における「漢学的知」の特色を考察した。本研究では詳細に漢文教科書の推移を分析したが、漢文教材自体は内容面では劇的な変化はあまりなく、基本的には丸本教科書として用いられていた史書の内容がそのまま再編成された部分が多い。そのため、「漢学的な知」の継承された面と拓かれた面は、どちらも概ね史書の系統という点で関連しているといえる。そしてその史書の意義としては、指導者にふさわしい身の処し方を学び問うための素材としての歴史の知識という意義と、文語文の規範や語彙の供給源となる言語運用能力としての意義という2つの点で、文化資本としての役割を有していたことが指摘できる。

## 終章 研究の成果と展望

### 第1節 研究の成果

#### 第1項 各章の成果

本論文では、主に教育制度と教科書の面から、明治期の近代的な漢文教育形成過程における「漢学的な知」の受け継がれた面と拓かれた面を明らかにした。本節ではまず本項で各章の研究成果を述べ、次項で本研究全体の成果とその意義について言及しておく。

#### ○第1章の成果

第1章では、①漢学塾を例とした明治前期における漢文教育の社会的な役割、②文部省刊行『日本教育史略』の分析をもとにした「学制」期の漢学の位置と漢文教育観、③「学制」期に新しく編纂された読本（文部省刊行・榊原芳野編『小学読本』）の分析を中心にした教科書における漢文脈の影響、という3つの視点から、「学制」期漢文教育の分析を行なった。

第1節では、明治初期の漢学塾や入試制度に関する神辺靖光（2003）や広田照幸（2005）の先行研究を参考にして、漢文教育をめぐる社会背景を検討した。明治10年代まで正則学校外の漢学塾が流行したことと、その社会的要因の一つとして高等教育機関への選抜制度において漢学的教養が重要な位置を占めていたことを指摘した。そして、明治前期の漢文教育が「選抜」というメリトクラシー的な制度面で役割を果たしていたことを考察した。

第2節では「学制」期に文部省から刊行され、師範学校の教科書としても用いられた歴史書である『日本教育史略』に着目し、「学制」期における漢学の位置と漢文教育観を分析した。『日本教育史略』の記述から、「学制」期には現実としては漢文の有用性が残存していたものの、国語教育の必要性という観点からは漢文の意義はあまり強調されなかったことを指摘し、「学制」の時期にはまだ「国語」概念が明確でないものの、学校教育の普及という観点から漢文からの脱却と新しい「国語」への努力が図られていたことを考察した。

第3節では「学制」期に発足した小学校用に編纂された『小学読本』（文部省刊行・榊原芳野編）と漢文との関連を検討した。主に、『小学読本』と明治期まで初学者用教育書として用いられていた漢文の逸話集『蒙求』との比較分析を行なった。『小学読本』の構成は『蒙求』の構成の型とは一致していない。だが『小学読本』の『蒙求』を典拠とする教材と原典の『蒙求』を比較すると、原典には見られ

ない説明や教訓的な文章の追加されている箇所や、あるいは物語の詳細が変更・削除されている箇所が存在することが明らかとなった。『蒙求』が簡潔な記述を特徴としているととと比較すると、『小学読本』の『蒙求』教材ではその史話から読み取る教訓が明確に示されている場合が多かった。『小学読本』と『蒙求』の同一史話を比較すると、そのストーリーの筋は概ね一致しており、漢語や措辞など文章形式の面でも類似している部分が見いだせる。その一方で、同一の史話であっても『蒙求』よりも『小学読本』の方がその教訓性が強められており、特に勤勉の必要を強調したものであるといえる。また、『蒙求』教材以外にも、『小学読本』巻之四・五は全体的に学問や生業へ真剣に取り組む勤勉性を説く物語が多く存在していた。そこに「学制」公布の時期において、学業の必要を啓発する意図があったのではないかという点を指摘した。

これら第1章の分析から、「学制」期は教育制度や国語の近代化が提唱されつつも、漢学的な知をもとに初等教育の教育内容が作られ、また私塾や中等教育では漢学が存続して選抜制度と結びついていた時代であったといえる。すなわち、選抜制度や教材内容の両面で、漢文の教養が有用性を保っており、漢学的な知は忠孝論に限定されるものではなく、実績に基づく人材の配置（メリトクラシー）と結びついていたと考えられる。

## ○第2章の成果

第2章では「教育令」期における漢文教育の形成を検討した。

第1節では、『東京学士会院雑誌』の構成や記述を中心に明治10年代の漢学の状況や漢文教育論、漢文教育をめぐる時代背景を検討した。特に『東京学士会院雑誌』において漢文についての論文を多数執筆していた中村正直と西村茂樹の言説に注目し、分析を行なった。そこから、明治10年代には急速な欧化政策の反動や西南戦争など世相の混乱の影響からか儒学再評価の世論が強まるなかで、漢文が再評価されたいっぽうで、この時期も「学制」期から引き続いて国民道徳や国語の必要性が主張されており、近世の漢学やそこで行われていた漢文学習文化がそのまま再評価されたわけではないことを指摘した。また、この時期の中等教育での漢文重視の背景には漢学の影響が存続していたことや、中学校の性格上西洋の学校制度で古典学が重視されていたことに倣うと、和漢の学を採用することが当時としては現実的であったことも指摘した。

第2節では、「教育令」期に公布された「小学校教則大綱」やそれに準拠した初等教科書を分析し、「教育令」期の初等教育における漢文教育の形成を検討した。「教育令」期には教育課程において「漢文」の文言が見い出せるようになり、また初等教科書で近代的な編集型漢文教科書が作られ始めた時期であった。この時期の初等教育においては教科書文体として漢文訓読体が多く採用されていたことと、和文から漢文へ、というように、学習する文体の段階化がなされていたことを指摘した。

第3節では、「教育令」期に公布された「中学校教則大綱」や中学校「和漢文」科で用いられた教科書に着目し、「教育令」期の中等教育における漢文教育の状況を検討した。この時期に編纂された和文教科書である『和文読本』の「緒言」では漢文の不便が批判され、それに対して口語と文語の差を減らすための「和文」の有用性が主張されている。だが『和文読本』における「和文」は同時期の小学校教科書において「和文」と呼ばれている文体（「漢字仮名交り文」）とは異なり、当時の実用語や日用文からは距離があるもので、国学系統の文章観（具体的には中古文や中世文）を引き継いだものであった。そのため『和文読本』の「緒言」の主張や「文部省指令授業要旨」（明治15年）の「和漢文」の定義とは別に、「和漢文」の学習内容は「和文」と「漢文」のいずれも知識層の教養としての性格を残しており、近世から続く和漢の学の系統を受け継いでいたことを指摘した。

これら第2章の検討を踏まえると、正則学校の外で漢学塾が存続していたことと、特に中学校では漢籍中心の教育が行なわれていたことが「学制」期から継続していた一方で、「教育令」期からは初等教育で学習する文体の規定がなされ始め、また小学校中等科・高等科の教育課程に漢文が正式に採用され、そこで近代的な編纂型漢文教科書が作られ始めたことが「教育令」期の大きな特色として指摘できる。その編纂方式は旧来の漢籍の抄本や『蒙求』といった説話集の系統ではなく、「学制」期に登場した『小学読本』の型と共通している。この時期の中学校ではまだ丸本教科書が用いられていた状況において初等教育で先に編纂型漢文教科書が登場した理由としては、「教育令」期には教育内容の面でまだ「初等」「中等」の概念が未定着であったことや、政府が義務教育普及の必要から中等教育よりも初等教育の整備が優先されたことと関連していると考えられる。「学制」と比較すると、「教育令」は文言上メリトクラシー的傾向が少ない。これは、急速な欧化政策による世相混乱、つまり旧特権階級の没落などの格差社会や西南戦争などといった社会背景を受けての反動で漢学的道徳再評価の声が出たことと、教育政策上も「学制」「第一次教育令」が示した急速な近代化の反動があらわれたことが関連しているといえる。「教育令」期では文体面で漢文や漢文訓読体の有用性が保たれていたのは、「小学校教則大綱」や「中学校教則大綱」の内容からも明らかであった。しかしながら、『東京学士会院雑誌』の漢文教育論では儒教道徳や漢文の再評価が見い出せる一方で、その教授方法の改良や漢文に代わる通用文・国語の必要性をも指摘されていたこと（第1節）、小学校用として丸本ではない近代的な編集型漢文教科書である漢文教科書『小学中等読本』が登場したこと（第2節）を踏まえると、結果としては「教育令」期に旧来の漢学がそのまま再び栄えることはなくななどから、むしろ漢文教育の近代化は確実に進んでいたことが明らかであった。儒教道徳や漢文の再評価が

なされた「教育令」期は、「学制」期よりも現実的な教育政策が取り入れられたと考えた方が正確であると考えられる。中等教育は「和漢文」科の時代で、中等教育制度の整備・普及はまだ本格的には進展しておらず、旧来と同じ丸本教科書が用いられており、「教育令」期も漢学塾は存続していた。この「教育令」期は主に正則の初等教育を中心として、漢文教育の近代化が確実に進展した時期であったといえる。

### ○第3章の成果

第3章では明治19年公布「中学校令」から明治35年「中学校教授要目」までの教育法令上の漢文の位置や文学運動における漢文の状況を適宜踏まえつつ、この時期に新たに登場した秋山四郎編纂漢文教科書の推移、深井鑑一郎編纂漢文教科書、中等国語教科書、尋常小学読本（明治36年国定第一期）との分析比較を行なった。

まず、第1節において「学校令」（明治19年）公布から「中学校教授要目」（明治35年）までの教育課程における漢文の位置づけを確認した上で、第2節では全学年の学習内容を網羅した編集型漢文教科書として文部省検定認可第一号となった秋山四郎編『中学漢文読本』（明治27年初版・明治29年訂正再版）に着目し、その編纂方針を分析、また改訂版である『第一訂正中学漢文読本』（明治33年初版・明治34年訂正再版）との比較を通して、その編纂方針の推移を検討、中学校漢文教育の形成を考察した。『中学漢文読本』では学校制度・教育課程に応じた構成が行なわれたこと、また『第一訂正中学漢文読本』ではその教材の段階化・多様化がさらに進められたことが明らかとなった。この改訂によって、『第一訂正中学漢文読本』では歴史や漢文学の教授書というよりも、学校制度や現実社会に対応した中学生向けの漢文読本という性格が強まったことを指摘した。

第3節では国語科成立期の漢文教授法の形成について検討することを目的とし、秋山四郎編『漢文教科書』巻之一～五（金港堂刊・明治34年初版・明治35年訂正再版）とその教師向け指導書である『漢文教科書備考』（金港堂刊・明治35年出版）の分析を行なった。分析から、「国語及漢文」科の成立期において秋山四郎編『漢文教科書』と『漢文教科書備考』ではヘルバルト教授理論という近代的教授法の導入が試みられたこと、その一方で「素読」「講釈」「会読」といった近世漢学独自の学習方法は批判されていたことを検討した。学校制度に沿った漢文教育の体系化の過程において、素読などの近世漢学の学習文化は継承されず、漢文教育は実用的な漢文の学力の育成、あるいは「科挙的メリトクラシー」へと役割を変容させることになったことを指摘した。

第4節では『第一訂正漢文教科書』（明治41年第五版）に着目し、「国語及漢

文」科の学習内容が確立された明治 35 年「中学校教授要目」公布後の秋山四郎編纂漢文教科書の編纂方針の推移を検討した。漢文教育史の先行研究においては、『第一訂正漢文教科書』が刊行された明治 30 年代後半の漢文は存在の危機に対処するために古色蒼然とした国体論が強められることになったと指摘される傾向が存在する。だがこの『第一訂正漢文教科書』では日本漢文教材として地理や科学、紀行などの文章が増やされており、「国体論」以外の要素が取り入れられていたことが明らかとなった。このことは明治 30 年代後半から明治 40 年頃は「漢文＝古典科目」と見なす漢文観や近世の漢学からは遠ざかり、現実社会に対応した漢文の位置づけが模索されていた時期であったと考えることができる。

第 5 節では、秋山四郎編纂漢文教科書の比較史料として、検定認可第一号の秋山四郎編『中学漢文読本』に次いで検定認可を受けた深井鑑一郎編纂『撰定中学漢文』に着目し、その編纂の過程を検討した。具体的には『撰定中学漢文』の編纂方針について、『中学漢文』との比較から検討を行ない、『漢文教授法』『和漢文質疑問答』から編纂者・深井鑑一郎の漢文教科書に関する言説を分析した。

『漢文教授法』において深井が提起した丸本漢文教科書の問題は、①学年・授業時数といった学校制度に適応すること、②「国語との連絡」があるもの、の二点に要約できる。この問題の解決策として、深井は『和漢文質疑問答』では従来の漢文丸本教科書の使用状況に沿って日本漢文から中国漢文へ、という教材配列を採用している。また難易度順による教材配列という観点から、従来初学者用教材であった『日本政記』を中級者用に位置づけ直した。この教材配列の方針は、深井が初めて検定認可を受けた『撰定中学漢文』とその雛形であった『中学漢文』の編纂方針とも共通するものであった。以上の分析から、深井鑑一郎編纂『撰定中学漢文』は近代的編集型教科書という新しい体裁を採っているが、その出典は旧来の丸本教科書の使用状況を踏まえつつ、難易度を基準とした再構成が行なわれていたことが明らかになったといえる。

第 6 節では、第 3 章でとり上げた編集型漢文教科書のなかから、メリトクラシー思想に関連すると考えられる教材を具体的にとり上げ、その内容を分析した。明治 30 年代の国語科成立期に編纂された、出典が多様化した時期の漢文教科書にメリトクラシー教材が見られた。そのなかでも西国立志篇の自序や広瀬淡窓の漢詩などの例から、漢学由来のメリトクラシー思想を指摘とした。

第 7 節では、落合直文編『訂正中等国語読本』をとり上げ、秋山四郎編漢文教科書の編纂方針との関連を検討した。国語教科書と漢文教科書には実用的な文章から古文へ、易から難へ、学年段階の応じた教材配列の方法などで編纂方針の共通性が見出せる箇所が明らかとなった。また第一学年用の総合科目的な内容で構成されていること、修身教材では学業奨励の内容が採用されているこ

とを指摘した。この時期の漢文教科書の内容が多様化し、他教科（特に国語）との関連が図られた一方、「国語」科の成立で旧来の国学系の教科書からの脱却が進んだ分、国語教科書のなかにも漢文系統の教材が採用されている。このことから、教育課程上「国語」重視の方針が示される反面、まだ漢籍の内容や漢文体が有用性を保っていたことが指摘できる。

第8節では、『尋常小学読本』（第一次国定読本）の文章教材に着目し、それと本章の分析で用いた漢文教科書の内容との接続を検討した。本節で検討した『尋常小学読本』（国定第一期）と秋山四郎編『第一訂正漢文教科書』の編纂方針は、①学年段階に対応した教材の配列が行なわれていること、②『第一訂正漢文教科書』巻之一では、『尋常小学読本』と同様に地理・理科など他教科の内容の教材が収録されていること、③隣接する学課の内容が関連した配列がなされていること、の3点で関連性が指摘できる。しかしながら、『尋常小学読本』で収録されている実業や公民（国民教科）の教材が漢文の教科書では採用されていないことも明らかとなった。

#### ○第4章の成果

第4章では第1・2・3章の検討を踏まえて、明治期の近代的漢文教育形成過程における「漢学的な知」の継承された面と拓かれた面について、主に本研究の仮説であるメリトクラシー（業績主義）との関連を中心に考察した。さらに、そのメリトクラシー的な「漢学的な知」によって養成されていた学力の内実や、その教育史的な意義についても考察を行なった。

まず第1節において、近代的な編集型漢文教科書において継承された「漢学的な知」として、歴史書の系統を指摘した。「学制」期から明治30年代までの漢文教科書の内容は『日本外史』『史記』『十八史略』といった歴史書の系統、あるいは『文章軌範』『唐宋八大家文』といった範文集や『孟子』が学年段階ごと継承されていたためである。それは、秋山四郎と深井鑑一郎の編集型漢文教科書にも共通していたが、秋山本では、次に、拓かれた「漢学的な知」として、近代的な編集型漢文教科書に見られる難易度順の教材配列方法と、男子中学生に向けた志気の養成や向学心、勤勉性との関連した漢文教材を指摘し、そこに明治期に進展した近代的漢文教育のメリトクラシー的傾向が看取できることを考察した。

第2節では、日本の近代的漢文教育において養成された漢文の能力について、教育制度や漢文教科書の内容、あるいは中国の科挙制度における漢文の学力をも参考としながら検討した。そこで、近代的漢文教育においては、漢文の読み書き能力が養成されていたことを指摘したが、近代国家の国民共通語としての役割を担った国語とは別に、漢文の言語能力には文化資本としての役割を有し

ていたことを考察した。

第3節では、能力主義的な教育制度が用いられた近世漢学塾の例として豊後日田・広瀬淡窓の咸宜園に着目し、近代のメリトクラシーとの類似点・相違点を指摘した。まず、両者の共通点は、学習内容の段階化や試験制度・等級を採用し、漢作文の学力を養成したことが挙げられる。一方、相違点としては、近代のメリトクラシーとは異なって咸宜園の能力主義教育はあくまで塾内での序列・塾生同士の競争に終始しており、塾外での幕府・諸藩や商家などの任用制度とは直接的には接続していなかったことが挙げられる。

以上のように、第4章では明治期における近代的漢文教育形成過程における「漢学的な知」の特色を考察した。本研究では詳細に漢文教科書の推移を分析したが、漢文教材自体は内容面では劇的な変化はあまりなく、基本的には丸本教科書として用いられていた史書の内容がそのまま再編成された部分が多い。そのため、「漢学的な知」の継承された面と拓かれた面は、どちらも概ね史書の系統という点で関連しているといえる。そしてその史書の意義としては、指導者にふさわしい身の処し方を学び問うための素材としての歴史の知識という意義と、文語文の規範や語彙の供給源となる言語運用能力としての意義という2つの点で、文化資本としての役割を有していたことが指摘できる。

## 第2項 本研究の成果と意義

ここで、本研究の総括を試みる。本研究の成果を要約すると、以下のようになる。

(1) 近代的な編集型漢文教科書に継承された「漢学的な知」としては、歴史書の系譜が挙げられる。「学制」期から明治30年代までの漢文教科書の内容は、『日本外史』『史記』『十八史略』といった歴史書の系統、あるいは『文章軌範』『唐宋八大家文』といった範文集や『孟子』が継承されていたといえる。これらは近世漢学における漢作文用例文集の流行、あるいは「左国史漢」の教養や『日本外史』の流行が近代的漢文教育に継承されたと考えられる。そして、この「漢学的な知」における「左国史漢」以来の歴史書の系統は、文化資本としての意義を有していたといえる。つまり、歴史書の系統の「漢学的な知」が、指導者としての処世の知恵となり、また指導者としてふさわしい「話す」「書く」などの言語表現を行なう上での語彙やモチーフの典拠となっていたということである。この歴史書の系統という丸本時代の漢文教材観と、それを用いた漢作文の能力養成という漢文教育観を、近代的な編集型漢文教科書は継承していた。しかしながら、編集型漢文教科書には編纂者による性格の違いも存在していた。

秋山四郎編纂本では歴史書を継承しつつも低学年用の巻において開化的知識が豊富に取り込まれ、漢文を媒介とした西洋文明や時事問題の学習を志向する特徴が加えられた。一方で、深井鑑一郎編纂本はあくまで従来の歴史書や模範文を中心に編纂される傾向にあった。

(2) 近代的な漢文教育において拓かれた「漢学的な知」の特徴として、特に本研究の仮説であり、また当時の中学校の教育制度とも深く関連していたメリトクラシー（業績主義）思想の面を指摘した。

拓かれたメリトクラシー的特色として、第一に業績主義的な教材配列方法が指摘できる。編集型漢文教科書において採用された、ジャンルや年代順、著者別よりも難易度順を優先した教材の配列方法は、科挙試験用の学習参考書として編纂された、宋の謝枋得編纂の『文章軌範』との共通点が指摘できる。「科挙」というメリトクラシーに沿って採用された『文章軌範』の難易度順の配列方法が、明治期編集型漢文教科書に採用されていたところに、明治期に進展した近代的漢文教育のメリトクラシー的傾向が看取できると考えられる。

第二に、明治30年代の中学校用編集型漢文教科書に新たに採用された教材が指摘できる。明治30年代の編集型漢文教科書には、従来の「左国史漢」といった歴史書や名文集の系統とは別に、新たな漢文教材が多数採用され始めた。この「学校令」期に登場した編集型漢文教科書において、旧来の丸本教科書を典拠としない新しい教材にメリトクラシー思想が看取できるものが存在した。例えば、武士としての学業の必要性を説いた吉田松陰の「士規七則」、中村正直の啓蒙書「自助論」の序文、学生の学問修業を激励した広瀬淡窓の漢詩「桂林荘雑詠示諸生」などの例である。この時期の漢文教材に求められた役割においては、男子中学生に向けた志気の養成や向学心、勤勉性といったメリトクラシー思想との関連があるのではないかと考えられる。

「漢学的な知」の継承された面と拓かれた面は、どちらも概ね史書の系統という点で関連しているといえる。そしてその史書の意義としては、指導者にふさわしい身の処し方を学び問うための素材としての歴史の知識という意義と、文語文の規範や語彙の供給源となる言語運用能力としての意義という2つの点で、文化資本としての役割を有していたことが指摘できる。

本研究では当初、以下の仮説を設定していた。

○従来の漢文教育史研究においては、明治期の漢文教育が国語科の成立にともなって次第にその地位を低下させたことと、それに対応して漢文教育が国民道徳としての役割を担うようになったことがすでに指摘されている。だが、

従来の指摘ではまだ明らかにされていない漢文教育観の方に着目してみる必要がある。そこで、漢学的な教養から近代的な漢文教育に受け継がれた内容は「左国史漢」以来の歴史書の系統であり、一方の拓かれた面としてはメリトクラシーの思想が看取できると仮定する。

本論文では概ねこの仮説に沿って検討を進めた。従来の漢文教育史研究における明治期の漢文教育観は、国民道徳、特に忠孝教材という面で語られる場合があった。一方で本研究においては、従来あまり明らかにされていなかった明治期漢文教育のメリトクラシーの面に着目した。また、これまで指摘されることが少なかった初等教育や国語教科書と漢文教育との関連についても検討・考察を行なった。その結果として、明治期漢文教育の男子高等普通教育としての役割（具体的にはメリトクラシー思想）を実際に指摘することができたと考える。

## 第2節 研究の展望

本研究における今後の課題としては、確立した編集型漢文教科書の問題点、つまり、新しく登場した近代的な編集型漢文教科書が何をもたらしたのか、という課題が考えられる。秋山四郎の編集型漢文教科書では開化的知識が豊富に取り込まれるようになり、漢文を媒介とした西洋文明や時事問題の学習が志向されるようになった一方、深井鑑一郎の編集型漢文教科書は旧来の歴史書や模範文が収録されており、旧来の漢作文の能力養成を引き継いだものであったといえる。そういった漢文教科書の問題点、例えば、漢学を媒介として外国の文明を摂取していた明治前期は別として、明治末や大正時代に入ると、開化的知識は外国語や国語による摂取や研究が可能になる、また近代文学の発展や言文一致体の普及によって、旧来の漢学系の歴史書や範文集の実用性が低くなった。大正期には中学校教育の普及が進んだ。特に第一次世界大戦後には中学校が増設され、中学校教育の位置づけ自体がその時期に変動したと考えられる。そういった現実社会の変化のなかで、学校教育の保守性で継続して使用された編集型漢文教科書の内容は、中等教育の普及とともに親しまれた反面、新たな弊害や知のミスマッチを生み出したのではないかと考えられるのである。

それはすなわち、近代化の進展や学校教育制度、特に高等教育の発展により新たな文化資本として英語などの西洋語や理数の知識などが台頭・普及し、「漢学的知」のメリトクラシー的地位が変動したという問題である。それは主に漢

学の素養を問うていた明治初期までの高等教育機関の入学選抜試験が、やがて中学校のカリキュラムの対応した入試科目へと転換していったことからもうかがい知ることができる<sup>341</sup>。また、大正期の漢文の問題として、漢文の通用文体としての意味が変容したことが挙げられる。「国語」科の成立で漢文の通用語としての役割は弱まる。言文一致体が確立したことによって、修身や歴史を学習する上で漢籍を用いる必然性がなくなってきたことが挙げられる。さらに学問上「漢学」や「漢文」の価値が変動した問題も挙げられる。大正期には内藤湖南を始めとする京都学派の業績によって、新たな学問領域として東洋学や東洋史の概念が成立した<sup>342</sup>。それは明治期までの漢学の内容が再構成され、近代的な人文科学へと移行したことを意味しているといえる。さらに大正期には旧制高等学校を中心として、漢学に代わる新たなエリートの教養が登場した。それはすなわち大正教養主義の思潮であり、具体的にはドイツ文学やマルクス主義といった西洋の文学や思想を重んじる学生文化であった。この思潮は大学教育の大衆化が進んだ1970年前後まで、学生の規範文化としての価値を有していたといわれている<sup>343</sup>。

以上のように、漢学・漢文をめぐる時代情勢が変化した大正期において、漢文教育はどのような反応を示したのだであろうか。大正期以降の漢文教育史に着目することは、本研究で検討した明治35年の「中学校教授要目」と編集型漢文教科書の成立という近代的漢文教育の確立が包含していた課題を明らかにすることにつながると考えられるが、これは今後の研究課題であるといえる。

最後に、明治期漢文教育史研究の今日的な意義について述べておきたい。

本研究で検討した明治時代の漢文教育は、現在行なわれているところの古典学習としての漢文教育観とは異なるものである。当時と現在では社会制度や学校制度などが大きく異なるため、明治期の漢文教育の教材や手法を直接現在に持ちこむことが不可能であるのは言うまでもない。その一方で、今日において漢文教育に従事する授業実践者が漢文教育の歴史的な役割を考察しておくこと自体は、間接的にせよ漢文学習・指導上有意義であるといえるのではないだろうか。例えば今日の授業者が、授業を行なう上で差し当たり必要となる句法や内容理解、授業実践の開発のみから「なぜ今漢文を学ぶのか」という動機を得ることは困難である。「伝統的な言語文化」を学習するための動機を得るには、漢文教育の意義を授業者一人ひとりが自覚し問いかけることが不可欠であるといえる。その点において、漢文教育史を知ることの意義があるのではないかと

---

<sup>341</sup> 広田照幸「近代知の成立と制度化」（歴史学研究会・日本史研究会編『近代の成立』東京大学出版会 2005年 p.265）参照。

<sup>342</sup> 内藤湖南研究会編『内藤湖南の世界—アジア再生の思想』河合出版 2001年

<sup>343</sup> 竹内洋『教養主義の没落—変わりゆくエリート学生文化』中公新書

考えられる。

## 参考引用文献一覧

### (ア)

- 赤塚忠他編『中国文化叢書 2 思想概論』大修館書店 1968 年  
天野郁夫『日本の教育システム』東京大学出版会 1994 年  
天野郁夫『教育の近代化 日本の経験』玉川大学出版部 1997 年  
天野郁夫『学歴の社会史 教育と日本の近代』平凡社ライブラリー 2005 年  
天野郁夫『教育と選抜の社会史』ちくま学芸文庫 2006 年  
石川謙『近世日本社会教育史の研究』青史社 1976 年  
石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』湘南社 2009 年  
今鷹真訳注『鑑賞中国の古典 第 15 卷 蒙求』角川書店 1989 年  
井上越著・古田東朔編『国定教科書編集二十五年』武蔵野書院 1984 年  
井上敏夫『教科書を中心に見た国語教育史研究』溪水社 2009 年  
井上敏夫編『国語教育史資料 第二卷 教科書史』東京法令 1981 年  
井野邊茂雄『新訂維新前史の研究』中文館 1941 年  
稲垣忠彦『明治教授理論史研究』評論社 1995 年  
稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社 1971 年  
井波律子訳注『鑑賞中国の古典 第 14 卷 世説新語』角川書店 1988 年  
イ・ヨンスク『「国語」という思想』岩波現代文庫 2012 年  
上田万年著・安田敏朗校注『国語のため』平凡社 2011 年  
宇野精一『宇野精一著作集』明治書院 1986-1990 年  
打越孝明「中学校漢文科存廃問題と世論—明治三十四年「中学校令施行規則」  
発布前後—」『早稲田大学教育学部学術研究（教育・社会教育・教育心理・体  
育学編）』39 早稲田大学教育学部 1990 年  
打越孝明「明治三十年代後半の中学校漢文教育存廃論争について—第七回高等  
教育会議への廃止建議をめぐって—」『皇學館論叢』24（5）皇學館大学人文  
学会 1991 年  
海原徹『広瀬淡窓と咸宜園』ミネルヴァ書房 2008 年  
大久保利謙『明六社』講談社学術文庫 2007 年  
大久保利謙『明六社考』立体社 1976 年  
大久保利謙編『森有禮全集 第一卷』『森有禮全集 第二卷』宣文堂書店 1972 年  
奥田真丈監修『教科教育百年史』建帛社 1985 年  
小倉紀蔵『朱子学化する近代日本』藤原書店 2012 年

### (カ)

- 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』厚徳社 1965 年

- 海後宗臣・仲新『教科書でみる近代日本の教育』東京書籍 1979年
- 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第四巻 国語 (一)』講談社 1968年
- 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会 1968年
- 甲斐雄一郎『国語科の成立』東洋館出版社 2008年
- 開国百年記念文化事業会編『日米文化交渉史第三巻宗教・教育編』原書房 1980年
- 影山昇『日本近代教育の遺産』第一法規 1975年
- 加地伸行『儒教とは何か』中公新書 1990年
- 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成 第1巻』不二出版 2013年
- 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成 第2巻』不二出版 2013年
- 加藤国安編・解説『明治漢文教科書集成 別冊1』不二出版 2013年
- 加藤徹『漢文の素養 誰が日本文化をつくったのか?』光文社新書 2006年
- 勝部真長・渋川久子『道德教育の歴史修身科から「道德」へ』玉川大学出版部 1984年
- 神辺靖光『明治の教育史を散策する』梓出版 2010年
- 唐木順三『現代史への試み』筑摩書房 1949年
- 唐澤富太郎『教科書の歴史—教科書と日本人の形成』創文社 1956年
- 唐澤富太郎解説『明治教育古典叢書 第Ⅱ期 解説』国書刊行会
- 苅部直他編『「日本」と日本思想』岩波書店 2013年
- 苅部直他編『場と器—思想の記録と伝達』岩波書店 2013年
- 苅部直他編『儀礼と創造—美と芸術の原初』岩波書店 2013年
- 北戸若雄『明治の教育ジャーナリズム』大空社 1990年
- 木村淳「『故事新編』における〈女媧〉と〈老子〉」『二松学舎大学人文論叢』六五号 2000年
- 木村淳「漢文教科書における知識的教材—明治初期から明治三十年代まで」『中国近現代文化研究』九号中国近現代文化研究会編・発行 2007年
- 木村淳「明治二十年代における漢文教科書と検定制度」『中国近現代文化研究』十号中国近現代文化研究会編・発行 2009年
- 木村淳「文部省の教科書調査と漢文教科書—『調査済教科書表』を中心に—」『日本漢文学研究』第5号二松学舎大学日本漢文教育研究プログラム 2010年
- 木村淳「漢文教科書の修正意見—明治三十年代前半を中心に—」『中国近現代文化研究』第12号中国近現代文化研究会編・発行 2011年
- 木村匡『井上毅君教育事業小史』安江正直 有田利雄 1895年
- 木村匡『明治教育古典叢書 第2期 31 井上毅君教育事業小史』国書刊行会 1981年
- 木村元編著『人口と教育の動態史』多賀出版 2005年

木村元編著『日本の学校受容 教育制度の社会史』勁草書房 2012年  
木野主計『井上毅研究』続群書類従完成会 1995年  
教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第1-13巻 教育資料調査会 1964  
-1965年  
教科書研究センター編『旧制中等学校教科内容の変遷』ぎょうせい 1984年  
近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第1-35巻 大日本雄  
弁会講談社 1956年  
梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿 井上毅先生伝』木鐸社 1996年  
梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』木鐸社 2000年  
梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社 1992年  
國學院大學日本文化研究所編『井上毅と梧陰文庫』汲古書院 2006年  
小股憲明『近代日本の国民像と天皇像』大阪公立大学共同出版会 2005年  
古田島洋介「日本漢詩文の衰亡曲線」『東アジア比較文化研究(5)』東アジア比較  
文化国際会議日本支部 2006年 pp.68-79  
小森陽一他『岩波講座近代日本の文化史 5 編成されるナショナリズム』岩波書  
店 2002年  
小山静子『子どもたちの近代学校教育と家庭教育』吉川弘文館 2002年

(サ)

坂井雄吉『井上毅と明治国家』東京大学出版会 1983年  
齊藤智朗『井上毅と宗教：明治国家形成と世俗主義』弘文堂 2006年  
相良亨『日本の儒教Ⅱ』ぺりかん社 1996年  
佐藤健二『歴史社会学の作法』岩波書店 2001年  
重久篤太郎『お雇い外国人⑤教育・宗教』鹿島出版会 1979年  
園田英弘他編『士族の歴史社会学的研究』名古屋大学出版会 1995年

(タ)

高木まさき「『学読本』卷之四・五の研究—その構成と出典の検討を通して—」『国  
語科教育』47 全国大学国語教育学会 2000年 pp.57-64  
武田勘治『近世日本学習方法の研究』講談社 1968年  
田坂文穂『明治時代の国語科教育』東洋館 1969年  
多田建次『日本近代学校成立史の研究』玉川大学出版部 1988年  
田中三郎編著『国語科教育学』ミネルヴァ書房 1985年  
竹内洋『日本のメリトクラシー構造と心性』東京大学出版会 1995年  
陳力衛『和製漢語の形成とその展開』汲古書院 2001年  
築島裕『国語の歴史』東京大学出版会 1977年

築島裕他『岩波講座日本語 10 文体』岩波書店 1977 年  
土屋道雄『国語問題論争史』玉川大学出版部 2005 年  
土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書 1968 年  
筒井清忠編『歴史社会学のフロンティア』人文書院 1997 年  
富安慎吾「漢文教育史による対話についての試論」『国語教育論叢』20 号島根大  
学教育学部 2011 年 pp.1-13

(ナ)

仲新『近代教科書の成立』日本図書センター 1981 年  
永井道雄『近代化と教育』東京大学出版会 1969 年  
中内敏夫『軍国美談と教科書』岩波新書 1988 年  
中島太郎『近代日本教育制度史』岩崎書店 1966 年  
中村春作『江戸儒教と近代の「知」』ぺりかん社 2002 年  
中村春作『近代日本の成立』ナカニシヤ書店 2005 年  
中村春作他編『「訓読」論—東アジア漢文世界と日本語—』勉誠出版 2010 年  
中村春作他編『続「訓読」論—東アジア漢文世界の形成—』勉誠出版 2010 年  
中村幸彦校注『日本思想大系 59 近世町人思想』岩波書店 1975 年  
西尾豊作『子爵田中不二麿伝』大空社 1987 年  
日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』平凡社 1971 年  
野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房 1994 年  
野口伐名『文部大臣井上毅における明治国民教育観』風間書房 2001 年  
野地潤家編『国語教育史資料 第一巻 理論・思潮・実践史』東京法令 1981 年  
滑川道夫『日本作文綴方教育史 1 〈明治篇〉』国土社 1978 年  
滑川道夫『日本作文綴方教育史 2 〈大正篇〉』国土社 1978 年  
滑川道夫編『国語教育史資料 第三巻 運動・論争史』東京法令 1981 年

(ハ)

芳賀矢一・杉谷代水編 益地憲一校訂『作文講話及び文範』講談社学術文庫 1995  
年  
幕末維新时期漢学塾研究会編『幕末維新时期漢学塾の研究』溪水社 2003 年  
橋本暢夫『中等学校国語科教材史研究』溪水社 2002 年  
長谷川滋成『漢文教育史研究』青葉図書 1984 年  
浜本純逸『本居宣長の国語教育「もののあわれをしる」心を育てる』溪水社 2002  
年  
浜本純逸「漢文教育の成立過程——一八五〇年代～一九〇二（明治三五）年——」『国  
語教育史研究』第 13 号 2012 年 pp.1-26

早川光三郎訳注『新釈漢文大系第 58 卷蒙求（上）』明治書院 1973 年  
早川光三郎訳注『新釈漢文大系第 59 卷蒙求（下）』明治書院 1973 年  
久木幸男「明治儒教と教育—1880 年代を中心に—」『横浜国立大学教育紀要』  
第 28 集横浜国立大学教育学部 1988 年 pp.251-270  
久木幸男「明治儒教と教育（続）—世紀転換期を中心に—」『横浜国立大学紀要』  
第 29 集横浜国立大学 1989 年 pp.29-48  
広田照幸「近代知の成立と制度化」歴史学研究会・日本史研究会編『近代の成  
立』東京大学出版会 2005 年 pp.251-275  
藤田大誠『近代国学の研究』弘文館 2007 年  
藤本浩之輔『明治の子ども遊びと暮らし』東京書籍 1986 年  
古田東朔編『小学読本便覧第一巻』武蔵野書院 1978 年  
古田東朔編『小学読本便覧 第六巻』武蔵野書院 1983 年  
ヨゼフ・ピタウ『井上毅と近代日本の形成』時事通信社 1967 年  
文化庁編『国語施策百年史』ぎょうせい 2006 年

(マ)

増淵恒吉編『国語教育史資料 第五巻 教育課程史』東京法令 1981 年  
三浦叶『明治の漢学』汲古書院 1998 年  
峰岸明『変体漢文』東京堂出版 1986 年  
村上俊亮他編『明治文化史 第三巻 教育・道徳編』洋々社 1955 年  
明治文化研究会編『明治文化全集第十八巻教育篇』日本評論社 1967 年  
明治書院編『続日本文法講座 4 指導編』明治書院 1958 年 p.21  
目加田誠訳注『新釈漢文大系第 76 巻世説新語（上）』明治書院 1975 年  
望月久貴『明治初期国語教育の研究』溪水社 2007 年  
本居宣長『うひ山ぶみ』講談社学術文庫  
本山幸彦編『明治前期学校成立史』未来社 1966 年  
森岡健二『近代語の成立明治期語彙編』明治書院 1969 年  
森川輝紀『国民道徳論の道「伝統」と「近代化」の相克』三元社 2003 年  
森川潤『井上毅のドイツ化構想』雄松堂出版 2003 年  
百瀬孝著・伊藤隆監修『事典昭和戦前期の日本制度と実態』吉川弘文館 1990 年  
文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会 1972 年

(ヤ)

安居總子「国語科成立時における漢文（一）—検定期の漢文教科書を中心に—」  
『新しい漢字漢文教育』第 49 号全国漢文教育学会編 2009 年 pp.76-85  
安居總子「国語科成立時における漢文（二）—検定期の漢文教科書を中心に—」

『新しい漢字漢文教育』第 50 号全国漢文教育学会編 2010 年 pp.210-224  
安居總子「国語科成立時における漢文（三）―検定期の漢文教科書を中心に―」  
『新しい漢字漢文教育』第 51 号全国漢文教育学会編 2011 年 pp.69-80  
安居總子「国語科成立時における漢文（四）―検定期の漢文教科書を中心に―」  
『新しい漢字漢文教育』第 52 号全国漢文教育学会編 2012 年 pp.94-103  
山住正己校注『日本近代思想大系 6 教育の体系』岩波書店 1990 年  
山田孝雄『國語の中に於ける漢語の研究』寶文館 1940 年  
山田孝雄『國語尊重の根本義』白水社 1938 年  
山根安太郎『国語教育史研究―近代国語科教育の形成―』溝本積善館 1966 年  
山本正秀『近代文体発生の史的研究』岩波書店 1965 年  
山本正秀『言文一致の歴史論考』桜楓社 1971 年  
山本正秀『言文一致の歴史論考続篇』桜楓社 1981 年  
山本正秀編『近代文体形成史料集成発生篇』桜楓社 1978 年  
山本正秀編『近代文体形成史料集成成立篇』桜楓社 1979 年  
ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』小学館 1975 年  
吉家定夫『日本国学監デイビッド・マレー』玉川大学出版部 1998 年  
四方一瀨『「中学校教則大綱」の基礎的研究』梓出版社 2004 年

(ワ)

渡辺俊一『井上毅と福沢諭吉』日本図書センター 2004 年